

令和7年度

京都府包括外部監査報告書

令和8年3月

京都府包括外部監査人

公認会計士 白井 太郎



# 令和7年度京都府包括外部監査

## 監査テーマ

「収入確保策と未収金管理に関する事務の  
執行について」



## 目次

<b>第1 包括外部監査の概要</b> .....	- 1 -
1 外部監査の種類 .....	- 1 -
2 外部監査のテーマ .....	- 1 -
2.1 選定したテーマ .....	- 1 -
2.2 テーマの選定理由 .....	- 1 -
2.3 監査の対象期間 .....	- 2 -
3 外部監査の実施期間 .....	- 2 -
4 外部監査の方法 .....	- 2 -
4.1 監査の要点（着眼点） .....	- 2 -
4.2 監査対象項目と部局 .....	- 3 -
4.3 主な監査手続 .....	- 5 -
4.4 ヒアリングの実施状況 .....	- 6 -
4.5 指摘事項及び意見 .....	- 8 -
5 監査の視点 .....	- 8 -
5.1 合規性 .....	- 10 -
5.2 経済性、効率性、有効性（3E） .....	- 10 -
6 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格 .....	- 12 -
6.1 包括外部監査人 .....	- 12 -
6.2 外部監査補助者 .....	- 13 -
7 利害関係 .....	- 13 -
8 本報告書を読むに当たっての留意点 .....	- 13 -
<b>第2 京都府行財政の概要</b> .....	- 14 -
1 京都府の行財政改革の取組 .....	- 14 -
1.1 府民満足最大化プラン .....	- 14 -
1.2 府民満足最大化・京都力結集プラン .....	- 15 -
1.3 行財政改革プラン .....	- 16 -

1.4	京都府行財政運営方針	- 17 -
2	京都府の財政運営の状況	- 18 -
2.1	一般会計決算額推移	- 18 -
2.2	歳入決算額の推移	- 20 -
2.3	主な収入未済額の推移	- 23 -
<b>第3</b>	<b>収入確保策の取組</b>	<b>- 25 -</b>
1	府有資産(不動産)による収入確保策	- 25 -
1.1	貸付けの状況	- 29 -
1.2	貸付内容の妥当性の検証	- 31 -
1.3	定期借地権の活用	- 32 -
1.4	不動産の売却	- 33 -
1.5	監査の結果・課題等	- 37 -
2	行政財産による収入確保策	- 38 -
2.1	使用許可の状況	- 39 -
2.2	使用許可の妥当性の検証	- 39 -
2.3	府営住宅の活用	- 44 -
2.4	使用料減免適用(無償貸付け含む。)	- 45 -
2.5	監査の結果・課題等	- 49 -
3	ネーミングライツ等の広告による収入確保策	- 52 -
3.1	施設のネーミングライツ	- 53 -
3.2	その他の広告収入	- 56 -
3.3	他の自治体の取組	- 57 -
3.4	監査の結果・課題等	- 58 -
4	施設の使用料及び各種申請に係る手数料による収入確保策	- 58 -
4.1	使用料及び手数料の基本的な考え方	- 58 -
4.2	使用料及び手数料の改定について	- 60 -
4.3	具体的な使用料及び手数料の改定内容について	- 61 -
4.4	他の自治体の取組状況	- 63 -

4.5	監査の結果・課題等.....	- 63 -
5	納付・収納方法の多様化.....	- 64 -
5.1	公金収納を取り巻く環境.....	- 64 -
5.2	京都府における公金の納付・収納手段 .....	- 65 -
5.3	キャッシュレス決済方法採用に伴う費用について .....	- 73 -
5.4	新たな収納方法の採用プロセス .....	- 76 -
5.5	監査の結果・課題等.....	- 76 -
6	ふるさと納税やクラウドファンディング等の寄附収入確保策 .	- 77 -
6.1	寄附収入の概要.....	- 77 -
6.2	京都府の取組.....	- 85 -
6.3	京都府の特徴あるふるさと納税への取組 .....	- 95 -
7	その他 .....	- 112 -
7.1	遺贈.....	- 114 -
7.2	死因贈与.....	- 114 -
7.3	税務問題.....	- 114 -
7.4	他の自治体の取組事例.....	- 115 -
7.5	監査の結果・課題等.....	- 116 -
<b>第4</b>	<b>未収金管理の取組 .....</b>	<b>- 117 -</b>
1	債権の概要 .....	- 117 -
2	京都府の債権管理の取組と未収金の状況.....	- 118 -
2.1	債権管理の概要.....	- 118 -
2.2	債権管理の取組経緯.....	- 129 -
2.3	未収金の推移と内訳.....	- 130 -
2.4	未収金の状況.....	- 133 -
3	監査対象の個別未収金管理.....	- 136 -
3.1	中小企業経営基盤強化資金貸付返還金（特別会計） .....	- 136 -
3.2	高等学校等修学資金（貸付・過年度過払）返還金 .....	- 146 -
3.3	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金（特別会計） .....	- 176 -

3.4	府営住宅使用料、府営住宅等損害賠償金	- 196 -
3.5	府立病院未収金（病院事業会計）	- 227 -
3.6	国家賠償法に係る求償金	- 234 -
3.7	地域改善対策修学奨励事業等過払返還金	- 237 -
3.8	在日外国人無年金者緊急支援給付金返還金	- 241 -
3.9	心身障害者扶養共済制度掛金・保険金	- 246 -
3.10	桃山東合同宿舎使用料相当徴収金	- 255 -
3.11	通学費補助金過年度過払戻入金	- 259 -
<b>第5</b>	<b>総括と提言</b>	- 263 -
1	収入確保策	- 263 -
1.1	府有資産(不動産)による収入確保策	- 264 -
1.2	行政財産による収入確保策	- 265 -
1.3	ネーミングライツ等の広告による収入確保策	- 266 -
1.4	施設の使用料及び各種申請に係る手数料による収入確保策	- 266 -
1.5	納付・収納方法の多様化	- 267 -
1.6	ふるさと納税やクラウドファンディングの寄附収入確保策	- 268 -
1.7	収入確保に向けた取組姿勢（意識改革）	- 270 -
2	未収金管理	- 272 -
2.1	未収金の発生原因（性善説と性悪説）	- 272 -
2.2	未収金の網羅的把握	- 273 -
2.3	早期回収	- 274 -
2.4	債権回収のための滞納整理票作成	- 275 -
2.5	回収と不納欠損処分の判断	- 275 -
2.6	長期滞留債権の一元管理と専門職の配置	- 276 -

## 包括外部監査の概要

### 第1 包括外部監査の概要

#### 1 外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 1 項及び京都府外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 11 年京都府条例第 1 号）の規定に基づく包括外部監査

#### 2 外部監査のテーマ

##### 2.1 選定したテーマ

収入確保策と未収金管理に関する事務の執行について

##### 2.2 テーマの選定理由

京都府では、府政運営の羅針盤となる京都府総合計画に基づき、「あたたかい京都づくり」の実現に向けた取組を進めているが、こうした取組を着実に実施していくためには、強固な行財政基盤の構築が必要となる。

令和 6 年 3 月には「京都府行財政運営方針」が策定され、今後の行財政運営の方向性が示されているが、世界経済の不透明感が続き、国内でも原材料高や円安、人件費上昇による物価高が続いていることを踏まえれば、歳入面では不確実性が高い状況にある一方、歳出面では社会保障関係経費等の増加が見込まれることから、令和 10 年度には依然として収支不足が生じる見込みとなっている。

このような状況を踏まえ、今後の行財政基盤の強化に資するため、京都府の収入確保策及び未収金管理の現状や課題について分析・検証を行うことが有意義であると考え、今年度の包括外部監査のテーマとして選定した。

収入確保策については、自治体独自で拡大が可能と考えられる個人や企業からのふるさと納税の活性化、クラウドファンディングへの取組、使用料及び手数料の適正化による収入確保や納付方法の多様化、府有資産の活用のみならず貸付けや戦略的な売却の検討やネーミングライツ等の取組に着目し

て、それらの取組が実効性をもって適切に行われているかどうかについての分析・検証を行う。

また、未収金管理に関しては、平成 26 年度の包括外部監査において「未収金に関する事務の執行及び管理」をテーマとした監査が実施されたところではあるが、コロナ禍などその後の社会情勢の変化等を踏まえ、改めてその管理が適正に行われているかどうかについて分析・検証を行う。

### 2.3 監査の対象期間

京都府では、平成 31 年 3 月に策定された「行財政改革プラン」（平成 31 年度から令和 5 年度）にある「持続可能な財政構造の確立」及び令和 6 年 3 月に策定された「京都府行財政運営方針」（令和 6 年度から令和 10 年度）にある「財政規律～持続可能な財政構造の確立」を目標として、多角的な歳入の確保や自主財源の確保・多角的な財源の獲得を遂行するための取組を進めていることを踏まえ、原則、令和 6 年度を監査の主な対象期間とし、継続性のある取組が多い点を考慮して過年度及び令和 7 年度以降の取組も含めて分析・検証及び検討した。

## 3 外部監査の実施期間

令和 7 年 6 月から令和 8 年 3 月まで

## 4 外部監査の方法

### 4.1 監査の要点（着眼点）

京都府の収入確保策及び未収金管理に関する事務は、合規性、経済性・効率性・有効性(3E)の観点から適正に実施されているかを着眼点とした。収入確保策では、組織が一体となって有効に機能し、かつ効果・実績が認められ、持続可能な状況にあるかなどに着目した。未収金管理では、条例や規則等の整備状況や組織全体での網羅的な把握ができているか。早急な回収手続が円滑に進められるとともに適正な管理が遂行されているか。回収困難な未収金

については、費用対効果や公平性の観点から適切な不納欠損処分が円滑に進められているかなどに着目した。

## 4.2 監査対象項目と部局

### 4.2.1 収入確保策

収入確保策については、「令和6年度歳入歳出決算参考資料」を基に、一般会計における自主財源（使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入）の状況を確認した上で、京都府の「行財政改革プラン」及び「京都府行財政運営方針」に記載される財源確保のために取り組まれている項目（事業）や他の自治体で取り組まれている事例などを検討し、次の項目（事業）と対象部局・所管課を監査対象とした。

なお、下記の「その他」は、京都府での取組が認められない項目（事業）を監査人独自の視点で取り挙げている。

	項目（事業）	対象部局・所管課
1	府有資産（不動産）の定期借地権、貸付け、未利用資産の売却等	総務部・府有資産活用課
2	行政財産の使用許可、貸付け等の拡大及び使用料減免適用に関する見直し	総務部・府有資産活用課
3	ネーミングライツ（インターネット等有料広告を含む。）等の広告収入	総務部・府有資産活用課、各施設所管課
4	施設の使用料及び各種申請に係る手数料による受益者負担の適正化	総務部・財政課
5	納付・収納方法の多様化（クレジット等キャッシュレス化）	会計課、総合政策環境部・情報政策課
6	寄附収入の確保（ふるさと納税やクラウドファンディング等の活用）	個人版：総務部・総務調整課 企業版：総合政策環境部・総合政策室

		その他：文化施設政策監付
7	その他	各事業所管課

#### 4.2.2 未収金管理

未収金管理については、公債権及び私債権のうち、自力執行権のない私債権を中心に、金額的な重要性の視点から令和6年度末未収金残高が1,000万円以上の未収金及び事務の執行が放棄されることなく、適正に実施されているかという視点から過年度残高の増減のない未収金を対象とし、次の項目(事業)と対象部局・所管課を監査対象とした。

	項目(事業)	対象部局・所管課
1	中小企業経営基盤強化資金貸付返還金 (特別会計)	商工労働観光部・中小企業 総合支援課
2	高等学校等修学資金(貸付・過年度過払)返 還金	教育庁・高校教育課
3	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金 (特別会計)	健康福祉部・家庭・青少年 支援課
4	府営住宅使用料・府営住宅等損害賠償金	建設交通部・住宅政策課
5	府立病院未収金(病院事業会計)	健康福祉部・医療課
6	国家賠償法に係る求償金	警察本部・警察会計室
7	地域改善対策修学奨励事業等過払返還金	文化生活部・人権啓発推進 室
8	在日外国人無年金者緊急支援給付金返還金	健康福祉部・高齢者支援課
9	心身障害者扶養共済制度掛金・保険金	健康福祉部・障害者支援課
10	桃山東合同宿舎使用料相当徴収金	危機管理部・原子力防災課
11	通学費補助金過年度過払戻入金	教育庁・高校教育課

### 4.3 主な監査手続

#### (1) ホームページ閲覧

京都府のホームページ（以下「HP」という。）を閲覧し、「令和6年度決算概要（資料）」、「令和6年度歳入決算参考資料(京都府)」、「令和6年度京都府歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」等をはじめ、当該関係資料を入手し、また、総務省のHPや他の自治体のHPからの取組状況等を比較検討することで、京都府の収入確保策の課題を抽出し、各種情報の収集に努めた。

#### (2) 関係書類の閲覧

京都府の収入確保に向けて取り組む体制や現状について、各事業所管課より資料及びデータを入手し、現状の把握に努めた。また、他の自治体における関係資料の閲覧により比較検討し、結果や効果からの問題点や課題の検討を実施した。未収金管理については、京都府のこれまでの取組体制や現状を把握し、各事業所管課から未収金回収に係る規則・指針・方針・基準・要綱等の整備状況、未収金の把握状況、現在の回収状況、長期滞留債権の整理状況及び不納欠損処分の手続フロー等について、関係書類や資料の提供を受けるとともに、これらの通査・閲覧を通して、理解を深めるとともに問題点や課題の検出に努めた。

#### (3) 関係者への質問

関係書類の閲覧等を通じた理解のみでは不十分な点については、各事業所管課の担当者に直接質問をし、回答を得るという形で監査を進め、収入確保策及び未収金管理の課題の検出等に努めた。

#### (4) 現場視察

必要に応じて収入確保に関係する各施設や未収金管理を担う各事業所管課に赴き、視察や質問等による現場の現況把握により、京都府の取組に対する問題点や課題の検出等に努めた。

(5) 上記手続を通じて検出された問題点についての改善策等の検討

監査の主目的が問題点の検出にあることは言うまでもないが、それに留まらず検出された問題点をどのように改善するべきかについて提案・提言等を行うことも監査の重要な役割である。こうした監査の役割に留意しつつ、可能な限り改善策についての検討を加え、積極的に提案・提言に繋げられるように努め、課題解決に注力した。

(6) 過年度（平成 26 年度）京都府包括外部監査報告書のフォロー

平成 26 年度に実施された京都府包括外部監査報告書の「未収金に関する事務の執行及び管理について」を通査し、京都府の全体的な事項や個別事業の「指摘事項」や「意見」を踏まえ、現在に至るまで京都府の対応と現状について今回のテーマの監査実施を進めるに当たり、重複する部分についてフォローすることに努めた。

#### 4.4 ヒアリングの実施状況

本外部監査の実施に当たり、会計課、総務調整課、財政課、府有資産活用課、総合政策室、各未収金に係る事業所管課等を窓口とし、各取組事業の所管課及び各施設所管課へのヒアリングを実施するほか、各所管課からの資料提供により、各事業の取組状況の把握を行った。ヒアリング及び視察における確認の状況は次のとおりである。

ヒアリング日・ヒアリング先一覧（リモート参加含む。）

ヒアリング日	ヒアリング先	監査人・補助者
令和 7 年 7 月 11 日	財政課	監査人・補助者 1 人
令和 7 年 7 月 14 日	会計課	監査人・補助者 4 人
令和 7 年 7 月 14 日	総務調整課	監査人・補助者 2 人
令和 7 年 7 月 14 日	政策環境総務課 総合政策室	監査人・補助者 1 人

令和7年7月16日	文化施設政策監付	監査人・補助者2人
令和7年7月16日	府有資産活用課	監査人・補助者2人
令和7年8月22日	人権啓発推進室	補助者1人
令和7年9月3日	医療課	監査人・補助者1人
令和7年9月3日	家庭・青少年支援課	監査人・補助者1人
令和7年9月4日	住宅政策課	監査人・補助者1人
令和7年9月4日	高校教育課	監査人・補助者1人
令和7年9月8日	中小企業総合支援課	監査人・補助者1人
令和7年9月17日	警察会計室	監査人・補助者1人
令和7年9月24日	府有資産活用課	監査人・補助者1人
令和7年10月6日	家庭・青少年支援課	補助者1人
令和7年10月8日	府有資産活用課	補助者1人
令和7年11月6日	高校教育課	監査人・補助者1人
令和7年11月11日	住宅政策課	補助者2人
令和7年11月18日	医療課	監査人・補助者1人
令和7年11月20日	住宅政策課	監査人
令和7年11月28日	住宅政策課	監査人・補助者2人
令和7年12月2日	原子力防災課	監査人・補助者1人
令和7年12月2日	高齢者支援課	監査人・補助者1人
令和7年12月2日	障害者支援課	監査人・補助者1人
令和7年12月2日	中小企業総合支援課	監査人・補助者1人
令和7年12月5日	住宅政策課	監査人・補助者2人

視察日・視察先一覧

視察日	視察先	視察監査人・補助者
令和7年10月6日	山城北保健所（福祉課）	補助者1人
令和7年10月8日	本庁（1・2号・西別館、福利厚生棟、旧本館）、植物園	補助者1人

令和 7 年 11 月 18 日	洛南病院	監査人・補助者 1 人
令和 7 年 11 月 28 日	岩倉長谷、岩倉団地	監査人・補助者 2 人
令和 7 年 12 月 5 日	桃山伊賀、桃山日向、 小栗栖西、北後藤団地	監査人・補助者 2 人

#### 4.5 指摘事項及び意見

指摘事項及び意見は、「第 2 京都府財政の概要」以降に、各該当事項において、「指摘事項」又は「意見」として記載している。

##### 4.5.1 指摘事項

指摘事項とは、主に法規性に関する事項（法令、条例、規則、規定、要綱等に抵触する事項）、又は経済性、効率性及び有効性に関する事項のうち著しく重要性が高いと判断する事項であり、府において措置が必要と考えられるものである。

##### 4.5.2 意見

意見とは、指摘事項には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から事務の執行の合理化のために改善を要望する事項であり、府がこの意見を受け入れて何らかの対応を強く期待するものである。

## 5 監査の視点

包括外部監査とは、監査委員による監査を補完し、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、地方公共団体の事務処理に当たり、住民の福祉の増進のために最小の経費で最大の効果を挙げ（地方自治法第 2 条第 14 項）、組織及び運営の合理化と他の地方公共団体との協力により規模の適正化を図る（地方自治法第 2 条第 15 項）ことを達成するために、外部監査人が必要と認める特定の事業に対し実施する監査である。従って、地方自治体が作成する決算書等

の数値の正確性を全体として保証するものではないが、今回のテーマに関して、次の観点を中心に検証・検討することで、事務事業の改善・見直しの一助となることを期待する。

今後、少子高齢化に伴う人口減少や社会保障費の増加が想定されるなか、自治体においては自主財源の拡充と新たな財源確保、行財政改革によるコスト削減が急がれる。一般会計歳入決算額を見ると、府税、地方消費税清算金、地方譲与税や地方交付税が中心となり、府税の拡充及び便利な納付方法の導入により徴収率を高め滞納整理の強化が重要である。また、京都府が独自で確保に取り組む寄附収入などの自主財源の確保については、歳入全体からすれば規模が限定的であるものの、新規事業推進のための補完財源としての役割や、府民・企業参加型の事業推進の観点から戦略的な意義が増している。一方、支出を抑える取組として、業務の効率化・標準化、人件費の適正化や事業の見直しが挙げられる。

本報告書においては、京都府の「京都府行財政運営方針」（令和6年3月策定）にある次の視点を中心に記載する。

収入確保については、府有資産（行政財産・普通財産）の適切かつ有効な貸付け、利用の可能性がない未利用資産の売却等を含め、ネーミングライツ等の広告事業の実施等戦略的・効果的な利活用が進められているか、府立施設の使用料や各種手数料について受益者負担の原則に則り他の自治体や民間水準及び社会経済情勢の変化等を踏まえた設定・見直しが継続的に行われているか、多様な収納方法の導入により納期内納付率の向上や利便性向上に取り組まれているか、個人や企業からのふるさと納税やクラウドファンディング等の活用による財源確保策が積極的に取り組まれているか、他の自治体で取り組まれているが京都府で取り組まれていない事業がないか、といった視点で監査を実施した。

また、未収金については自治体に自力執行権がある強制徴収債権である府民税・事業税・不動産取得税・自動車税等税債権や税法準拠債権である公債権を除いた自治体に自力執行権がない私債権（税法非準拠債権）を中心に下

記の視点で監査を実施した。

### 5.1 合規性

合規性の観点から、地方自治体の事務・事業が法令、条例等に従って、適正に処理されているかどうかに着目して監査を行う。収入確保策については、法令、国の方針、府の条例、取扱基準、要綱等に従っているか、また、未収金管理については、京都府債権の管理に関する条例(平成23年京都府条例第28号)等に基づいて適法に処理されているか、ルールの順守と運用面から監査を実施した。

### 5.2 経済性、効率性、有効性(3E)

(1)「京都府行財政運営方針(令和6年度～令和10年度)」を踏まえ、次の視点で監査を実施した。

#### ①経済性

経済性とは、事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で財源確保に努めているかという視点で監査を行った。

#### ②効率性

効率性とは、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得られているかという視点で監査を行った。

#### ③有効性

有効性とは、事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、当初の目的を達成しているか、また、効果を挙げているかという視点で監査を行った。

(2) 上記を踏まえた具体的視点

本外部監査で、収入確保策及び未収金管理に関する具体的な視点は次のとおりである。

## ①収入確保策

- i) 京都府の自主財源による収入確保策の必要性について、職員に対して意識の醸成が図られているか。また、国の方針、指針等に沿った府の施策を策定し、条例、規則等に従い最大限の収入を得る行動を積極的に取り組んでいるか。
- ii) 府有資産（不動産）、行政財産の立地・面積のみならず利用状況などが網羅的、かつ、タイムリーに把握され、各部局が情報共有した上で有効に検討が進められ活用されているか。
- iii) 府有資産（不動産）の収入確保の経済的観点から貸付け、未利用資産の売却等が部局横断的かつ積極的に検討され、迅速に実行されているか。
- iv) 行政財産の使用許可及び使用料減免手続は、経済性・有効性・公平性の観点から適正に取り組まれているか。また、過去にとらわれず社会・経済情勢に対応した柔軟な取組が認められるか。
- v) ネーミングライツ等の広告が、経済性・有効性の観点から検討されているか。また、職員や府民に制度の存在や、ネーミングライツの可能性のある施設の名称や広告の媒体などが広く周知されているか。
- vi) 府立施設の使用料及び各種手数料は、受益者負担の観点から適切か。また、社会・経済情勢に対応した受益者負担金の見直しの取組が、継続的に実施されているか。
- vii) 納付<sup>1</sup>・収納<sup>2</sup>方法が多様化する中、京都府の取組の現状を踏まえ、府民の利便性及び京都府の事務事業の有効性・効率性の観点から、納付・収納方法、利用件数・利用金額及び費用対効果などについて多角的に検討されているか。
- viii) ふるさと納税（個人・企業）、クラウドファンディング等寄附事業について、京都府の現状を踏まえ、職員、府民及び企業が上記制度を積極的に活用され、広く周知されているか。また、効果が認められるか。

---

1 納税義務者が税金等を国や地方公共団体に自主的に支払う、支払う側の行為。

2 国や地方公共団体が、徴収した金銭や物品を受け入れて会計処理する一連の事務となり、受け取る側の業務。

ix)上記以外の観点で、監査人が他の自治体で取り組まれている収入確保策について、京都府に取組を推奨する収入確保策の検討を実施した。

## ②未収金管理

- i)未収金の回収時における手続が、法令、条例等に従い適正に行われているか。
- ii)未収金の発生を網羅的に把握し、適切に請求行為が行われているか。
- iii)収入未済額<sup>3</sup>を適時に把握し、適切に対応しているか。
- iv)長期滞留債権に対して、適切に回収対応策を講じているか。
- v)未収金管理体制（チェック体制）は適正に整備され、効率的に運用されているか。
- vi)未収金管理について情報システムを有効に活用しているか。
- vii)債務者間の公平性の観点から適切な運用がなされているか。
- viii)未収金の回収手続は（委託を含む。）、費用対効果の面から経済的かつ有効的か。
- ix)不納欠損処分は、法令、条例等に従い、タイムリーかつ適正に行われているか。
- x)過年度の監査結果（平成26年度）に対し、適切な措置が実行されているか。

## 6 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

### 6.1 包括外部監査人

公認会計士・税理士 白井太郎

---

<sup>3</sup> 収入未済額とは、地方公共団体などが調定（歳入の内容を調査し、徴収すべき金額を決定する行為。）したものの、会計年度が終了するまでに実際に収納されなかった金額。

## 6.2 外部監査補助者

公認会計士・税理士	浅野良治	
公認会計士・税理士	岸野将史	
公認会計士・税理士	四方浩人	
公認会計士・税理士	津田穂積	
公認会計士・税理士	中川正茂	
公認会計士・税理士	西村拓哉	(五十音順)

## 7 利害関係

京都府と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 8 本報告書を読むに当たっての留意点

- 1 図表等の数値については、四捨五入の関係で一致しない場合がある。
- 2 本報告書中の「未収金」は、京都府の個別具体的な事業で発生する役務に対する請求権、貸付金、過払返還金や賠償金等の債権を意味し、広く一般的に記載される「債権」と区別して記載しているが、概ね同義である。また、「未収金」は本来「収入未済額」と「調定していない未収金」（例えば、分割払いの債権で当年度に調定しない長期債権等）を併せたものであるが、本報告書中の「未収金」は「調定していない未収金」を除き、「収入未済額」と概ね同義で記載している。
- 3 本報告書中の「納付」と「収納」は支払う側の行為と受け取る側の業務であるため、概ね同義で記載している。

## 第2 京都府行財政の概要

京都府は、少子高齢化により社会保障関係経費の増加など大変厳しい行財政環境の中で府民サービスの維持・向上を目指すとともに、将来に府民の負担を先送りしないよう、府民本位の府政改革を推進してきている。持続的な行政サービスを維持するために、行財政改革の一環として次の収入確保のための取組を過年度から継続的に実施している。京都府の取組を示したプランや計画の経緯は、次のとおりである。

### 1 京都府の行財政改革の取組

#### 1.1 府民満足最大化プラン

京都府は、平成 21 年 3 月に策定した府民満足最大化プランにおいて、府民満足最大化に向けた五つの取組のうち、持続的・安定的供給の視点で以下のとおり記載している。

～

#### 5-3 府有資産の利活用

##### (1) 未利用資産

##### ①未利用資産の利活用促進

未利用資産を、より重点的に利活用ニーズを検討する物件（＝重要物件）と期限を切って利活用ニーズを検討し、なければ迅速な売却が適切な物件（＝その他の物件）に分け、府民ニーズを的確に把握する新たな利活用決定プロセスにより、NPO 等の活動支援への活用など、幅広い利活用を促進するとともに、売却に係る判断を迅速化します。

②府民満足の最大化実現のため、定期借地権方式等新たな利活用手法も導入します。

③未利用資産の利活用に当たり、施設の集約化による資産の効率的利用の推進と賃借施設の解消による賃借料節減の視点にも留意します。

##### (2) 利用中の資産

##### ①庁舎及び敷地等の有効活用

庁舎や敷地スペースを一層活用するため、NPO等のまちづくりの担い手育成の観点も含めた民間等への貸付を一層推進するとともに、庁舎等の府民開放について情報提供を一元化します。

## ②府有財産を活用した広告

パンフレット、刊行物、共同購入物品等への広告掲載や、ネーミングライツ（施設命名権）等について、積極的に推進し、収入を確保します。

～

## 5-5 地方財政制度の改正等財源確保

～

### (3)サービス水準を踏まえた使用料・手数料等の設定

営利目的、スポーツ・宿泊等目的の利用に係る使用料・手数料、公の施設の使用料や府税に係る減免規定、学校等の授業料、公舎等使用料等の水準について、サービスの性格や提供コスト、民間等同種料金の水準との均衡などの視点で見直します。

### (4)その他の歳入確保の強化

ネーミングライツ等による広告収入や府内宝くじ販売対策の強化のほか、多様な手法により歳入確保を図ります。

～

(出典：「府民満足最大化プラン（平成21年度～平成25年度）」平成21年3月京都府一部抜粋)

## 1.2 府民満足最大化・京都力結集プラン

京都府は、平成26年7月に策定した府民満足化・京都力結集プランにおいて、施策の展開方向と取組例を以下のとおり記載している。

～

## 2 多様な主体との連携・協働の進化

～

(2) 府民、企業、NPO、大学との連携・協働

<具体的な取組例>

- ◆ネーミングライツパートナーシップ制度の適用を拡大
- ◆府有施設等の屋根貸しにより民間の太陽光発電事業等を誘導
- ◆定期借地権方式により民間活力を導入（七条署跡地）

～

5 持続可能な財政構造の確立と人材の育成・強化

(1) 持続可能な財政構造の確立

<具体的な取組例>

- ◆税収等の確保
  - ・森林環境税の導入を検討、ふるさと納税を推進
  - ・京都地方税機構との連携により府税徴収率を向上

(出典：「府民満足最大化・京都力結集プラン」(平成 26 年度～平成 30 年度) 平成 26 年 7 月京都府 一部抜粋)

1.3 行財政改革プラン

京都府は、平成 31 年 3 月に策定した行財政改革プランにおいて、行財政運営の視点と具体的方策を以下のとおり記載している。

1 持続可能な財政構造の確立

～

(3) 多角的な歳入の確保

～

- ③府有財産は重要な経営資源であり、また、府民共有の財産であることから、定期借地権方式のさらなる導入や暫定利用としての駐車場の貸付け、広告収入の拡大など、様々な手法により効果的な利活用を進める。
- ④地域活性化のためのイベントやプロモーションなどについては、多くの方々の共感を呼ぶような工夫をこらし、クラウドファンディングの導入

を積極的に進める。

- ⑤府立施設の使用料や各種の手数料について、社会経済情勢の変化等を踏まえた受益者負担を検証し、負担の最適化を行う。

～

### 3 時代に即した府民サービスの提供

～

(2) ICT を活用した行政情報の提供等による府民サービスの向上

～

- ④税や府民利用施設の使用料について、クレジット納付の導入など利便性を向上させる。

～

(出典：「行財政改革プラン」(2019年度～2023年度) 2019年3月京都府 一部抜粋)

## 1.4 京都府行財政運営方針

京都府は、令和6年3月に策定した京都府行財政運営方針において、「あたたかい京都づくり」を支える強固な行財政基盤の構築を目指し、以下のとおり記載している。

～

## 2 財政規律 ～持続可能な財政構造の確立～

～

### (3) 自主財源の確保

～

- ②キャッシュレス納税の促進等により、納期内納付率の向上に加え、督促等に要する経費の削減に取り組む。また、京都地方税機構と連携した徴収率の向上等に取り組む。

- ③府立施設の使用料や各種の手数料については、受益者負担の原則に則り、他府県や民間の水準及び社会経済情勢の変化等を踏まえた設定・見

直しを行うとともに、納付方法の利便性向上に引き続き取り組む。

#### (4) 多角的な財源の獲得

①府政の推進に賛同いただける個人や企業からふるさと納税の更なる活用による財源確保や、クラウドファンディングの導入等を積極的に進める。

～

③府有資産は重要な経営資源であり、また、府民共有の財産であることから、全庁的にあり方を検討した上で、定期借地権方式や暫定的な貸付け、ネーミングライツ等の広告事業の実施等、民間の創意工夫を活かした様々な手法のほか、公共目的や暫定利用の可能性がない未利用資産の売却も含め、戦略的・効果的な利活用を進める。

～

(出典：「京都府行財政運営方針」(令和6年度～令和10年度) 令和6年3月京都府一部抜粋)

## 2 京都府の財政運営の状況

京都府は、「あたたかい京都づくり」を支える強固な行財政基盤の構築のため、収支不足の改善及び複雑・多様化する行政課題への対応のため、施策の新陳代謝や重点化を図るとともに、多角的な財源確保に向けた取組を進め、持続可能な財政構造を確立するとしている。そこで、京都府の近年の収支構造と歳入面の現況を概観する。

### 2.1 一般会計決算額推移

一般会計の決算額推移は、次のとおりである。

(図表 1) 一般会計 (単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入総額 A	1,220,817	1,356,661	1,210,875	1,079,809	1,087,634

歳出総額 B	1,202,475	1,342,848	1,194,804	1,062,500	1,078,394
形式収支 C=A-B	18,342	13,813	16,071	17,309	9,240
翌年度に 繰り越す べき財源 D	2,864	3,399	3,975	4,126	4,055
実質収支 E=C-D	15,478	10,414	12,096	13,183	5,185
前年度実 質収支 F	1,428	15,478	10,414	12,096	13,183
単年度収 支 G=E-F	14,050	△5,064	1,682	1,087	△7,998

(注)

C 形式収支：歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額のことである。

E 実質収支：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額を見るもので、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源（歳出予算の経費のうち年度内に支出が終わらない見込みのものを、翌年度に繰り越すことに伴い必要となる財源）を控除した額のことである。

G 単年度収支：実質収支は、前年度以前からの収支の累積であるのに対し、その影響を控除した単年度の収支のことである。

(出典：京都府 HP 監査人一部編集)

令和 3 年度の歳入総額 1,356,661 百万円をピークに、令和 5 年度の会計歳入総額は 1,079,809 百万円と減少傾向となっている。しかし、令和 6 年度の一般会計歳入総額は 1,087,634 百万円と好調な企業業績を反映した事業税等の増加により、前年度と比較して 7,825 百万円増加した。一方、歳出総額も令和 3 年度をピークに令和 5 年度は 1,062,500 百万円と減少傾向となったが、令和 6 年度は社会保障関係経費の増加や新型コロナ対策関連過年度国庫返還金の増加により、前年度と比較して 15,894 百万円増加した。令和 6

年度の形式収支は 9,240 百万円の黒字となっている。コロナの影響を除いた単年度収支は約 9 億円となった。

## 2.2 歳入決算額の推移

一般会計歳入決算額の推移は、次のとおりである。

(図表 2) 款別の収入状況

科目	年度	予算現額 (百万円)	調定額 (百万円)	収入済額 (百万円)	不能欠損額 (百万円)	収入未済額 (百万円)	予算現額に 対する 収入率(%)	調定額に 対する 収入率 (%)	調定額に 対する 収入未済 率(%)
府税	令和6年度	305,816	309,928	307,855	131	2,667	100.7%	99.3%	0.9%
	令和5年度	293,125	297,436	294,358	900	2,817	100.4%	99.0%	0.9%
	令和4年度	290,087	295,797	292,524	173	3,570	100.8%	98.9%	1.2%
	令和3年度	290,809	294,623	291,429	219	3,672	100.2%	98.9%	1.2%
	令和2年度	262,928	268,966	263,520	227	5,923	100.2%	98.0%	2.2%
地方消費税 清算金	令和6年度	128,222	128,222	128,222	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	令和5年度	122,665	122,665	122,665	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	令和4年度	123,442	123,442	123,442	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	令和3年度	118,396	118,396	118,396	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	令和2年度	108,701	108,701	108,701	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
地方譲与税	令和6年度	57,335	57,472	57,472	0	0	100.2%	100.0%	0.0%
	令和5年度	50,504	50,505	50,505	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	令和4年度	50,306	50,305	50,305	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	令和3年度	43,321	43,322	43,322	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	令和2年度	38,954	38,954	38,954	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
地方特例 交付金	令和6年度	6,218	6,218	6,218	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	令和5年度	1,117	1,117	1,117	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	令和4年度	1,173	1,173	1,173	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	令和3年度	1,261	1,261	1,261	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	令和2年度	1,370	1,370	1,370	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
地方交付税	令和6年度	202,879	203,872	203,872	0	0	100.5%	100.0%	0.0%
	令和5年度	195,508	195,508	195,508	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	令和4年度	190,664	190,664	190,664	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	令和3年度	210,005	210,005	210,005	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	令和2年度	168,425	168,425	168,425	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
交通安全 対策特別 交付金	令和6年度	270	276	276	0	0	102.1%	100.0%	0.0%
	令和5年度	284	284	284	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	令和4年度	320	320	320	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	令和3年度	362	362	362	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	令和2年度	386	386	386	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
分担金及び 負担金	令和6年度	1,515	1,568	1,552	1	15	102.5%	99.0%	1.0%
	令和5年度	1,481	1,510	1,495	2	13	101.0%	99.0%	0.9%
	令和4年度	1,456	1,520	1,508	2	11	103.6%	99.2%	0.7%
	令和3年度	1,441	1,427	1,415	2	11	98.2%	99.1%	0.1%
	令和2年度	1,423	1,446	1,434	2	10	100.8%	99.2%	0.7%

科目	年度	予算現額 (百万円)	調定額 (百万円)	収入済額 (百万円)	不能欠損額 (百万円)	収入未済額 (百万円)	予算現額に 対する 収入率(%)	調定額に 対する 収入率 (%)	調定額に 対する 収入未済 率(%)
使用料及び 手数料	令和6年度	10,873	10,949	10,735	9	206	98.7%	98.0%	1.9%
	令和5年度	10,904	10,934	10,729	1	205	98.4%	98.1%	1.9%
	令和4年度	11,060	11,042	10,843	8	191	98.0%	98.2%	1.7%
	令和3年度	11,176	11,278	11,089	4	184	99.2%	98.3%	1.6%
	令和2年度	11,345	11,401	11,215	2	184	98.9%	98.4%	1.6%
国庫支出金	令和6年度	125,421	94,662	94,662	0	0	75.5%	100.0%	0.0%
	令和5年度	160,354	128,692	128,692	0	0	80.3%	100.0%	0.0%
	令和4年度	306,962	262,857	262,857	0	0	85.6%	100.0%	0.0%
	令和3年度	443,728	359,275	359,275	0	0	81.0%	100.0%	0.0%
	令和2年度	305,754	233,892	233,892	0	0	76.5%	100.0%	0.0%
財産収入	令和6年度	2,018	2,056	2,056	0	0	101.9%	100.0%	0.0%
	令和5年度	1,782	1,801	1,801	0	0	101.1%	100.0%	0.0%
	令和4年度	1,608	1,619	1,619	0	0	100.7%	100.0%	0.0%
	令和3年度	1,655	1,657	1,657	0	0	100.1%	100.0%	0.0%
	令和2年度	1,550	1,550	1,550	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
寄附金	令和6年度	1,557	1,545	1,545	0	0	99.2%	100.0%	0.0%
	令和5年度	877	701	701	0	0	80.0%	100.0%	0.0%
	令和4年度	478	447	447	0	0	93.4%	100.0%	0.0%
	令和3年度	419	505	505	0	0	120.5%	100.0%	0.0%
	令和2年度	749	745	745	0	0	99.5%	100.0%	0.0%
繰入金	令和6年度	18,532	18,239	18,239	0	0	98.4%	100.0%	0.0%
	令和5年度	13,080	12,725	12,725	0	0	97.3%	100.0%	0.0%
	令和4年度	17,258	16,258	16,258	0	0	94.2%	100.0%	0.0%
	令和3年度	15,110	14,715	14,715	0	0	97.4%	100.0%	0.0%
	令和2年度	12,656	12,417	12,417	0	0	98.1%	100.0%	0.0%
繰越金	令和6年度	17,309	17,309	17,309	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	令和5年度	16,071	16,071	16,071	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	令和4年度	13,813	13,813	13,813	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	令和3年度	18,342	18,342	18,342	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
	令和2年度	4,042	4,042	4,042	0	0	100.0%	100.0%	0.0%
諸収入	令和6年度	171,188	172,329	171,080	22	1,227	99.9%	99.3%	0.7%
	令和5年度	173,095	173,697	172,531	14	1,153	99.7%	99.3%	0.7%
	令和4年度	167,630	168,166	167,047	20	1,099	99.7%	99.3%	0.7%
	令和3年度	167,923	168,516	167,485	7	1,023	99.7%	99.4%	0.6%
	令和2年度	244,379	244,007	243,041	12	954	99.5%	99.6%	0.4%
府債	令和6年度	93,896	66,541	66,541	0	0	70.9%	100.0%	0.0%
	令和5年度	96,621	70,624	70,624	0	0	73.1%	100.0%	0.0%
	令和4年度	104,244	78,056	78,056	0	0	74.9%	100.0%	0.0%
	令和3年度	148,015	117,402	117,402	0	0	79.3%	100.0%	0.0%
	令和2年度	167,358	131,124	131,124	0	0	78.3%	100.0%	0.0%
合計	令和6年度	1,143,050	1,091,185	1,087,634	163	4,115	95.2%	99.7%	0.4%
	令和5年度	1,137,469	1,084,273	1,079,809	917	4,187	94.9%	99.6%	0.4%
	令和4年度	1,280,501	1,215,479	1,210,875	203	4,872	94.6%	99.6%	0.4%
	令和3年度	1,471,963	1,361,086	1,356,661	233	4,890	92.2%	99.7%	0.4%
	令和2年度	1,330,020	1,227,428	1,220,817	242	7,071	91.8%	99.5%	0.6%

(出典：「京都府歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」令和6年度《京都府監査委員》 監査人一部編集)

府税収入、地方消費税清算金及び地方譲与税は、新型コロナの終息及び物価高の影響もあり増加傾向となっている。一方、交通安全対策特別交付金、使用料及び手数料及び令和 3 年度にピークを迎えた新型コロナ対策による国庫支出金が減少傾向となっている。また、企業誘致・人口増加や景気に左右される税金とは異なり、京都府独自の裁量が比較的可能な使用料及び手数料、財産収入及び寄附金については、収入全体に比較して少額ではあるが、将来の収入獲得のための検討事業の一つと考えられる。さらに、府債収入は減少傾向にあるものの、「京都府歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」(令和 6 年度・京都府監査委員会)には以下のとおり記載されている。

#### < 府債適正管理の継続 >

財政運営の健全性を維持していく上で、府債の適正管理は極めて重要な課題であり、令和 6 年度決算において、府債残高は依然として高い水準となっていることから、税収等返済資金の適正なバランスを実現しつつ、中長期的見通しに基づく府債残高の水準目標を定め、厳正な管理を継続していただきたい。

#### < 府有資産の適正管理 >

また、戦略的・効果的な利活用について、これまでのような安易な施設の建て替えは多大な財政負担を伴うため、令和 6 年度包括外部監査報告書(監査テーマ「府有資産(不動産)の最適配置と有効活用」)での指摘や意見に留意しつつ、行政ニーズの変化を踏まえ、未利用施設に限らず、利用中の資産も含めて庁内横断的な視点から今後の在り方を検討していただくなど、府有資産の適正管理に努めていただきたい。

#### < 新たな行政課題への対応 >

また、持続可能な財政運営を行うためにも、「京都府行財政運営方針」に基づき、必要な国庫財源の確保と税源涵養を進めるとともに、個人や企業からのふるさと納税の更なる活用や、クラウドファンディングの導入、さらには、重要な経営資源であり府民の貴重な財産である府有資産の戦略的・効果的な利活用を進め、多角的な財源の獲得に積極的に取り組んでい

ただきたい。

(出典：「京都府歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」令和6年度《京都府監査委員》 一部抜粋)

### 2.3 主な収入未済額の推移

主な収入未済額の推移は、以下のとおりである。

(図表3) 主な収入未済額 (単位：百万円)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	R6-R5
府税	調定額	268,966	294,623	295,797	297,436	309,928	12,492
	収入済額	263,520	291,429	292,524	294,358	307,855	13,497
	不納欠損額	227	219	173	900	131	△ 769
	収入未済額	5,923	3,672	3,570	2,817	2,667	△ 150
分担金及び負担金	調定額	1,446	1,427	1,520	1,510	1,568	58
	収入済額	1,434	1,415	1,508	1,495	1,552	57
	不納欠損額	2	2	2	2	1	△ 1
	収入未済額	10	11	11	13	15	2
使用料及び手数料	調定額	11,401	11,278	11,042	10,934	10,949	15
	収入済額	11,215	11,089	10,843	10,729	10,734	5
	不納欠損額	2	4	8	1	9	8
	収入未済額	184	184	191	205	206	1
諸収入	調定額	244,007	168,516	168,166	173,697	172,329	△ 1,368
	収入済額	243,041	167,485	167,047	172,531	171,080	△ 1,451
	不納欠損額	12	7	20	14	22	8
	収入未済額	954	1,023	1,099	1,153	1,227	74

(出典：「京都府歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」令和6年度《京都府監査委員》)

府税は、令和6年度不納欠損額が131百万円あるものの、収入未済額は減少傾向にある。不納欠損額については、分担金及び負担金、使用料及び手数料及び諸収入において、それぞれ1百万円、9百万円及び22百万円であり概ね横ばいであるが、収入未済額については使用料及び手数料並びに諸収入が増加傾向となっている。使用料及び手数料の主な増加要因は府営住宅使用料であり、諸収入の主な増加要因は高等学校等資金貸付元利収入及び重加算金である。以下、監査委員の意見である。

< 税収確保と未収債権対策の充実・強化 >

府税収入については、納期内納付率の向上の取組等により、過去最高の徴収率となった。引き続き、徴収率の向上に努めていただきたい。また、未収債権については、公平性の確保と府民の信頼を得て歳入確保を図る観点から、速やかな回収に努めるとともに、新たな未収債権の発生の抑制に努めていただきたい。

また、納入等が厳しい方々には適切に対応しつつ、高等学校等修学資金貸付返還金をはじめとする既存債権の回収の取組を強化していただきたい。

(出典：「京都府歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」令和 6 年度《京都府監査委員》 一部抜粋)

### 第3 収入確保策の取組

#### 1 府有資産(不動産)による収入確保策

普通地方公共団体の所有に属する資産は公有財産、物品、債権並びに基金に分類される（地方自治法第 237 条）。

そのうち、公有財産は、地方自治法第 238 条で規定されている。

（公有財産の範囲及び分類）

第 238 条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

一 不動産

二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物

四～七 省略

2 略

3 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外は一切の公有財産をいう。

（図表 府有資産-1）は、普通財産と行政財産を併せた府有資産の貸付けと使用許可の件数、減免状況、金額の推移である。

(図表 府有資産-1) 府有資産の貸付け・使用許可の推移(単位:件、千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用許可件数	977	1,032	991	984	1,018
うち免除	610	664	639	639	690
うち減額	60	56	52	49	47
減免なし	307	312	300	296	281
使用料総額	199,283	191,333	180,294	179,862	186,447
使用許可件数 (電柱・管類)	887	881	885	851	835
うち免除	305	303	298	286	243
減免なし	582	578	587	565	592
使用料(電柱・ 管類)総額	4,280	4,268	4,538	4,391	4,415
貸付件数	105	108	104	108	115
うち無償	69	71	69	74	75
うち減額	18	18	18	18	20
減免なし	18	19	17	16	20
貸付料総額	198,583	201,405	215,012	215,023	233,153
貸付(電柱・ 管類)件数	141	140	141	130	141
うち無償	6	6	6	6	11
減免なし	135	134	135	124	130
貸付料(電柱・ 管類)総額	583	576	577	523	562

(出典:京都府提供資料 監査人一部編集)

使用許可・貸付けともに、用途を電柱や下水管等の管類に利活用される場合とそれ以外に区分されている。電柱や管類の収入金額は、使用許可では全

体の 2%程度、貸付けでは全体の 0.2%程度と低い割合となっているが、件数では電柱や管類は使用許可で全体の 45~48%、貸付けで全体の 55~57%となっている。このことから、電柱・管類は 1 件当たりの収入金額が少額であることがわかる。収入に対する影響が少ないため、本報告書では電柱・管類を検討範囲から外すこととする。

令和 6 年度の使用許可は前年比で件数は 34 件増加し、うち免除件数が 51 件増加、減額件数が 2 件減少、免除なしの件数が 15 件減少している。使用料収入は 6,585 千円の増加となっている。貸付けは前年比で 7 件増加し、うち免除件数が 1 件増加、減額件数が 2 件増加、免除なしの件数が 4 件増加している。一方で貸付料収入は、18,130 千円の増加となっており、不動産の利活用としては、成果が挙がっていると考えられる。

京都府が所有する不動産は、所管する部局が管理する固定資産台帳を作成し、情報は所管部局から府有資産活用課に情報が集約され、同課で情報の管理を行っている。

まず、普通財産を活用した収入確保策を検討する。普通財産は行政財産以外の財産、つまり、公用又は公共の用に供していない不動産である。一般的な民間企業との違いは、府民に有益であることが前提となり、その活用は、経済性のみが優先されるものではない。ただし、収入確保策の拡充という観点では、貸付けや売却に際しては経済的な合理性が求められることも確かである。不動産は、主として貸付けや売却によって収入がもたらされることになるが、公益性と経済性のバランスを中心に検討する。

(図表 府有資産-2) 固定資産台帳(普通財産) データの例示

施設番号	施設名称	所属	本庁所管課	財産大分類	財産中分類	財産小分類	郵便番号	所在地	主要施設区分
※	元平安会館職員宿舍 用地	知事直轄組織(職員 長) 職員総務課	知事直轄組織(職員 長) 職員総務課	普通財産	宿舍施設	宿舍施設	※※	※※※	2. 管理委託や貸付中の施設
※	京都文化博物館	文化生活部 文化政策室	文化生活部 文化政策室	普通財産	その他の施設	その他の施設	※※	※※※	2. 管理委託や貸付中の施設
※	植物園	文化生活部 植物園	文化生活部 文化生活総務課	普通財産	その他の施設	その他の施設	※※	※※※	1. 現在利活用中の施設
※	元長岡競馬場敷地	商工労働観光部 人材育成課	商工労働観光部 人材育成課	普通財産	その他の施設	その他の施設	※※	※※※	2. 管理委託や貸付中の施設
※	向日町競輪場	文化生活部 文化生活総務課	文化生活部 文化生活総務課	普通財産	その他の施設	その他の施設	※※	※※※	1. 現在利活用中の施設
※	元看護専門学校校舎 舎建物(さつき寮)	知事直轄組織(知事 室長) 国際課	知事直轄組織(知事 室長) 国際課	普通財産	その他の施設	その他の施設	※※	※※※	2. 管理委託や貸付中の施設
※	医科大学看護師宿舍 (みずき寮)	知事直轄組織(知事 室長) 国際課	知事直轄組織(知事 室長) 国際課	普通財産	その他の施設	その他の施設	※※	※※※	2. 管理委託や貸付中の施設
※	京都駅前運転免許更 新センター等敷地	総務部 府有資産活用課	総務部 府有資産活用課	普通財産	その他の施設	その他の施設	※※	※※※	2. 管理委託や貸付中の施設
※	看護婦宿舍(旧洛東 病院近衛寮)	危機管理部 災害対策課	危機管理部 災害対策課	普通財産	その他の施設	その他の施設	※※	※※※	1. 現在利活用中の施設
※	元警察本部別館敷地	健康福祉部 医療課	健康福祉部 医療課	普通財産	その他	その他	※※	※※※	2. 管理委託や貸付中の施設

(出典：京都府提供の固定資産台帳 監査人一部編集)

上図のように、所有する不動産ごとに施設番号が付与され、施設名・所属・所管課・財産分類(行政財産か普通財産の分類)・郵便番号・住所に加えて主要施設区分が管理されている。

主要施設区分は「1. 現在利活用中の施設」、「2. 管理委託や貸付中の施設」、「3. 新たな利活用について検討を進める施設」の3区分で管理され、現在利活用されている施設は1、貸付中の施設は2、現在利活用されておらず、売却方針や新たな活用方法を検討する必要のある施設は3に該当する。

個別の不動産の使用等は、目的に応じて所管部局が活用方法を検討し、方針を決定する。普通財産の収入確保策は、不動産の貸付け(定期借地権等)や売却によることになる。

京都府では、「府有財産戦略活用推進本部設置要綱」(平成17年5月策定《令和5年10月改定》)に基づき、部局横断による全庁的な体制である「府有財産戦略活用推進本部」を中心に、各部局・広域振興局等の「府有財産戦略活用総括推進員」等を配置し、アセットマネジメントの取組を推進してい

る。府有施設の計画的な修繕、事業の評価・チェックなどを行うマネジメントシステムを構築し、PDCA サイクルによる適切な運用を継続して行い、その一環として、プロジェクトチーム（PT）が組成されている。詳細は令和6年度の包括外部監査で検討しており、京都府全体として部局横断的に推進する必要がある。そのためには、各部局のトップ同士が、空きスペースをとりあえず活用するというのではなく、行政ニーズの変化なども踏まえた機能、規模や配置の見直し、民間の活用、執務環境改善など、施設の集約化・複合化・統廃合などに向けた方向性について意見の合意形成により、実効性を高めることを提案したところである。

### 1.1 貸付けの状況

令和7年4月時点での普通財産に属する不動産は（図表 府有資産-3）のような貸付先一覧表で管理され、令和6年度は、貸付先115件、貸付金額233,153千円となっている。（図表 府有資産-3）は、貸付金額が多額である貸付けや原則的には対象とはならない行政資産の貸付けの中から任意で監査人が抽出した例示（5件）である。

（図表 府有資産-3）普通資産（一部は行政資産）の貸付状況の例示

施設番号	施設名称	本庁所管課	財産 大分類	所在地	賃借番号	土地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	貸付先	目的(用途)	貸付料 (千円)	無償・ 減額	減額率
※	元岡競馬場敷地	商工労働観光部 人材育成課	普通財産	※※	※※※	22,871.69	-	独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構	京都職業訓練支援セン ター敷地	127,828	なし	0割
※	京都駅前運転免許更新 センター等敷地	総務部 府有資産活用課	普通財産	※※	※※※	2,075.18	-	ダイワロイヤル 株式会社	運転免許更新センター及 び地域防犯ステーション 整備	37,240	なし	0割
※	府営住宅横島大川原団地	建設交通部 住宅政策課	行政財産	※※	※※※	244.64	230.57	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	小規模多機能型居宅介護 支援事業所の用に供する こと	3,825	なし	0割
※	府営住宅横島大川原団地	建設交通部 住宅政策課	行政財産	※※	※※※	524.18	440.00	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	認知症高齢者グループ ホームの用に供すること	3,151	なし	0割
※	府営住宅横島大川原団地	建設交通部 住宅政策課	行政財産	※※	※※※	221.71	199.80	社会福祉法人 山城福祉会	知的障害者グループホーム の用に供すること	1,484	なし	0割

（出典：京都府提供の固定資産台帳 監査人一部編集）

貸付時の貸付料は、下表の「普通財産（土地及び建物）貸付料算定基準」（以下「基準」という。）に基づき算定される。

（図表 府有資産-4）普通財産貸付料算定基準（令和2年3月2日改正）

事項	内 容																	
適用対象	令和2年4月1日以降の貸付料を算定するもの																	
貸付料の算定	区 分	土 地	建 物															
	継続貸付のもの	貸付料基礎額	$\text{従前の貸付料} \times \text{スライド率} \times \text{経年による残価変動率}$ $a = \text{従前の貸付料}$ 。ただし、従前の貸付料が前回改定時に算定した貸付料基礎額を下回っている場合は、前回改定時に算定した貸付料基礎額 $b = (\text{消費者物価指数(変動率)} + \text{地価変動率}) / 2$ $c = 1 - \{ (1 - \text{建物残存割合}) / \text{建物耐用年数} \times \text{前回改定時からの経過年数} \}$ $d = \text{国が定める率}$															
		調整措置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>貸 付 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">貸付料 従前の &gt; 基礎額 貸付料</td> <td>第1年次</td> <td>従前の貸付料×1.05と貸付料基礎額のいずれか低い方の額</td> </tr> <tr> <td>第2年次</td> <td>第1年次の貸付料×1.05と貸付料基礎額のいずれか低い方の額</td> </tr> <tr> <td>第3年次</td> <td>第2年次の貸付料×1.05と貸付料基礎額のいずれか低い方の額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">貸付料 従前の &lt; 基礎額 貸付料</td> <td>第1年次</td> <td>従前の貸付料×0.95と貸付料基礎額のいずれか高い方</td> </tr> <tr> <td>第2年次</td> <td rowspan="2">第1年次と同額</td> </tr> <tr> <td>第3年次</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	貸 付 料	貸付料 従前の > 基礎額 貸付料	第1年次	従前の貸付料×1.05と貸付料基礎額のいずれか低い方の額	第2年次	第1年次の貸付料×1.05と貸付料基礎額のいずれか低い方の額	第3年次	第2年次の貸付料×1.05と貸付料基礎額のいずれか低い方の額	貸付料 従前の < 基礎額 貸付料	第1年次	従前の貸付料×0.95と貸付料基礎額のいずれか高い方	第2年次	第1年次と同額	第3年次
	区 分	貸 付 料																
	貸付料 従前の > 基礎額 貸付料	第1年次	従前の貸付料×1.05と貸付料基礎額のいずれか低い方の額															
第2年次		第1年次の貸付料×1.05と貸付料基礎額のいずれか低い方の額																
第3年次		第2年次の貸付料×1.05と貸付料基礎額のいずれか低い方の額																
貸付料 従前の < 基礎額 貸付料	第1年次	従前の貸付料×0.95と貸付料基礎額のいずれか高い方																
	第2年次	第1年次と同額																
	第3年次																	
新規貸付のもの	貸付料基礎額 $\text{期待利回り} \times \text{直近の相続税評価額}$ $a = \text{「貸付先例毎に算定した貸付料基礎額/相続税評価額」の平均値(直近改定時の数値)}$ $b = \text{貸付始期が9月以降のものは、当該年の相続税評価額}$	付近の賃貸実例又は民間精通者の意見価格等による																
一時貸付のもの	$\text{期待利回り} \times \text{直近の相続税評価額}$ $a = \text{「当該地域の複数の民間取引事例毎に算出した貸付料年額/相続税評価額」の平均値}$	民間の建物賃貸取引実例による																

（出典：京都府提供資料）

## 1.2 貸付内容の妥当性の検証

貸付内容が適切であるかを検証するため、上記 5 件の貸付先に対して、契約条件及び契約内容の検討を行った。

### 1.2.1 元長岡競馬場敷地

本施設は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が、京都職業訓練支援センターとして使用している土地である。貸付料は上記基準に従って算定された金額で契約書が適切に締結されていることを確認した。

### 1.2.2 京都駅前運転免許更新センター等敷地

本施設は、民間活力を導入し、府の財政負担を最小限に止めた整備手法により、京都駅前運転免許更新センター等を整備したものであり、定期借地権方式により貸し付けている土地である。貸付料の算定は事業契約書に基づいて行われている。令和 6 年度の貸付料は 37 百万円だが、これは、京都府が運転免許更新センター及び地域防犯ステーションの区分所有権を取得する際に、区分所有買収費見合い分の地代を前払で受け取り、この前払分を分割して年間貸付料から 74 百万円を減額する契約となっているためであり、事業契約書に従った貸付料であることから問題はなかった。

### 1.2.3 府営住宅槇島大川原団地

本施設は、槇島大川原団地のリニューアルに際して、「街づくり懇話会」の検討で、設置の希望があったグループホームと小規模多機能型居宅介護等施設への貸付けである。平成 20 年度から 21 年度にかけ、当該懇話会では、団地を多様な施設と機能を備えた地域に開かれたまちづくりの中核とするべく、有識者を中心に地域住民も巻き込んだ検討が行われた。府営住宅のため、行政財産として区分されるが、建設時から介護施設としての利活用が決定しているため、普通財産としての貸付けが行われている。施設の利活用の趣旨から長期間の貸付けを希望していたため、京都府財産取扱規則（昭和 39

年京都府規則第 16 号) の中で定められた最長期間となる 10 年間の定期借地権での契約となっている。また、貸付料の算定に際しては、京都府の基準のもととなっている財務省の基本財産貸付料算定基準を準用して、槇島団地の賃料をベースに計算されており、問題はなかった。

サンプルとした 3 施設、貸付先 5 件については、いずれの施設も基準に従った貸付料となっており、近隣の不動産相場を反映することに加え、貸付期間等に特殊事情を加味した柔軟な対応をしている。

### 1.3 定期借地権の活用

収入の確保の観点から、府や市町村で積極的な利活用の見込みがない施設であっても、一度売却してしまえば、同じ施設を手に入れることが難しいというのが、不動産の特性である。国有地の場合には、留保財産という考え方があり、有用性が高く希少な国有地については将来世代におけるニーズへの対応のために留保財産として所有権を留保しつつ地域・社会のニーズを踏まえ、定期借地権による貸付けを行うというものである。このため、京都府でも将来的に利活用の可能性のある土地等については定期借地権による貸付けを行っている。京都府で取り組んでいる定期借地権は、次のとおりである。

(図表 府有資産-5) 定期借地権による利活用の一覧

施設名等	所在地	面積	契約相手方	契約期間			減免	契約金額
				年数	始期	終期		
京都駅前運転免許更新センター・地域防犯ステーション(＋ホテル等との複合施設) (元七条警察署)	京都市 下京区	敷地:約2,700㎡ 階高:地上5階・ 地下1階 延床:約10,400㎡ (共用部分含む)	大和ハウスリアルティマ ネジメント株式会社	30年 2箇月間	H27.11.1	R26.12.31	なし	約1億円/年 ※契約当初の月額地代単価 3,898円×2,606.68㎡ ※3年ごとに地代改定 「府有資産所在市町村交付 金など府負担額の増加分相 当額」を地代改定額として設 定(上乗せ)。
京都大学百万遍国際交流会 館 (元青雲寮)	京都市 左京区	敷地:約900㎡ 階高:地上4階 延床:約1,840㎡	国立大学法人 京都大学	50年間	H29.6.1	R49.5.31	5割 減額 (財産 条例 第5条 第4号)	5,294千円/年
東山警察署渋谷交番(＋京都 女子大学東山寮との複合施 設)	京都市 東山区	敷地:約2,300㎡ 階高:地上5階 延床:約4,200㎡	京都女子大学 (学校法人京都女子学 園)	50年間	H30.4.1	R50.3.31	なし	土地貸付料:612千円/年 建物賃借料:612千円/年 ※土地貸付料と建物賃借料 が同額となるため相殺(民法 505条)
花屋町交番(＋特別養護老人 ホーム・保育園との複合施設) (元府立図書館仮施設跡地)	京都市 下京区	敷地:約2,232㎡ 階高:地上5階 延床:約4,400㎡	社会福祉法人 山彦会	50年間	R4.4.1	R54.3.31	5割 減額 (財産 条例 第5条 第4号)	18,439千円/年 ※事業開始から7年間は5割 減額 ※3年ごとに地代改定
交番を併設した複合施設(予 定) (元堀川警察署跡地)	京都市 下京区	敷地:約2,235㎡ 階高:未定 延床:未定	株式会社ハートフレンド	50年間	R7.4.1	R57.3.31	なし	55,600千円/年 ※3年ごとに地代改定

(出典：京都府提供資料)

## 1.4 不動産の売却

京都府や市町村等での積極的な利活用の見込みがなく、処分が適当と判断した資産については、「府有資産利活用推進プラン」に基づき、一般競争入

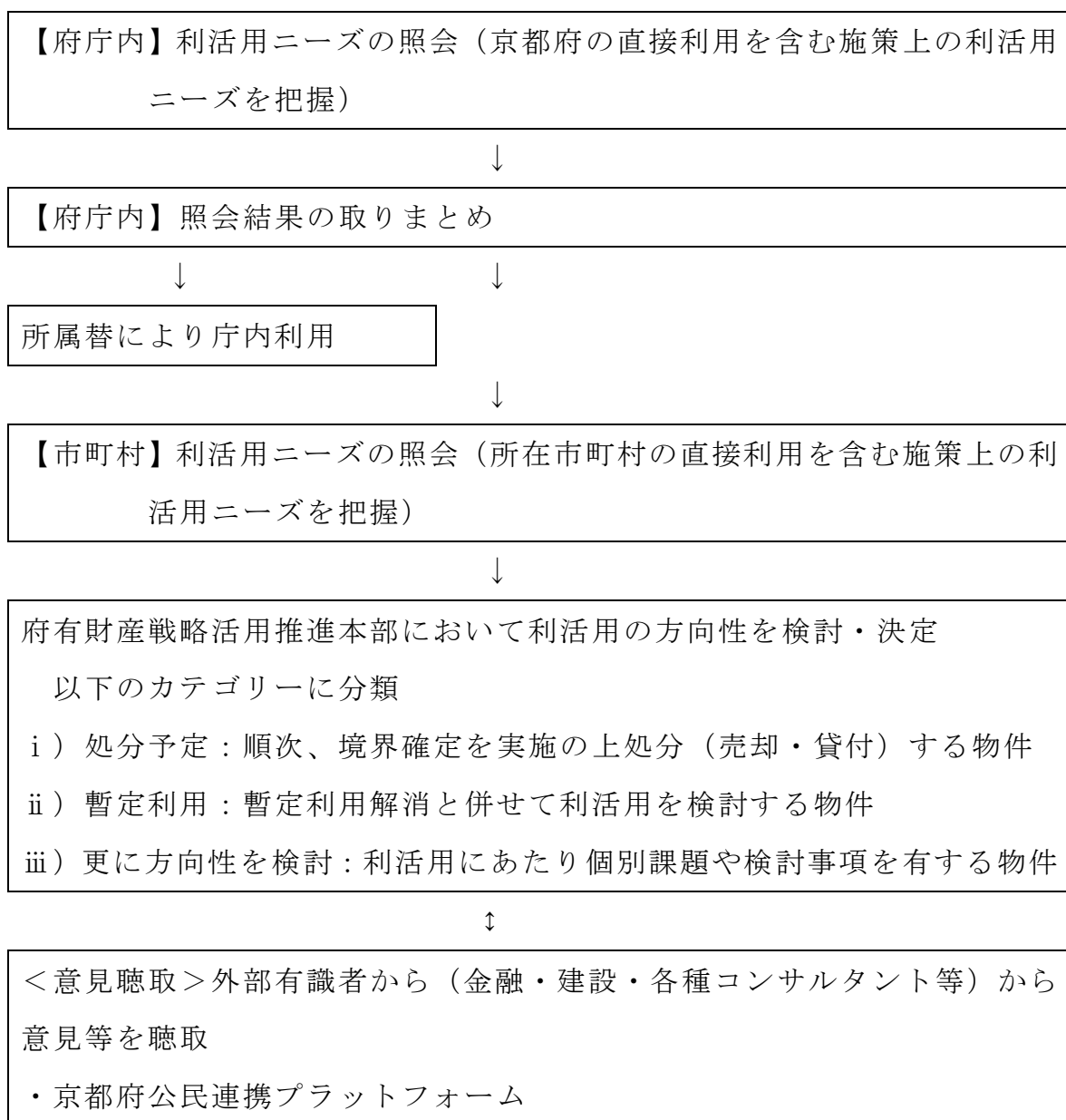
札等により売却を行い、財源確保に努めている。

なお、京都府の未利用資産の利活用検討スキームは、次のとおりである。

(1) 概要

- ① 「府庁内」及び「市町村」への幅広い利活用ニーズを照会する。
- ② 府有資産全般に係る全庁横断的な組織「府有資産戦略活用推進本部」を主体として、必要に応じて外部有識者の意見を聴取して、利活用の方向性を検討・決定する。

(2) スキーム



- ・サウンディング型市場調査<sup>4</sup>
- ・PPP 協定パートナー（国交省と協定締結した民間事業者）、PPP サポーター（国交省が任命した PFI 等のノウハウを有する実務者）の活用等

（出典：京都府 HP）

上記の手続を経て、庁内や所在市町村からの利活用ニーズがなかった場合、「処分対象」として売却処分が進められるとしている。

詳細は令和 6 年度の包括外部監査で検討しており、京都府所有の敷地や施設は、人口減少に悩む過疎地域にも点在するが、有利に活用が図られる地域にも多数点在しているため、未利用資産の抽出と早急な利活用スキームに沿った手続、有識者からの意見等の聴取による検討を同時並行でスピード感をもって進めることが必要となる点を提案したところである。令和 7 年 6 月現在、検討されている未利用資産は、次のとおりである。

（図表 府有資産-6） 未利用資産一覧 （令和 7 年 6 月現在）

①処分予定（No9～15 は先着順に売却予定）

No	名称	所在地	地積（㎡）	建物
1	元大原駐在所	左京区	183.50	—
2	北白川公舎敷地	左京区	371.96	有
3	元福知山警察署長公舎	福知山市	247.93	—
4	元長田野大気汚染測定局	福知山市	159.71	—
5	府立舞鶴支援学校北吸分校グラウンド敷地	舞鶴市	2,367.00	—
6	元府営住宅芥子谷団地敷地	舞鶴市	12,415.92	—
7	元教職員綾部共済住宅	綾部市	884.00	有
8	元宮津地方振興局長公舎	宮津市	1,801.51	—
9	元右京警察署高雄駐在所	右京区	95.00	—
10	元日ノ岡派出所	山科区	86.62	—
11	元教職員亀岡共済住宅	亀岡市	402.18	有
12	元舞鶴地方振興局長公舎	舞鶴市	830.47	—
13	元峰山寮	京丹後市	829.69	有
14	元織物機械・金属振興センター所長公舎	京丹後市	156.49	—
15	元八木交番	南丹市	256.25	—

4 サウンディング型市場調査とは、公有財産などの活用方法について、民間事業者から広く意見や提案を求め、事業への有用な意見やアイデアを収集することを目的とした調査である。

## ② 暫定利用

No	名称	所在地	地積 (㎡)	建物
1	元菊屋町公舎 (倉庫等)	上京区	3,764.52	有
2	元婦人相談所 (倉庫等)			
3	元京都児童相談所 (倉庫等)			
4	元知的障害者更生相談所 (倉庫等)			
5	京都林務事務所 (事務所)			
6	元近衛寮 (倉庫等)	左京区	984.31	有
7	川端警察署 (警察署)	左京区	3,272.31	有
8	元消費生活科学センター (倉庫等)	中京区	537.42	有
9	元向日町競輪場駐車場小畑川車庫 (車庫)	西京区	3,265.00	—
10	元綾部寮・元綾部職員住宅・元綾部第2職員住宅 (倉庫等)	綾部市	1,507.00	有

## ③ 更に方向性を検討

No	名称	所在地	地積 (㎡)	建物	備考
1	元北野待機宿舎	上京区	8,485.35	—	敷地は国有地 (約46%) と府有地 (約54%) がいびつに混在しているため、土地の整理と併せて利活用の方向性を検討 (敷地の一部は上京警察署敷地として運用中)
2	元東山技能センター	東山区	949.97	有	京焼・清水焼をはじめ京都の伝統工芸品の振興に資する利活用の方向性を検討
3	京都府立ゼミナールハウス隣接地	右京区	12,268.00	—	ゼミナールハウスを生涯学習拠点としての整備検討の中で利活用の方向性を検討
4	元桃山職員第1住宅・第2住宅、元桃山婦人寮	伏見区	6,249.49	有	宅地造成工事規制区域及び土砂災害警戒区域に一部指定されていることから近隣府有地を含めて利活用の方向性を検討
5	元府営住宅伏見具竹団地	伏見区	1,431.03	—	平成30年度に敷地一部に交番を整備しており、残地については有効な利活用の方向性を検討
6	元府さけふ化場	福知山市	768.00	有	水産振興に資する利活用の方向性を検討
7	元職員住宅亀岡河原町寮	亀岡市	3,615.93	有	現在使用中の亀岡職員住宅敷地の一部であるため更に利活用の方向性を検討
8	元中小企業クラブハウス「白南風荘」敷地等	京丹後市	24,159.06	—	ジオツーリズムのコース等の公園的な利活用の方向性を検討
9	元織物機械・金属振興センター	京丹後市	10,219.49	有	産業振興に資する利活用を図るべくその手法等を含めて検討
10	生物資源研究センター隣接地	精華町	48,618.00	—	京都府立大学のキャンパス整備検討の中で利活用の方向性を検討

(出典：京都府提供資料)

令和6年4月から令和7年6月までの変動は、処分予定の物件が18件から15件、暫定利用の物件が10件から10件、さらに方向性を検討する物件が11件から10件となっている。また同期間における未利用資産の売却実績は（図表 府有資産-7）のとおりとなっている。

（図表 府有資産-7） 未利用資産の売却実績

年度	区分	所管課	物件名	所在地	面積 (㎡)	金額 (千円)	売却先
令和6年度	一般競争 入札(3)	府有資産活用課	元教職員南部共済住宅・ 南部第二共済住宅	木津川市	2,151.54	32,100	法人
		府有資産活用課	元自転車道線計画敷地	与謝野町	1173.00	3,110	法人
		府有資産活用課	元教職員西舞鶴共済住宅	舞鶴市	480.62	10,500	法人
	令和6年度実績			3件	3,805.16	45,710	
令和7年度	随契(1)	府有資産活用課	元教職員八木共済住宅・ 八木第二共済住宅	南丹市	995.58	10,420	法人
	令和7年度実績			1件	995.58	10,420	

（出典：京都府提供資料 監査人一部編集）

未利用資産の売却については、境界確定をはじめとする手続を粛々とすすめる、入札や随意契約によって売却を進めているところである。

### 1.5 監査の結果・課題等

所管課から府有資産活用課に適時適切に情報提供されているかどうかについて確認したところ、「未利用資産一覧に掲載されている物件については、物件概要書を作成し、毎年度、未利用地照会の際に、各部局に内容確認・更新を依頼している。更新後の物件概要書は全庁共有フォルダに保存し、職員がいつでも見ることができるようにしており、必要な情報は部局と府有資産活用課で一元管理されていると考えている」との回答を得た。

#### 【意見1】 所管課の定期的な情報チェックの実施

固定資産台帳で、主要施設区分が「3 新たな利活用について検討を進め

る施設」であっても、未利用資産一覧表には掲載されない施設がある。未利用資産一覧表には、照会の結果、各部局から報告が挙がってきたものを掲載している。各部局において、政策目的での活用を引き続き検討するものや、利活用に先立ち関係者と調整の上、解決が必要な懸案が残っているものは、各部局で対応することとしているため、未利用資産としては報告されない。この点、何らかの事情で部局が、懸案事項の解決を放置している状況が続くと有効な利活用につながらない懸念が生じる。

そこで、固定資産台帳上で、「3 新たな利活用について検討を進める施設」とされている状態が一定期間継続している不動産の利活用状況を定期的にチェックする必要があると考える。これにより、部局が政策目的で保有している不動産の中にも売却すべき不動産が発見される可能性がある。担当部局以外が定期的なチェックを行うことで、懸案事項の処理に繋がる可能性もある。

例えば、5年程度の期間を定めてチェックを行う体制を構築することも有益と考える。

## 2 行政財産による収入確保策

行政財産は、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産である。内容は多岐にわたるが、庁舎、学校、警察施設、府営住宅等として利活用されている施設である。普通財産と同様に固定資産台帳として施設ごとに管理されている。

(図表 行政財産-1) 固定資産台帳 (行政資産) の例示

施設番号	施設名称	所 属	本庁所管課	財産大分類	財産中分類	財産小分類	郵便番号	所在地	主要施設区分
※	城陽高等学校	府立学校 城陽高等学校	教育庁管理部 管理課	行政財産	公共用財産	学校	※※	※※	1. 現在利活用中の施設
※	東稜高等学校	府立学校 東稜高等学校	教育庁管理部 管理課	行政財産	公共用財産	学校	※※	※※	1. 現在利活用中の施設
※	北嵯峨高等学校	府立学校 北嵯峨高等学校	教育庁管理部 管理課	行政財産	公共用財産	学校	※※	※※	1. 現在利活用中の施設
※	伏見警察署	警察本部 伏見警察署	総務部 警察会計課	行政財産	公用財産	警察施設	※※	※※	1. 現在利活用中の施設
※	京都府庁	総務部 府有資産活用課	総務部 府有資産活用課	行政財産	公用財産	本庁舎	※※	※※	1. 現在利活用中の施設
※	植物園	文化生活部 植物園	文化生活部 文化生活総務課	行政財産	公共用財産	その他の施設	※※	※※	1. 現在利活用中の施設
※	総合社会福祉 会館	健康福祉部 健康福祉総務課	健康福祉部 健康福祉総務課	行政財産	公共用財産	その他の施設	※※	※※	2. 管理委託や貸付中の施設
※	京都府庁 (西別館)	総務部 府有資産活用課	総務部 府有資産活用課	行政財産	公用財産	本庁舎	※※	※※	1. 現在利活用中の施設
※	府営住宅 横島大川原団地	建設交通部 住宅政策課	建設交通部 住宅政策課	行政財産	公共用財産	公営住宅	※※	※※※	2. 管理委託や貸付中の施設

(出典：京都府提供の貸付先一覧 監査人一部編集)

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる(地方自治法第238条の4第7項)。京都府庁や京都府庁(西別館)に代表される行政資産の一部を自動販売機の設置場所、銀行の出張所やカフェ施設として使用を許可し、使用料収入を確保している。

## 2.1 使用許可の状況

使用許可を行っている不動産は(図表 行政財産-2)のような一覧表で管理され、令和6年度は、許可件数1,018件、使用料総額186,447千円となっている。

## 2.2 使用許可の妥当性の検証

(図表 行政財産-2)は、行政財産の使用許可一覧表から、府庁内で業務を行っている各種団体と府庁と植物園に併設されたカフェ及び自動販売機

のうち使用料が高額になる施設を任意で抽出したものである。

(図表 行政財産-2) 行政資産の使用許可状況の例示

所在地	賃借番号	土地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	使用許可先	目的(用途)	使用料 (円)	条例3条	免除・ 減額	減額率	取扱基準7	営利倍率
※※	※※※	0	596.01	京都府土地開発公社・ 京都府道路公社 ・京都府住宅供給公社	事務室	10,909,810		なし	0割		0倍
※※	※※※	343.93	245.14	株式会社バルニパービ	北山カフェ	10,617,280	第1号	減額	5割	(1) -ウ	5倍
※※	※※※	0	288.34	京都地方税機構	事務室	5,406,660		なし	0割		0倍
※※	※※※	0.89	130.55	株式会社京都銀行	本店営業部府庁出張所 公務部派出所	4,461,900		なし	0割		5倍
京都府	※※※	0	153.64	一般財団法人京都技術 サポートセンター	事務室	2,994,560		なし	0割		0倍
※※	※※※	0	2.74	コカ・コーラボトラー ズジャパン株式会社	飲物自動販売機設置 (第2号館1階東側玄 関ホール)	2,295,700		なし	0割		0倍
※※	※※※	0	5	株式会社近畿自動販売 機サービス	清涼飲料水自動販売機 設置	2,198,800		なし	0割		0倍
※※	※※※	0	3	株式会社近畿自動販売 機サービス	自動販売機	2,139,980		なし	0割		0倍
※※	※※※	3.96	0	株式会社近畿自動販売 機サービス	清涼飲料水販売用自動 販売機	2,098,800		なし	0割		0倍
※※	※※※	0	3.96	株式会社近畿自動販売 機サービス	清涼飲料水自動販売機 の設置	2,028,800		なし	0割		0倍
※※	※※※	0	202.9	有限会社前田珈琲	カフェ店舗敷地	2,009,570		なし	0割		0倍

(出典：京都府提供の使用許可一覧 監査人一部編集)

民間企業に対する使用許可として、植物園と府庁に併設されたカフェと京都銀行、各種団体等に対する使用許可として、京都地方税機構と一般財団法人京都技術サポートセンター、飲料の自動販売機のうち使用料が2,000千円以上の施設に関してそれぞれ使用料の正確性やその他の契約内容に問題がないかを確認した。

飲料の自動販売機に対する使用許可は、入札により設置事業者を選定されるが、それ以外の使用料の算定は行政財産使用料自動計算シートに条件を入力することで自動算定されるルールとなっており、今回算定シートを入手し計算の正確性を再検討し、その結果、問題がないことを確認した。

## 2.2.1 北山カフェ（株式会社 バルニバービ）



北山にある京都府立植物園にある北山カフェに対する使用許可である。植物園へのアクセスや来園者への利便性向上等を図るため、植物園北側に飲食店（カフェ）の整備計画を策定し、出店事業者の公募（平成 24 年 7 月公告）により選定、店舗使用面積を行政財産目的外使用許可としている。カフェ機能と「植物園入退園門」の二つの機能を併せ持つとして、使用料算定に当たっては、カフェ機能部分は事業者の利益確保観点から営利倍率 5 倍、減免率 5 割（植物園への入園者には割引の適用を条件とする。）として使用料を徴収している。

入退園管理機能部分については、京都府の事業であり、京都府行政財産使用料条例（昭和 39 年京都府条例第 38 号。以下「使用料条例」という。）第 3 条第 8 号（依命通達 7（ウ））に該当することから、使用料は免除とするが、二つの機能は施設上、渾然一体となっており、入退園機能部分については、施設上の明確な区分が困難なため、両者の業務量を同等とみなし、使用許可面積のうち 1/2 の面積を入退園管理機能部分とみなした算定としている。使用料の算定や見直しは、使用料条例により固定資産税評価額を基準とした使用料算定に基づいたものになっている。

### 2.2.2 府庁カフェ（有限会社 前田珈琲）



旧本館に誘致した喫茶室を運営する前田珈琲に対する使用許可である。使用料条例に基づき、旧本館の建物評価額に対して、使用料を算出している。利益確保を目的とした事業者に対しては、営利倍率として5倍を乗じた金額を使用料として算定されるが、「重要文化財京都府庁旧本館保存活用計画（平成19年3月策定）」で「喫茶室又はレストランを誘致」するとしていたことを受けて公募により選定したものであり、京都府の施策としてカフェを設置しているものであることから、営利倍率は乗じていない。

### 2.2.3 株式会社 京都銀行



京都銀行の府庁内出張所に対する使用許可である。使用料条例に基づく算定式で使用料を算出しているが、入居する1号館の建物評価額を基準に営利倍率（5倍）を乗じた使用料となっている。

#### 2.2.4 京都地方税機構・一般社団法人 京都技術サポートセンター

府庁西別館にある京都府の関連団体に対する使用許可である。西別館の建物評価額を基準とし、営利目的ではないため、営利倍率は乗せず使用料を算定している。

#### 2.2.5 府庁内自動販売機



府庁内の各所に自動販売機が設置されている自動販売機については平成22年1月の「行政財産に自動販売機を設置する場合の設置事業者の選定に係る基本方針」に基づき、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）や母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）等の規定により、京都府に設置の努力義務が課せられている者が設置する場合又は特に必要があると認める場合を除き、入札により設置事業者を選定する。

具体的には、使用料条例別表に掲げる使用料額を最低価格として、「府が定める最低価格以上で、かつ、最高の金額」を提示した者を設置事業者を選定する。使用許可の期間は1年とするが、当該行政財産の用途又は目的や使用者の使用状況を勘案して支障がない場合は、当初の入札条件を変更しないことを条件として、通算して3年まで使用許可を更新することができる。使用料は、入札の結果であり、同じ府庁内であっても1㎡当たりで比較すると82千円から838千円の開きがある。しかし、いずれも最低価格以上となっているため、問題はない。

なお、指定管理を導入している施設の場合、原則として京都府が直接自動

販売機に対する使用許可を出すことはないが、法律で別に努力義務がある場合には使用許可を設置事業者に出すことがある。

### 2.3 府営住宅の活用

(図表 行政財産-3) 府営住宅の地域別戸数と入居状況(令和7年3月時点)

地域名	団地数	空室率10% 以上団地数	管理戸数	入居戸数	空室率
京都	22	15	4,248	3,223	24.1%
乙訓	6	6	1,543	1,217	21.1%
山城	27	16	4,983	4,153	16.7%
南丹	10	10	377	253	32.9%
中丹	38	35	2,623	1,668	36.4%
丹後	21	21	802	536	33.2%
合計	124	103	14,576	11,050	24.2%

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

府営住宅は京都府下に14,576戸あるが全体の空室率は約24%になっている。建物の建設時期は昭和40年代が約46%、昭和50年代が約24%を占め老朽化が進んでいる。空室率が10%以上の団地数は全団地数の約84%を占め、府営住宅の利活用の促進が急がれるところである。

京都府住生活基本計画(令和4年3月)によれば、京都府の人口は、平成16年の約265万人をピークに自然減の局面に入り、令和22年には約224万人になると予想している。また世帯数は令和2年では約119万世帯となっているが、令和17年に約110万世帯、令和22年に約106万世帯になると予想している。しかし、単独世帯の割合は今後増加すると予測されており、令和2年の41.2%から、令和17年には42.0%になると推計されている。単独世帯のうち、高齢単独世帯に限ると、令和2年では36.8%が、令和17年には41.5%となると推計されている。

人口減少と高齢化、公営住宅の空室率の上昇、公営住宅の老朽化の問題は

京都府に限ったことではなく、全国的に共通の問題である。公営住宅は元来住宅の確保が難しい低所得者に安価な家賃で供給する目的で作られたもので、高齢者や一人親世帯をはじめとする住宅確保要配慮者にとっては、最後の砦としての意味合いを持っている。

一方で、府営住宅の有効活用の取組として、民間事業者からの提案を募り、子育て支援、地域活性化、産業成長等の公益性のある利用に供することにより、収益確保や団地のコミュニティの活性化を目的とした「京都府府営住宅ストック公民連携活用事業」（以下「公民連携活用事業」という。）が令和5年1月より始まっている。現在までに6事業者に対して使用許可を行っており、高齢者の生活支援等に活用されている。

上記のとおり、一定の活用と成果は認められるが、現場視察の結果、次の心証を得、外部監査人個人の所感を記載する。公民連携活用事業は、すでに集約方針が決定している物件や利便性の低い物件は事業の対象外としており、対象は、府営住宅と全体の空室数3,526戸の約20%である726戸となっている。また、集約が決定されても実行までには相当程度の時間が必要となる。京都府としても入居者に対し他団地への引越しの斡旋等の努力はしているが、家賃の滞納等がなければ、強制的に入居者明け渡しを要求することはできない。団地の中の居住者が減少したとしても、入居者がいる限り施設の維持コストは、固定費として発生し続けるが、有効な利活用の検討が進んでいないのが現状である。

全国的にも解決策は手探りの状況であるが、成果が現れている団地は、民間の力を大胆に活用している事例であると考えられる。抽象的にはなるが、入居者（利用者）自身が、自分たちにあった、理想の「街を作る」という考え方を突き進めた団地が再生を実現している印象を受ける。

#### 2.4 使用料減免適用（無償貸付け含む。）

行政財産、普通財産ともに一定の場合は使用料の減額（減額貸付け）・使用料の免除（無償貸付け）が認められている。京都府財産条例（昭和39年

京都府条例第 37 号) では、次のように定められている。

(普通財産の減額譲渡又は貸付け)

第 5 条 普通財産は、次に掲げる場合においては、時価から 5 割以内を減額した価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

(1) 他の地方公共団体において医療、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業（以下「社会福祉事業」という。）、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（以下「学校」という。）、公民館、公立図書館、公立博物館又は公営住宅の施設の用に供するとき。

(2) 府の設置する研究所、試験場その他府が公共の利益の増進を主たる目的とする事務又は事業の用に供する施設で、その用途を廃止した場合において当該施設の用に供していた財産を他の地方公共団体において引き続き同種の施設の用に供するとき。

(3) 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人、社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人又は日本赤十字社において、学校、社会福祉事業又は日本赤十字社の業務の用に供する施設の用に供するとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、公益上特に必要があると認めるとき。

(普通財産の無償貸付け)

第 6 条 普通財産は、次に掲げる場合においては、無償で貸し付けることができる。

(1) 他の地方公共団体において、道路、緑地、公園、ため池、火葬場、墓地、じんあい焼却場、し尿処理場又はと畜場の用に供するとき。

(2) 他の地方公共団体において、保護を要する生活困窮者の収容の用に供するとき。

(3) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 3 条の規定により設立された地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合（以下「共済組合」という。）において当該組合の業務を行うため

必要とする施設の用に供するとき。

- (4) 職員の共済制度に関する条例（昭和 29 年京都府条例第 2 号）により組織された共済団体（以下「共済団体」という。）において、同条例第 3 条の業務を行うため必要とする施設の用に供するとき。
- (5) 貸付け中の普通財産が、災害により使用の目的に供しがたくなつたと認めるとき。
- (6) その他前各号に準じる場合で、公益上特に必要があると認めるとき。

また、使用料条例で、行政財産の減免について定められている。

第 3 条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、使用料の全部または一部を免除することができる。

- (1) 他の公共団体において公用または公共用に供する使用であつて、特に必要があると認めるとき。
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）により保護を受けている者に一時使用させるとき。
- (3) 天災その他の災害による被災者に一時使用させるとき。
- (4) 寄附または贈与を受けた行政財産を当該寄附者または当該贈与者に使用させるとき。
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 3 条の規定により設立された地方職員共済組合、公立学校共済組合および警察共済組合において、当該組合の業務に必要な施設の用に供するため使用させるとき。
- (6) 職員の共済制度に関する条例（昭和 29 年京都府条例第 2 号）により組織された共済団体において、同条例第 3 条の業務に必要な施設の用に供するため使用させるとき。
- (7) 主として、職員または府立学校の学生、生徒の福利厚生に資するため、売店または食堂等の施設として使用させるとき。

(8) 前各号に定める場合のほか、公益上特に必要があると認めるとき。

「行政財産である土地、建物を使用させる場合の取扱いの基準について（依命通達）」（昭和39年9月3日付け9管第68号）において、減免の内容を詳細に定めている。

（減免の基準）

7 条例第3条に規定する使用料については、一般住民の利用関係の伴う公の施設とは異なり、行政財産の用途または目的を妨げない限度において特定のものに限りその使用を特許するものであるので、減免については特に厳正に扱い基準は次に掲げるとおりとする。

(1) 免除できる場合は、次のとおりとする。

ア 条例第3条第2号から第6号までに該当するとき。

イ 条例第3条第7号に該当する場合で、営業時間、品目、価格等について、あらかじめ府が干渉指示することができ、特に低い対価で提供させるとき。

ウ 府の事務または事業の遂行に直接関係し、これと表裏一体をなすとき。

エ 他の公共団体または公共的団体において、住民の福祉を増進する目的でその利用に供し、かつ、無料で利用させるとき。

オ 条例第3条第8号に該当する場合で、法令等の規定により設置され、府が直接指導監督を行なうことができる団体等に使用させるとき。

カ 府の職員又は学生、生徒で組織された団体等（(2)オに定めるものを除く。）の事務のため必要があり使用させるとき。

(2) 減額できる場合は、次のとおりとする。

ア 他の公共団体において、公用または公共用に供する場合で、使用期間が1筒年以上にわたり、なお府の事務または事業との関連において必要であるとき。

イ 府の補助事業を執行するため必要があり、補助事業者が短期間その

使用に供するとき。

ウ 広く社会一般の利益のため特に必要な場合に使用させるとき。この場合、社会一般の利益については、拡張して解釈してはならない。

エ 条例第3条第7号に該当する場合で、一般市場価格に比し、低い対価で提供するとき。

オ 府の職員で組織された職員団体の運営のため必要があり使用させるとき。

(3) (2)の場合において、減額できる率は、次に掲げる率の範囲内とする。

ア (2)イの場合にあつては、当該補助率に相当する率とする。

イ (2)エの場合で、一般市場価格に比し、その低さの度合が、3割程度のときは7割、2割程度のときは5割、1割程度のときは3割とする。

ウ (3)ア、イ以外の場合で、主として無料で運営するときは7割、主として実費もしくは低額な料金で運営するときは5割、適正な料金で運営するときは3割とする。

貸付一覧表、使用許可一覧表上で、貸付料や使用料の減免等の対象となっている施設の中から、任意で抽出した心身障害者福祉センター、舞鶴こども療育センター、山城勤労者福祉会館、元府立第一中学校敷地、羽東師廃川敷の5施設について、減免の合理性を確認したところ、条例等に準拠して、判断がなされていることが確かめられた。

## 2.5 監査の結果・課題等

### 【意見2】 契約継続時の減免判断の厳格性の担保

公益性が高いと判断される場合には、契約時に賃料や使用料の減免が特別に許可され、同条件が契約満了まで継続し、契約の継続時には減免の可否が判断されることになる。行政財産では使用許可が1年、普通財産では最長で5年の契約期間と定められており、そのたびに、公益性が高いかどうかという指標で判断されている。

研究機関等の誘致の場合に、誘致時点では収益が不透明で、公共性が高いと判断して無償貸付けを行った場合であっても、貸付けから時間が経過し、研究成果がビジネス化に成功する等で貸付先の収益確保が可能となった場合には、公益性が高くても、貸付先が確保した収益に応じた賃料の検討が必要だと考える。

また、使用許可の場合は1年ごとに判断をすることになるため、減免の判断も毎年行うことになる。1年間で公益性に変化が生じる可能性は低く、結果、前年同条件での契約継続が続くことになる。

契約更新時に公益性のみで判断すると、契約当初と同一の減免条件が継続される結果となる。収入確保の観点からは、企業、機関、団体の経済環境の変化をリアルタイムに把握し、賃料・使用料の減免等の可否に結び付けることが重要である。賃料・使用料に対する減免等廃止の基準を契約条項に盛り込むことも必要と考える。

### 【意見3】府営住宅（集約予定含む。）の有効活用の更なる検討

京都府は、老朽化した府営住宅など多数の空室を抱えている。また、集約して府営住宅の処分等により空室を減らすことも考えられているが、住人の高齢者など住宅確保要配慮者等の住宅確保も重要であるため、短期的な集約化は進められない現状となっている。

令和5年1月より公民連携活用事業の推進により、高齢者の生活支援等に活用され始めているが、さらなる検討と行動が必要と考える。

上記の「2.3 府営住宅の活用」に記載したような、従来の利活用のみに縛られない柔軟な発想を受け入れ、時代の変化についていけるよう、集約予定の府営住宅も含めた公営住宅ストックの利活用について、弾力的な運用の検討と実現を期待する。

**【意見 4】 府営住宅の利活用に対しての弾力的な運用**

令和 5 年 1 月から公民連携活用事業がスタートしたところである。その成果が現れるには時間を要するところだが、府営住宅の視察の中で事業に参加している団体に話を聞く機会があった。問題点として「物件の改修や物品の調達は事業者の負担となる点は許容できるが、団地の居室を改修し、入居者を募集したとしても、使用許可が 1 年であるため、改修費等の回収ができなくなるリスクが発生する。」とのことであった。このような問題には事業者と一体となって対応を考える必要がある。契約期間の長期化や改修費負担の軽減に向けて、行政財産であっても、普通財産としての運用を適用するか、期間の弾力的な運用や使用料の減免が必要である。

### 3 ネーミングライツ等の広告による収入確保策

ネーミングライツを含む京都府の広告事業からの収入の推移は(図表 ネーミング-1) のとおりである。

(図表 ネーミング-1) 広告事業項目収入実績 (単位:千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
広告料収入合計		147,678	151,776	159,569	155,032	159,111
			(+4,098)	(+7,793)	(▲4,537)	(+4,079)
ネーミングライツ		120,600	120,400	120,000	120,000	120,700
			(▲200)	(▲400)	(±0)	(+700)
その他広告料収入		27,078	31,376	39,569	35,032	38,411
			(+4,298)	(+8,193)	(▲4,537)	(+3,379)
	印刷物	14,141	16,272	17,410	17,664	18,410
	<構成比>	<52.2%>	<51.9%>	<44.0%>	<50.4%>	<47.9%>
	協賛	4,500	(※)0	(※)9,000	4,000	4,500
	<構成比>	<16.6%>	<0%>	<22.8%>	<11.4%>	<11.7%>
	施設広告	7,851	14,283	12,190	11,322	12,200
	<構成比>	<29.0%>	<45.5%>	<30.8%>	<32.3%>	<31.7%>
	HP バナー	586	821	969	2,046	3,300
	<構成比>	<2.2%>	<2.6%>	<2.4%>	<5.9%>	<8.5%>

※令和3年度分(4,500千円)を令和4年度に2年分(9,000千円)受領

(出典:京都府提供資料 監査人一部編集)

ネーミングライツは、京都府の施設等について、条例、規則等に定める名称にかえて使用する愛称を決定する権利である。府の財産、事業等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性又は事業推進における公平性を損なわないようにする必要がある。参加する事業者は命名権を使って、事業名や商品名等を施設の名称に冠することができ、宣伝効果やイメージアップが期待で

きる。京都府は、厳しい財政状況の中、安定的な財源を確保し、財源の活用による施設の機能向上等による施設利用者・府民サービスの向上が期待できる。

ネーミングライツは 19 世紀末にアメリカで、資産家が美術館や図書館に多額の寄附を行い、寄附に対する感謝の意を表すために寄附者の名前を付けたのが始まりといわれている。日本では、平成 15 年度に東京都が府中市に所有する東京スタジアムの命名権を味の素株式会社に売却し、「AJINOMOTO® STADIUM」（和文表記：「味の素スタジアム」）としたのが最初と考えられている。最近では国立競技場のネーミングライツを三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（MUFG）が取得し、令和 8 年 1 月から「MUFG スタジアム」（正式名称は国立競技場で変更なし。）となっている。

### 3.1 施設のネーミングライツ

京都府では、「京都府ネーミングライツパートナーシップ制度の導入に関する基本方針」及び「京都府ネーミングライツパートナーシップ制度実施要綱」に基づき募集を行っている。ネーミングライツパートナーの事業及び事業者は、「京都府広告取扱要綱」及び「京都府広告取扱基準」に適合するもので一般的に規制対象となる風俗や訪問販売、貸金業、探偵業等を除く、府内に活動拠点を置く民間企業が対象となる。原則として施設（施設内の建物等、施設の一部ごとの場合も含む。）ごとに公募し、必要事項について、別途募集要項を定め、京都府の HP への掲載や報道機関への情報提供などにより、多様な媒体を活用して幅広く周知している。応募がない場合は、募集要項に定める条件の見直し等により再度募集するか、事業募集の中止を検討することとしている。令和 7 年 4 月現在でネーミングライツの契約先は次のとおりで、3 施設から年間 120,700 千円の収入を得ている。また、現在募集中の施設はない。

(図表 ネーミング-2) ネーミングライツ契約一覧(令和7年4月現在)

施設名	京都府立体育館	京都府立京都スタジアム	京都府立府民の森ひよし
ネーミング ライツ名称	島津アリーナ京都	サンガスタジアム by KYOCERA	ハピロー！の森 京都
命名権料	20,000 千円/年 (※)	100,000 千円/年	700 千円/年
契約期間	令和4年4月～ 令和9年3月 (5年)	令和2年1月～ 令和22年1月 (20年)	令和6年4月～ 令和11年3月 (5年)
備考	平成25年11月1日から 契約し、現在3期目 ※命名権料は、 1期目 1,750 万円/年 2期目 2,000 万円/年	令和2年1月11日から 契約し、現在1期目	令和6年4月1日から 契約し、現在1期目 平成25年から4年を2 回、(株)スチール「STIHL の森京都」で実施

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

京都府の広告料収入全体はこの5年間で年間平均約155百万円となっているが、そのうち約120百万円がこのネーミングライツの3件を占めている。京都府のネーミングライツは平成25年に「京都府立体育館」と「京都府立府民の森ひよし」で導入されたが、京都府では平成26年に主要施設におけるネーミングライツの検討が行われ、各施設等の導入課題が整理された。

本監査では、その後の状況変化を踏まえ、平成26年の検討の際に、各施設等のネーミングライツの導入課題が「指定管理者制度導入済」又は「性質上不適当」とされた施設等を対象とし、現在のネーミングライツの検討状況の確認を行った。なお、既に府民公募などによる愛称を有する施設などは、更にネーミングライツの対象とすることは相当とは考えられないため、今回の監査の対象からは除外することとした。(図表 ネーミング-3)は、確認の対象とした施設について、当時整理された導入課題と今回の検討状況の確認で得た回答をまとめたものである。

(図表 ネーミング-3)

ネーミングライツパートナーシップ制度に係る対象施設一覧

施設名	各 部 局	現在の管理形態	平成26年度の検討課題	本監査での状況確認に対する回答
京都府立文化芸術会館	文化生活部	指 定 管	指定管【(財)京都文化財等】見直し時に検討予定(平26年度まで)。	北山地域全体の計画が検討されている中、現在の老朽化が進んでいる文化芸術会館において、先を見据えたネーミングライツを設定することが困難であるため。
京都府立陶板名画の庭	文化生活部	指 定 管	指定管【北山街共同組合】見直し時に検討予定(平28年度まで)。	・施設の陶板画は、堺屋太一氏の発案企画によりダイコク電機株式会社代表取締役の栢森新治氏から京都府に寄贈されたもの。 ・施設そのものは、安藤忠雄氏設計の建築。 ・こうした寄附物品等が展示されている状況や著名な設計者がいる施設について、ネーミングライツが馴染むかどうかから研究が必要な状況があり、検討を進めている状況にはない。
京都府立けいはんなホール	商工労働観光部	指 定 管	指定管【(株)けいはんな】見直し時に検討予定(平28年度まで)。	無償譲渡を受けた物件であるため、ネーミングライツ等で他企業の名前を入れて収入を得ることは考えていない。
京都府立山城総合運動公園	建設交通部	指 定 管	京都スポーツヒル構想に基づき施設リニューアル工事後(平26~28年度)に導入予定(指定管【(財)京都府公園公社】は平28年度まで)。	府民公募により愛称を決定(太陽が丘)。
京都府立木津川運動公園	建設交通部	指 定 管	指定管 ※平成26年3月17日開園	府民公募により愛称を決定(城陽五里五里の丘)。
京都府立伏見港公園	建設交通部	指 定 管	指定管【(財)京都府公園公社】見直し時に検討予定(平28年度まで)。	他の京都府立都市公園においても指定管理者と協定を結ぶ際に、ネーミングライツを導入する条項を設けている。しかし、現時点ではネーミングライツの申し入れ等はない状況である。
向日町競輪場	文化生活部	府 営	現在施設の将来のあり方を検討中のため。	京都アリーナ及び向日町競輪場の再整備に当たり、ネーミングライツの導入を計画している。
り溪自然公園	総合政策環境部	府 営	自然の風景地や観光地に企業名を付すことができないため。	具体的な検討は行っていない。
保津峡自然公園	総合政策環境部	府 営	自然の風景地や観光地に企業名を付すことができないため。	具体的な検討は行っていない。
京都府立堂本印象美術館	文化生活部	指 定 管	設置趣旨に沿った名称であり、また施設名が浸透しており、特定企業名を付与することになじまないため。また、収蔵品が広告主の寄贈によるものと誤解を招くおそれがあるため。	日本画家 堂本印象氏から作品及び施設が寄附されており、寄附施設にネーミングライツが馴染むかどうか、という面があり、検討を進めている状況にはない。
京都府立京都文化博物館	文化生活部	貸 付	設置趣旨に沿った名称であり、また施設名が浸透しており、特定企業名を付与することになじまないため。また、収蔵品が広告主の寄贈によるものと誤解を招くおそれがあるため。	設置趣旨に沿った名称であり、また施設名が浸透しており、特定企業名を付与することには是非がある中、慎重な検討が必要。また、展示内容や収蔵品について広告主の寄贈によるものと誤解を招くおそれがあることから、現状検討を進めている状況にはない。
京都府立ゼミナールハウス	文化生活部	指 定 管	民間企業の宿泊・研修施設との誤解を招くため。	学生などの生涯学習施設である特性上、ネーミングライツを導入することで、民間企業の宿泊・研修施設との誤解を招く恐れもあるため、検討はしていない。
ぶらり嵐山	健康福祉部	貸 付	施設名が広く浸透しており、特定企業名がなじまないため。	具体的な検討は行っていない。
淀高原牧場	農林水産部	府 営	研究施設であり、愛称の使用場面に制限あり。	具体的な検討は行っていない。
嵐山公園	建設交通部	府 営	自然の風景地や観光地に企業名を付すことができないため。	現在まで過去同様に質上不適当としているため、検討は行っていない。
嵐山東公園	建設交通部	府 営		現在まで過去同様に質上不適当としているため、検討は行っていない。
鴨川公園	建設交通部	府 営		現在まで過去同様に質上不適当としているため、検討は行っていない。
宇治公園	建設交通部	府 営		現在まで過去同様に質上不適当としているため、検討は行っていない。
天橋立公園	建設交通部	府 営		現在まで過去同様に質上不適当としているため、検討は行っていない。
京都府立図書館	教育庁	府 営		設置趣旨に沿った名称であり、また施設名が浸透しており、特定企業名を付与することになじまないため。また、収蔵品が広告主の寄贈によるものと誤解を招くおそれがあるため。
道路・橋梁・陸橋	建設交通部	-	今後検討予定。	当時の検討資料がないため、検討結果は不明だが、利用者の安全確保の観点から導入していない。

(出典：京都府提供資料)

平成 26 年の検討時に「指定管理者制度導入済」と整理された山城総合運動公園と木津川運動公園は、その後、府民公募で愛称が決定されていることが確認された。また、その他の「指定管理者制度導入済」や「性質上不適等」とされた施設等の多くは、平成 26 年以降に新たな検討は行われていなかった。一方、競輪事業の存続を決定した向日町競輪場の敷地内において整備が予定されている「京都アリーナ（仮称）」において、ネーミングライツの導入が計画されている。概要は次のとおりである。



《概要》延床面積：29,774.56 m<sup>2</sup>（S 造・地上 5 階）、座席：約 9,000 席  
競技面：68m×48m（メインアリーナ）38.7m×22.5m（サブアリーナ）  
事業体：伊藤忠商事グループ、施設再整備：約 348 億円

（出典：京都府提供資料 監査人一部編集）

### 3.2 その他の広告収入

京都府では、ネーミングライツ以外の広告料収入として、京都府の広報誌や封筒スペースへの広告出稿、HP のバナー広告、イベントへの協賛金収入や府庁内のエレベーター広告などの施設広告の収入もあるが、ネーミングライツの収入と比較すれば少ないため、紹介のみに留めておく。

### 3.3 他の自治体の取組

京都府が参加している関西広域連合の自治体がネーミングライツに対してどのように取り組んでいるか各自治体の HP を閲覧して、どのような施設を募集対象としているか、募集の頻度はどの程度であるかを取りまとめたものが下表のとおりである。

(図表 ネーミング-4) 近隣自治体のネーミングライツの取組状況

自治体	募集施設	募集頻度
大阪府	歩道橋の対象を拡大(34件)	提案フォームで随時募集
兵庫県	13施設追加(72施設) 主催19イベント	提案型は随時募集
奈良県	佐藤薬品スタジアム(継続) ジェイテクトアリーナ奈良(継続)	募集中の施設を掲載
	靴工房山本アスレチックフィールド 橿原(新規)	募集中の施設を掲載
	奈良県文化会館(検討中)	募集中の施設を掲載
和歌山県	和歌山県立体育館(県内初)	募集中の施設を掲載
滋賀県	歩道橋や県内20施設を掲載	随時募集
鳥取県	文化会館など5施設(契約中)、12施設 (導入検討施設)	随時募集
徳島県	鳴門総合運動公園、遊歩道など 18施設	随時募集

(出典：各府県のHP 監査人一部編集)

自治体によって、募集施設は相違するものの、①歩道橋や遊歩道といった施設を対象とするかどうか、②文化会館や体育館、運動公園等を対象とするかどうか、③公園等で複数の施設がある場合にその施設ごとに対象とするかどうかという3点に各自治体の特色が出ていることが分かった。

### 3.4 監査の結果・課題等

ネーミングライツは、対象となった施設の維持や機能向上に役立てるための経費を確保することが目的である。この点からすれば、なるべく多くの施設を対象として、多くの事業者に参加してもらうことが有益である。歩道橋等を対象としている大阪府 HP には、得た収益を歩道橋の維持管理費用に充当するとともに、事業者にとっても PR 効果があることが掲載されている。裾野を広げるため、HP 上に多くの対象施設を掲載して、いつでも受け付けられるような体制を構築している自治体もあった。

#### 【指摘事項 1】ネーミングライツ対象施設の拡大

京都府におけるネーミングライツは3施設にとどまっており、近隣の自治体と比較しても導入数は少ない。HP 上には「現在募集はありません。」との掲載がなされているが、他の自治体の状況を考えると対象となりうる施設はあるのではないだろうか。例えば、運動公園や自然公園を構成する施設やベンチ、遊歩道、歩道橋、文化施設等、随時募集が可能な施設になると考える。

ネーミングライツは、長期的な維持管理費用をまかなう収入である。対象施設となりうる施設を拡大すると同時に、対象施設を HP に掲載し、随時募集を行い、積極的に門戸を開放する方向転換が必要である。

## 4 施設の使用料及び各種申請に係る手数料による収入確保策

### 4.1 使用料及び手数料の基本的な考え方

使用料は行政財産の使用又は公の施設の使用への対価として、手数料は特定の者のためにする事務への対価として、条例で定めた上で徴収することができる（地方自治法第 225 条、第 227 条、第 228 条）。

府立施設の運営や各種申請における事務処理など、府民サービス提供には一定の費用（行政コスト）がかかっており、この費用の一部は、サービスを利用する受益者から使用料や手数料として、負担いただいている。

#### 4.1.1 使用料の推移

令和4年度から令和6年度の一般会計歳入決算額のうち使用料金額の推移と収入内容については、次のとおりであり、府営住宅の家賃や府立高校等の授業料、道路の占有料などが主な項目である。

(図表 使用料-1) 使用料項目別の収入推移(調定額) (単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
総務使用料	249,986	282,508	311,081	
京都学・歴史館使用料	105	75	54	京都学・歴史館使用料
植物園使用料	130,117	125,737	133,306	植物園、自動販売機等使用料他
体育館使用料	36,234	46,245	63,888	体育館使用料他
庁舎等使用料	83,506	110,427	123,809	庁内、西別館等土地建物使用料、光熱費負担金等
文化芸術会館使用料	22	22	22	土地使用料
堂本印象美術館使用料	2	2	2	土地使用料
民生使用料	19,105	16,857	18,813	
総合社会福祉会館使用料	18,547	16,295	18,249	総合社会福祉会館使用料
社会福祉使用料	216	212	215	心身障害者福祉センター使用料他
児童福祉使用料	342	350	347	舞鶴こども療育センター使用料他
老人福祉使用料	1	1	1	土地使用料
衛生使用料	18,796	20,517	22,875	
公衆衛生使用料	8,722	10,944	13,886	精神保健福祉総合センター使用料他
保健所使用料	13	13	-	
看護学校使用料	10,061	9,558	8,988	看護学校使用料他
環境対策使用料	1	1	1	電柱等敷地使用料
労働使用料	15,816	15,992	14,924	
勤労者福祉会館使用料	4,507	4,452	4,614	事務所、自動販売機等、光熱水費使用料他
高等技術専門校使用料	11,309	11,540	10,310	授業料、光熱水費、校舎等使用料
農林水産業使用料	42,107	33,897	32,675	
農業技術センター使用料	458	98	74	土地使用料他
農業大学校使用料	4,000	3,230	2,636	授業料他
茶業技術センター使用料	0	0	0	施設使用料
家畜保健衛生所使用料	11,510	11,674	10,118	家畜保健衛生所使用料
畜産技術センター使用料	408	377	394	土地、施設使用料
林業総務使用料	1,074	1,139	1,191	土地使用料
林業技術センター使用料	21	18	17	土地使用料
林業大学校使用料	3,830	3,233	2,766	授業料、林業大学校使用料
水産事務所使用料	382	447	1,052	水産事務所使用料
水産技術センター使用料	14,696	10,952	11,688	海洋センター使用料
漁港使用料	2,718	2,719	2,725	港湾施設使用料
農業振興使用料	9	9	15	土地使用料
商工使用料	3,793	3,680	3,473	
計量検定所使用料	313	339	344	光熱水費使用料
中小企業技術センター使用料	3,472	3,332	3,120	建物、光熱水費使用料
織物・機械金属振興センター使用料	9	9	9	土地使用料
土木使用料	4,113,100	4,080,117	4,056,803	
道路橋りょう使用料	366,502	374,965	374,647	道路占有料
河川海岸使用料	308,507	316,064	315,496	発電用水利、河川敷地等使用料他
港湾使用料	64,142	68,535	72,560	港湾施設、港湾水面施設用地使用料
公園使用料	23,435	21,657	21,650	嵐山公園等都市公園使用料
府営住宅使用料	3,349,634	3,298,063	3,271,625	府営住宅、敷地使用料他
都市計画使用料	879	833	825	道路敷地使用料
警察使用料	56,750	55,235	54,089	
警察使用料	56,750	55,235	54,089	庁舎等、光熱水費使用料
教育使用料	3,346,683	3,304,011	3,286,177	
総合教育センター使用料	804	743	772	総合教育センター使用料
高等学校使用料	3,343,166	330,855	3,283,614	授業料、校舎等使用料他
特別支援学校使用料	1,113	914	770	校舎等使用料
郷土資料館使用料	989	883	652	郷土資料館使用料
社会教育総務使用料	176	180	45	少年自然の家使用料
図書館使用料	423	426	323	図書館使用料
埋蔵文化財事務所使用料	12	9	-	
合計	7,866,138	7,812,813	7,800,908	

(出典:「京都府歳入歳出決算事項別明細書」及び「歳入決算参考資料 監査人一部編集)

#### 4.1.2 手数料の推移

令和4年度から令和6年度の一般会計歳入決算額のうち手数料金額の推移と収入内容については、次のとおりであり、各種証明書、許可証等発行事務手数料などが主な項目である。

(図表 手数料-1) 手数料項目別の収入状況(調定額) (単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
総務手数料	121,003	216,961	215,603	
総務管理手数料	81,059	180,273	177,990	旅券手数料
企画手数料	-	-	-	
徴税手数料	8,384	7,636	7,576	証明事務手数料
防災手数料	31,560	29,053	30,036	危険物取扱者保安講習等
民生手数料	62,949	86,634	90,607	
社会福祉手数料	54,080	78,381	82,159	介護支援専門員証交付手数料他
児童福祉手数料	8,869	8,253	8,448	保育士登録、証明事務手数料
衛生手数料	220,576	232,525	228,525	
公衆衛生手数料	2,794	2,653	2,687	栄養士免許、証明事務手数料他
環境衛生手数料	173,584	186,380	183,529	産業廃棄物処理業許可等手数料他
保健所手数料	2	3	14	証明事務手数料他
医薬所手数料	42,219	40,304	39,099	薬事、医務手数料他
環境対策手数料	1,976	3,185	3,195	産業廃棄物処理業許可等手数料他
労働手数料	1,103	982	918	
雇用対策手数料	1,103	982	918	入校選考料及び入校料他
農林水産業手数料	19,282	21,145	22,174	
農業手数料	360	382	829	入学考査料及び入学料他
畜産業手数料	6,475	6,376	6,399	家畜衛生手数料他
農地手数料	21	25	14	証明事務手数料
林業手数料	9,923	9,549	12,366	狩猟手数料、林業種苗手数料他
水産業手数料	2,504	4,813	2,565	漁船建造登録等手数料他
商工手数料	51,443	56,933	51,056	
商工業手数料	50,020	55,188	49,144	電気工事士免状交付手数料等
観光手数料	1,423	1,745	1,913	旅行業登録等手数料
土木手数料	313,472	282,351	278,498	
土木管理手数料	310,117	278,925	275,722	建設業許可、経営事項審査等手数料他
道路橋りょう手数料	956	1,250	1,196	特殊車両通行許可手数料
都市計画手数料	2,399	2,176	1,580	屋外広告業関係手数料
警察手数料	2,263,019	2,102,166	2,139,590	
警察手数料	2,263,019	2,102,166	2,139,590	自動車運転試験等手数料他
教育手数料	122,576	121,685	121,319	
教育総務手数料	31,329	30,792	31,418	教育職員免許検定手数料他
中学校手数料	1,065	882	873	入学考査手数料
高等学校手数料	87,999	87,533	85,965	入学料、入学志願者学力検査手数料
文化財保護手数料	2,108	2,413	3,016	銃砲等剣類登録手数料
私学振興手数料	75	65	47	証明事務手数料
合計	3,175,424	3,121,383	3,148,291	

(出典:「京都府歳入歳出決算事項別明細書」及び「歳入決算参考資料 監査人一部編集)

#### 4.2 使用料及び手数料の改定について

京都府では令和7年4月1日から使用料及び手数料の見直しを行っている。これは、行財政運営方針における「府立施設の使用料や各種の手数料に

については、受益者負担の原則に則り、他府県や民間の水準及び社会経済情勢の変化等を踏まえた設定・見直しを行う」に基づくものである。

#### 4.2.1 これまでの改定状況

昭和 59 年 4 月	社会情勢変化等を踏まえた全面改定
平成 4 年 4 月	消費税導入や社会情勢変化等を踏まえた全面改定
平成 9 年 4 月	消費増税（3→5%）に伴う改定（公営企業に限る。）
平成 26 年 4 月	消費増税（5→8%）に伴う改定（公営企業に限る。）
令和元年 10 月	消費増税（8→10%）に伴う改定
令和 7 年 4 月	社会経済情勢の変化等を踏まえた全面改定

#### 4.2.2 行財政運営方針に基づく使用料及び手数料の見直し内容

これまでの現状及び課題として、①平成 4 年度以降全面改定は未実施（消費税率の一部反映を除く）、②物価高騰や人件費の急激な上昇、③受益者負担の適正化（受益のない府民負担の軽減）が必要というものであった。

行財政運営方針に基づく使用料及び手数料の見直しの具体的内容として、①物価高騰等や近傍類似施設との均衡を踏まえた見直し、②高齢者減免の統一、③府民生活に与える影響への配慮を挙げている。

#### 4.3 具体的な使用料及び手数料の改定内容について

京都府の使用料及び手数料の見直し作業により、①物価の推移によるもの、②人件費の推移によるもの、③近傍類似施設との均衡を図るものに分類した上で、適切な料金設定となるよう検討が行われている。

##### 4.3.1 使用料の改定状況

京都府の全 240 施設を対象に点検を実施した結果、33 施設の料金を改定し、207 施設については改定しない結果となった。

京都府の使用料の改定状況は以下のとおりである。

項目	施設数	主な改定根拠
自然公園使用料	3	物価の推移によるもの
文化芸術会館利用料金	1	物価の推移によるもの
ゼミナールハウス利用料金	1	近傍類似施設との均衡を図るもの
府民ホール利用料金	1	近傍類似施設との均衡を図るもの
京都学・歴彩館利用料金	1	物価の推移によるもの
堂本印象美術館利用料金	1	物価の推移によるもの
陶板名画の庭利用料金	1	近傍類似施設との均衡を図るもの
植物園使用料	1	近傍類似施設との均衡を図るもの
体育館使用料	1	物価の推移によるもの
京都スタジアム利用料金	1	物価の推移によるもの
総合社会福祉会館利用料金	1	物価の推移によるもの
青少年海洋センター利用料金	1	物価の推移によるもの
勤労者福祉会館利用料金	2	物価の推移によるもの
けいはんなホール利用料金	1	物価の推移によるもの
府民の森ひよし利用料金	1	近傍類似施設との均衡を図るもの
都市公園利用料金	8	物価の推移によるもの
府民スポーツ広場利用料金	1	物価の推移によるもの
港湾施設使用料	3	物価の推移によるもの
るり溪少年自然の家利用料金	1	近傍類似施設との均衡を図るもの
郷土資料館使用料	2	物価の推移によるもの

(出典：京都府提供資料)

#### 4.3.2 手数料の改定状況

京都府の手数料の改定状況は以下のとおりである。

項目	主な改定根拠
手数料徴収条例で定める各種手数料	物価及び人件費の推移によるもの
納税証明手数料	人件費の推移によるもの
土地の埋め立て等許可等手数料	人件費の推移によるもの
旅館業許可申請手数料	物価及び人件費の推移によるもの
興行場営業許可等申請手数料	物価及び人件費の推移によるもの
浴場業許可申請手数料	物価及び人件費の推移によるもの
理容所検査手数料	物価及び人件費の推移によるもの
美容所検査手数料	物価及び人件費の推移によるもの
化製場等許可手数料	物価及び人件費の推移によるもの
食品衛生手数料	物価及び人件費の推移によるもの
動物取扱業登録申請等手数料	物価及び人件費の推移によるもの
衛生検査手数料	物価及び人件費の推移によるもの
精神保健福祉総合センター診断書料	近傍類似施設との均衡を図るもの
心身障害者福祉センター診断書料	近傍類似施設との均衡を図るもの
舞鶴こども療育センター診断書料	近傍類似施設との均衡を図るもの
こども発達支援センター診断書料	近傍類似施設との均衡を図るもの
洛南病院診断書料	近傍類似施設との均衡を図るもの
種畜種付け手数料	人件費の推移によるもの
家畜種雄検査手数料	人件費の推移によるもの
家畜衛生手数料	人件費の推移によるもの
屋外広告に関する許可申請の手数料	人件費の推移によるもの
建築確認申請手数料	人件費の推移によるもの
旧宅地造成法に基づく許可手数料	人件費の推移によるもの
浄化槽保守点検業者等登録手数料	人件費の推移によるもの
警察関係手数料	近傍類似施設との均衡を図るもの

(出典：京都府提供資料)

#### 4.4 他の自治体の取組状況

京都府では、都道府県のうち 38 の自治体において、定期的な見直しが行われていることを確認しており、府内の市町村及び近隣市においても、定期的な検証及び見直しを行っている事例が存在する。

	見直し期間	記載されている文献等
京丹後市	3年	使用料の見直しについて（令和4年8月 総務部財政課）
木津川市	概ね3年	木津川市使用料・手数料に関する基本方針（令和元年7月）
大津市	3～5年	施設使用料設定基準（平成27年8月改定）
草津市	3～5年	令和4年度 使用料・手数料等の見直し方針と概要

また、他の自治体においては、滋賀県や亀岡市、茨木市など、県民・市民以外に対して異なる使用料を設定する事例が存在しており、国においては、多言語対応を含めた運営の適正な費用を負担してもらう考えから、国立博物館や美術館における訪日外国人への「二重価格」の導入が検討されている。

#### 4.5 監査の結果・課題等

##### (1) 使用料及び手数料の改定

使用料は、改定する施設が 33 施設、改定しない施設が 207 施設となっている。なお、上記「4.3.1 使用料の改定状況」に記載した 33 施設について見ると、これまでの改定状況は上記「4.2.1 これまでの改定状況」に記載された消費税率改正に合わせた使用料の改定が実施されているが、長らく物価、人件費や近傍類似施設の状況等を踏まえた見直しがされていなかった。また、改定しない 207 施設については、府民生活に与える影響への配慮から令和 7 年 4 月の使用料改定を実施していない。さらに、上記「4.3.2 手数料の改定状況」に記載の手数料について見ると、使用料の改定と同じく長らく物価、人件費や近傍類似施設の状況等を踏まえた見直しがされていなかった。今後、受益者負担の適正化を図る観点から、使用料及び手数料について定期的な検証が必要である。

## (2) 改定による影響の分析

手数料等の改定は、令和7年4月からの実施であるため、当該改定による増額影響額については、現時点では明らかになっていない。

### 【意見5】 使用料及び手数料の定期的な見直しやルールの策定

令和7年4月から、近年の物価高騰や人件費の急激な上昇により、公共施設の管理運営や許認可等の行政手続など、府民サービスの提供に関する行政コストが上昇している事を踏まえ、受益者負担の適正化を図る観点から、使用料及び手数料の見直しを行っている。

ただ、この見直しは一度実施すれば終わりというものではなく、その時々々の社会・経済情勢や行政サービス等の必要性や内容、各施設の利用率やあり方等を勘案した上で適切に設定する必要がある。例えば、使用料や手数料の項目ごとに、収支の把握を踏まえて検討いただければと考える。勿論、黒字収支にすることを目的とするのではなく、受益者負担の観点から便益を享受しない者の税負担額の把握や施設利用における未利用者の負担、事業登録や受講者の手数料と行政コストの割合など、使用料や手数料の項目ごとの受益者負担の適正な指標を検討する必要がある。

また、使用料については、施設の維持管理費が府民の税金によって賄われていることを踏まえ、受益者の公平性を確保する観点から、府民と府民以外などで異なる設定を検討する余地も考えられる。

今後、受益者負担の適正化の観点から、概ね3～5年毎に定期的な検証による見直しやルールを策定する必要がある。

## 5 納付・収納方法の多様化

### 5.1 公金収納を取り巻く環境

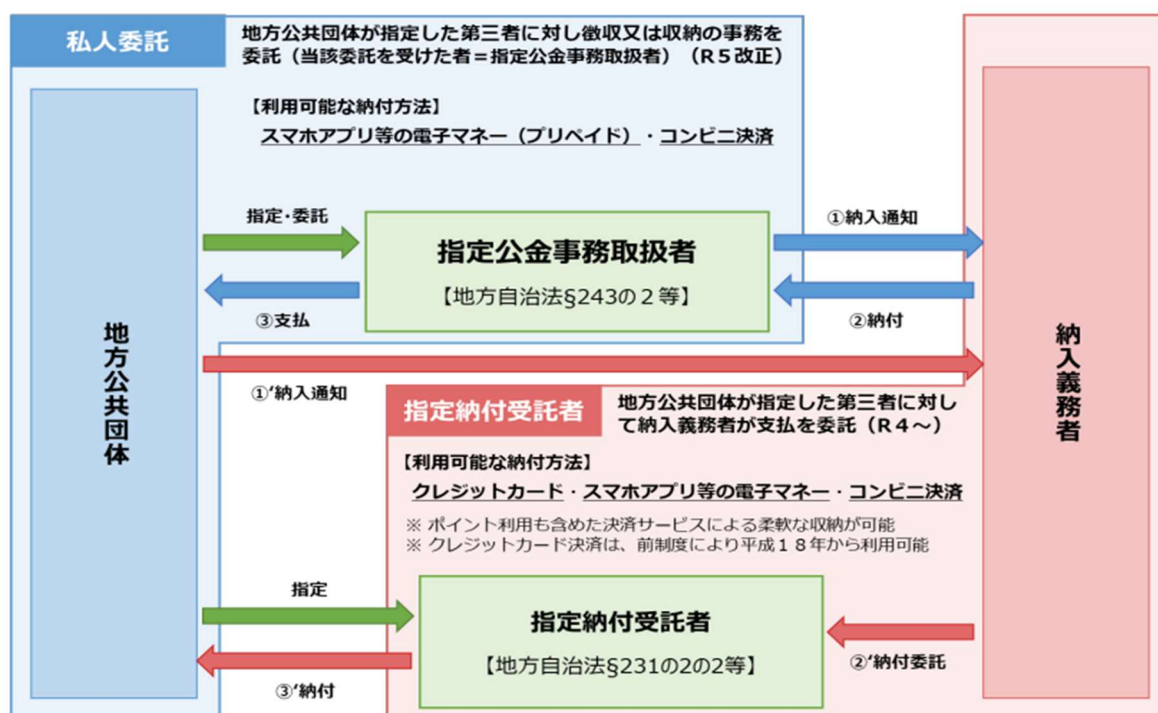
社会全体のデジタル化の推進に伴い、キャッシュレス決済やコンビニ収納、eLTAX<sup>5</sup>の活用等、公金収納を取り巻く状況が大きく変化している。地方公共

---

<sup>5</sup> eLTAXとは、個人や個人事業主などが、地方税の申告・申請・納税などをインターネット経由で電子的に行える地方税ポータルシステムのこと。

団体の公金収納については、令和3年3月の地方自治法等の改正により「指定納付受託者制度」が創設され、令和4年1月から地方公共団体が指定した私人に対し、納入義務者が公金の納付を委託できるようになったほか、令和6年4月には、公金の徴収・収納等の事務を私人に委託できる「指定公金事務取扱者制度」が創設された。これらの制度により、各地方公共団体において、クレジットカード、スマホアプリ等での決済やコンビニ収納などが可能となり、公金の納付方法が拡充されている。さらに国主導により、令和8年9月以降、税外公金のeLTAX活用の取組も進められており、納付方法の多様化は今後も進む見込みである。

(図表 収納-1) 指定公金事務取扱者制度・指定納付受託者制度の概要



(出典：総務省自治行政局行政課資料)

## 5.2 京都府における公金の納付・収納手段

京都府における公金の納付・収納手段として、全ての公金に共通して対応している納付方法は、次のとおりであり、それぞれ京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）を根拠としている。

- ・金融機関や庁舎窓口における納付書による納付（京都府会計規則第41

条)

- ・金融預金口座からの振替（京都府会計規則第 42 条）
- ・京都府公金口座への振込（京都府会計規則第 42 条の 2）

その他の納付方法については、各公金の特徴等を踏まえて、当該公金の事務所管課において、適切な納付方法が導入されている。

なお、以下、本章で記載される情報は、主に会計課が把握する範囲で入手したもので、京都府の一般会計・特別会計、公営企業会計、その他基金等の全ての歳入に係る納付・収納方法のデータに基づくものではない。

#### 5.2.1 キャッシュレス決済が可能な府民利用施設

京都府では、以下の府民利用施設においてキャッシュレス決済に対応しており、府民の利便性が向上していると考えられる。

（図表 収納-2）キャッシュレス決済が可能な施設（令和 8 年 2 月現在）

丹後海と星の見える丘公園、府立体育館、京都スタジアム、京都文化博物館、陶板名画の庭、堂本印象美術館、文化芸術会館、府民ホール（アルティ）、ゼミナールハウス、京都学・歴彩館、府立植物園、青少年海洋センター、総合社会福祉会館、京都府民総合交流プラザ、けいはんなホール、山城勤労者福祉会館、口丹波勤労者福祉会館、嵐山東公園、鴨川公園、山城総合運動公園、府民スポーツ広場、伏見港公園、丹波自然運動公園、関西文化学術研究都市記念公園、洛西浄化センター公園、山城郷土資料館、るり溪少年自然の家、府民の森ひよし

（出典：京都府提供資料）

#### 5.2.2 手数料に係る納付・収納方法

手数料等（一部公園使用料を含む。以下同じ。）の納付方法として利用していた京都府収入証紙については、令和 4 年 9 月 30 日をもって廃止し、収入証紙に代わる新たな納付・収納方法を導入している。

- （1）庁舎窓口で納付（キャッシュレス決済可能）
- （2）4 連納付書（納付済証付きの 4 連様式納付書）により金融機関・コンビニ

## ニで納付

(3) Web 上で事前登録してコンビニで納付

(4) オンラインでクレジット決済（スマート申請サービス）

従来は、庁舎窓口等の営業時間内に現金で収入証紙を購入する必要があったが、時間や場所にとらわれず、いつでもどこでも手数料等の納付が可能となり、従来の証紙販売場所や営業時間が限定的であったというデメリットが解消されている。オンラインでのクレジット決済、コンビニ収納など、多様な納付・収納方法を提供することが実現されており、府民の利便性向上が図られている。

収入証紙廃止後の京都府の手数料等の納付・収納方法は、以下のとおりである。

(図表 収納-3)

### 納付・収納方法

窓口納付 (現金・キャッシュレス納付)	申請者は本庁又は地域機関の手数料納付窓口で手数料等を現金又はキャッシュレス決済で支払い、発行される納付済証を申請先窓口へ提出。 対象：新レジを設置する地域機関、本庁
窓口納付 (現金)	申請者は申請先の出納員に直接現金を支払う 対象：新レジの設置がなく、かつ、出納員による現金領収を行う地域機関
コンビニ・金融機関での納付書納付 (現金)	申請者は専用の納付書（納付済証付きの4連様式）によりコンビニ、金融機関で支払い、領収日付印のある納付済証部分を申請書とともに提出。
web事前登録コンビニ納付 (現金)	申請者は専用サイトで手数料納付に必要な情報を登録し、コンビニにて手数料を支払う。申請書用番号を申請書に記載して提出。
オンライン納付 (クレジットカード決済)	申請者は専用サイトで申請に必要な情報を登録するとともに、クレジットカード情報を入力することで、申請と支払いをオンライン上で一括して行う。

(出典：京都府提供資料)

なお、収入証紙廃止後の手数料等の納付・収納方法別の納付状況の推移は、次のとおりである。

(図表 収納-4) 収入証紙廃止後の手数料等の納付・収納方法別の納付状況の推移

		令和4年度(下半期)		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
券売機	現金	不明	49,566	不明	103,395	不明	92,946
	クレジット	698	14,633	1,285	27,568	1,702	30,743
	電子マネー	222	838	412	1,239	385	1,061
	QR	343	1,895	662	5,039	806	5,048
	券売機合計	1,263	66,931	2,359	137,241	2,893	129,798
レジ	現金	不明	196,281	不明	459,884	不明	342,920
	クレジット	1,653	25,360	4,640	63,138	5,383	83,286
	電子マネー	214	1,676	725	4,213	760	3,629
	QR	700	4,543	2,701	15,483	2,655	16,678
	レジ合計	2,567	227,860	8,066	542,718	8,798	446,514
納付書	コンビニ払い	26,830	91,030	67,164	236,703	54,702	194,269
	金融機関払い	19,351	51,571	39,452	140,713	40,629	123,561
	納付書(コンビニ・金融機関)	46,181	142,601	106,616	377,416	95,331	317,830
Webコンビニ	コンビニ払いWeb	3,300	6,565	4,505	15,934	3,790	27,387
オンライン	クレジット(スマート申請)	1,059	3,742	4,573	15,448	5,116	21,704
	クレジット(旅券)	—	—	3,724	7,448	13,768	27,548
	オンライン合計	1,059	3,742	8,297	22,896	18,884	49,252
総合計		54,370	447,700	129,843	1,096,206	129,696	970,781

(注) 令和4年10月～令和7年3月、直接正当科目に入るもの(角公、収納事務委託(会計課契約分以外)、警察手数料等)除く。

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

券売機及びレジにおけるクレジット決済による収納件数及び金額は増加傾向にある。また、手続のオンライン化により、スマート申請によるクレジット決済が1,059件、3,742千円(令和4年度下半期)から5,116件、21,704千円(令和6年度)に、旅券申請のクレジット決済が3,724件、7,448千円(令和5年度)から13,768件、27,548千円(令和6年度)に増加している。府民の利便性を考えると、今後もオンライン処理が可能となる手続の拡大が見込まれ、クレジット決済の利用件数及び金額が増加していくものと推察される。

なお、スマート申請サービスとは、スマートフォンやパソコンにより、オンライン上で申請から手数料等の納付までを完結することができる電子申請サービスであり、令和6年度末のスマート申請が可能な手続と申請件数や納付金額の推移は、以下のとおりである。

(図表 収納-5)

## スマート申請手続の推移

申請件数 手続名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
納税証明書交付請求(令和4年1月～)	623	379,354	1,018	691,930	1,147	779,266
教育職員免許状授与証明書交付申請(令和4年1月～)	974	856,872	1,015	890,230	1,039	913,422
食品営業許可申請手数料納付(令和4年10月～)	20	277,440	48	686,460	43	630,360
産業廃棄物処理業許可等手数料納付(令和4年10月～)	41	2,731,000	219	13,320,000	268	17,120,000
銃砲刀剣類新規登録申請(令和5年11月～)	—	—	1	0	30	333,900
林業種苗生産事業者講習会受講手数料納付(令和5年12月～)	—	—	0	0	1	14,280
医薬品等製造販売業許可等申請手数料納付(令和5年11月～)	—	—	10	149,720	31	1,862,410

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

時間や場所にとらわれず手続を行うことが可能であり、府民の利便性向上に資することから、今後、スマート申請が可能な手続が増え、件数及び金額ともに増加していくと推察される。

## 5.2.3 その他歳入科目ごとに導入されている納付方法

上記に加え、各歳入所管課においては、歳入の性質に応じ、自動口座振替、コンビニ収納やキャッシュレス決済(クレジット決済、インターネットバンキング等)の導入を行っている。なお、全ての公金の納付方法について、網羅的に把握する部署がないため、下表にその一例を示す。

(図表 収納-6)

## 収入項目別収納方法一覧

所属	収入項目	年度	口座振替	コンビニ 収納	クレジット 決済	インターネッ トバンキング	その他決済 アプリ等
総務部	総務調整課 新型コロナウイルス 感染症対策応援寄附金	令和4年度	-	○	○	○	○
		令和5年度	-	○	○	○	○
		令和6年度	-	-	-	-	-
	総務調整課 京都府ふるさと 応援寄附金	令和4年度	-	-	-	-	-
		令和5年度	-	○	○	○	○
		令和6年度	-	○	○	○	○
	税務課 自動車税・個人事業税	令和4年度	○	○	○	○	○
		令和5年度	○	○	○	○	○
		令和6年度	○	○	○	○	○
	税務課 自動車税・個人事業税 以外の府税全税目	令和4年度	-	○	○	○	○
		令和5年度	-	○	○	○	○
		令和6年度	-	○	○	○	○
税務課 納税証明書交付手数料	令和4年度	-	-	○	-	-	
	令和5年度	-	-	○	-	-	
	令和6年度	-	-	○	-	-	
文化生活 部	文化政策室 文化財を守り伝える 京都府基金寄附金	令和4年度	-	○	○	○	○
		令和5年度	-	○	○	○	○
		令和6年度	-	○	○	○	○
	スポーツ 振興課 京都スタジアム寄附金	令和4年度	-	-	○	-	-
		令和5年度	-	-	○	-	-
		令和6年度	-	-	○	-	-
	文化施設 政策監付 植物園入園料	令和4年度	-	-	-	-	○
		令和5年度	-	-	-	-	○
		令和6年度	-	-	-	-	○
	文化施設 政策監付 ドナルド・マクドナル ド・ハウス京都開設 資金寄附金	令和4年度	-	-	-	-	-
		令和5年度	-	-	○	-	-
		令和6年度	-	-	○	-	-
安心・安全 まちづくり 推進課 交通安全対策寄附金	令和4年度	-	-	-	-	○	
	令和5年度	-	-	-	-	○	
	令和6年度	-	-	-	-	○	
総合政策 環境部 大学政策課 府立医科大学・府立 大学個人寄附金	令和4年度	-	-	○	-	-	
	令和5年度	-	-	○	-	-	
	令和6年度	-	-	○	-	-	
健康福祉 部	地域福祉 推進課 洛南寮入居者自己 負担金	令和4年度	○	-	-	-	-
		令和5年度	○	-	-	-	-
		令和6年度	○	-	-	-	-
	家庭・青少 年支援課 母子父子寡婦福祉資金 貸付金償還金	令和4年度	○	-	-	-	-
		令和5年度	○	-	-	-	-
		令和6年度	○	-	-	-	-
商工労働 観光部	産業振興課 iPS細胞技術開発応援 プロジェクト寄附金	令和4年度	-	○	○	○	○
		令和5年度	-	○	○	○	○
		令和6年度	-	○	○	○	○
	産業振興課 IVS YOUTH (仮称) 開催応援プロジェクト 寄附金	令和4年度	-	-	-	-	-
		令和5年度	-	-	-	-	-
		令和6年度	-	○	○	○	○
	中小企業技 術センター 物品貸付収入	令和4年度	-	-	○	-	○
		令和5年度	-	-	○	-	○
		令和6年度	-	-	○	-	○
建設交通 部 住宅政策課 府営住宅使用料	令和4年度	○	○	-	-	-	
	令和5年度	○	○	-	-	-	
	令和6年度	○	○	-	-	-	

所属	収入項目	年度	口座振替	コンビニ 収納	クレジット 決済	インターネッ トバンキング	その他決済 アプリ等
教育庁	総務企画課	京都府母校応援ふるさと 寄附基金寄附金	令和4年度	-	-	○	-
			令和5年度	-	-	○	-
			令和6年度	-	-	○	-
	管理課	高等学校授業料 (センター共済掛金)	令和4年度	○	-	-	-
			令和5年度	○	-	-	-
			令和6年度	○	-	-	-
	学校教育課	教育職員免許状授与 証明書発行手数料	令和4年度	-	○	○	-
			令和5年度	-	○	○	-
			令和6年度	-	○	○	-
	高校教育課	高校修学資金貸付金 償還金	令和4年度	○	○	-	-
			令和5年度	○	○	-	-
			令和6年度	○	○	-	-
警察本部	警察会計課	放置違反金	令和4年度	-	○	-	-
			令和5年度	-	○	-	-
			令和6年度	-	○	-	-
知事直轄	会計課	公共施設使用料生産物売払 収入(府立体育館、山城郷 土資料館、丹後郷土資料 館、海洋高校、農芸高校)	令和4年度	-	-	-	○
			令和5年度	-	-	-	○
			令和6年度	-	-	-	○

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

### 【意見6】収納方法の検討

「新型コロナウイルス感染症対策応援寄附金」、「京都府ふるさと応援寄附金」、「文化財を守り伝える京都府基金寄附金」、「iPS細胞技術開発応援プロジェクト寄附金」及び「IVS YOUTH(仮称)開催応援プロジェクト寄附金」では、広く府民から寄附金を募るため、コンビニ収納、クレジット決済、インターネットバンキング並びにその他決済アプリ等の収納方法が整備されており、「京都スタジアム寄附金」、「府立医科大学・府立大学個人寄附金」及び「京都府母校応援ふるさと寄附基金寄附金」についても、クレジット決済だけでなくその他収納方法も検討すべきと考える。

また、「納税証明書交付手数料」や「放置違反金」は、府民の利便性の観点からインターネットバンキング及びその他決済アプリ等の収納方法を備えるべきと考える。

また、複数の収納方法を採用している科目について、収納方法別の収納状況を確認すると、その推移は以下のとおりである。

(図表 収納-7)

## 収納方法別の収納状況推移

(単位：件、百万円)

科目		合計	令和4年度 収納方法別 件数・金額 (内訳)											
			窓口収納		コンビニ収納		口座振替		クレジット決済		インターネット バンキング		その他決済アプリ等	
税	件数	875,195	423,684	48.4%	342,446	39.1%	21,980	2.5%	17,695	2.0%	1,530	0.2%	67,860	7.8%
	金額	178,314	93,941	52.7%	13,151	7.4%	2,202	1.2%	795	0.4%	84	0.0%	68,141	38.2%
負担金	件数	761	146	19.2%	0	0.0%	615	80.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	金額	52	8	16.2%	0	0.0%	44	83.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
使用料	件数	558,968	381,719	68.3%	24,347	4.5%	139,569	25.0%	735	0.1%	0	0.0%	12,598	2.3%
	金額	6,405	507	7.9%	505	7.9%	5,389	84.1%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.1%
寄附金	件数	666	197	29.6%	9	1.4%	0	0.0%	407	61.1%	3	0.5%	50	7.5%
	金額	162	118	72.5%	0	0.1%	0	0.0%	42	25.9%	1	0.4%	2	1.0%
財産収入	件数	3,465	2,963	85.5%	0	0.0%	0	0.0%	231	6.7%	0	0.0%	271	7.8%
	金額	21	15	696.6%	0	0.0%	0	0.0%	5	24.5%	0	0.0%	1	6.0%
諸収入	件数	283,507	27,533	9.7%	49,046	17.3%	206,928	73.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	金額	1,948	208	10.7%	430	22.1%	1,310	67.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
令和4年度	件数合計	1,722,562	836,242	48.5%	415,848	24.1%	369,092	21.4%	19,068	1.1%	1,533	0.1%	80,779	4.7%
令和4年度	金額合計	186,904	94,797	50.7%	14,086	7.5%	8,945	4.8%	842	0.5%	85	0.0%	68,148	36.5%

科目		合計	令和5年度 収納方法別 件数・金額 (内訳)											
			窓口収納		コンビニ収納		口座振替		クレジット決済		インターネット バンキング		その他決済アプリ等	
税	件数	906,096	408,051	45.0%	331,660	36.6%	21,048	2.3%	23,954	2.6%	5,028	0.6%	116,355	12.8%
	金額	191,045	80,045	41.9%	12,622	6.6%	1,998	1.0%	1,107	0.6%	289	0.2%	94,984	49.7%
負担金	件数	800	154	19.3%	0	0.0%	646	80.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	金額	52	10	18.3%	0	0.0%	43	81.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
使用料	件数	568,379	386,582	68.0%	23,870	4.2%	138,088	24.3%	1,314	0.2%	0	0.0%	18,525	3.3%
	金額	6,322	506	8.0%	502	7.9%	5,309	84.0%	1	0.0%	0	0.0%	5	0.1%
寄附金	件数	4,608	234	5.1%	54	1.2%	0	0.0%	3,281	71.2%	15	0.3%	1,024	22.2%
	金額	290	158	54.5%	1	0.3%	0	0.0%	100	34.5%	14	4.9%	17	5.9%
財産収入	件数	4,342	3,248	74.8%	0	0.0%	0	0.0%	648	14.9%	0	0.0%	446	10.3%
	金額	41	27	65.6%	0	0.0%	0	0.0%	10	25.0%	0	0.0%	4	9.4%
諸収入	件数	271,589	28,678	10.6%	48,225	17.8%	194,686	71.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	金額	1,879	228	12.2%	418	22.2%	1,233	65.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
令和5年度	件数合計	1,755,814	826,947	47.1%	403,809	23.0%	354,468	20.2%	29,197	1.7%	5,043	0.3%	136,350	7.8%
令和5年度	金額合計	199,630	80,974	40.6%	13,543	6.8%	8,582	4.3%	1,218	0.6%	303	0.2%	95,010	47.6%

科目		合計	令和6年度 収納方法別 件数・金額 (内訳)											
			窓口収納		コンビニ収納		口座振替		クレジット決済		インターネット バンキング		その他決済アプリ等	
税	件数	945,814	413,027	43.7%	305,228	32.3%	21,799	2.3%	32,422	3.4%	13,747	1.4%	159,591	16.9%
	金額	199,206	103,400	51.9%	11,530	5.8%	2,091	1.0%	2,106	1.1%	4,648	2.3%	75,431	37.9%
負担金	件数	754	138	18.3%	0	0.0%	616	81.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	金額	47	8	17.0%	0	0.0%	39	83.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
使用料	件数	606,550	420,532	69.3%	23,486	3.9%	135,963	22.4%	1,455	0.2%	0	0.0%	25,114	4.1%
	金額	6,288	514	8.2%	500	8.0%	5,266	83.8%	1	0.0%	0	0.0%	7	0.1%
寄附金	件数	19,330	1,174	6.1%	167	0.9%	0	0.0%	15,128	78.3%	48	0.2%	2,813	14.6%
	金額	763	317	41.5%	2	0.3%	0	0.0%	320	42.0%	78	10.2%	46	6.0%
財産収入	件数	3,991	2,734	68.5%	0	0.0%	0	0.0%	812	20.3%	0	0.0%	445	11.2%
	金額	47	25	53.6%	0	0.0%	0	0.0%	18	38.2%	0	0.0%	4	8.1%
諸収入	件数	260,301	19,190	7.4%	46,815	18.0%	194,296	74.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	金額	1,768	162	9.2%	406	23.0%	1,199	67.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
令和6年度	件数合計	1,836,740	856,795	46.6%	375,696	20.5%	352,674	19.2%	49,817	2.7%	13,795	0.8%	187,963	10.2%
令和6年度	金額合計	208,119	104,426	50.2%	12,438	6.0%	8,595	4.1%	2,445	1.2%	4,725	2.3%	75,488	36.3%

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

件数及び金額のいずれにおいても、クレジット決済、インターネットバンキング及びその他決済アプリ等による収納が増加傾向にあり、今後も府民にとって利便性の高い収納方法に移行が進むものと考えられる。

### 5.3 キャッシュレス決済方法採用に伴う費用について

キャッシュレスによる決済方法を採用するに当たっては、新たに「導入費用」「運用、保守、通信費」「改修費」等が生じている。

一例として、収入証紙で納められていた手数料についてみると、収入証紙廃止前後における費用の推移は以下のとおりである。廃止により大幅な費用削減が実現出来ているが、一定のランニングコストが生じている。

(図表 収納-8) 収入証紙廃止前後の費用推移 (単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
証紙手数料	61,282	-	-	-
証紙印刷経費	10,825	-	-	-
キャッシュレス決済<知事部局・教育部局> (レジ・券売機の導入・保守・手数料等)	-	14,753	6,362	7,083
コンビニ収納 (サイト開発・保守・手数料等)	-	3,109	4,801	3,946
証紙回収・処分費用	-	90	0	0
キャッシュレス決済<警察部局>	-	31,542	19,003	19,970
スマート申請<情報政策課>	-	135	572	788
旅券(電子申請)<国際課>	-	0	110	403
合計	72,107	49,629	30,848	32,190

※令和3年度の数值は、令和元年度～令和3年度実績の平均(年額)を記載している。

(出典：京都府提供資料)

また、各種収納においても、一定の決済手数料が生じており、その手数料額・率は、次のとおりである。

(図表 収納-9) 手数料額・率の一覧

納入可能場所	内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
口座引落(府内に本支店のある銀行の口座(ゆうちょ銀行含む。))	府税	11円	11円	11円
	高校授業料・高校センター共済掛金	11円	11円	11円
	母子父子寡婦福祉資金返還金	11円	11円	11円
	府営住宅家賃	11円	11円	11円
	高校修学資金返還金	11円	11円	11円
	洛南寮自己負担金	11円	11円	11円
	新型コロナウイルス対策応援寄附金	実績なし	実績なし	終了
	交通安全対策寄附金	実績なし	実績なし	実績なし
コンビニ収納(全国のコンビニ各店舗)	府税	60.39円	60.39円	60.39円
	府営住宅家賃	63.8円	63.8円	100.1円
	放置違反金・延滞金	61.16円	61.16円 94.16円	94.16円
	高校修学資金返還金	61.6円 82.5円	82.5円	82.5円
	文化財を守り伝える京都府基金寄附金	3%	3%	3%
	iPS細胞技術開発応援プロジェクト寄附金	3%	10%	10%
	IVS YOUTH開催応援プロジェクト寄附金	-	-	10%
	新型コロナウイルス対策応援寄附金	無料	無料	終了
	京都版市町村連携型ふるさと納税	-	3%	3%
	手数料等収入(コンビニ対応4連納付書分)	65円	65円	65円

納入可能場所	内容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クレジット納付	府税	定額	定額	無し（共通納税において利用者負担）
	京都スタジアム整備個人寄付金	1%	1%	1%
	文化財を守り伝える京都府基金寄附金	1%	1%	1%
	医科大・府大個人寄付金	1%	1%	1%
	ドナルド・マクドナルド・ハウス京都開設資金寄附金	—	1%	1%
	京都府母校応援ふるさと寄附基金寄附金	1%	1%	1%
	iPS細胞技術開発応援プロジェクト寄附金	1%	1%	1%
	IVS YOUTH開発応援プロジェクト寄附金	—	—	1%
	新型コロナウイルス対策応援寄附金	無料	無料	終了
	京都版市町村連携型ふるさと納税	—	1%	1%
	手数料等収入（スマート申請分）	3.5%	3.5%	3.5%
	手数料等収入（新レジ・券売機分）	2.85%～3.24%	2.85%～3.24%	2.85%～3.24%
	手数料収入（旅券手数料）	—	1.13%～2.602%	1.13%～2.602%
インターネット バンキング	府税	11円	11円	36.3円（共通納税）
	iPS細胞技術開発応援プロジェクト寄附金	3%	10%	10%
	IVS YOUTH開発応援プロジェクト寄附金	—	—	10%
	新型コロナウイルス対策応援寄附金	実績なし	実績なし	終了
	京都版市町村連携型ふるさと納税	—	3%	3%
	文化財を守り伝える京都府基金寄附金	—	3%	3%
その他決済 アプリ等	府税	60.4円	60.4円	60.4円
	植物園入園料・温室観覧料	1.089%～3.245%	1.089%～3.245%	1.089%～3.245%
	文化財を守り伝える京都府基金寄附金	3.5%	3.5%	3.5%
	iPS細胞技術開発応援プロジェクト寄附金	3.5%	10%	10%
	IVS YOUTH開発応援プロジェクト寄附金	—	—	10%
	新型コロナウイルス対策応援寄附金	無料	実績なし	終了
	京都版市町村連携型ふるさと納税	—	1%～3.5%	1.1%～2.97%
	公共施設使用料・生産物売払収入	0.165%	1.5%	1.5%
手数料等収入（新レジ・券売機分）	2.85%～3.24%	2.85%～3.24%	2.85%～3.24%	

（出典：京都府提供資料）

各収納には一定の決済手数料（コスト）が必要となるが、府民の利便性や事務の行政コストを考慮すると、今後も収納方法拡充の検討を進める必要がある。

#### 5.4 新たな収納方法の採用プロセス

クレジット決済、インターネットバンキング及びその他決済アプリ等による収納が拡大している一方で、これらの新たな収納方法を採用するかどうかにについては、各歳入を所管する各課において、その性質・規模・件数・費用対効果等を個別に検討した上で決定している。

結果として、新たな収納方法の導入に関して、全庁を統括して把握している部署がなく、統一的な指標も存在しない。そのため、収納方法の選択や導入時期にばらつきが生じることや、行政運営としての統一性に課題が生じるおそれがある。

#### 5.5 監査の結果・課題等

##### 【意見 7】納付・収納方法の多様化に向けての取組

複数の納付・収納方法を用意する事で、府民の利便性は向上している。一方、各種納付・収納方法を備えるには、キャッシュレス機器の導入費用・維持費用・更新費用や決済手数料が生じるため、費用対効果の検証と定期的な見直しが必要である。

新たな納付・収納方法の採用可否については、各所管課が独自に判断しており、京都府としての統一した指標が存在していない。例えば、府立洛南病院では、現状は窓口における現金収納や金融機関による振込みにしか対応しておらず、これからクレジット決済への対応を進めるということであるが、こうした状況では、収納方法の選択や導入時期にばらつきが生じる恐れがある。なお、京都府においては、令和 9 年 4 月より府税のみならず税外公金についても eLTAX の活用が開始される予定であり、更なる収納手段の拡大が期待されるところであるが、今後も時代の変化に伴う新たな納付・収納方法の導入に関する全庁的な取組の推進や、判断基準・体制の構築が望まれる。

## 6 ふるさと納税やクラウドファンディング等の寄附収入確保策

### 6.1 寄附収入の概要

京都府は国の制度に則り、寄附受入の制度的枠組みを整備し、個人版ふるさと納税・企業版ふるさと納税・指定寄附金等の受入体制を構築している。また、京都府の「京都府行財政運営方針(令和6年度～令和10年度)」には、「府政の推進に賛同いただける個人や企業からふるさと納税の更なる活用による財源確保や、クラウドファンディングの導入等を積極的に進める。」とされている。

京都府の個人版ふるさと納税や企業版ふるさと納税を含む京都府の寄附収入は、(図表 寄附-1) のとおり直近3年間において増加傾向にある。ただし、財政規模全体に占める寄附収入の割合は限定的である。しかし、寄附収入は財政健全化としての位置付けだけでなく、新規事業推進のための補完財源としての役割、府民・企業参加型の事業推進の観点からも戦略的な意義が増している。

(図表 寄附-1) 寄附収入推移 (単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人版ふるさと納税	202,123	150,042	173,893	261,970	562,099
企業版ふるさと納税	14,000	150,000	185,584	302,387	755,235
その他一般寄附	528,462	205,188	87,266	137,132	252,198
寄附収入合計	744,585	505,231	446,743	701,488	1,569,532
財政規模全体	1,220,817,046	1,356,660,848	1,210,874,782	1,079,808,772	1,087,633,522
寄附金割合	0.06%	0.04%	0.04%	0.06%	0.14%

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

#### 6.1.1 個人版ふるさと納税制度概要

個人版ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」及び「自分の意思で応援したい自治体を選べる制度」として、平成20年度に創設された。名称に「納税」とあるが、実際は都道府県や市区町村への寄附である。ふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分について、一定の上限まで所得税・個人住民税から原則全額控除される。控除を受けるには、原則として寄附を行った翌年に確定申告が必要である。ただし、確定申告が

不要な給与所得者等で、寄附先が5団体以内の場合は、寄附先団体に申請することで、確定申告をせずに控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が、平成27年度の税制改正で創設された。この特例制度の導入により、ふるさと納税の利用者は大きく増加した。

また、総務省によると、ふるさと納税には、次の三つの大きな意義があると説明されている。

第一に、納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。

それは、税に対する意識が高まり、納税の大切さを自分ごととしてとらえる貴重な機会になります。

第二に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。

それは、人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援になります。

第三に、自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。

それは、選んでもらうに相応しい、地域のあり方をあらためて考えるきっかけへとつながります。

(出典：「ふるさと納税ポータルサイト」 総務省 抜粋)

一方で、一部の自治体にふるさと納税による寄附が集中する傾向があるため、地域格差が拡大している点が、制度としての課題となっている。なお、住民票がある自治体へのふるさと納税を行う場合でも税額控除を受けることはできるが、いわゆる返礼品を受け取ることはできない制度設計となっている。

#### (1) 控除の概要

ふるさと納税は、2,000円を超える部分について、一定の上限まで所得税・個人住民税から原則全額控除される。ふるさと納税に係る控除のイメージは、(図表 寄附-2)のとおりである。

(図表 寄附-2)

## 控除イメージ

## 【控除イメージ(※1)】

← ふるさと納税額 30,000円 →			
適用 下限額	【所得税】 所得控除による軽減(※3)	【個人住民税】 税額控除 (基本分)(※3)	【個人住民税】 税額控除 (特例分)
2,000円	$(30,000円 - 2,000円) \times 20\%(※2)$ $= 5,600円$	$(30,000円 - 2,000円) \times 10\%$ $= 2,800円$	$(30,000円 - 2,000円) \times (100\% - 10\% - 20\%(※2))$ $= 19,600円$
← 所得税と合わせた控除額 28,000円 →			

(※1) 年収 700 万円の給与所得者（夫婦子なしの場合、所得税の限界税率 20%）が、地方団体に対し 30,000 円のふるさと納税をした場合のもの

(※2) 所得税の限界税率であり、年収により 0%～45%の間で変動する。なお、平成 25 年から令和 19 年については、復興特別所得税を加算した率となる。

(※3) 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の 40%が限度であり、個人住民税は総所得金額等の 30%が限度である。

（出典：京都府提供資料）

仮に、京都市在住者が他の自治体にふるさと納税を行った場合、個人住民税は、京都市と京都府のそれぞれの個人住民税から控除される制度となっている。

ただし、ワンストップ特例制度を利用した場合は控除の仕組みが異なる。ワンストップ特例制度を利用した場合は（図表 寄附-3）のとおり、所得税控除分も含めて全て個人住民税（特例分）から控除されるため、府と市の負担が大きくなる。

(図表 寄附-3)

## ワンストップ特例制度



(出典：京都府提供資料)

## (2) 地方交付税による補填

地方交付税交付団体の場合、ふるさと納税による減収額の概ね 75%程度が、翌年度の地方交付税により国から実質的に補填される。一方で、ふるさと納税による寄附金は、地方交付税の算定基礎となる基準財政収入額には算入されない。そのため、自治体がふるさと納税で収入を増やしても、地方交付税が減額されることはない。この仕組みにより、ふるさと納税制度が地方交付税の負担を増大させ、国の財源を圧迫しているという課題が指摘されることもある。

なお、京都府内では、久御山町を除く京都府及び全市町村が地方交付税交付団体に該当する。すなわち、久御山町以外は、地方交付税による国からの補填を受けている。

## 6.1.2 企業版ふるさと納税制度概要

企業版ふるさと納税とは、平成 28 年度に内閣府によって創設された制度であり、正式名称は「地方創生応援税制」と言う。企業版ふるさと納税は、

国が認定した「地域再生計画」に位置付けられる地方公共団体の「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して、企業が本社の所在する自治体以外の自治体へ寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みとなっている。

国は、「企業版ふるさと納税について（令和7年6月内閣官房）」の中で、企業版ふるさと納税制度を活用する意義を、「寄附を契機に企業と連携協定を締結する例や、寄附活用事業の企画立案段階から企業が参画する例もあり、企業版ふるさと納税の活用を通じ、様々な形で自治体と企業のパートナーシップの構築」とし、寄附を通じて官民連携を推進することを企図している。

なお、個人版ふるさと納税制度と企業版ふるさと納税制度の主な相違点をまとめると次のとおりである。

（図表 寄附-4） 個人・企業版ふるさと納税制度の相違

	個人版	企業版
創設	平成20年度	平成28年度
管轄	総務省	内閣府
寄附者	個人	企業
返礼品	可能	便宜供与は禁止
適用下限額	2,000円	1回10万円
税額控除	ふるさと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額控除	寄附金額のうち、約3割を従来の損金算入措置、最大約6割を「法人住民税」「法人税」「法人事業税」から税額控除

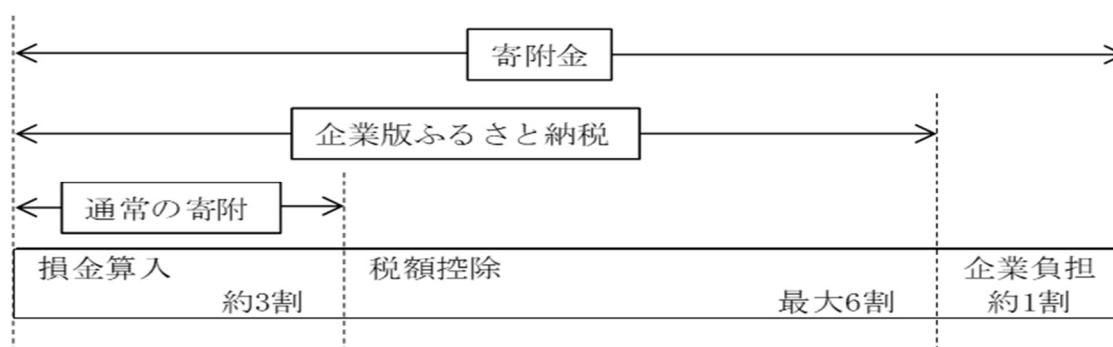
（出典：京都府提供資料 監査人一部編集）

#### （1）税額控除等の概要

企業版ふるさと納税は、1回当たり10万円以上の寄附を対象として、寄附金額の最大約9割を損金算入による税額軽減と「法人税」「法人住民税」「法人事業税」からの税額控除によって、実質的な企業の負担を約1割まで圧縮する制度となっている。これは、平成28年度の創設当時の税額控除は最大で寄附額の約3割であったが、令和2年度の税制改正で最大で寄附額の約6割まで税額控除が拡大されたものである。さらに、令和7年度の税制改

正で令和9年度まで適用期限が延長されている。通常、企業が行う寄附金は損金算入のみが認められ、税額控除はない。一方で、企業版ふるさと納税は「損金算入＋税額控除」の二重の税額軽減効果があり、企業の実質負担が大幅に軽減される点が特徴である。ただし、企業の本社が所在する自治体への寄附は税額控除の対象外となる。

(図表 寄附-5) 企業版ふるさと納税税額控除のイメージ



(出典：京都府提供資料)

## (2) 人材派遣型企業版ふるさと納税

人材派遣型企業版ふるさと納税は、令和2年10月に創設され、企業が自治体へ寄附を行うとともに、自社の専門人材を自治体へ一定期間派遣する特徴を有する。企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材を自治体等へ派遣することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図ることを企図している。

令和6年4月1日時点で、全国で派遣者157名、活用団体119団体となっているが、京都府での実績はない。

### 【意見8】人材派遣型企業版ふるさと納税の活用

京都府では、人材派遣型企業版ふるさと納税の活用事例はないとのことである。しかし、本制度を活用することで、京都府には、実質的に人件費を負担することなく専門的知識・ノウハウを有する人材を寄附活用事業に活用できるメリットがある。また、京都府の関係人口の創出拡大も期待できる。一方、企業側にも、派遣した人材の人件費相当額を含む事業費の最大約9割に相当する税の軽減メリットを享受しつつ、企業のノウハウ活用

による地域貢献と併せて、企業の人材育成の機会としての活用可能性もある。

人材派遣型企業版ふるさと納税を積極的に検討し、各部局の事業にあった活用を計画・実行されたい。

### 6.1.3 クラウドファンディング型ふるさと納税の概要

クラウドファンディング型ふるさと納税は、ガバメントクラウドファンディングとも呼ばれる仕組みである。明確な定義はないものの、一般的には自治体が地域課題の解決や特定事業のために寄附を募る制度を指す。

従来のふるさと納税と異なり、プロジェクト単位で寄附の用途が明確に示されるのが特徴である。自治体や認可団体が起案者となり、文化財保護や災害復興など地域の課題解決や特定プロジェクトに対して寄附を募る。寄附者はプロジェクト内容に共感して寄附し、寄附金はそのプロジェクトの活動資金として使用される。また、寄附者は通常のふるさと納税と同様に控除を受けられる。

なお、クラウドファンディング型ふるさと納税は、個人版ふるさと納税だけでなく企業版ふるさと納税の対象となる場合もある。ただし、企業版の場合は、国の認定を受けた地方創生プロジェクトなど一定の条件を満たす必要があり、全てのプロジェクトが対象となるわけではない。

従来のふるさと納税とクラウドファンディング型ふるさと納税は「自治体への寄附」「税制優遇」などの共通点がある一方で、クラウドファンディング型ふるさと納税は「プロジェクト単位」「用途の明確化」「募集期間・目標額の設定」など、より目的意識が強い寄附ができる点に特徴があるといえる。

総務省では、クラウドファンディング型ふるさと納税に取り組む自治体を後押しするため、「起業家支援」及び「移住交流促進」をテーマとした支援策を実施している。本制度を活用すると総務省から特別交付税措置が講じられ、自治体の財源的にもメリットがある。なお、京都府での活用実績はない。

### (1) ふるさとと起業家支援プロジェクト

地方団体がクラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域課題の解決に取り組む起業家に資金提供を行う仕組みである。寄附者を「ふるさと未来投資家」と位置付け、地域外から資金を調達することで地域経済の好循環を図ることを企図している。

(図表 寄附-6)

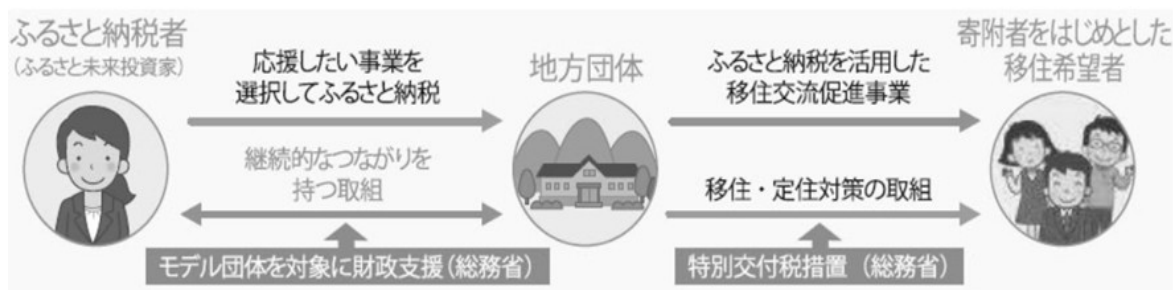


(出典・総務省 HP)

### (2) ふるさとと移住交流促進プロジェクト

過疎地域等では担い手不足が課題となっており、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して移住交流を推進する仕組みである。地方団体は寄附者を「ふるさと未来投資家」と位置付け、ふるさと納税をきっかけとした継続的なつながりを通じて、将来的な移住・定住につなげることを企図している。

(図表 寄附-7)



(出典・総務省 HP)

京都府では、総務省が支援するクラウドファンディング型ふるさと納税である「ふるさとと起業家支援プロジェクト」も「ふるさとと移住交流促進プロジ

エクト」も共に活用実績がないとのことである。しかし、地域課題を解決する起業家の支援や過疎地域の担い手不足は京都府においても課題として共通していると思料する。また、本制度を活用することで総務省から特別交付税措置が講じられ、京都府の財源的なメリットもあると考えられるため、総務省の支援する制度を積極的に利用し、各部局の事業にあった活用を検討いただき、府民に広く周知していただければと思う。

## 6.2 京都府の取組

### 6.2.1 京都府の個人版ふるさと納税への取組

#### (1) 京都府の個人版ふるさと納税の概要及び実質収支額

京都府は、これまで文化財保護をはじめ、京都府ならではの事業を掲げ、京都を応援する個人からの寄附を募ってきた。

なお、(図表 寄附-8) は、令和6年度の個人版ふるさと納税寄附事業である。企業版ふるさと納税にも対応している寄附事業及びクラウドファンディング型ふるさと納税に分類されるものも併せて記載した。

また、条例に基づいて基金を有する寄附事業がある。基金の設定により、受け入れた寄附金が複数年度に渡って活用可能となるとともに、時期に左右されず寄附の受入れが可能となるメリットがある。しかし、長期間にわたり基金が常態化すれば、本来の目的が曖昧になるリスクがあると考ええる。

(図表 寄附-8) 京都府のふるさと納税 (単位：千円)

	寄附金名称	担当部局	開始年度	個人版	企業版	CF型	基金の有無	基金残高
1	文化財を守り伝える京都府基金	文化生活部文化政策室	平成20年度	○	×	○	○	25,155
2	京都スタジアム個人寄附金	文化生活部スポーツ振興課	平成29年度	○	×	×	○	13,264
3	京都府母校応援ふるさと事業	教育庁総務企画課	平成30年度	○	○	○	○	134,044
4	府立医大、府立大の環境整備	総合政策環境部大学政策課	平成30年度	○	×	×	×	—
5	iPS細胞再生医療プロジェクト	商工労働観光部産業振興課	令和2年度	○	○	○	×	—
6	ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都	文化施設政策監付	令和5年度	○	○	○	×	—
7	京都府ふるさと応援寄附金	総務部総務調整課	令和5年度	○	×	×	○	256,798
8	「IVS Youth」関連プロジェクト	商工労働観光部産業振興課	令和6年度	○	×	○	×	—

(出典・京都府提供資料 監査人一部編集)

今後増加すると想像される基金について、基金の見直し基準の設定も検討し、一定の役割を終えた基金については廃止するといった基金の有効活用を徹底し、その観点から、基金の効率的な資金運用についても検討いただきたい。これは、個人版ふるさと納税だけでなく、企業版ふるさと納税についても同様である。

次に、京都府のふるさと納税実質収支額の推移は、次の（図表 寄附-9）のとおりである。なお、「実質収支額」の算定に関して、補填金額（地方交付税）の公表データがないため、課税控除額の75%を理論値として算定している。以下に記載される「実質収支額」は、同じ取扱いとしている。

（図表 寄附-9） 京都府のふるさと納税実質収支推移 （単位：千円）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
① 受入額（寄附受入額）	9,135	11,615	11,525	91,094	443,893	202,123	150,042	173,893	261,970	562,099
② 支出額（経費合計額）	548	1,464	837	4,737	7,797	4,594	5,100	3,455	54,313	172,601
③=①-② 実質寄附受入額	8,586	10,150	10,688	86,357	436,096	197,529	144,942	170,438	207,657	389,499
④ 税控除額	956,398	1,595,836	1,468,630	1,914,285	2,049,444	2,548,574	3,260,117	3,826,839	4,301,292	4,775,975
⑤ 補填金額（地方交付税）	717,299	1,196,877	1,101,472	1,435,714	1,537,083	1,911,430	2,445,088	2,870,129	3,225,969	3,581,981
⑥=③-④+⑤ 実質収支額	▲230,512	▲388,808	▲356,470	▲392,214	▲76,265	▲439,615	▲670,087	▲789,272	▲867,666	▲804,496
⑦=⑥÷④ 補填金額割合	75%	75%	75%	75%	75%	75%	75%	75%	75%	75%

（単位：千円）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
文化財を守り伝える京都府基金	9,100	11,615	8,430	9,846	10,702	14,638	6,819	10,563	4,973	4,399
京都スタジアム個人寄附金	-	-	163	25,318	79,389	2,117	3,167	4,513	979	918
京都府母校応援ふるさと寄附基金寄附金	-	-	-	19,808	67,988	17,977	36,939	36,906	17,114	40,932
府立医大、府立大の環境整備	-	-	-	15,900	37,218	62,644	29,862	68,117	101,998	35,762
iPS細胞再生医療プロジェクト	-	-	-	-	-	33,276	55,140	26,507	36,474	24,113
新型コロナウイルス感染症対策応援寄附金	-	-	-	-	-	66,179	14,513	529	-	-
京都府ふるさと応援寄附金	-	-	-	-	-	-	-	-	76,013	278,828
ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都	-	-	-	-	-	-	-	-	22,361	155,073
京アニ義援金	-	-	-	-	246,562	-	-	-	-	-
その他寄附金の募集をしていないもの	35	-	2,932	20,223	2,035	5,292	3,602	26,759	2,058	22,075
受入額（寄附受入額）計	9,135	11,615	11,525	91,095	443,894	202,123	150,042	173,894	261,970	562,100

※⑤補填金額（地方交付税）の公表データがないため、④税控除額の75%を理論値として計算している。（出典・京都府提供資料 監査人一部編集）

京都府の個人版ふるさと納税の寄附受入額は、ここ10年で大幅に増加している。平成27年度に9,135千円の寄附収入額が、令和6年度には562,099

千円へと、10年間で寄附受入額は約60倍に拡大している。なお、令和6年度においては、「京都府ふるさと応援寄附金」及び「ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都」への寄附が、その増加に大きく貢献している。

ただし、京都府の個人版ふるさと納税の寄附受入額は、47都道府県のうち令和4年度は全国14位、令和5年度は全国15位、令和6年は全国11位と企業版ふるさと納税に比較すると少し低い結果となっているが、総じて健闘している。さらに、観光地としての広く知られている名称、長い歴史ではぐくまれた文化・芸術や有名な老舗の産品・製品といった、京都ブランドを活かした収入確保を期待する。

一方で実質収支額は、この10年前で▲230,512千円から▲804,496千円へと約3.5倍に拡大し、直近10年の累積実質収支額は▲50.2億円にまで達している。つまり、寄附受入額の増加を上回るペースで実質収支のマイナス額が拡大しており、京都府は10年間で▲50.2億円の累積赤字を抱える結果となっている。これは、個人版ふるさと納税で京都府在住の住民が他の自治体へ支払う寄附による京都府の減収額が、他の自治体在住の住民から京都府が受け取る寄附額に、他の自治体へ流出した寄附に対する地方交付税による補填額を加味しても、なお大幅な超過となっている。京都府のふるさと納税実質収支額の赤字が累積している要因の一つに、京都府が府内市町村への寄附の機会を奪うことになるとの配慮から、返礼品を主体とした京都府独自のふるさと納税を実施してこなかったことがあると考えられるが、令和5年度からは、京都府と府内市町村とが連携して京都府ふるさと応援寄附金を実施していることから、実質収支額の改善が期待される。なお、他の自治体も市町村単位でのふるさと納税が主であるが、都道府県においても返礼品提供事業者を募集し、地域の特産品を活用した返礼品の充実を図っている例も認められる。上記のとおり、京都府の個人版ふるさと納税の寄附受入額は増加しているものの、それを上回るペースで実質収支額のマイナス額が拡大している。

一方で、企業版ふるさと納税は、制度が始まった平成28年度からの9年間で11.3億の累積黒字となっている。しかし、企業版ふるさと納税の黒字

を大きく上回る多額の累積赤字が個人版ふるさと納税で生じており、大きな課題である。

これは、全般的な事項であるが、企業版ふるさと納税・個人版ふるさと納税及びクラウドファンディング等の寄附募集事業に対して、京都府全体で積極的かつ戦略的に取り組み、実質収支のマイナスからの脱却と自主財源の確保・拡大を進めていくという機運醸成を願いたい。

## (2) 個人版ふるさと納税の所管部署

京都府の個人版ふるさと納税においては、寄附事業ごとに所管課は異なっており、全体を所管する部署は存在しない。そのため、部局横断的に協議・共有するプロジェクトや、権限と責任をもって統一的に管理する組織体制にはなっていない。事業実施部局が国の基準に従い、企画や実施方法や募集形式などを検討して決定され、運営がなされている。そのため、広告媒体や申込方法についても必ずしも統一的な取扱いとはなっていないと思われる。

## 6.2.2 京都府の企業版ふるさと納税の取組

### (1) 京都府の企業版ふるさと納税の概要及び実質収支額

京都府では、平成 28 年度から企業版ふるさと納税を実施している。企業版ふるさと納税は、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づく「地域再生計画」の策定が適用の要件となっている。そのため、京都府は、「京都府まち・ひと・しごと創生推進計画」を「地域再生計画」として策定し、「京都府まち・ひと・しごと創生推進事業」に関連した寄附を募集している。具体的な寄附の対象事業は、京都府 HP やパンフレット等に記載されている。

また、京都府では令和 6 年 3 月に京都府企業版ふるさと納税基金条例（令和 6 年京都府条例第 1 号）が施行され、企業版ふるさと納税についても基金が創設されている。

制度創設以来の寄附受入額の推移は（図表 寄附-10）のとおり、全国でもトップレベルを維持している。また、実質収支額も、（図表 寄附-11）の

とおり、制度開始の平成 28 年度からの累計で約 11.3 億円のプラスとなっている。これは、京都府の企業版ふるさと納税の寄附獲得の取組がしっかりと成果を上げているといえる。

京都府の寄附獲得に向けた具体的な取組として以下のとおり説明を受けている。

- ①事業実施部局がそれぞれトップセールスをはじめとする企業への働きかけを行っている。
- ②各部局の優良事例については、会議等で紹介し、全庁的な取組になるようにしている。
- ③全庁版の企業版ふるさと納税パンフレットを作成している。また、本パンフレットを作成したことで、各部局が営業活動を行った際に営業部局以外のプロジェクトにも寄附を募ることができ、横展開が可能となっている。なお、全庁版パンフレットの作成と部局連携した営業が近年の寄附額の上昇に最も貢献している要因とのことである。
- ④京都府 HP に寄附を募集するプロジェクトを掲載して周知している。
- ⑤令和 7 年 6 月 26 日には、内閣府主催による企業と地方公共団体のマッチング会に参加した。ただし、成果はなかった。

その他、寄附金を一層獲得するための企業への働きかけを民間へ委託する取組が試行されている。ただし、成功報酬として寄附獲得額の 20%程度の支出が必要となるとのことである。

次に、企業版ふるさと納税受入額推移と順位及び納税実質収支額推移は、次のとおりである。

(図表 寄附-10) 企業版ふるさと納税受入額推移と順位 (単位：千円)

年度	寄附受入額	全国順位
平成28年度	300	把握していない
平成29年度	10,156	
平成30年度	800	
令和元年度	10,437	
令和2年度	14,000	
令和3年度	150,000	3位
令和4年度	185,584	5位
令和5年度	302,387	7位
令和6年度	755,235	6位

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

(図表 寄附-11) 企業版ふるさと納税実質収支額推移 (単位：千円)

年度	寄附受入額	税控除額	実質収支額
平成28年度	300		
平成29年度	10,156	8,165	1,991
平成30年度	800	6,871	▲6,071
令和元年度	10,437	1,747	8,690
令和2年度	14,000	8,583	5,417
令和3年度	150,000	31,248	118,752
令和4年度	185,584	49,045	136,539
令和5年度	302,387	91,109	211,278
令和6年度	755,235	106,027	649,208
合計	1,428,899	302,795	1,126,104

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

直近 3 期間における京都府の企業版ふるさと納税の寄附内訳は以下のとおりである。年々、寄附金額だけではなく対応する所管部局も寄附事業の数も増加傾向にある。

(図表 寄附-12) 企業版ふるさと納税年度別事業寄附額 (単位：千円)

年度	部局	事業	企業数	寄附額
令和4年度	総合政策環境部	○「子育て、子育てにやさしい」京都創生プロジェクト事業	5	6,239
		○「移住するなら京都」推進事業	2	3,195
	文化生活部	○文化レジリエンス事業	3	700
		○文化財の保存・継承・活用と伝統文化、生活文化の継承関連事業	2	2,000
		○アート&クラフト市場の活性化と文化観光のコラボによる文化芸術産業創生事業	16	127,200
		○ニュースポーツ・eスポーツ関連事業	6	46,250

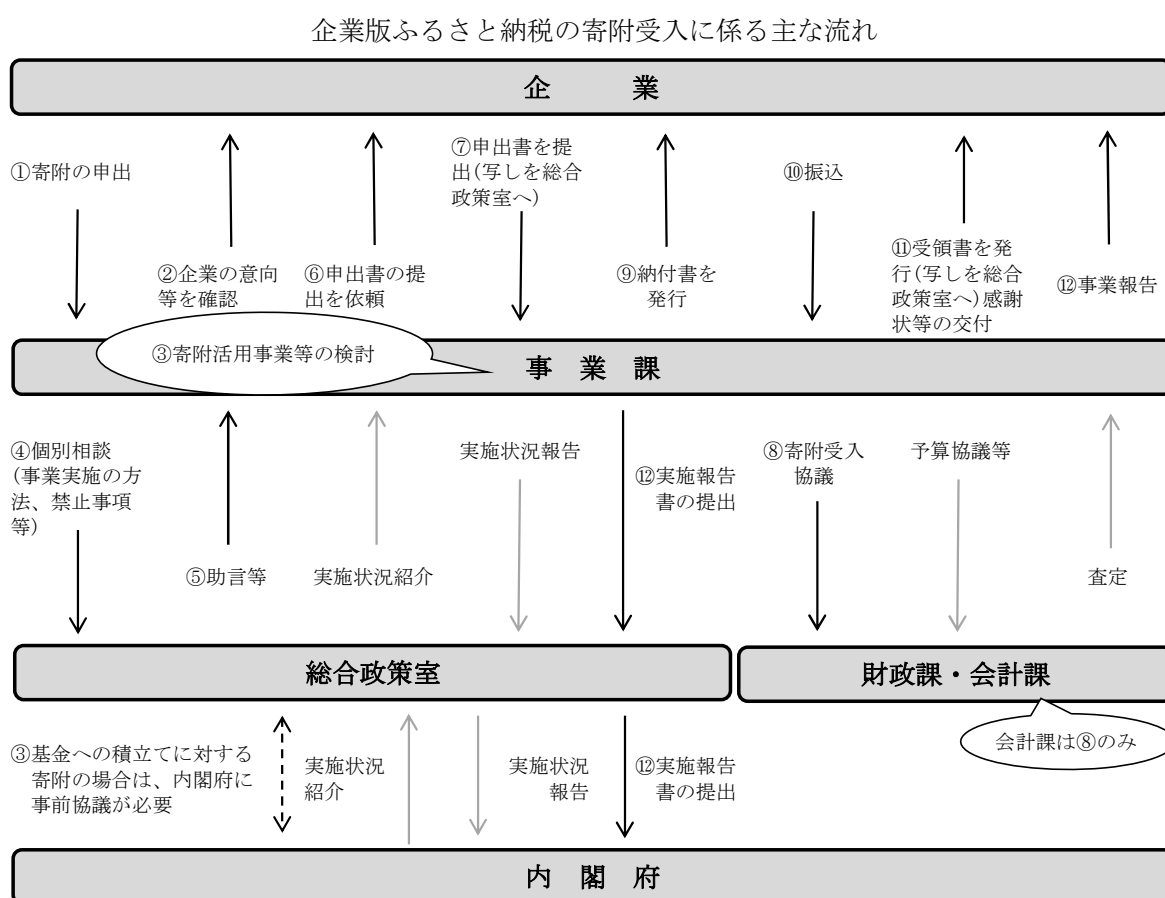
年度	部局	事業	企業数	寄附額
令和5年度	総合政策環境部	○子育てにやさしいまちづくり事業	6	1,815
	文化施設政策監付	○「ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都」整備応援事業	1	3,000
	文化生活部	○文化レジリエンス事業	3	2,372
		○京都国際アート市場活性化事業	17	151,500
		○文化庁移転を契機とした文化発信プロジェクト	2	40,000
		○ニュースポーツ・eスポーツ関連事業	7	45,500
		○ツアーオブジャパン	1	500
	健康福祉部	○きょうとこどもの城づくり事業	1	6,000
	商工労働観光部	○京都府生涯現役クリエイティブセンター事業	1	2,000
		○中小企業・人材確保・多様な働き方推進事業	1	100
		○就労・奨学金返済一体型支援事業	1	2,000
		○京都舞鶴港湾振興事業	3	30,000
		○関西文化学術研究都市の文化・科学振興事業	1	500
		○文化観光推進事業	1	1,000
○食の京都推進事業		2	1,500	
農林水産部	○京都フードテック推進事業	1	2,000	
建設交通部	○京都丹後鉄道の車両魅力向上プロジェクト	2	600	
港湾局	○港湾計画改訂事業	1	10,000	
警察	○危機管理態勢充実・強化事業	1	2,000	
令和6年度	総合政策環境部	○「子育て環境日本一・京都」の実現に向けた取組の推進に関する事業	7	2,346
		○関西文化学術研究都市の文化・科学振興	1	10,000
	文化施設政策監付	○「ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都」整備応援事業	30	60,700
	文化生活部	○交通遺児奨学金事業	1	100
		○植物園100周年記念事業	4	224,260
		○文化レジリエンス事業	3	2,291
		○京都国際アート市場活性化事業	16	136,500
		○文化庁移転を契機とした文化発信プロジェクト	4	60,200
		○京都eスポーツ振興	4	16,000
		○ツアーオブジャパン	2	1,640
	健康福祉部	○きょうと婚活応援センター事業	1	7,000
		○きょうとこどもの城づくり事業	3	16,300
		○子どもの心の診療ネットワーク事業	1	100
	商工労働観光部	○子育てにやさしい職場づくり事業	1	100
		○関西文化学術研究都市の文化・科学振興事業	4	32,000
		○海外市場開拓・展開支援事業	6	6,000
		○京都「新文化産業」強化支援事業	1	1,500
		○iPS細胞による再生医療等の技術開発応援プロジェクト	1	100
		○スタートアップの国際交流事業	2	60,000
		○けいはんな万博	1	5,000
		○京都府観光連盟DMO推進事業（インバウンド対策事業費）	1	5,000
	農林水産部	○農林水産分野人材確保育成戦略事業	1	4,000
		○京都フードテック推進事業	1	2,000
○「京の木」利用促進事業		1	1,000	
○森林資源の循環利用促進事業		2	80,100	
○内水面漁観連携推進事業		1	10,000	
建設交通部	○天橋立公園松並木景観保全プロジェクト	1	500	
港湾局	○舞鶴港湾振興事業	1	10,000	
教育庁	○夢を実現する教育	1	200	
警察	○危機管理態勢充実・強化事業	1	299	

（出典：京都府提供資料 監査人一部編集）

## (2) 企業版ふるさと納税の所管部署

京都府の企業版ふるさと納税における所管部署は、総合政策環境部・総合政策室である。しかし、寄附活用事業の検討、営業活動、寄附受入事務等は、各事業実施部局が主体となって役割を担う。総合政策環境部は、各部局での事業検討に対する助言や、実績のとりまとめや HP 管理等の全体総括を担当する役割分担となっている。

(図表 寄附-13) 企業版ふるさと納税事務フロー



(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

## (3) 令和7年度の企業版ふるさと納税の制度改正

令和4年度に特定の企業の寄附金が、事実上自社に戻る「資金環流」と受け取られかねないとして問題視された事案が発生した。特定の企業が、税額控除を受けつつ、事業受託先としても関与し、実質的な利益誘導と想定されかねない事例である。この事例を踏まえ、国は令和7年度の税制改正に合わ

せて、寄附法人やその関係会社が再委託先となる場合の留意点を Q&A 等で明記し、利益誘導や資金環流を措定される事案を回避するための防止策を講じた。

令和 7 年度の制度改正のポイントは以下のとおりである。

① チェックリストの導入

寄附を受けたときは、国が定める「寄附活用事業実施状況確認結果報告書（様式 3 の 2）」をチェックリストとして用いて、事業を適切に実施しているか確認しなければならない。

② 寄附企業名の公表

契約手続等（入札/随契/補助金/負担金）において、一定の要件に該当する場合、寄附法人名の公表を義務化（非公表の場合は、第三者を含む審議会等による非公表を希望する理由の正当性の確認を求める。）する。

③ 寄附活用事業の発注先の公表

一般競争入札／指名競争入札／随契により事業の契約先を選定した場合、寄附企業との関係に関わらず、地方公共団体の HP 等において契約の相手方を公表する。

④ 地域再生計画の認定を取り消された場合、2 年間は制度利用を再申請できない。

企業に経済的便宜を供与した場合や事業費を超える寄附金を受領した場合にも、認定取消しになることがある。京都府でも令和 7 年度の制度改正を踏まえ、国の定めるチェックリストを部局に配布し、令和 7 年度以降に受ける寄附については、寄附受入時や契約時に寄附企業と関係企業の関係性の点検を求めることとしている。

また、京都府では事業費の確定後、一定の様式により、企業からの寄附を確実に事業に充当した旨の報告書を寄附企業に提出し、事業の実行を報告している。報告書は、確定した事業費、当該事業に対する寄附の受領額、うち当該寄附企業からの寄附の受領額を記載する形式となっている。寄附金を集

めるだけでなく、寄附の公正性を確保する必要性がある。

寄附を行う企業は、寄附先の自治体やプロジェクトの透明性、ガバナンス体制を重視し、寄附後も進捗報告や成果確認を求めていると思料する。自治体がその対応を真摯に行うことが次の寄附にもつながると考える。京都府においても制度改正に真摯に対応することは当然のことながら、寄附者との寄附事業に係る良好なコミュニケーションを重視し、さらなる透明性の確保、ガバナンスの強化に取り組んでいただきたい。例えば、寄附事業で集められた寄附収入がどのように使用されたか、役に立てられているか等の情報の開示や寄附事業が持続可能なために事業者間の公正性をチェックリスト等で確保し、京都府の組織や体制がどのように取り組んでいるかなどの整備と運用を体系的に説明できるように備えおく必要があると考える。不特定多数から資金を集める上場会社の投資家向けの投資家情報等を HP 等で開示しているため、参考にさせていただければと考える。

### 6.2.3 監査の結果、課題等

京都府の企業版ふるさと納税は、制度が始まった平成 28 年度からの 9 年間で約 13.5 億の累積黒字となっており、全国でも上位の寄附受入額を確保しており、一定の成果を上げている点は評価できる。また、部局での寄附獲得のための具体的な取組は本文に記載のとおりであるが、いずれも積極的かつ有効な取組として評価できる。企業版ふるさと納税での取組を個人版ふるさと納税事業にも応用・展開することにより京都府全体の取組とされたい。

また、(図表 寄附-12)に記載のとおり、京都府の企業版ふるさと納税は、寄附金額だけでなく所管する部局も寄附事業の数も毎年増加傾向にある。しかし、長期間にわたり同じ寄附事業が常態化すれば、事業本来の目的が曖昧になるリスクがあると考えられる。

今後、一定の役割を終えた寄附事業については廃止するといった見直しの基準を設けるべきと考える。これは、企業版ふるさと納税だけではなく、個人版ふるさと納税の事業についても同様である。

### 【意見 9】 京都府全体の所管部署の創設

個人版ふるさと納税に所管部署は存在しない。一方、企業版ふるさと納税の所管部署は、総合政策環境部・総合政策室となっているが、寄附活用事業の検討、営業活動、寄附受入事務等は、事業実施部局が主体となってその役割を担っている。個人版も企業版もともに京都府全体での取組というよりも、各事業所管部局の事業に応じた寄附金募集にとどまっているという心証を受けている。ふるさと納税の全体を所管する部署の創設を検討されたい。

寄附収入を増やすには、寄附者にとって魅力ある提案を行い、寄附者がアクセスしやすい統一的な周知、募集を行うことが必要と考える。そのためには、ふるさと納税の全体を所管する部署の創設が有効と考える。所管部署に部局横断的な事務事業の支出と寄附収入のプロジェクトを立ち上げ各部局と協議・共有できる権限と責任を付与し、専任の人員確保や、統一的な寄附収入プロジェクトの管理、成功事例の横展開など京都府全体としての積極的・戦略的な自主財源確保に向けた展開を期待する。

## 6.3 京都府の特徴あるふるさと納税への取組

### 6.3.1 京都版市町村連携型ふるさと納税（京都府ふるさと応援寄附金）（総務部総務調整課）

#### （1）事業概要

京都府は、府内の市町村間のふるさと納税に係る寄附受入額の格差《（図表 寄附-14）参照》を背景に、ふるさと納税制度の趣旨を守りつつ、広域自治体の立場からの取組を検討した結果、「京都版市町村連携型ふるさと納税（京都府ふるさと応援寄附金）」を創設した。そして、令和5年10月より、京都市を除く全ての市町村との連携のもと、返礼品の提供による寄附の募集に本格的に取り組んできた。

京都市が本制度に参加しない理由につき、京都府からは「制度設計時に府内の全市町村と意見交換をする中で、京都市は全国トップレベルの寄附を受

け入れており、すでに確立したモデルを持っているため、返礼品の提供という形での連携ではなく、お互いの寄附額の増加に向けた取組について連携することで合意している。」との回答を得ている。なお、これまでの府市の連携としては令和6年5月に行われた「ふるさと納税業務に係る市町村職員交流会」への参加のほか、返礼品の一つを府市の返礼品として設定したことが挙げられる。

なお、本制度は他の自治体にはない京都府独自の制度である。

#### 【意見 10】 府市連携の強化

京都市は、京都版市町村連携型ふるさと納税の制度には参加していない。これは、京都市は全国でもトップレベルの寄附収入額となっており、既に確立したモデルを持っていることを理由としているとのことである。

一方で、京都府と京都市は「お互いの寄附額の増加に向けた取組について連携することで合意」しているとのことである。この点、府市連携を積極的に進め、返礼品の開拓の仕方、募集の方法、京都の魅力を活かした寄附獲得の取組、効果的なプロモーション方法など、先進自治体として京都市が有するノウハウを府内自治体のレベルアップに活用できる仕組みを構築されたい。例えば、定期的な情報共有、市町村交流会への参加促進、担当者を対象とした勉強会の開催・アドバイザー制度、京都市と他の府内市町村の共同での返礼品の開発など、京都市との具体的な連携方法について検討し、実行していただきたい。

#### (2) 制度創設の背景

(図表 寄附-14) は、京都府内の各市町村におけるふるさと納税の受入額をまとめたものである。自治体間で寄附の受入額に大きな差が生じていることが課題となっている。特に、京都市、亀岡市、京丹後市の3自治体で、府内全体の寄附額の8割以上を占めている状況にある。

(図表 寄附-14) 市町村別ふるさと納税受入額推移 (単位：千円)

番号	団体名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	直近3年平均	割合
1	京都市	1,762,432	6,238,788	9,507,775	10,005,975	11,499,670	10,337,807	52.52%
2	福知山市	261,634	317,057	347,665	297,835	517,871	387,790	1.97%
3	舞鶴市	65,406	150,757	294,252	385,970	429,005	369,742	1.88%
4	綾部市	95,695	156,313	102,997	136,010	221,554	153,520	0.78%
5	宇治市	103,057	176,901	182,098	143,360	91,498	138,985	0.71%
6	宮津市	160,845	157,718	185,202	222,103	233,820	213,708	1.09%
7	亀岡市	2,329,939	3,099,101	3,425,594	4,206,463	4,382,339	4,004,799	20.35%
8	城陽市	39,780	168,927	132,937	140,539	121,424	131,633	0.67%
9	向日市	10,745	374,643	289,654	313,410	305,657	302,907	1.54%
10	長岡京市	415,858	262,355	235,249	304,954	230,336	256,846	1.30%
11	八幡市	170	220	1,014	3,060	5,812	3,295	0.02%
12	京田辺市	50,221	78,846	111,626	254,617	442,527	269,590	1.37%
13	京丹後市	578,717	927,304	1,509,290	1,800,424	2,307,531	1,872,415	9.51%
14	南丹市	136,450	167,575	190,693	218,710	296,223	235,209	1.20%
15	木津川市	25,090	35,155	56,988	101,631	137,465	98,695	0.50%
16	大山崎町	47,526	69,748	52,333	43,388	19,333	38,351	0.19%
17	久御山町	62,532	57,607	81,433	124,276	99,810	101,840	0.52%
18	井手町	2,419	8,094	7,860	6,262	8,464	7,529	0.04%
19	宇治田原町	137,615	179,247	208,157	218,289	266,349	230,932	1.17%
20	笠置町	3,735	3,258	2,305	5,220	7,956	5,160	0.03%
21	和束町	1,175	1,152	3,026	4,526	6,789	4,780	0.02%
22	精華町	38,911	66,299	100,062	97,160	111,558	102,927	0.52%
23	南山城村	18,841	11,310	14,463	12,297	11,925	12,895	0.07%
24	京丹波町	106,446	130,284	221,868	357,025	406,294	328,396	1.67%
25	伊根町	13,435	14,028	16,678	20,001	16,111	17,597	0.09%
26	与謝野町	47,296	46,493	56,233	46,516	60,953	54,567	0.28%
	市町村合計	6,515,970	12,899,180	17,337,452	19,470,021	22,238,274	19,681,916	100%

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

また、(図表 寄附-15) は、京都府内各市町村の令和6年度における実質収支額を集計したものである。まず、府内市町村の寄附受入額から経費支出額、課税住民税控除額を控除して「実質収支額A」として集計した。さらに、「実質収支額A」から地方交付税補填金額を加算して「実質収支額B」として集計した。「実質収支額B」の算定に関して、地方交付税補填金額の公表データがないため、課税住民税控除額の75%を理論値として算定した。なお、久御山町は地方交付税交付団体ではないため、地方交付税の補填金額はゼロとして計算した。

京都市は、地方交付税補填前で計算した「実質収支額A」は、約▲32億のとなっているものの、地方交付税補填を考慮した「実質収支額B」は約36億ものプラスとなっている。一方、宇治市、長岡京市、八幡市、木津川市、大

山崎町は「実質収支額 A」も「実質収支額 B」もマイナスとなっている。

このように、寄附受入額だけでなく、実質収支額においても府内市町村で格差が生じていることがわかる。

(図表 寄附-15) 令和 6 年度市町村別実質収支額 (単位：千円)

		受入額 (寄附受入 額) ①	支出額 (経費合計 額) ②	流出額 (令和7年度課税 住民税控除額) ③※推計値含む	実質収支額A ①-②-③	補填金額 (地方交付 税) (③× 0.75) ④	実質収支額B ①-②-③+ ④
1	京都市	11,499,670	5,622,680	9,146,705	▲3,269,715	6,860,029	3,590,314
2	福知山市	517,871	258,866	174,075	84,931	130,556	215,487
3	舞鶴市	429,005	208,689	168,297	52,019	126,223	178,242
4	綾部市	221,554	84,592	49,553	87,409	37,165	124,574
5	宇治市	91,498	45,623	671,593	▲625,718	503,695	▲122,023
6	宮津市	233,820	112,493	23,943	97,384	17,957	115,341
7	亀岡市	4,382,339	2,183,036	221,269	1,978,034	165,952	2,143,986
8	城陽市	121,424	55,901	218,763	▲153,241	164,072	10,832
9	向日市	305,657	139,057	288,288	▲121,689	216,216	94,527
10	長岡京市	230,336	115,064	461,952	▲346,680	346,464	▲216
11	八幡市	5,812	2,326	218,411	▲214,925	163,808	▲51,116
12	京田辺市	442,527	214,131	388,982	▲160,586	291,737	131,150
13	京丹後市	2,307,531	1,153,256	64,923	1,089,352	48,692	1,138,044
14	南丹市	296,223	147,904	47,044	101,275	35,283	136,558
15	木津川市	137,465	65,996	351,031	▲279,562	263,273	▲16,289
16	大山崎町	19,333	8,809	67,016	▲56,492	50,262	▲6,230
17	久御山町※	99,810	46,499	41,720	11,591	-	11,591
18	井手町	8,464	4,361	13,699	▲9,596	10,274	678
19	宇治田原町	266,349	127,762	21,087	117,501	15,815	133,316
20	笠置町	7,956	2,623	1,215	4,118	911	5,029
21	和束町	6,789	3,362	2,491	935	1,868	2,804
22	精華町	111,558	48,330	200,834	▲137,606	150,625	13,019
23	南山城村	11,925	5,912	2,251	3,762	1,688	5,450
24	京丹波町	406,294	202,703	11,819	191,772	8,864	200,636
25	伊根町	16,111	7,677	890	7,544	667	8,212
26	与謝野町	60,953	28,098	26,796	6,059	20,097	26,156
	市町村合計	22,238,272	10,895,749	12,884,649	▲1,542,125	9,632,196	8,090,071

※久御山町は普通交付金の不交付団体であり、交付税措置が受けられない。

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

さらに、(図表 寄附-16) は、各市町村の直近 3 期間におけるふるさと納税の「実質収支額 B」を上記令和 6 年度と同様に地方交付税による補填金額を概算により集計したものである。

令和 6 年度の府内全体では、80 億円超の「実質収支額 B」のプラスとなっているが、そのうち京都市が約 36 億円 (約 45%) を占めている。一方、宇治市、長岡京市、八幡市、木津川市、大山崎町の 5 自治体では「実質収支額

B」が赤字となっており、特に宇治市と八幡市では赤字額が拡大している。これは、これらの自治体が他の自治体の住民から受け入れる寄附額よりも、これらの自治体に住む住民が他の自治体へ寄附することに伴う住民税控除額の方が地方交付税の受入額を考慮したとしても上回っていることを意味している。

(図表 寄附-16) 市町村別ふるさと納税実質収支額推移 (単位：千円)

		令和4年度 実質収支額B	令和5年度 実質収支額B	令和6年度 実質収支額B
1	京都市	3,923,145	3,184,838	3,590,314
2	福知山市	146,099	110,097	215,487
3	舞鶴市	126,024	158,440	178,242
4	綾部市	73,825	75,329	124,574
5	宇治市	▲45,380	▲80,010	▲122,023
6	宮津市	93,774	109,666	115,341
7	亀岡市	1,685,642	2,060,173	2,143,986
8	城陽市	25,480	19,459	10,832
9	向日市	95,312	104,823	94,527
10	長岡京市	28,195	55,337	▲216
11	八幡市	▲43,591	▲48,159	▲51,116
12	京田辺市	▲11,783	37,333	131,150
13	京丹後市	790,317	887,191	1,138,044
14	南丹市	84,132	99,082	136,558
15	木津川市	▲38,711	▲26,618	▲16,289
16	大山崎町	11,473	5,504	▲6,230
17	久御山町	14,847	32,097	11,591
18	井手町	1,328	▲218	678
19	宇治田原町	105,033	105,013	133,316
20	笠置町	1,342	2,774	5,029
21	和束町	958	1,542	2,804
22	精華町	15,463	6,189	13,019
23	南山城村	7,182	5,641	5,450
24	京丹波町	108,984	186,053	200,636
25	伊根町	8,502	10,264	8,212
26	与謝野町	24,700	17,698	26,156
	合計	7,232,293	7,119,538	8,090,071

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

**【意見 11】市町村支援の検討**

京都府内の各市町村のふるさと納税による寄附受入額の8割は京都市、亀岡市、京丹後市の3市が占めている。また、令和6年度の、寄附受入額から経費支出額及び課税住民税控除額を控除した「実質収支額A」は、京都市を含む府内26の自治体のうち11自治体が赤字となっており、「実質収支額A」に地方交付税補填額を加味した「実質収支額B」についても5自治体が赤字となっている。さらに、宇治市、八幡市、木津川市の3市は、「実質収支額B」が令和6年度に至る3期間連続で赤字となっている。

京都府は、このような状況を鑑み、府域の均衡ある発展等を目指して市町村連携型ふるさと納税制度の創設に至った点は評価でき、府内市町村への配慮から市町村の同意を得て市町村地場産品を返礼品としていることも一定の理解はできる。また、令和5年度から始まった本連携事業であり、2期間でも大きく寄附額を伸ばしている点も評価できる事業である。

しかし、市町村間の不均衡の是正という観点からは不十分であり、改善が必要である。引き続き市町村への支援強化を通じて、不均衡の是正と各自治体の自主財源確保の支援をさらに進めていただきたい。

### (3) 各市町村への還元

本制度は、返礼品を市町村と連携して提供し、寄せられた寄附金の一部を市町村に還元する仕組みとなっている。各市町村への交付額は、京都府ふるさと応援交付金交付要綱第3条において、寄附金額の4分の1以内と定められている。これは「地方税法」及び「地方自治法」により、ふるさと納税の経費率の上限が寄附金の50%とされていることを踏まえたものである。そのため、25%以内を府内市町村への支援に、残りを京都府の事業に活用する制度設計となっている。

また、市町村に交付された資金の用途については、京都府ふるさと応援交付金交付要綱第2条に基づき、「市町村が実施する事業であって、当該市町村の地域振興に資する事業」に活用することとされている。

なお、各市町村への交付額は（図表 寄附-17）のとおりであり、市町村への交付は、寄附収入があった年度の翌年度に行われる。

(図表 寄附-17)

## 市町村別交付額

(単位：千円)

		令和5年度 実質収支額B	令和6年度 実質収支額B	令和6年度 交付額	交付金構成 割合
1	京都市	3,184,838	3,590,314	0	0.00%
2	福知山市	110,097	215,487	575	3.24%
3	舞鶴市	158,440	178,242	3,035	17.11%
4	綾部市	75,329	124,574	485	2.73%
5	宇治市	▲80,010	▲122,023	1,285	7.24%
6	宮津市	109,666	115,341	321	1.81%
7	亀岡市	2,060,173	2,143,986	616	3.47%
8	城陽市	19,459	10,832	560	3.16%
9	向日市	104,823	94,527	483	2.72%
10	長岡京市	55,337	▲216	590	3.33%
11	八幡市	▲48,159	▲51,116	556	3.13%
12	京田辺市	37,333	131,150	644	3.63%
13	京丹後市	887,191	1,138,044	561	3.16%
14	南丹市	99,082	136,558	935	5.27%
15	木津川市	▲26,618	▲16,289	1,265	7.13%
16	大山崎町	5,504	▲6,230	300	1.69%
17	久御山町	32,097	11,591	331	1.86%
18	井手町	▲218	678	246	1.39%
19	宇治田原町	105,013	133,316	263	1.48%
20	笠置町	2,774	5,029	265	1.49%
21	和束町	1,542	2,804	259	1.46%
22	精華町	6,189	13,019	391	2.20%
23	南山城村	5,641	5,450	226	1.27%
24	京丹波町	186,053	200,636	2,920	16.46%
25	伊根町	10,264	8,212	323	1.82%
26	与謝野町	17,698	26,156	310	1.74%
	合計	7,119,538	8,090,071	17,745	100%

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

各市町村の交付額には、ばらつきがある。例えば、舞鶴市や京丹波町は、実質収支額は一定プラスとなっているが、交付額は実質収支額がマイナスの宇治市、長岡京市、八幡市、木津川市、大山崎町よりも大きい。各市町村への交付基準について京都府に質問したところ、「交付基準については、①寄附金割（寄附金額に応じて交付）、②人口割（市町村の人口に応じて交付）、③均等割（団体数で均等に交付）の三つを基準に交付している」との回答を得た。

#### 【意見 12】 交付基準の見直し

各市町村の交付額には、ばらつきがある。例えば、舞鶴市や京丹波町は、実質収支額は一定プラスとなっているが、交付額は実質収支額がマイナスの宇治市、長岡京市、八幡市、木津川市、大山崎町よりも大きい。各市町村への交付基準は①寄附金割、②人口割、③均等割の三つを基準として交付されているためである。

三つの基準は一定の合理性はあると考えるが、市町村の不均衡の是正という観点から、「実質収支額」も四つ目の基準とすることも検討いただきたい。

#### (4) 府内の市町村支援のための取組

京都府は、さらに市町村のふるさと納税への取組の底上げ・充実のための、返礼品の提供・寄附金の還元にとどまらない連携として次の取組を行っている。

##### ① 「京都」のブランド力を活かしたプロモーションの実施

京都府によると、令和6年度はこれまでに、次の2回のプロモーションが行われたとのことである。

i) イトーヨーカドー大森店で開催された「ふるさとチョイスマルシェ」への参加（令和6年10月26日・27日）

ii) パシフィコ横浜ホールで開催された「第10回ふるさとチョイス大感謝祭」への参加（令和6年11月9日・10日）

ふるさとチョイスマルシェでは、他の自治体も含めた6自治体が参加し、自治体PRブースでの地場産品の試食・販売等を実施し、来場者に魅力を発信した。その結果、ブースでの寄附受付件数は二日間で計44件あり、京都府は2件の寄附を受け付けた。

また、第10回ふるさとチョイス大感謝祭では、京都府内7市町（福知山市、綾部市、京丹後市、南丹市、木津川市、宇治田原町、京丹波町）との共同出展を行った。全国から約160の自治体が出店し、およそ1万5千人が来

場した。

**【意見 13】 PR 活動の充実**

令和 6 年度に 2 回イベントに参加しているが、プロモーションという視点からは不十分と思料する。

「京都」のブランド力を京都府の全域に還元できる取組をさらに活性化するため、プロモーション力を高め、京都府全域の魅力発信に努められたい。そのためには、SNS の有効活用、京都府内在住のインフルエンサーとの連携、集客力のあるイベントへの参加もしくは開催、民間業者との連携、ニュース性のある取組を行いパブリシティへのアピールなどあらゆる方策を検討いただきたい。

② 京都府が開発した返礼品の市町村への提供

京都府主導による返礼品の開発は急速に拡大しており、令和 5 年度に約 400 品目、令和 6 年度に約 1,000 品目を開発し、令和 7 年 7 月時点では約 1,700 品目に達している。返礼品の内容は、農産物、畜産物、水産物、飲料類、菓子類、工芸品・雑貨、その他役務など多岐にわたる。開発返礼品約 1,700 品目の内訳は、市町村の同意を得て府で選定した市町村地場産品が約 1,500 品目、市町村域をまたがる地場産品が約 120 品目、京都府のオリジナル返礼品が約 50 品目に分類される。

「市町村の同意を得て選定した市町村地場産品」も取り扱うことで、かえって市町村の取組を阻害していないかという点について質問したところ、京都府からは、「市町村ふるさと納税の返礼品の中から、京都府ふるさと納税においても返礼品として取り扱うことに同意いただいたものを提供するとともに、京都府の運営委託事業者が地域に入って開発した返礼品を市町村にも提供している。市町村からは、事業者目線で返礼品の露出拡大につながることや、「京都」のブランドによる PR 効果への期待の声をいただくとともに、返礼品開発の支援や寄附金の還元という事業スキームに一定の評価をいただいている。京都府としては、先行してきた市町村の取組を阻害しないこと

を基本に、京都府の支援を上乗せすることで相乗効果を狙うものである。」との回答を得た。

**【意見 14】 魅力ある返礼品アイテムの開発と見直し**

京都府の返礼品約 1,700 品目のうち約 1,500 品目は市町村の同意を得て京都府が選定した市町村地場産品であり、市町村域をまたがる地場産品、京都府のオリジナル商品はまだ少数にとどまっている。引き続き、寄附者にとって魅力のある京都のブランド力を活かした商品の開発を進めるとともに、既存の返礼品については、個々の内容を定期的に精査し、常に魅力を高める「磨き上げ」に取り組むことで、更なる寄附の獲得につなげていただきたい。

あわせて、返礼品全体のラインナップ（品揃え）についても、市場の動向を捉えた機動的な見直しを行われたい。

新たな返礼品の開発と既存返礼品の適正な管理を両立させ、常に鮮度の高いラインナップを維持することが肝要と考える。

**③ 市町村域を越えた地場産品を組み合わせた返礼品の開発**

京都府は、市町村域を超えた地場産品を組み合わせた約 10 品目の返礼品の開発を進めている。

**【意見 15】 組み合わせ返礼品の開発の推進**

広域自治体としての特性を活かして魅力ある返礼品を開発することは市町村の底上げに有効と考えるが、10 品目程度では十分とは言えない。更なる積極的な取組と成果を願いたい。

また、ふるさと納税が低調な市町村の地場産品を優先的に取り扱うなどメリハリのある取組も制度趣旨を鑑みると必要と考える。

**④ 市町村職員等のスキルの向上を目指した、交流会・研修会の開催**

京都府によると、これまでに事業報告会（令和 6 年 3 月 25 日）、第 1 回市町村職員交流会（令和 6 年 5 月 31 日）、第 2 回市町村職員交流会（令和 7 年

5月28日)と開催された。また、第1回交流会には京都市を含む21団体31名が参加し、第2回交流会には19団体37名が参加した。交流会では特定テーマについてグループワークを通じたディスカッションが行われており、参加者の声を閲覧すると、前向きな意見が多く見られた。

**【意見16】 交流会の活性化**

京都市とは、お互いの寄附額増額に向けた取組について連携することで合意している。先行している京都市のふるさと納税の取組のノウハウを活用し、他の市町村との連携強化の取組を京都府が活性化させることを期待する。

また、全体での交流会も一定の効果はあると思われるが、特に寄附収入が低調な市町村への個別的な相談会、スキルアップのための個別研修会など対象とテーマを絞った支援が望まれる。

### 6.3.2 ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都（文化施設政策監付）

#### (1) 事業概要

京都府が、これまで実施したクラウドファンディング型ふるさと納税で、最も多額の寄附を集めたのは、ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都事業である。

ドナルド・マクドナルド・ハウスは、自宅から離れた専門病院で治療を受ける子どもに付き添う家族が、病院近辺で安心して休息できる「第二の家」を提供する施設である。心身ともに疲弊する家族の経済的、精神的、肉体的な負担を軽減し、子どもに笑顔で付き添えることを目的としている。誘致スキームとして、土地及び建設費の半分を地元が用意し、建設費の残り半分及び運営費を公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパンが寄附金等で賄う。令和6年1月に誘致が決定し、京都府の調整により真宗大谷派が土地を無償提供し、建設費の半分は企業・団体・個人からの寄附金等で調達することとなった。そして、同年2月には、府立医大病院・京大病院を中心に地元募金委員会が発足し、全国で初めて、個人版ふるさと

納税及び企業版ふるさと納税を活用し、寄附募集を開始した。その結果、令和5年度から令和7年度までの3期間で、寄附件数・寄附額は合計4億4,500万円を超え、目標の4億円を超える寄附を集めることができた成功事例といえる。

(図表 寄附-18) ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都寄附金推移

年度	寄附件数 (件)	寄附金額 (千円)
令和5年度	169	41,501
令和6年度	1,753	368,929
令和7年度	260	83,094
合計	2,182	493,524

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

また、令和5年度及び令和6年度の2期間のルート別の寄附件数、寄附額は次のとおりである。

(図表 寄附-19) ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都ルート別寄附金

ルート別	寄附件数 (件)	寄附金額 (千円)
個人版ふるさと納税対象	1,922	177,434
企業版ふるさと納税対象	31	63,700
企業版ふるさと納税対象外	193	168,759
イベントでの募金額	8	537
合計	2,154	410,430

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都事業のルート別の寄附金の状況から税額控除のない寄附受入が件数、金額とも相当数認められる。京都府内に本店のある企業からの寄附金がほとんどであると推測できるが、仮に企業版ふるさと納税が活用できるにもかかわらず、活用していない企業があるのであれば、寄附受入時の制度の周知徹底が望まれる。

## (2) クラウドファンディング型ふるさと納税の可能性

ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都のようなクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した寄附プロジェクトの今後の展開可能性と課題に

ついて、京都府に質問した結果、次の点が明らかになった。

- ①プロジェクトが寄附に適した分野か、経済界等に十分な訴求性があるかを吟味し、広く賛意が集まりそうな事業を選択してフォーカスすることが有効である。
- ②現在、京都府では明確な制度所管部局がなく、事業を絞り込む仕組みがないため、原課判断で立ち上げられる状況にある。その結果、事業が乱発し寄附が集まらない事態も想定される。企業の寄附予算にも限りがあり、京都府側の事前精査が必要である。
- ③寄附目標額が大きい場合、訴求性があってもボトムアップ営業での目標達成は困難であり、トッププロモーションやプロジェクトの認知度向上も必須である。
- ④条例を制定して基金事業として取り組む場合は単年度主義で考える必要はないが、基金事業でない場合は、単年度事業として寄附を活用する必要がある。
- ⑤最大の課題は「目標額がタイムリミットまでに集まらなかった場合」への対応である。

i)あらかじめ事業の主催者等が不足分を補填するなど補填について取り決めをしておく方式

ii)税金で不足分を補填

iii)集まった額の範囲内で実施

iv)期限を伸ばして目標額まで集め続ける

のいずれかを予め定めておくことが重要である。ii)については税収を新たな事業に充てるには慎重な検討と判断が必要であり、補填は一般的に難しい。そのため、事業実施に最低限必要な費用は税金で予算措置し、集まった寄附金で事業を拡充させる方法が安全である。また、iii)、iv)の場合は寄附者から「思っていた規模感や時期と違う」という不評を受ける可能性が

ある。リスク回避策としては、広く個人に対して集める場合は規模感や期限に融通を持たせること、プロジェクト化前に一定規模の賛同者を獲得し共同事業化しておくことが考えられる。

成功事例といえるドナルド・マクドナルド・ハウス 京都事業の取組によって得た経験や知見を、今後のクラウドファンディング型ふるさと納税の積極的活用に活かしていただきたい。

### (3) 民間のクラウドファンディングの活用の可能性

民間の事業者が主催するクラウドファンディングの活用について質問したところ、手数料がネックとなるとの回答を得た。たしかに、ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都のように寄附に明確な用途と着手期限がある場合は、手数料の発生を抑えて事業費に寄附金をできる限り事業費に充当した方が訴求性、着手期限に間に合う可能性が高く、また寄附者が寄附した寄附金の中から手数料が引かれることへの不信感に係る配慮はすべきと考える。

その上で、今後、新たなプロジェクトを検討される際には民間業者の活用可能性についても改めて検討されたい。そもそも、クラウドファンディング型ふるさと納税は、自治体が地域課題や社会的意義の高いプロジェクトを明確に提示し、全国から広く共感を集めて資金を調達する新しい仕組みである。そして、近年は「ふるさとチョイスガバメントクラウドファンディング」や「READYFOR」などのプラットフォームを活用し、都道府県レベルの自治体による大規模かつ社会的インパクトの大きい事例が増加している。

たとえば、福井県は READYFOR を活用し、地域課題の解決につながる企業・販路開拓など新たな事業に挑戦する県内事業者や、既存事業者による新商品開発等を支援する仕組みがある。複数事業者を同時に支援するプログラム型であり、かつ地元メディアや金融機関と連携した支援体制は日本初の取組となっている（出典：文京区議会 HP より「地域振興の仕掛けとして実施されているガバメントクラウドファンディングの研究事例」READYFOR 株式会

社)。返礼品ではなく「地域課題解決」や「起業家支援」への共感を重視した点が特徴であり、目標金額を上回る資金調達に成功している。

鹿児島県及び沖縄県では、複数自治体が連携して「奄美・沖縄の世界自然遺産保護プロジェクト」をふるさとチョイスガバメントクラウドファンディングで実施した。世界遺産登録というタイムリーな話題性と、希少生物や自然環境の保護という明確な目的を訴求し、総額で 29,096 千円（目標比 105.8%）の寄附を集めた（出典：ふるさとチョイス HP）。広域連携による社会的インパクトの大きさや、寄附金の使途を具体的に示した点が成功要因と考える。

また、山梨県甲府市は、ふるさと納税サイト「ふるなび」と連携して、「東京ガールズコレクション」出演を含む様々なプロモーションにより、「宝石のまち甲府」の魅力発信を目的としたクラウドファンディングを実施した。その結果、第 2 弾（2023 年）には、1 万人超の寄附者から約 2 億 9,000 万円（目標比 290%）を集めた（出典：ふるなびクラウドファンディング HP）。返礼品ではなく「まちの PR」という独創的なアプローチを取り、SNS やインフルエンサーを活用した自治体 PR の新たなモデルケースともいえる。

これらの成功事例に共通する要素として、プロジェクトの目的や使途を明確にし、共感を得やすいテーマ設定を行っていること、SNS やメディアを活用した積極的な広報活動を展開していること、単なる返礼品ではなく社会的意義や地域課題解決への寄附という訴求を行っていること、複数自治体の連携や独創的なアプローチによる話題性の創出が挙げられる。

上記のような自治体等の事例研究により、京都府に合った取組の検討を行われたい。

### 6.3.3 その他京都府のふるさと納税制度

#### (1) 文化財を守り伝える京都府基金（文化生活部文化政策室）

京都府内の歴史的建造物などの文化財を地震・火災等から守り、保存・修理することで未来に良好な状態で伝えていくため、文化財保護に使途を限定

したクラウドファンディング型の寄附金事業である。個人版ふるさと納税として募集されている。

(図表 寄附-20) 年度推移

年度	個人版ふるさと納税の実績			
	寄附金額 (千円)	件数	寄附経費 (千円)	経費率
令和2年度	14,638	140	455	3.1%
令和3年度	6,819	90	500	7.3%
令和4年度	10,563	70	573	5.4%
令和5年度	4,973	116	750	15.1%
令和6年度	4,399	82	498	11.3%

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

寄附金額は減少傾向にあるが、経費は一定必要であるため、経費率は上昇傾向にある。

(2) 京都スタジアム個人寄附金 (文化生活部スポーツ振興課)

スタジアム建設費や人工芝張替費用など京都スタジアムの競技環境の向上や快適な利用環境の整備、維持管理費などに活用する寄附金事業である。個人版ふるさと納税として募集されている。

(図表 寄附-21) 年度推移

年度	個人版ふるさと納税の実績			
	寄附金額 (千円)	件数	寄附経費 (千円)	経費率
令和2年度	2,117	54	1,923	90.8%
令和3年度	3,167	70	2,012	63.5%
令和4年度	4,513	91	723	16.0%
令和5年度	979	24	391	39.9%
令和6年度	918	23	272	29.6%

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

他事業に比較して経費率が高いのは、返礼品として京都サンガの京都サンガ F.C. ホームゲーム観戦への招待券などの返礼品があるためである。

(3) 京都府母校応援ふるさと寄附基金寄附金 (教育庁総務企画課)

教育環境の充実や部活動の応援、学校の特色づくり等、教育環境の充実等

を図る取組に充当するクラウドファンディング型の寄附金事業である。個人版ふるさと納税だけでなく、企業版ふるさと納税としても募集されている。

(図表 寄附-22) 年度推移

年度	個人版ふるさと納税の実績			
	寄附金額 (千円)	件数	寄附経費 (千円)	経費率
令和2年度	17,977	101	373	2.1%
令和3年度	36,939	141	124	0.3%
令和4年度	36,906	115	274	0.7%
令和5年度	17,114	110	148	0.9%
令和6年度	40,932	145	301	0.7%

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

なお、企業版ふるさと納税は、令和6年度に1件200千円の実績がある。

#### (4) 府立医大、府立大の環境整備 (総合政策環境部大学政策課)

京都府公立大学法人の教育・研究の更なる促進を促すため、教育・研究環境の充実を図る大学の取組を支援する寄附金事業である。個人版ふるさと納税として募集されている。

(図表 寄附-23) 年度推移

年度	個人版ふるさと納税の実績			
	寄附金額 (千円)	件数	寄附経費 (千円)	経費率
令和2年度	62,644	181	224	0.4%
令和3年度	29,862	158	268	0.9%
令和4年度	68,117	111	221	0.3%
令和5年度	101,998	69	699	0.7%
令和6年度	35,762	72	646	1.8%

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

#### (5) iPS細胞再生医療プロジェクト (商工労働観光部産業振興課)

京都府・京都市・公益財団法人京都大学 iPS細胞研究財団が一体となって、iPS細胞を活用した再生医療技術の研究開発等の推進、関連するライフサイエンスや AI・IoT 等のスマート技術に関わる研究者や企業の育成に取り組み、iPS細胞の技術開発を核に京都のイノベーションの推進を目指すためのクラウドファンディング型の寄附金事業である。個人版ふるさと納税だけで

なく、企業版ふるさと納税としても募集されている。

(図表 寄附-24) 年度推移

年度	個人版ふるさと納税の実績			
	寄附金額 (千円)	件数	寄附経費 (千円)	経費率
令和2年度	33,276	466	1,619	4.9%
令和3年度	55,140	301	2,195	4.0%
令和4年度	26,507	205	1,664	6.3%
令和5年度	36,474	276	3,660	10.0%
令和6年度	24,113	234	2,903	12.0%

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

なお、企業版ふるさと納税は、令和2年度、令和3年度、令和6年度に合計3件20,200千円の実績がある。

## 7 その他

全国的傾向ではあるが、京都府も人口減少により高齢化や核家族化の進展、生涯結婚をしない一人暮らしの選択をする人が増え、孤独死とその後の処理等社会的課題が取り上げられる。京都府の人口数と世帯数推移は次のとおりである。

(図表 その他-1) 京都府人口及び世帯推移

年	人口数(人)	世帯数(世帯)	人口数/世帯数	婚姻数(組)
平成15年	2,645,796	1,062,719	2.49	14,478
平成20年	2,635,134	1,112,353	2.37	14,239
平成25年	2,620,210	1,143,540	2.29	12,746
平成30年	2,591,779	1,178,791	2.20	11,491
令和5年	2,536,995	1,213,925	2.09	8,731

(出典：京都府保健福祉統計第1章府の人口等 令和5年)

人口は減少する一方世帯数は増加しており、1世帯当たりの人数は減少する傾向となっている。高齢化が主な原因であると推察されるが、少子化に比例して婚姻数の減少のみならず、一定数婚姻の選択を取らない人も含まれると考えられる。

そこで、高齢者の孤独死とその後の処理や高齢者の終活に向けた自治体の取組事例をセーフティネット事業と同時に収入確保策の一環として以下に記載する。

令和 5 年 3 月総務省行政評価局の「遺留金等に関する実態調査結果報告書」によると引取者のない死亡人の発生状況は平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 10 月末日までの間に、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）上 2,852 人、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）上 10,154 人及び生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）上 92,767 人の合計 105,773 人となっている。自治体は、遺骨の保管のみならず残余遺留金の取扱いにも苦慮されていることが窺える。多くの場合、遺留金が葬祭費用等に充当され、なお不足の場合は遺留品の売却等による費用の捻出が必要となる。また、預貯金等資産について、相続人調査等が必要となり死亡人の資産より費用が超過するケースもあり、多くの自治体で予算の捻出に苦慮されていると推察される。一方、預金保険機構によると令和 6 年度の全国休眠預金等の移管金は 1,695 億円となり、増加傾向となっている。また、「相続人が不在」理由で国庫に納められた財産が令和 5 年度に 1,000 億円を超え増加傾向となっている。

そこで、身寄りのない高齢者が元気うちに死後の対応をスムーズに進められるように、終活情報を自治体に登録する取組が広がりつつある。

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントや各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーターを配置した相談・調整窓口を整備している。また、日常生活支援（公共料金の代行支払、生活費の管理・送金、印鑑・重要書類の保管等）、入院・入所等の円滑な手続支援（入院・入所等の手続支援、緊急連絡先の提供等）や死後の事務支援（病院等の費用の精算代行、遺体の確認・引き取り、居室の原状回復、残存家財・遺品の処分、葬儀・納骨・法要の支援）など、ご自身の意思を確認しながら上記取組を支援するパッケージを提供する施策が図られている。これ

らについて京都市は、令和元年度から取り組まれているようである。一方、本外部監査時点で京都府としての取組は実施されていないようであった。そこで、上記の取組の中で以下の契約を締結する方策も一案と考えられる。

## 7.1 遺贈

遺贈は、遺言により相続人以外にも財産を引き継がせることができる仕組みである。遺贈には特定遺贈と包括遺贈があり、特定遺贈は、特定の財産を要件の整った遺言書によって遺贈することで、包括遺贈は、財産の全部や半分といった割合で遺贈することである。遺贈は、遺言者の一方的な意思表示を遺言書に記載するため、いつでも遺言書は書き換えることができるものである。遺言による寄附の場合、寄附者は被相続人となり、遺言の効力発生時より、その財産は寄附を受けた国や地方公共団体などに帰属することになる。

## 7.2 死因贈与

死因贈与は、贈与者の死亡を条件として、相続人以外にも財産を引き継がせることができる贈与契約で、厳格な要件・様式がなく、遺贈者と受遺者の契約により成立する。口頭による約束でも可能であるが公正証書による契約書作成が一般的である。この場合、遺留分侵害請求に留意する必要がある。死因贈与による寄附の場合も、上記と同様その財産は寄附を受けた国や地方公共団体などに帰属することになる。

## 7.3 税務問題

### 7.3.1 相続財産を寄附した場合の相続税の非課税制度

相続や遺贈により財産を取得した相続人が、国や地方公共団体等に寄附をした場合、その寄附した財産や支出した金銭は以下の要件に該当すると相続税の対象とならない。

- (1) 寄附した財産は、相続や遺贈によって取得した財産であること。従って、相続した不動産を売却して金銭による寄附等は該当せず、相続等した財産

そのものを寄附する必要がある。

(2) その取得した財産を相続税の申告書の提出期限までに寄附すること。

(3) 寄附した先が国、地方公共団体又は教育や科学の振興などに貢献することが著しいと認められる特定の公益法人であること。

### 7.3.2 みなし譲渡課税

個人が金銭を寄附する場合には問題とならないが、含み益がある不動産や有価証券等を寄附した場合、その含み益に対して所得税が課税されることとなる（所得税法（昭和40年法律第33号）第59条みなし譲渡課税）。しかし、国又は地方公共団体に対し財産の遺贈又は寄附があった場合には、当該財産の遺贈又は寄附がなかったものとみなして、みなし譲渡課税は行われな（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条）。

## 7.4 他の自治体の取組事例

遺留分侵害といった相続に関わる問題を踏まえ、遺言等による自治体への一般的な寄附募集を募る広報活動や寄附者が存命中に希望する趣旨に沿った寄附事業となるクラウドファンディングの寄附募集活動も収入確保策の一つと考える。他の自治体のHPを見ると以下の事例が認められる。

### (1) 大阪府

大阪府は個人がその財産を「大阪教育ゆめ基金」に遺贈寄附できるよう、金融機関と協定を締結することにより、個人と金融機関の間で遺言信託や遺言書の作成、遺贈に関する専門的助言を受けることのできる支援を実施している。

### (2) 兵庫県

兵庫県は個人がその財産を、将来、県が行う事業に遺贈寄附できるよう、金融機関や遺贈支援事業者との協定を締結することにより、遺贈に関する無料相談を受けられる支援を実施している。また、「兵庫県遺贈寄附啓発コン

ソーシアム」を構成し、遺贈寄附に関する啓発活動等を行っている。寄附金の使い道は、「ふるさとひょうご寄附金」の募集プロジェクト（県立学校教育環境の充実、こどもの貧困対策等）、脱炭素社会づくりの推進、県立病院の機能向上・改善等の紹介による個人の自主的な決定が可能であることを紹介している。

### (3) その他

上記と同様な遺贈寄附等の利用を促す情報が滋賀県、奈良県及び京都市等の HP に掲載されている。

## 7.5 監査の結果・課題等

### 【意見 17】 遺贈等の活用に向けた協定と広報の推進

個人が生前に形成した財産を公共の利益のために有効に利用してもらいたいという意思決定の選択肢として、国や地方公共団体等への遺贈等による寄附が挙げられる。

京都府は、府民のニーズの有無も踏まえ、先行自治体と同様に、個人の財産の一部又は全部を、自身が希望する事業に活用できるよう自治体に申し入れることができる仕組みを広く啓発し、遺言信託や公正証書作成などを支援できる金融機関その他専門家を紹介できる体制づくりに向けた協定締結を進めるべきと考える。今後、相続人のいない個人財産が国に帰属することが増えると推察されるため、府民の自己決定を支援する取組は重要であるとともに、これらの取組を通じて、府民の貴重な財産が地域のために有効に活用されることが期待される。

## 第4 未収金管理の取組

### 1 債権の概要

地方自治法において、債権とは、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利(地方自治法第240条第1項)とされ、適用除外債権(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく徴収金に係る債権、過料に係る債権、証券に化体されている債権、電子記録債権法(平成19年法律第102号)に規定する電子記録債権、預金に係る債権、歳入歳出外預金となるべき金銭の給付を目的とする債権、寄附金に係る債権及び基金に属する債権)を除く債権について、政令の定めるところによりその督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置を取らなければならない(地方自治法第240条第2項)。また、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる(地方自治法第240条第3項)。取りまとめた図表が以下のとおりである。

(図表4) 債権の種類

債権の種類	公債権			私債権
	強制徴収債権		非強制徴収債権	
	税債権	税法準拠債権	税法非準拠債権	
債権の例	地方税 (自治法第223条)	分担金(自治法第224条)、加入金(自治法第226条)、過料(自治法第14条第3項、第15条第2項、第228条第2項第3項)、法律で定める使用料その他(道路占用料等)	生活保護扶助費返還金、心身障害児扶養手当過誤払返還金等	手数料(自治法第227条)《各種営業許可申請に伴う手数料》、行政財産の目的外使用料等、児童手当過誤払金返還請求権、母子父子寡婦福祉資金貸付金、高等学校等修学資金貸付金、学校給食費、水道使用料、市営住宅使用料、駐車場使用料等
発生原因	公法上の原因 (法令等)	公法上の原因 (法令等)	公法上の原因 (法令等)	私法上の原因(契約、事務管理、不当利得、不法行為等)
自力執行権	有り	有り	無し	無し
差押等の滞納処分の可否	地方税法に規定される府税等の債権について、滞納処分が実施される。(地方税法第331条)	地方税の滞納処分の例により処分することができる。(自治法第231条の3第3項)	滞納処分はできず、債権の回収は裁判所による手続きが必要。(自治法第231条の3第1項、自治法施行令第171条の2)	滞納処分はできず、債権の回収は裁判所による手続きが必要。(自治法施行令第171条の2)

債権の種類	公債権			私債権
	強制徴収債権		非強制徴収債権	
	税債権	税法準拠債権	税法非準拠債権	
督促	時効の更新（不服申立可能）（自治法第236条第4項）	時効の更新（不服申立可能）（自治法第236条第4項）	時効の更新（不服申立可能）（自治法第236条第4項）	時効の更新（不服申立不可能）
差押え	自ら執行可能	自ら執行可能	裁判所を通じて執行	裁判所を通じて執行
時効	原則5年（自治法第236条、地方税法第18条の2）	原則5年（自治法第236条）	原則5年（自治法第236条）	原則権利を行使することを知った時から5年間又は権利を行使することができる時から10年間のいずれか早い方（民法第166条第1項、第145条）
滞納により発生	延滞金（地方税法第326条）	延滞金（自治法第231条の3第2項）	延滞金（自治法第231条の3第2項）	遅延損害金（民法第404条、第415条、第419条）
債権放棄	不要（時効期間経過で債権消滅）	不要（時効期間経過で債権消滅）	不要（時効期間経過で債権消滅）	必要（時効の援用がない限り債権存続）

府は、債権管理条例第2条の規定において、法令又は他の条例に特別の定めがある場合以外の府の債権について、以下のように定めている。

債権	金銭の給付を目的とする権利をいう。
私債権	消滅時効が完成した場合に時効の援用を要することなく消滅する債権以外の債権をいう。

## 2 京都府の債権管理の取組と未収金の状況

### 2.1 債権管理の概要

府は、債権管理制度として、債権管理条例及び京都府債権の管理に関する条例施行規則（平成23年京都府規則第29号）に基づき、以下のとおり債権管理に取り組んでいる。

（知事の責務）

第3条 知事は、法令及び条例の定めるところにより、適正かつ効率的に

債権の徴収を行わなければならない。

- 2 知事は、債権を保全するため必要があると認めるときは、担保の提供を求める等必要な措置をとらなければならない。
- 3 知事は、滞納者があるときは、収納、催告等の状況を記載した滞納を整理するための台帳を作成する等債権を適正に管理しなければならない。

(債務者の資力の状況等に応じた措置)

第4条 知事は、前条第1項の規定の適用に当たっては、当該徴収する債権の債務者の資力の状況等を考慮しなければならない。

- 2 知事は、債務者から資力の状況等を証明する書類等の提出を受けた場合において、必要があると認めるときは、債権の履行期限を延期する特約又は処分をすることができる。

(債権の放棄)

第5条 知事は、私債権の消滅に係る時効が完成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該私債権及びその履行の遅滞に係る遅延利息、違約金その他の損害金を徴収する権利(第2号に掲げる場合において、特定相続人《債務者が死亡した場合において、当該債務者の府に対する私債権に係る債務を相続する権利を有する者をいう。以下同じ。》の一部を確知することができなかつたときにあつては、当該確知することができなかつた特定相続人の相続分に係る権利)を放棄することができる。

- (1) 債務者の住所及び居所(法人その他の団体にあつては、その事務所及び事業所の所在地)が不明である場合
- (2) 特定相続人の全部又は一部を確知することができなかつた場合
- (3) 前2号に掲げる場合に準じるものとして規則で定める場合

- 2 知事は、前項の規定により権利を放棄したときは、その概要を議会に報告しなければならない。

(出典：「京都府債権の管理に関する条例」平成23年7月29日 一部抜粋)

(消滅時効の完成時に私債権を放棄することができる場合)

第 1 条 京都府債権の管理に関する条例（平成 23 年京都府条例第 28 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項第 3 号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 債務者が時効の援用の意思を示すことが困難であると認められる場合
- (2) 面会、文書の送付その他の方法により債務者に接触することができないことにより、債務者が条例第 5 条第 1 項第 1 号に規定する状態に準じた状態にあると認められる場合
- (3) 債務者である法人がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合

(出典：「京都府債権の管理に関する条例施行規則」平成 23 年 7 月 29 日 一部抜粋)

府職員向けのマニュアルである「会計事務の手引き」には、債権管理及び回収手続フローが以下のとおり記述されている。また、債権ごとに各事業所管課において、詳細な手続等が定められているケースもある。

#### (1) 債権が発生した場合

地方自治法第 240 条に規定の債権が発生した場合、調定され納入通知書等が債務者に送付される。収納可能場所は納付書の種類にも依拠するが、府内に本支店のある銀行の全国の本支店及びゆうちょ銀行となっている。ただし、新生銀行、あおぞら銀行、商工組合中央金庫、福井銀行、三井住友信託銀行、三菱 UFJ 信託銀行、みずほ信託銀行、福邦銀行、りそな銀行及び関西みらい銀行は金融機関の都合により除かれている。

#### (2) 債権が未収になった場合

##### ①未収債権の発生直後

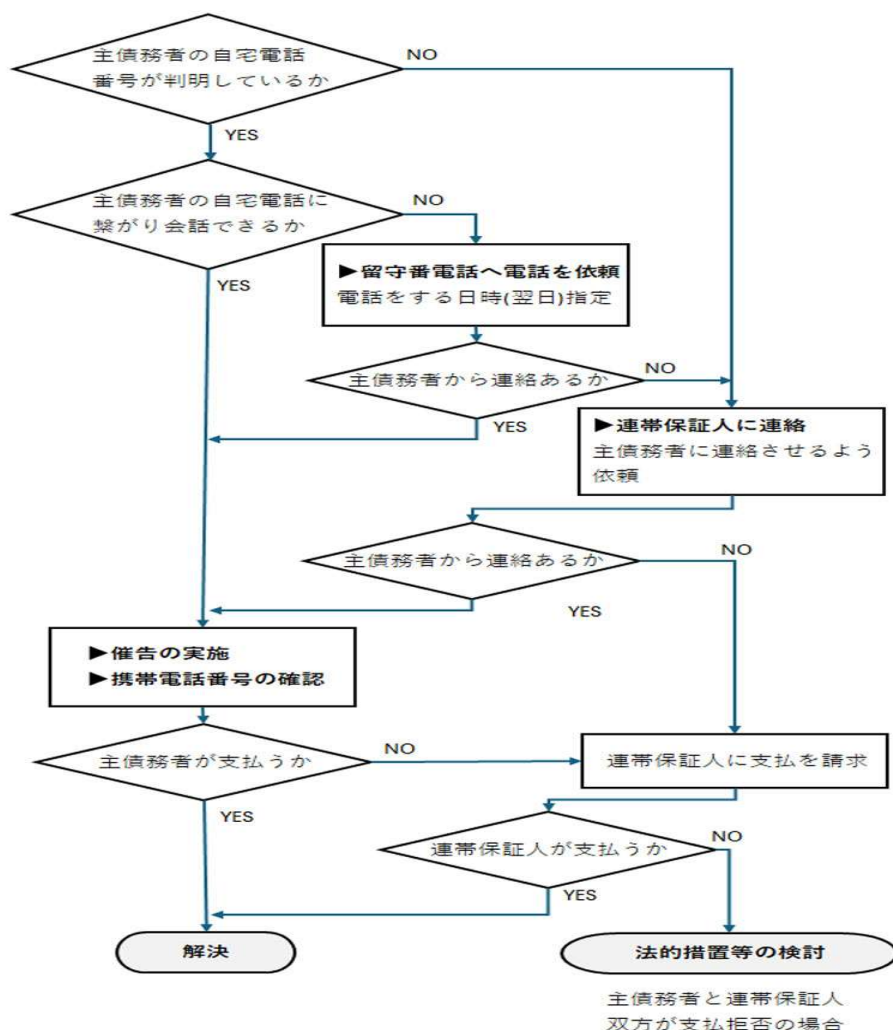
京都府会計規則第 46 条及び運用通知第 46 条関係の規定により、原則 20 日以内（法定期限のあるものについてはその期限、法定期限のないものにつ

いては滞納者の納付状況、連休、年末年始等を考慮しても遅くとも1か月以内)に督促状を書面にて発付しなければならない。これにより時効の更新の効果が認められる。また、時効の更新は、延滞金等の徴収、滞納処分、訴訟提起等の前提条件にもなっている。さらに、滞納者ごとに収納、督促、催告、折衝、処分等に係る状況を滞納整理票に日付も含めて記載し、折衝内容を具体的に記載する必要がある。

②未収債権の発生後、初期段階以降

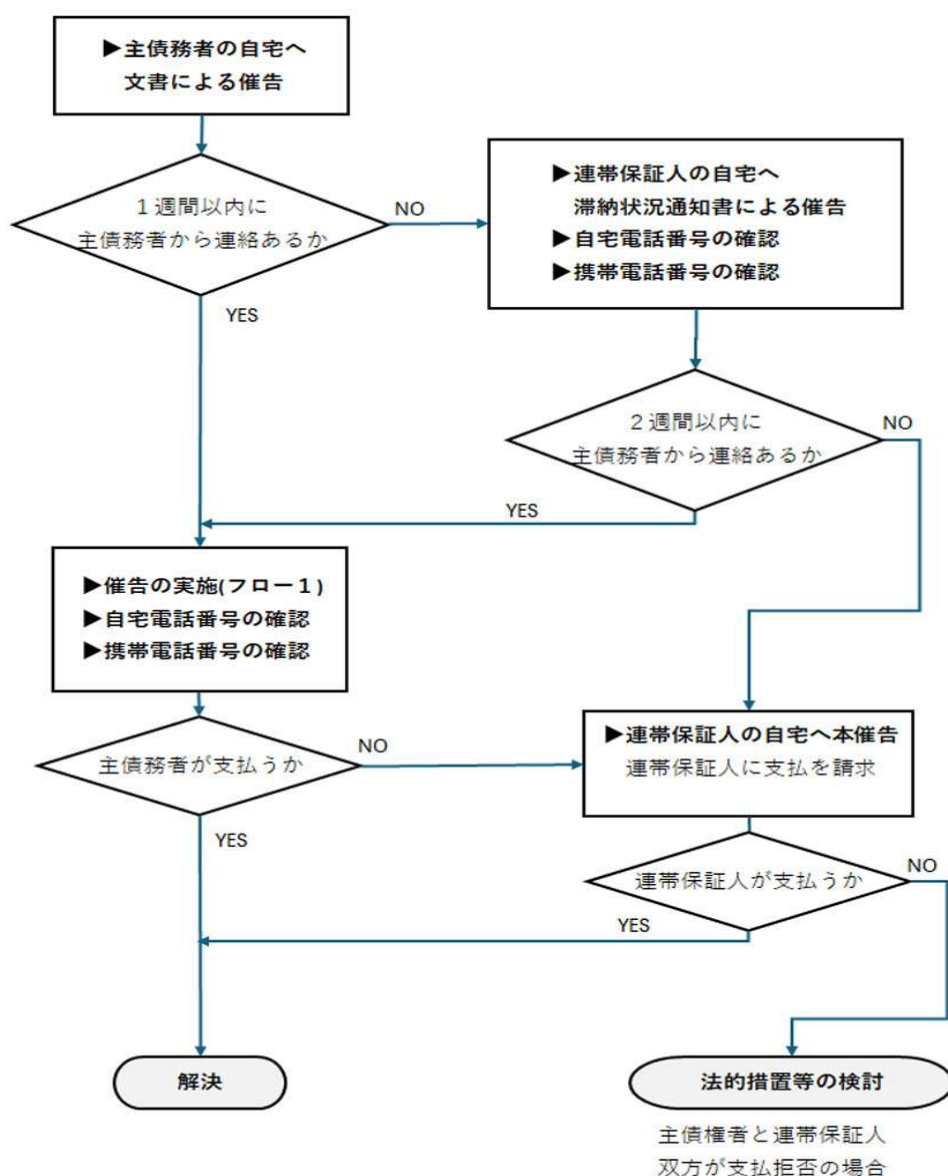
催告の基本は、滞納者との折衝となる。そこで、初期催告のフローは以下のとおりである。

(図表5) 債権回収フロー手続(主債務者等の電話番号が判明している場合)



(出典：京都府「会計事務の手引き 第3 債権管理 P16」監査人一部編集)

(図表 6) 債権回収フロー手続(主債務者等の電話番号が不明の場合)



(出典：京都府「会計事務の手引き 第3 債権管理 P17」監査人一部編集)

電話による催告や対面による相談により、債務者が無資力又はこれに近い状態である等の一定の要件(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の6第1項第1号～第5号)に該当すれば、多くの私債権について債務の全額又は一部の履行期限を延期する特約の締結をさせることとなる。履行延期の特約をした場合、元の調定を取り消す(京都府会計規則第223条第2項)。当該債権は、統合財務システム上、延長後の納期限が当分の間到来し

ないにもかかわらず未収債権として表示される（長期間延期する場合は、決算に未収金として計上される。）ことから、調定を取り消すことによって、未収金として取り扱わないようにしている。

**【意見 18】 履行期限が延期された未収金の管理方法**

私債権について債権の全額又は一部の履行期限を延期した債権は、統合財務システム上、未収金として取り扱われないように、減額調定（京都府会計規則第 223 条第 2 項）することにより元の調定額を取り消し、調定額を 0 円とする処理が実施される。その後の履行期限が延期された未収金は、各事業所管課において滞納整理票によって管理することとなっているため、京都府として履行期限が延期された未収金の全体を把握することは困難な状況である。履行期限が延期された未収金は、今後未収となるリスクが高いとも考えられるため、そのような未収金の全体像の把握や未収となることを防ぐ取組の実施等の検討が望ましいと考える。

i) 滞納者への対応と案件の分類

滞納者の収入状況や資力調査を行い、納付方法について相談する。一括返済であれば問題ないが、一括返済が困難である場合は、分割返済についても検討し返済計画を作成する。しかし、一括返済等を拒む場合には、悪質な滞納案件か一括返済が困難な案件、返済困難案件又は時効完成案件に区分して対応する。返済困難案件の場合、債務者が無資力又はこれに近い状態に当たるため履行延期の特約又は処分をした債権（地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項第 1 号）について、履行期限から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済できる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金を免除することができる（地方自治法施行令第 171 条の 7 第 1 項）。また、法人である債務者の事業停止や債務者の所在が不明の場合で、差押え可能財産が強制執行の費用を超えない、又は債権金額が少額につき取立費用に満たないといった一定の条件下で徴収停止をすることができる（地方自治法施行令第 171 条の 5）。

時効完成案件の場合、催告による一括返済、分割返済及び債務承認を拒否する者に対しては、時効の援用の意思確認を行う。

#### ii) 最終催告状の送付

悪質な滞納案件のうち、法的措置（原則、支払督促）が必要なものについては、その実施前に催告事実の証明、時効の完成猶予や時効更新の担保、債務者に対する心理的効果などがある最終催告を内容証明で送付することが望ましい。

#### iii) 支払督促

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第382条から第396条までに規定されている支払督促は、金銭の支払いを目的とする債権がある場合に債権者の申立てに基づいて、裁判所書記官が書面審査を行った上で督促を発する略式の手続である。

### (3) 債権管理に付随する事項

#### ① 延滞金等の計算

延滞金等の徴収に関して、平成23年7月に、私債権も含め、具体的な計算方法が京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号。以下「延滞金等徴収条例」という。）により以下のとおり規定されている。

	要件等	根拠	利率、計算式
延滞金	<ul style="list-style-type: none"><li>元本が公債権（地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入）であること。</li><li>納期限までに納付しない者に対し、督促を行っていること。</li></ul>	延滞金等徴収条例	年 10.75%（税法準拠債権）、14.5%（河川占用料）、法定利率（税法非準拠債権） ※ 元本 × 10.75% × 延

			滞日数/365
遅延利息	<ul style="list-style-type: none"> <li>元本が私債権(地方自治法第231条の3第1項に規定するもの以外の歳入)であること。</li> <li>履行期限を超えて納付があったこと。</li> </ul>	法令又は契約	契約利率、法定利率 ※

※法定利率：(民法3%) (令和2年3月31日までに発生した債権では、民事債権5%、商事債権6%)

(出典：京都府「会計事務の手引き 第3債権管理」P35抜粋)

延滞金等徴収条例における基本的な考えは、以下のとおりである。

	内容	対象債権
① 延滞金等の徴収	納期限の翌日から納付又は財産差押えの日までの日数及び割合を乗じて得た金額の延滞金等を徴収	府税及び駐車車両放置違反金以外の債権
② 教育、療養、社会福祉等の目的の歳入の不徴収	規則で定める歳入については、延滞金等をそもそも徴収しない。	授業料、病院債権、福祉関係法律による負担金の一部
③ 利率	流水占用料等・・・・・・・・・・14.5%	流水占用料等
	他の税法準拠債権・・・・・・・・10.75%	道路占用料等
	債務者と合意のある債権・・・合意利率 債務者と合意のない債権・・・民事債権3% (令和2年3月31日までに発生した債権では、民事債権5%、商事債権6%)	税法非準拠公債権及び私債権

④ う る う 年 の年割日数	利率等の表示の年利建て移行に関する法律（昭和45年法律第13号）第25条の適用を受ける債権・・・・・・・・・・365日	流水占用料等、母子父子寡婦福祉資金貸付金等
	上記以外の税法準拠債権・・・・・・・・365日	不法投棄行政代執行費用等
	債務者と合意のある債権・・・・・・・・365日	看護師等修学資金等
	債務者と合意のない債権・・・・・・・・366日	児童扶養手当過払返還金等
⑤ 延滞金等の端数の放棄	延滞金の計算の基礎となる債権の額に1,000円未満の端数があるとき又はその債権の全額が2,000円未満であるときは、その端数の額又はその全額に係る延滞金等は、徴収しない。	法律の規定上、端数処理計算が困難な母子父子寡婦福祉資金貸付返還金、農業改良
	上記端数処理後の延滞金等の全額が1,000円未満である場合はその全額、1,000円以上の場合でも、100円未満の端数は、徴収しない。	資金貸付金等以外の債権
⑥ 災害等の減免	災害その他やむを得ないものとして規則で定める場合に該当するときは、延滞金等を減免することができる。	農業改良資金貸付金等、法律で別の定めのある債権以外の債権

（出典：京都府「債権管理手引き 第3債権管理」P35～P36 抜粋 監査人一部編集）

②延滞金等を徴収しない債権

延滞金等の徴収は、原則、歳入の金額に納期限の翌日から納付又は財産差

押えの日までの日数及び割合を乗じて得た金額の延滞金等を徴収する。ただし、教育、療養、社会福祉等の目的で府の行う事業に関する府の歳入で、京都府延滞金等の徴収に関する条例施行規則（平成 23 年京都府規則第 30 号）で定める以下の規定に該当するものについては、延滞金等を徴収しない。

- ・児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 56 条第 2 項及び第 5 項の規定により徴収する費用
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 31 条の規定により徴収する費用
- ・生活保護法第 77 条第 1 項の規定により徴収する費用
- ・麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 59 条の 4 の規定により徴収する費用
- ・京都府立学校授業料等徴収条例(昭和 23 年京都府条例第 12 号)第 2 条の規定により納付される授業料
- ・京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例(昭和 24 年京都府条例第 38 号)第 2 条の規定により納付される使用料
- ・京都府立洛南寮条例（昭和 39 年京都府条例第 5 号）第 4 条第 4 項の規定により納付される使用料
- ・京都府立桃山学園条例（昭和 39 年京都府条例第 11 号）第 4 条第 4 項の規定により納付される使用料
- ・京都府衛生検査等使用料及び手数料条例(昭和 51 年京都府条例第 39 号)第 3 条の規定により徴収する使用料
- ・京都府立心身障害者福祉センター条例（昭和 52 年京都府条例第 19 号）第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定により納付される使用料
- ・京都府立舞鶴こども療育センター条例（昭和 54 年京都府条例第 3 号）第 3 条第 4 項の規定により納付される使用料
- ・京都府精神保健福祉総合センター条例（昭和 57 年京都府条例第 16 号）第 3 条第 1 項の規定により納付される使用料
- ・京都府立視力障害者福祉センター条例（昭和 59 年京都府条例第 11 号）第

3 条第 4 項の規定により納付される使用料

- ・京都府立こども発達支援センター条例(平成 15 年京都府条例第 11 号)第 3 条第 4 項の規定により納付される使用料
- ・京都府立農業大学校条例(平成 20 年京都府条例第 6 号)第 6 条の規定により納付される授業料
- ・京都府立高等技術専門校条例(平成 21 年京都府条例第 16 号)第 6 条の規定により納付される授業料
- ・京都府立林業大学校条例(平成 23 年京都府条例第 23 号)第 7 条の規定により納付される授業料及び同条例第 13 条第 1 項の規定により納付される研修料

### ③不納欠損処分

調定した歳入に係る債権が、私債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者が時効の援用をしたときや債権管理条例第 5 条第 1 項の規定により債権を放棄したときなど、一定の要件に該当する場合は、不納欠損処分の決定をしなければならない、以下のとおり京都府会計規則第 58 条に規定されている。

第 58 条 歳入徴収者は、調定をした歳入に係る債権が次の各号のいずれかに該当する場合は、不納欠損処分の決定をし、出納機関に不納欠損処分の通知をしなければならない。この場合において、公所長は、あらかじめ知事又は教育庁若しくは警察本部長の承認を受けなければならない。

(1)次に掲げる債権の区分に応じ、それぞれに掲げるとき。

ア 消滅時効が完成した場合に時効の援用を要することなく消滅する債権 当該債権の消滅時効が完成したとき。

イ アに掲げる債権以外の債権 次のいずれかに該当するとき。

(ア) 債務者が時効の援用をしたとき。

(イ) 京都府債権の管理に関する条例(平成 23 年京都府条例第 28 号)第 5 条第 1 項の規定により債権を放棄したとき。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 171 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定により、債権及びこれに係る損害賠償金等を免除したとき。

(3) 前 2 号に掲げるものを除くほか、法令等により納入義務が消滅したとき。

（出典：「京都府会計規則」昭和 52 年 3 月 26 日 京都府規則第 6 号 一部抜粋）

## 2.2 債権管理の取組経緯

平成 21 年度の未収金総額は 100 億円を超えていたが、「債権管理プロジェクトチーム」及び「未収債権対策委員会」による部局横断的取組体制が構築され、令和 6 年度現在 53 億円まで減少した。債権管理プロジェクトチーム及び未収債権対策委員会の取組を踏まえ、未収金額が大幅に減少したことに加え、各部局で債権管理が可能となる体制が整ったことにより、未収債権対策委員会については令和 3 年度より開催を休止し、債権管理プロジェクトチームについては、令和 5 年度より会議に代え、随時の情報共有を行っており、債権管理プロジェクトとして以下の取組を継続している。

### (1) 催告強化期間を 2 月と 8 月の年 2 回設定

全庁的取組として、電話催告を中心に集中的に催告を実施し、催告実績を会計課に提出し、催告漏れの防止及び債権分類を促進している。以下、取組実績推移である。

	令和 5 年 8 月	令和 6 年 2 月	令和 6 年 8 月	令和 7 年 2 月
取組実績	52,540 千円	81,702 千円	45,029 千円	41,152 千円
	929 人	1,028 人	2,222 人	1,355 人
催告実績	10,311 人	7,611 人	10,759 人	10,353 人

※取組実績の人数は催告による返済に応じた人数、催告実績は催告した人数の合計

（出典：京都府提供資料）

なお、令和6年2月の取組実績が上がっているのは中小企業経営基盤強化資金貸付金返還金(商工)、高等学校等修学資金貸付金(教育)の催告による返済額が増加したためである。

#### (2) 債権管理研修の実施

催告強化期間前に、職員の債権管理への理解を深めた上で催告できるように研修を実施している。

#### (3) ヒアリングの実施

新しく生じた債権や件数や未収金額が大きい債権を抽出し、2月の催告強化期間の前に会計課が各部局担当者にヒアリングを実施し、状況に応じて、履行延期の特約の積極活用や時効の更新、適切な不納欠損ができるように助言している。

#### (4) 平成26年度包括外部監査以降の取組

上記の他に、債権回収に向けた主な取組として、コンビニ収納など支払窓口を多様化し、返済しやすい環境の整備促進を行っている。また、地方自治法第180条第1項に「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、専決処分にすることができる」旨の規定があり、この知事専決事項に、支払督促に係る訴えの提起及び和解を新たに指定している。

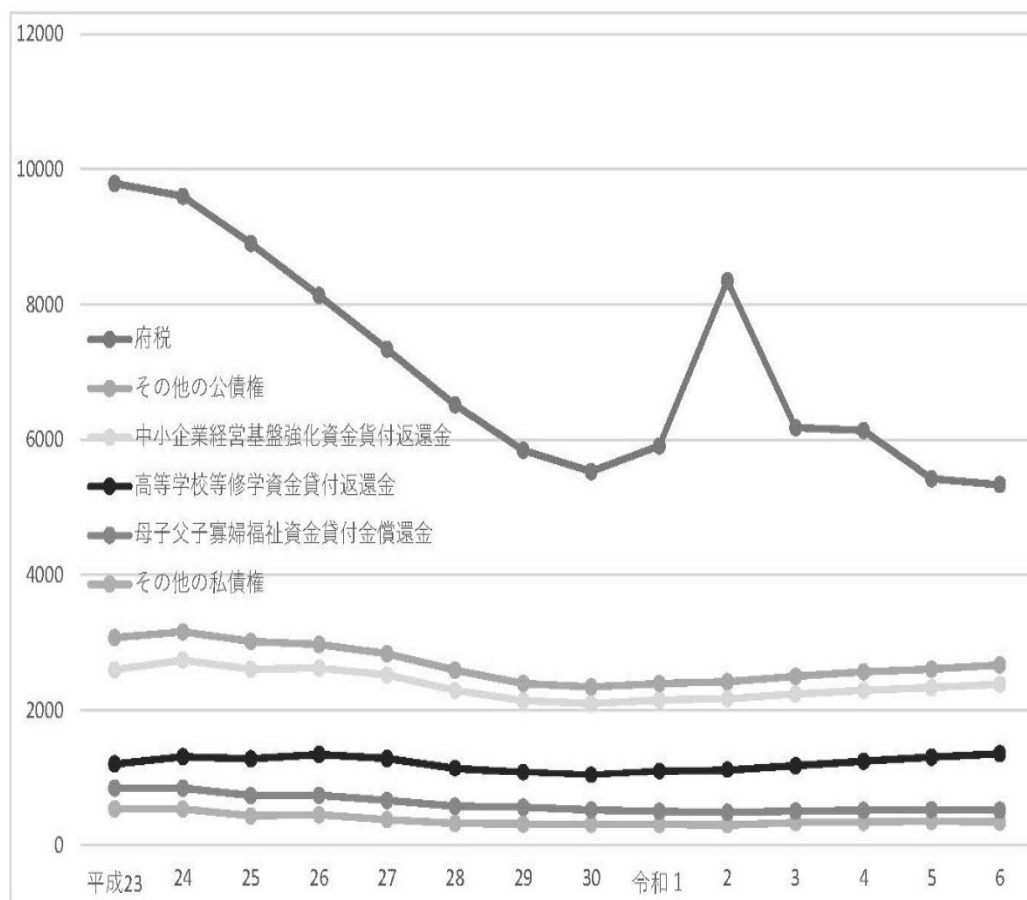
### 2.3 未収金の推移と内訳

府の未収金の推移と内訳は以下のとおりであり、コロナ禍の令和2年度を除き未収金は概ね減少傾向にある。また、中小企業経営基盤強化資金貸付返還金及び母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金は減少傾向にあるものの、高等学校等修学資金貸付返還金が増加傾向となっている。

(図表 7)

## 未収金推移

(単位：百万円)



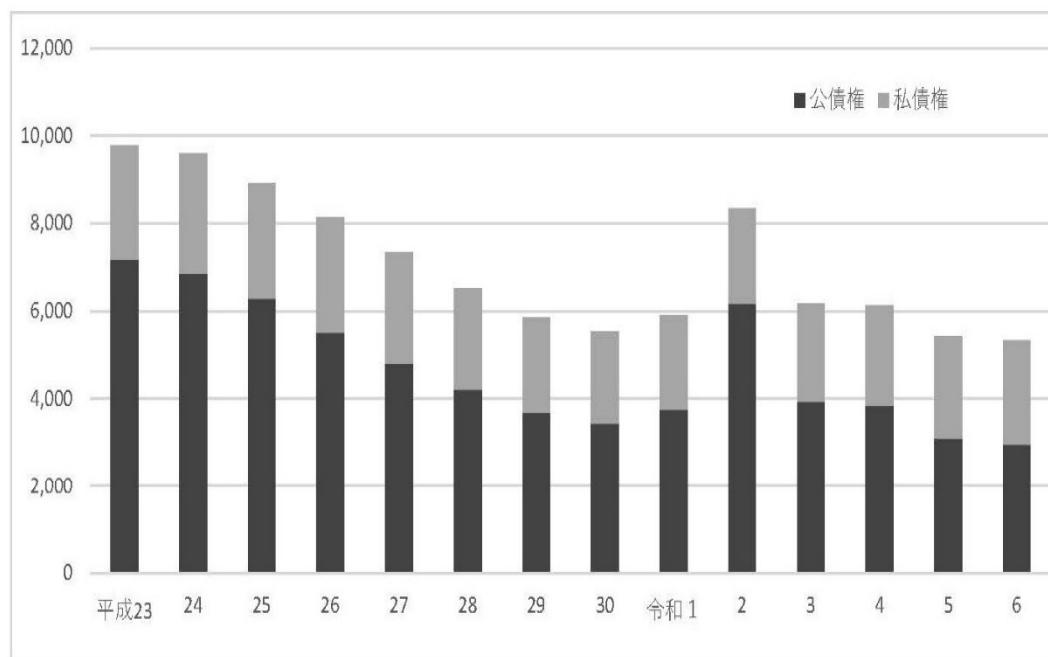
年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和1	2	3	4	5	6
府税	6,711	6,437	5,880	5,159	4,501	3,919	3,444	3,183	3,511	5,923	3,672	3,570	2,817	2,667
その他の公債権	476	418	410	351	314	300	254	246	244	249	265	270	274	283
中小企業経営基盤強化資金貸付返還金	1,393	1,431	1,324	1,273	1,232	1,156	1,061	1,060	1,059	1,057	1,056	1,047	1,027	1,024
高等学校等修学資金貸付返還金	367	475	557	620	635	569	530	526	601	637	682	741	789	852
母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金	311	307	298	288	280	254	245	206	193	184	174	171	169	171
その他の私債権	529	531	431	442	375	317	309	309	302	296	327	338	350	339
計	9,787	9,599	8,900	8,133	7,337	6,515	5,843	5,530	5,910	8,346	6,176	6,137	5,426	5,336

(出典：京都府提供資料)

(図表 8)

## 未収金の内訳

(単位：百万円)



年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和1	2	3	4	5	6
公債権	7,187	6,855	6,290	5,510	4,815	4,219	3,698	3,429	3,755	6,172	3,937	3,840	3,091	2,950
私債権	2,600	2,744	2,610	2,623	2,522	2,296	2,145	2,101	2,155	2,174	2,239	2,297	2,335	2,386
計	9,787	9,599	8,900	8,133	7,337	6,515	5,843	5,530	5,910	8,346	6,176	6,137	5,426	5,336

(出典：京都府提供資料)

公債権の未収金については、自治体に差し押さえなどの法的な自力執行権があること、時効に関し援用が不要であることも一因であるとは推察されるが、過年度から納付・収納の多様化その他の取組により一定の効果が認められる。

一方、私債権は、平成24年度をピークに平成30年度まで減少傾向であることがわかる。しかし、令和元年度から高等学校等修学資金貸付金等をはじめ未収金の減少が認められず、過年度と比較しても公債権ほどの未収金の減少は認められない。公債権と異なり、法的に自力執行権がないことに加え、時効到来後に債務者への援用の意思確認が必要であることが要因として考えられる。また、時効に関し、債務者の援用の意思確認を要することは、不

納欠損処分ができないなど、未収金の整理が進まない要因にもなっていることが監査を通して分かった。加えて、多件数かつ少額の未収金が多いことにより、整理のための事務負担の増加につながっている。

上記のとおり、滞納債権の管理業務には、相当な事務負担が生じているが、生産年齢人口の減少に伴い、職員数の維持が困難となりつつある。そのため、私債権の管理方法の効率化が、喫緊の課題と考える。府の未収となっている私債権は、教育分野や福祉分野等の延滞金の徴収の対象外となっている事業による貸付け等がその多くを占めている。貸付け時等の適正な審査の強化はもとより、未収となった際の回収に向けた早急な手続及び不納欠損処分等の処理の適切な対応を検討する必要がある。

## 2.4 未収金の状況

令和6年度末の未収金の状況は、以下のとおりである。

(図表9) 未収金の状況 (単位：円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年増減額	令和6年度不納欠損額	
公債権	府税・税法準拠債権	1 府税	3,570,313,923	2,817,310,998	2,667,401,070	△ 149,909,928	130,748,214
		2 不法投棄行政代執行費用	80,331,308	80,331,308	80,331,308	0	0
		3 放置違反金	38,441,025	32,060,610	24,762,463	△ 7,298,147	61,508
		4 道路維持費用等原因者負担金	827,526	1,067,226	902,226	△ 165,000	0
		5 延滞金・加算金	80,879,221	93,317,843	123,057,699	29,739,856	1,378,055
		6 児童福祉費負担金	10,116,402	11,646,007	12,948,846	1,302,839	1,293,218
		7 河川海岸使用料	636,680	882,450	405,680	△ 476,770	0
		府税・税法準拠債権計	3,781,546,085	3,036,616,442	2,909,809,292	△ 126,807,150	133,480,995
	税法非準拠債権	8 生活保護費過払返還金	55,906,349	51,989,411	38,624,715	△ 13,364,696	13,607,350
		9 過年度給与等過払戻入金	1,218,518	987,995	1,032,937	44,942	0
		10 児童扶養手当過払返還金	813,000	834,000	916,100	82,100	52,280
		11 福祉手当等返還金	89,760	40,000	0	△ 40,000	0
		12 授業料 全日制	49,500	49,500	0	△ 49,500	49,500
		13 過年度扶養手当返還金	0	20,423	20,423	0	0
		14 過年度雇用保険料個人負担金返還金	0	1,934	1,934	0	0
15 恩給過年度過払戻入金	6,000	0	0	0	0		

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年増減額	令和6年度不納 欠損額		
私債権	税法非準拠債権	16	中小企業経営基盤強化資金貸付返還金(特別会計)(第4章3.1)	1,046,704,514	1,027,421,531	1,024,359,654	△ 3,061,877	0	
		17	高等学校等修学資金貸付返還金(第4章3.2)	740,743,785	789,304,230	852,133,417	62,829,187	5,057,000	
		18	府営住宅使用料(第4章3.4)	190,634,616	203,614,663	205,506,087	1,891,424	8,619,157	
		19	母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金(特別会計)(第4章3.3)	171,100,160	169,317,785	170,797,825	1,480,040	666,458	
		20	府立病院未収金(病院事業会計)(第4章3.5)	37,499,860	31,680,072	17,735,330	△ 13,944,742	0	
		21	高等学校等修学資金過年度過払返還金(第4章3.2)	34,170,400	35,604,400	36,439,900	835,500	150,000	
		22	府営住宅等損害賠償金(第4章3.2)	16,883,981	20,756,340	22,033,088	1,276,748	0	
		23	国賠法に係る求償金(第4章3.6)	12,284,930	12,284,930	12,264,930	△ 20,000	0	
		その他	47,204,308	44,630,697	44,483,994	△ 146,703	1,587,270		
	税法非準拠債権	その他内訳	24	農業改良資金貸付返還金(特別会計)	9,810,000	9,260,000	8,660,000	△ 600,000	0
			25	心身障害者扶養共済制度掛金(4章3.9)	8,627,680	8,516,280	8,412,400	△ 103,880	0
			26	地域改善対策修学奨励事業等過払返還金(第4章3.7)	6,083,000	6,083,000	6,083,000	0	0
			27	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等返還金	4,068,860	590,000	0	△ 590,000	590,000
			28	緊急雇用対策事業過年度返還金	3,833,289	3,829,289	3,829,289	0	0
			29	母子家庭奨学金返還金	3,780,672	3,724,260	3,538,080	△ 186,180	97,270
			30	看護師等修学資金貸付返還金	2,588,045	3,900,750	5,007,000	1,106,250	0
			31	定時制及び通信制修学資金	2,468,560	2,347,560	1,574,000	△ 773,560	308,000
			32	高校生給付型奨学金支給事業費返還金(高等学校修学援護費過払返還金)	2,010,404	1,752,904	1,112,904	△ 640,000	592,000
			33	洛南寮入所者自己負担金	961,346	1,243,883	1,630,415	386,532	0
			34	在日外国人無年金者緊急支援給付金返還金(第4章3.8)	814,500	814,500	814,500	0	0
			35	技能修得援護資金返還金	801,220	1,113,260	932,800	△ 180,460	0
			36	心身障害者扶養共済制度保険金(第4章3.9)	585,000	585,000	585,000	0	0
			37	商店街等総合振興事業費補助金返還金	294,321	0	0	0	0
38			中小企業者等支援補助金返還金	200,000	95,100	75,100	△ 20,000	0	
39	桃山東合同宿舍使用料相当徴収金(第4章3.10)	196,411	196,411	196,411	0	0			
40	奨学のための給付金過年度過払戻入金	46,800	23,400	0	△ 23,400	0			

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年増減額	令和6年度不納 欠損額	
私 債 権	税 法 非 準 拠 債 権	そ の 他 内 訳	41 遅延利息	12,200	1,100	30,400	29,300	0
			42 通学費補助金過年度過 払戻入金(第4章3.11)	12,000	12,000	12,000	0	0
			43 ひとり親世帯臨時特別給 付金過払返還金	10,000	30,000	20,000	△ 10,000	0
			44 高等職業訓練促進給付 金過払返還金	0	60,000	40,000	△ 20,000	0
			45 地域交響プロジェクト交 付金過払返還金	0	300,000	0	△ 300,000	0
			46 奨学のための給付金過 払返還金	0	26,350	26,350	0	0
			47 中小企業者等支援補助 金返還金延滞金	0	43,700	0	△ 43,700	0
			48 建設工事紛争審査予納 金	0	8,278	8,278	0	0
			49 違約金	0	73,672	73,672	0	0
			50 きょうと子ども食堂補助金 返還金	0	0	50,000	50,000	0
			51 過年度補助金返還金(コ ロナ創生)	0	0	13,493	13,493	0
			52 ワクチン接種促進事業 交付金(個別接種促進 事業)返還金	0	0	1,514,000	1,514,000	0
			53 警察車両窓ガラス損害 賠償金	0	0	137,992	137,992	0
			54 嵐山公園等都市公園使 用料	0	0	6,910	6,910	0
			55 交通信号制御機等にか かる復旧工事費損害金	0	0	100,000	100,000	0
私債権計			2,297,226,554	2,334,614,648	2,385,754,225	51,139,577	16,079,885	
税法非準拠債権計			2,355,309,681	2,388,537,911	2,426,350,334	37,812,423	29,789,015	
全債権計			6,136,855,766	5,425,154,353	5,336,159,626	△ 88,994,727	163,270,010	

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

### 3 監査対象の個別未収金管理

未収金管理については、「第1の4.2.2」で述べたとおり、上記（図表9）の公債権及び私債権のうち、自力執行権のない私債権を中心に、金額的な重要性の視点から、令和6年度末未収金残高が1,000万円以上の未収金及び事務の執行が放置されることなく適正に実施されているかという視点から、過年度残高の増減のない未収金を対象とし、個別に検討する。なお、未収金管理に対応する担当部局ごとに記載している指摘事項及び意見について、本来府全体で対応すべき趣旨の項目を複数箇所に記載しているが、現状を踏まえてあえて担当部局ごとに記載している。

#### 3.1 中小企業経営基盤強化資金貸付返還金（特別会計）

##### 3.1.1 制度の概要

債権の名称	(1) 高度化資金貸付金 (2) 設備近代化資金貸付金
対象部局	中小企業総合支援課
制度の目的	(1) 高度化資金貸付金 中小企業者が共同で行う設備投資事業に対して、資金・アドバイスの両面から、国と都道府県が一体となって支援する。国が都道府県に実質的な無利子貸付けを行い、都道府県を通じて間接的に中小企業への貸付けを行う事業が制度化された。 (2) 設備近代化資金貸付金 戦後、各都道府県の施策として、中小企業の老朽化設備の近代化を促進するため、国が都道府県に実質的な無利子貸付けを行い、都道府県を通じて間接的に中小企業への貸付けを行う事業が制度化された。
根拠法令等	京都府中小企業高度化資金の貸付け等に関する規則

	(平成 12 年京都府規則第 26 号) 高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則
制度開始年月日	昭和 29 年度
債権の種類	私債権 (貸付金)
貸付先 (債務者)	(1) 高度化資金貸付金 事業協同組合、商店街振興組合等 (2) 設備近代化資金貸付金 中小企業近代化促進法で規定された中小企業者
貸付期間	(1) 高度化資金貸付金 20 年以内 (据置期間 3 年以内) (2) 設備近代化資金貸付金 原則 5 年以内
延滞金等の有無	違約金 有 (年 10.75%)
備考	現在は新規貸付休止中

### 3.1.2 制度の経緯

#### (1) 高度化資金貸付金

中小企業者が共同で行う設備投資事業に対して、資金・アドバイスの両面から、国と都道府県が一体となって支援する制度として創設され、主に工場団地や卸団地を建設する集団化事業、商店街を街ぐるみで改造して街全体の活性化を図る集積区域整備事業を対象に貸付けが行われた。

しかし、京都府では、要望から融資実行までに 1 年～2 年の時間を要すること、民間金融機関等の貸付金の低金利化が進む中で、高度化資金の優位性が相対的に低くなったことなどの理由により、平成 11 年度以降から新規の貸付け (対象者への直接貸付け) を休止して、制度融資等の充実を図っている (国⇒事業者は現在も貸付け継続中)。

## (2) 設備近代化資金貸付金

戦後、各都道府県の施策として、中小企業の老朽化設備の近代化の促進を推進していたが、これを更に積極的に実施するため、昭和 29 年度から、国が都道府県に実質的な無利子貸付けを行い、都道府県を通じて間接的に中小企業への貸付けを行う事業として制度化された。

昭和 38 年度に中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）が制定されるとともに、生産性の向上を図るため、同年に実体法として中小企業近代化促進法（昭和 38 年法律第 64 号）が制定された。

同法に基づき、必要資金の半分を国が無利子で都道府県に貸し付けることにより、都道府県が事業者に対する貸付けを実施してきた。京都府としては平成 26 年度まで制度として行い、現在は新規貸付けを休止している。

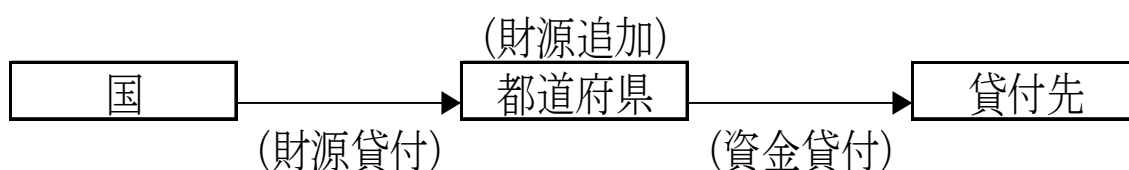
その後、平成 27 年度から一部都道府県からの要望もあり、平成 27 年度～令和 2 年度にかけて、国と都道府県が協調して必要な資金の貸付けを実施する「小規模企業者等ビジネス創造設備貸与事業」が行われた。公益財団法人京都産業 21（以下「京都産業 21」という。）が実施主体となって、国とともに、創業又は経営革新に必要な設備を導入する事業者に資金の貸付けを行っている。

なお、昭和 41 年度に国から設備貸与事業額の 10%～45%を損失補償するように通知があったことに鑑み、府では京都産業 21 の受ける損失について当該年度の 10%に相当する金額の範囲内で補償する契約を締結しているが、現在までの間に損失補償を行った実績はない。

### 3.1.3 制度の仕組みと債権の内容等

#### (1) 高度化資金貸付金

現在は、新規貸付けを休止している。



### ①貸付対象

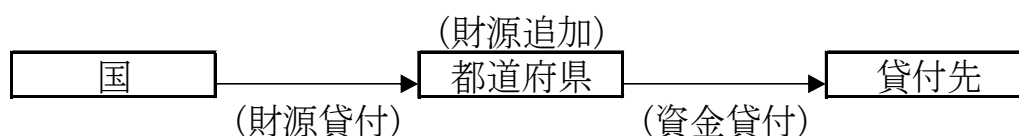
- i) 対象者：事業協同組合、商店街振興組合等
- ii) 対象施設：土地、建物、構築物、設備

### ②貸付条件

- i) 金利：無利子～年 1.0%（令和 7 年度貸付分）
- ii) 償還期限：20 年以内（据置期間 3 年以内）
- iii) 貸付割合：80%（一部 90%）
- iv) 担保・保証人：各都道府県の規定により徴収

## (2) 設備近代化資金貸付金

現在は、新規貸付けを休止している。



### ①貸付対象

- i) 対象者：創業又は経営革新に必要な設備を導入する小規模企業者等
- ii) 対象設備：通商産業大臣（現経済産業大臣）が指定する設備に原則限定

### ②貸付条件

- i) 金利：無利子
- ii) 償還期限：原則 5 年以内
- iii) 貸付割合：原則 1/2
- iv) 担保・保証人：都道府県の運用により必要に応じ徴収

## 3.1.4 債権の発生と回収手続

### (1) 債権の発生・回収推移

債権の回収推移は以下のとおりである。

(図表 中企-1)

## 債権の回収推移

(単位：円)

区分	未収先	未収原因	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高度化資金貸付金	協同組合A	破産	0	0	0	1,955,876
高度化資金貸付金	協同組合B	破産	1,104,269	9,329,294	19,197,983	1,041,001
高度化資金貸付金	有限会社C	営業不振	0	0	0	0
高度化資金貸付金	個人D	営業不振	60,000	60,000	60,000	55,000
高度化資金貸付金回収額			1,164,269	9,389,294	19,257,983	3,051,877
設備近代化資金貸付金	個人E	廃業	20,000	20,000	10,000	10,000
設備近代化資金貸付金回収額			20,000	20,000	10,000	10,000
過年度未収金回収合計			1,184,269	9,409,294	19,267,983	3,061,877

(出典：京都府提供資料)

例えば、上図における協同組合Aの令和6年度1,955,876円は、令和6年4月～令和7年3月までの1年間に回収された金額を示している。

## (2) 債権の回収手続と状況

督促状の発送や状況に応じた競売等の法的措置など、回収の強化に努めている。令和3年度～令和4年度には、一部の未収金について、貸金返還請求訴訟を提起している。

## 3.1.5 債権の管理

## (1) 収入未済額の推移

収入未済額の推移は以下のとおりである。

(図表 中企-2)

## 収入未済額の推移表

(単位：円)

区分	未収先	未収原因	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高度化資金貸付金	協同組合A	破産	833,843,130	833,843,130	833,843,130	833,843,130	831,887,254
高度化資金貸付金	協同組合B	破産	177,633,772	176,529,503	167,200,209	148,002,226	146,961,225
高度化資金貸付金	有限会社C	営業不振	36,701,600	36,701,600	36,701,600	36,701,600	36,701,600
高度化資金貸付金	個人D	営業不振	6,954,575	6,894,575	6,834,575	6,774,575	6,719,575
高度化資金貸付金合計			1,055,133,077	1,053,968,808	1,044,579,514	1,025,321,531	1,022,269,654
設備近代化資金貸付金	個人E	廃業	2,150,000	2,130,000	2,110,000	2,100,000	2,090,000
設備近代化資金貸付金合計			2,150,000	2,130,000	2,110,000	2,100,000	2,090,000
過年度未収金合計			1,057,283,077	1,056,098,808	1,046,689,514	1,027,421,531	1,024,359,654

(出典：京都府提供資料)

個人 D は元金を全額返済済みであり、確定した違約金を収入未済額として計上している。

収入未済額は(図表 中企-1)の債権回収額を差し引いた後の金額である。例えば、協同組合 A の令和 6 年度の未収金残高 831,887,254 円は、令和 5 年度の未収金残高 833,843,130 円と令和 6 年度債権回収額 1,955,876 円の差額となる。

## (2) 収入未済額の発生別年度

新規に収入未済額は発生していない。

## (3) 長期滞留債権に対する府の回収対応状況(委託を含む。)

### ① 高度化資金貸付金(協同組合 A) 831,887,254 円

平成 3 年度に行われた 4 口に渡る貸付けであり、総額 1,192,180,000 円である。償還期限到来時において約定通り返済があった年度もあったが、事業が計画通り進まず返済が滞った。

府としては、平成 24 年 2 月に担保不動産の競売申立て等を行って平成 25 年 6 月に回収をし、また同年 12 月及び平成 28 年 1 月に協同組合 A 及び連帯保証人に対して動産執行・債権執行・強制競売等を行い、さらに回収に努めた。令和 3 年 12 月には京都地方裁判所において貸金返還請求訴訟を提起し、協同組合 A 及び 3 名の連帯保証人のうち 2 名に対して、令和 4 年 5 月に府が全面勝訴になったものの、協同組合 A は令和 4 年 11 月に破産手続廃止決定が確定したため債権管理を終了しており、連帯保証人 2 名に対して債権管理は継続しているが、回収は困難な状況となっている。

また、残る連帯保証人 1 名に対しても、令和 5 年 10 月に府が全面勝訴になったが、被告から控訴の提起があり、令和 6 年 10 月に京都府議会定例会において、保証債務不履行請求控訴事件に係る和解の議決の可決を受け、和解が成立し、和解金の回収ができた。

②高度化資金貸付金（協同組合 B） 146,961,225 円

平成 7 年に行われた 1 口の貸付けであり、貸付額は 542,100,000 円である。平成 15 年から事業が計画通りの実績があがらず、毎年の返済の条件変更を行い返済が行われていたが、平成 22 年 6 月に業績悪化に伴い、協同組合 B が破産手続を開始した。

府としては、平成 23 年 1 月に担保不動産の任意売却処分を行ったが、平成 24 年 9 月に協同組合 B の破産手続廃止の決定が確定し、これ以降は連帯保証人に対して債権回収を実行している。平成 26 年に連帯保証人に対して動産執行・債権執行を行い、回収に努めた。令和 3 年 12 月には京都地方裁判所において連帯保証人に対して貸金返還請求訴訟を提起し、令和 4 年 3 月に裁判官より和解するよう指示があった。これに基づき、京都府議会定例会において、令和 4 年 10 月及び令和 5 年 12 月にそれぞれ連帯保証人に対する貸金返還請求事件に係る和解の議案が可決し、最終的に令和 6 年 1 月に全ての連帯保証人との和解が成立した。

現在も回収が行われているが、全ての返済は困難な状況である。

③高度化資金貸付金（有限会社 C） 36,701,600 円

平成 10 年度に行われた 1 口の貸付けであり、貸付額は 68,000,000 円である。平成 16 年から事業が計画通りの実績があがらず、延滞が発生していたため、平成 24 年 7 月に全額償還請求を行い、同年 9 月に担保不動産の競売を申し立て、また同年 11 月に有限会社 C 及び連帯保証人に対して動産執行・債権執行・強制競売等を行って貸付金の回収に努めた。

その後、令和 3 年 10 月に当該貸付金回収に関する業務を弁護士に権限委譲し、令和 4 年度に訴訟提起するよう助言を受け、同年 12 月に京都地方裁判所へ貸金返還請求訴訟の提起を行い、令和 5 年 5 月に全面勝訴となった。

ただ、ここ 5 年間は回収までに至っていない。

④高度化資金貸付金（個人 D） 6,719,575 円

平成 8 年度に行われた 1 口の貸付けであり、貸付額は 34,000,000 円である。平成 15 年から延滞が発生していたが、平成 18 年 12 月に主債務者が死亡し、平成 22 年 8 月に親族が主債務を引き受けたあと、連帯保証人でもあるその他の親族により平成 28 年 9 月に貸付金元金残額の全額返済を受けた。現在は、違約金を年間約 60,000 円返済中である。

⑤ 設備近代化資金貸付金（個人 E） 2,090,000 円

昭和 49 年度に行われた 1 口の貸付けであり、貸付額は 4,230,000 円である。昭和 51 年度より延滞が発生し、昭和 58 年度に担保動産の任意売却を行っている。現在は、主債務者である個人 E が年間 10,000～20,000 円を返済中である。

(4) 債権についての管理状況(情報システム管理状況も含む。)

中小企業総合支援課が回収管理しており、また違約金も算定している。

ただし、違約金は貸付金の元本返済が終了しないと確定しないため、確定しているのは、個人 D に対する違約金のみである。

### 3.1.6 不納欠損処分

#### (1) 不納欠損処分の推移

本報告書の監査対象期間内においては、高度化資金貸付金、設備近代化資金貸付金とも不納欠損処分は実施していない。

#### (2) 不納欠損処分の対応及びその状況

貸付金のうち、府が債権放棄等を行った場合は、京都府会計規則に基づき、不納欠損処分をしなければならない。しかし、現在、時効完成まで期限が先にあると同時に、少額の回収があるため、不納欠損処分には至っていない。

### 3.1.7 平成 26 年度包括外部監査報告書フォロー

#### (1)回収不能な未収金の処理（指摘事項）

当時全く回収が進んでいない未収金が 82,933 千円(30 件)存在しており、府として適正に回収不能と認定し不納欠損処分をしたとしても、当該貸付金の財源の 1/2 が国庫に帰属するもので、国への当該債権の返還義務（不納欠損処分の 1/2）が発生するため、府は不納欠損処分を行うことに対して慎重になっていたが、解決に向けて、他の都道府県との連名で国への返還義務免除の要望書を提出した。

その後、国は都道府県の要望に応じる形で、平成 27 年度から不納欠損処分等の法令及び条例に基づき適切な処理をした債権について、返還義務を免除することを決定した。

これを受け、府では平成 27 年度～平成 29 年度にかけ、不納欠損処分を実施して国へ届出を行ったことで、上記の未収状態を解消した。

#### (2)不納欠損処分について（指摘事項）

当時既に倒産しており交渉自体が途絶えて連絡が取れていない債権が 4 件（3 貸付先）あった。

これについても、上記(1)と同様に、平成 29 年度に全て不納欠損処分を行っている。

#### (3)京都産業 21 との損失補償契約について（意見）

設備貸与資金について、府と京都産業 21 の間で損失補償契約を締結しており、平成 25 年の損失補償契約では最大 1 億円を補償することになっており、府が負担する補償額を抑制すべきとの意見があった。

現時点でもその契約は続いており、損失補償額は設備貸与事業額の京都産業 21 が受ける損失について当該年度の 10%に相当する金額の範囲内としている。

#### (4)債権の管理区分（意見）

債権の回収が通常の返済通りに行われていない場合、正常債権ではなく、要注意先として正常債権と区別して管理してはどうかとの意見であった。

現時点では、正常債権・条件変更債権・未収金（個別管理している債権）として、区分管理されている。

なお、未収金（個別管理している債権）として認識しているのは上記の協同組合 A、協同組合 B、有限会社 C、個人 D、個人 E である。

#### 3.1.8 監査の結果・課題等

##### 【意見 19】長期滞留債権の回収率の向上

A～E に関して、令和 6 年度末時点での貸付金額に対する元金回収割合は以下のとおりである。

（単位：円）

未収先	協同組合 A	協同組合 B	有限会社 C
貸付金額	1,192,180,000	542,100,000	68,000,000
元金回収額	360,292,746	395,138,775	31,298,400
元金回収割合	30.2%	72.9%	46.0%

未収先	個人 D	個人 E	合計
貸付金額	34,000,000	4,230,000	1,840,510,000
元金回収額	34,000,000	2,140,000	822,869,921
元金回収割合	100.0%	50.6%	44.7%

表のとおり、令和 6 年度末時点で回収割合は 50%を下回っている。府としては、裁判所に対して連帯保証人も対象とした上で訴訟を提起し、動産執行・債権執行・強制競売等を行って、回収に努めている。その結果、回収できている債権もあるが、依然として全額回収が厳しい状況にある。

今後でもできる限りの回収に努め、A～E の未収金については、個別に状況

確認を進め回収率を高めていただきたい。

【意見 20】 約定返済の履行確認

A～E 以外に、元の調定額を 0 円と減額調定するため未収金に該当しないが、組合 F に対する条件変更債権 271,453,000 円がある。経緯は以下のとおりである。

設備過剰による生産の不安定を解消し需給バランスを維持するため、産地組合が組合員から絹織物用織機などの不要設備を買い上げ、かつ、廃棄する事業に対して、その経費を高度化資金貸付金で賄う設備共同廃棄事業として、組合 F に資金を貸し付けた。

償還期間は 16 年として、昭和 63 年 4 月に 306,199,000 円の貸付けを行い、組合 F は貸付金の一部で金融債（現在は預金）を取得し、その運用益で借入金の償還を計画していたところ、運用利率の低下により、償還原資が不足して当初の約定通りの償還ができなくなったため、返済猶予・最終償還期限の延長を繰り返して現在に至っている。

組合 F の財務内容等を改めて調査の上、令和 6 年 6 月に令和 9 年 6 月を最終入金日とする貸借契約の変更契約を締結している。今後についても、変更契約どおりの入金があることを確認し、早期回収に努めていただきたい。

### 3.2 高等学校等修学資金（貸付・過年度過払）返還金

#### 3.2.1 制度の概要

債権の名称	高等学校等修学資金貸付返還金 高等学校等修学資金過年度過払返還金
対象部局	高校教育課
制度の目的	勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学金・修学支度金の貸与（貸付）

	又は金融機関からの融資（借入）について、利子の補助を行う。
根拠法令等	京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成 14 年京都府条例第 34 号） 京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則（平成 14 年京都府規則第 31 号） 京都府高等学校等修学資金貸与実施要項
制度開始年月日	平成 14 年 4 月 1 日
債権の種類	私債権（貸付金・未収金）
貸付先（債務者）	高等学校等の生徒
貸付期間	貸与期間終了の 6 か月経過後から 20 年（修学支度金は 7 年）以内
延滞金等の有無	有
備考	—

### 3.2.2 制度の経緯

この制度は、勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学金・修学支度金の貸与（貸付）又は金融機関からの融資（借入）について、利子の補助を行う制度である。

そもそも、府は、文部科学省が地域改善対策修学奨励金事業を廃止後に創設した一般対策事業補助金を活用して、平成 14 年度に府独自の制度として「京都府高等学校等修学資金貸与制度」を創設した。この制度は、府のセーフティーネット事業の一環であり、成績要件・人数制限は設定されなかった。

その後、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）の設立に伴い、日本育英会が廃止され、平成 17 年度に高校生対象の「日本育英会奨学金」が各都道府県に移管されたことにより、平成 14 年度に創設した府独自の制度と統合することで、現行の制度となった。なお、日本育英会の制度には、成績要件・人数制限が設定されていた。

一方で、本制度創設以降、高等学校等の教育を取り巻く環境は、国の深刻な課題である少子化に関連して変化しており、負担軽減・支援の充実が図られている。

まず、国の関連としては、平成 22 年度に高等学校等修学支援金交付制度（いわゆる「高校無償化」）が創設されて以降、何度かの見直しが行われ、令和 8 年度からは収入要件を撤廃し、私立加算額を 45.7 万円に引き上げることが予定されている。

なお、高等学校等修学支援金交付制度（いわゆる「高校無償化」）の主な動向は、次のとおりである。

<平成 22 年度>

公立高等学校については授業料の無償化、私立高等学校の生徒については就学支援金制度が創設された。

なお、所得制限は設けられず、全生徒が対象とされた（私立に通う生徒は年収目安 350 万円未満の場合支給額加算）。

<平成 26 年度>

制度創設後も、低所得世帯における授業料以外の教育負担の大きさ、公私間の教育費格差等の課題から、所得制限（基準額：910 万円）を導入して、以下のとおり制度の見直しを行った。

- ①私立の生徒への就学支援金の加算（支給上限額 29.7 万円：年収 270 万円未満世帯の場合）の拡充
- ②低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減のための「高校生等奨学給付金」制度の創設

<令和 2 年度>

令和 2 年 4 月から、高等学校等就学支援金の支給上限額を 39.6 万円へ引き上げるにより、年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校

授業料の実質無償化が実現された。

<令和7年度>

令和8年度から収入要件の撤廃に対する先行措置として、高等学校等修学支援金制度で所得制限を受けている年収910万円以上世帯の高校生等を対象に、国公私立共通の基準額である11.88万円を支給される。

<令和8年度（予定）>

収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円へ引き上げる予定である。

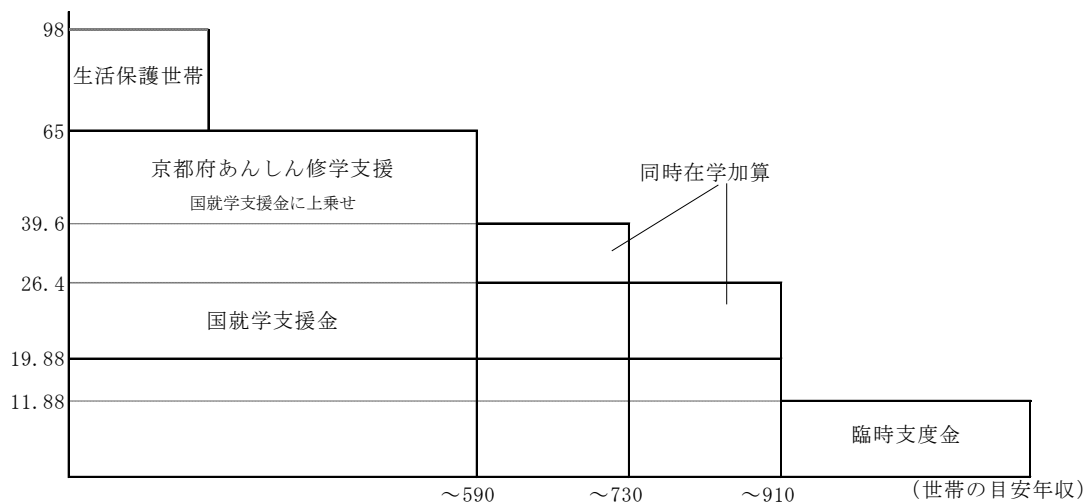
次に、府では国が実施する「高等学校等修学支援金」に上乗せする制度として、「私立高等学校あんしん修学支援事業」という制度を設けている。

この制度を利用すれば、国の制度で私立高校等の加算対象となっている年収590万円未満の世帯に対しては、更なる上乗せが行われるとともに、加算対象外となっている年収590万円～910万円未満の世帯にも補助金が支払われる制度になっている。

これらの状況について、令和7年度における状況を図表にまとめたのが（図表 高校-1）である。

（図表 高校-1） 令和7年度における授業料補助制度の概要（単位：万円）

（年間支給上限額）



（出典：京都府提供資料 監査人一部編集）

(図表 高校-1)によると、生活保護世帯においては98万円、それ以外の年収590万円未満の世帯でも65万円の支援が受けられる状況になっている。また、(図表 高校-1)における制度は、あくまでも支給(給付)であり、返還の義務はない。よって、そもそも高等学校等修学資金貸付返還金の制度が発足した平成14年度の状況とは大きく異なり、少なくとも授業料に関しては、大きく状況は好転し、高等学校等の修学(就学)に関する負担は軽減されていることが理解できる。

さらに、高校生に向けた様々な制度が設けられており、府のHPに掲出されている制度は次のとおりである。

<高等学校等入学準備のために>

- ・生活保護法による「生業扶助(高等学校等就学費)」【支給】
- ・高校生給付型奨学金【支給】
- ・ひとり親家庭奨学金等(入学支度金)【支給】
- ・生活福祉資金貸付金「教育支援資金」【無利子貸付】
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」「就学支度資金」【無利子貸付】
- ・福祉系高校修学資金【無利子貸付】
- ・高校生等修学支援事業(修学金)【無利子貸付又は利子補給】
- ・高校生等修学支援事業(修学支度金)【無利子貸付又は利子補給】

<高校生等のために>

- ・生活保護法による「生業扶助(高等学校等就学費)」【支給】
- ・高校生給付型奨学金【支給】
- ・奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)【支給】
- ・交通遺児奨学金等【支給】
- ・就学奨励費(特別支援学校)【支給】
- ・高等学校生徒通学費補助金【支給】
- ・定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書補助金

- ・ 定時制課程及び通信制課程修学奨励金【無利子貸付】
- ・ 公立高校就学支援金【学校に支給】
- ・ 高等学校等就学支援金【学校に支給】
- ・ 私立高等学校あんしん修学支援事業
- ・ 京都府外の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減
- ・ 私立高等学校専攻科修学支援金【学校に支給】
- ・ 生活福祉資金貸付金「教育支援資金（教育支援費）」【無利子貸付】
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金「修学資金」【無利子貸付】
- ・ 福祉系高校修学資金【無利子貸付】
- ・ 高校生等修学支援事業（修学金）【無利子貸付又は利子補給】
- ・ 高校生等修学支援事業（修学支度金）【無利子貸付又は利子補給】
- ・ 高等教育の修学支援新制度
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金【貸与】

このように、実に多種・多様なメニューが用意されている。このことは、充実されているとも評価されるが、果たして高等学校等の生徒がこれらの制度を利用しようとした際に、適切なメニューが選択できるであろうか。この点につき、所管課に質問したところ、これらの制度は担当する所管課が分散しており、全てを把握するのはかなり困難であるとの見解であった。

確かに、様々な方面から、支援を充実させてきた経過は理解できるが、同じような制度が乱立するとせつかくの制度が十分効果を発揮できず、かえって混乱を生じさせる恐れがある。ここは、縦割りの垣根を取り払って、同種・同様の制度について見直し・整合を図ることを期待したい。

さらに、これらの制度間においては、重複できない場合や、重複した際には、どちらかの制度が減額される場合がある。この点についても、適切にチェックが出来ているかについて、所管課に質問したところ、母子父子寡婦福祉資金貸付金をはじめ、定時制課程及び通信制家庭奨学奨励金、高校生給付型奨学金、交通遺児奨学金等については、各担当の所管部署と受給者リスト

を共有・突合しているが、かなりの労力を要しているとの回答であった。ただし、独立行政法人所管の制度については、府庁外のため確認作業は実施していないとの回答であり、この点については重複の確認がなされておらず、問題がある。

### 3.2.3 制度の仕組みと債権の内容等

京都府高校生等修学支援事業における修学資金は、修学金と修学支度金で構成されており、その内容は以下のとおりである。

①修学金・・・月額を単位として貸与する奨学金

②修学支度金・・・一時金として貸与する奨学金

上記の二つの修学資金で返還対象又は返納対象であるかにより、次のとおり2種類の未収金に分別される。

①貸付返還金・・・京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則等に基づき貸与され、同条例の規定による返還対象となったもの。

②過年度過払返還金・・・京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則等に基づき貸与された貸付金が、修学生の退学等に伴い、過払いとなっていることが確認されたため返納を要するものが未収のまま翌年度に繰り越されたもの。

さらに、修学金及び修学支度金は所得に応じて利用できる制度が異なり、以下のように四つの貸付制度に構成される。

(1) 高校生等修学支援事業（修学金）・・・月額を単位として貸与する奨学金

①高等学校等修学資金貸与制度

②修学支援特別融資利子補給制度

(2) 高校生等修学支援事業（修学支度金）……一時金として貸与する奨学金

③ 高等学校等修学支度資金貸与制度

④ 修学支度金特別融資利子補給制度

貸与制度は府から生徒に直接貸与される制度であり、利子補給制度は保護者が金融機関から融資を利用する制度である。貸与制度では府が生徒に直接貸与するため、滞納が発生した場合には今回の監査対象である未収金となる。一方の、利子補給制度は府が金融機関に利子（年利率 1.7%）を支払う制度であり、滞納が発生した場合には金融機関が対応し、貸倒れリスクも金融機関が負担するため、今回の監査対象である府の未収金は発生しない。

また、本制度においては所得制限のみが設定されており、成績要件は設定されていない。

以上の制度を、種類別の一覧表にすると(図表 高校-2)のとおりである。

(図表 高校-2) 高等学校等修学支援事業の種類別一覧表

年収		修学金		修学支度金	
主たる生計維持者の年収概ね800万円超		修学金の利用不可		修学支度金の利用不可	
4人世帯全体の収入概ね472万円超		② 修学支援特別融資利子補給制度	◆保護者が金融機関の融資を利用 ◆融資限度額 ○国公立 648,000円 ○私立 1,080,000円		
4人世帯全体の収入概ね472万円以下	主たる生計維持者の年収150万円以上	① 高等学校等修学資金貸与制度	◆生徒に京都府から貸与(貸付) ◆貸与月額 ○国公立 月18,000円以内 ○私立 月30,000円以内	④ 修学支度金特別融資利子補給制度	◆保護者が金融機関の融資を利用 ◆融資額(入学一時金) ○国公立 50,000円 ○私立 250,000円
	主たる生計維持者の年収150万円未満			③ 高等学校等修学支度金貸与制度	◆生徒に京都府から貸与(貸付) ◆貸与額(入学一時金) ○国公立 50,000円 ○私立 250,000円
特記事項				◆京都府独自の追加施策 ◆新入生の利用可能	

(出典：京都府提供資料)

### 3.2.4 債権の発生と回収手続

#### (1) 債権の発生・回収推移

まず、修学資金に関する債権の発生は、生徒数に大きな影響を受ける。そこで、過去5年間における生徒数の推移をまとめたものが、(図表 高校-3)である。

(図表 高校-3) 府下の高等学校生徒数の推移 (単位：人)

年度	合計	国立	公立			私立		
			全日制	定時制	通信制	全日制	定時制	通信制
令和2年	70,031	515	34,635	1,157	681	31,370	0	1,673
令和3年	68,760	460	33,123	1,168	690	31,550	0	1,769
令和4年	68,575	456	32,816	1,162	682	31,460	0	1,999
令和5年	68,013	440	32,427	1,182	700	31,092	0	2,172
令和6年	67,868	445	32,287	1,179	776	30,640	0	2,541

(出典：京都府提供資料)

(図表 高校-3)によると、令和2年度の府下における高等学校の生徒数が70,031人に対して、令和6年度の生徒数が67,868人にまで減少しており、府においても少子化が進行していることが把握できる。

次に、返還金の発生・回収の推移は(図表 高校-4)、過年度過払返還金の発生・回収の推移は(図表 高校-5)のとおりである。

(図表 高校-4)

## 返還金の推移表

(単位：千円)

年度	年度区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
令和2年度	現年度分	1,451,901	1,293,981	2,889	155,031	89.1%
	過年度分	529,424	47,295	126	482,003	8.9%
	計	1,981,325	1,341,276	3,015	637,034	67.7%
令和3年度	現年度分	1,456,058	1,291,820	1,240	162,998	88.7%
	過年度分	558,857	39,544	758	518,556	7.1%
	計	2,014,915	1,331,364	1,997	681,554	66.1%
令和4年度	現年度分	1,398,431	1,219,433	4,131	174,867	87.2%
	過年度分	609,535	41,352	2,307	565,877	6.8%
	計	2,007,967	1,260,784	6,438	740,744	62.8%
令和5年度	現年度分	1,332,327	1,154,703	6,092	171,532	86.7%
	過年度分	662,647	43,240	1,635	617,772	6.5%
	計	1,994,974	1,197,943	7,726	789,304	60.0%
令和6年度	現年度分	1,236,042	1,059,202	4,647	172,194	85.7%
	過年度分	721,688	41,339	410	679,940	5.7%
	計	1,957,731	1,100,540	5,057	852,133	56.2%

(出典：京都府提供資料)

(図表 高校-4)によると、現年度分調定額が令和2年度では1,451百万円であったのに対し、令和3年度では若干増加しているが、その後は継続して減少しており、令和6年度では1,236百万円と約15%減少している。これは、前述した、いわゆる高校無償化等による国をはじめとする公的な負担軽減・支援の充実策や、少子化による高等学校の生徒数自体の減少によるものと考えられる。

(図表 高校-5)

## 過年度過払返還金の推移表

(単位：千円)

年度	年度区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
令和2年度	現年度分	977	582	—	395	59.5%
	過年度分	32,575	138	—	32,437	0.4%
	計	33,552	720	—	32,832	2.1%
令和3年度	現年度分	1,952	1,075	—	877	55.1%
	過年度分	32,832	318	—	32,515	1.0%
	計	34,784	1,393	—	33,392	4.0%
令和4年度	現年度分	1,268	469	—	799	37.0%
	過年度分	33,392	21	—	33,371	0.1%
	計	34,660	490	—	34,170	1.4%
令和5年度	現年度分	1,905	364	—	1,542	19.1%
	過年度分	34,170	18	90	34,063	0.1%
	計	36,076	381	90	35,604	1.1%
令和6年度	現年度分	1,364	354	—	1,010	26.0%
	過年度分	35,604	25	150	35,430	0.1%
	計	36,969	379	150	36,440	1.0%

(出典：京都府提供資料)

(図表 高校-5)によると、現年度分調定額が令和2年度では977千円であったのに対して、令和3年度では1,952千円と急増し、令和4年度では1,268千円と一旦は減少したものの、令和5年度では再び1,905千円に増加している。そもそも生徒数は(図表 高校-3)のように減少する推移であるので、現年度調定額は減少傾向にあるべきである。しかしながら、過年度過払返還金については、生徒の退学等について発生する債権であることを鑑みると、コロナ禍における影響によるものではないかと推察できる。

さらに、(図表 高校-6)は令和6年度における貸与月額の内訳を示したものである。

(図表 高校-6) 令和 6 年度における貸与月額の内訳 (単位：件)

設立別	貸与月額				計
	～17,000円	18,000円 (上限額)	～23,000円 (上限額+自宅外加算)	23,000円超	
国公立					
	37	503	26	2	568
	6.5%	88.6%	4.6%	0.4%	100.0%
私立	～29,000円	30,000円 (上限額)	～35,000円 (上限額+自宅外加算)	—	計
	86	1,077	31	—	1,194
	7.2%	90.2%	2.6%	—	100.0%

(出典：京都府提供資料)

(図表 高校-6) によると、そもそも貸与月額は千円単位で選択できるのに対して、令和 6 年度では国公立と私立のいずれもの約 90%が上限額まで選択していることが伺える。この点につき、もし仮に高等学校の 3 年間で修学支度金と修学金の上限額を選択して、自宅外加算の 5 千円/月を加算した場合、卒業時において国公立では 878 千円、私立では 1,510 千円の返還額となる。高等学校卒業時の 18 歳にとっては、将来に対するかなりの負担になると思料する。

また、修学資金は原則として、返済に際し主債務者となる生徒本人名義の銀行口座に振り込まれる。未成年である生徒名義の口座に生徒の年齢にとっては大金と思える金額の振込が行われている状況にある。

なお、使途については「京都府高等学校等修学資金利用誓約書」を申請者、親権者又は未成年後見人から京都府知事宛てに入手している。この誓約書では修学のために利用することを誓約させ、誓約書の裏面には「修学のために要する経費について」として、使途についての例示が示されている。

※ 修学のために要する経費とは、次のようなものを指します。

- ・ 授業料
- ・ 学校納付金

生徒会費、日本スポーツ振興会センター共済金等安全会掛金、

後援会費、冷暖房費 等

・教科書等

教科書費、教科書以外の図書費（教員の指示等により購入した  
必須図書等購入費）、学用品・実験実習材料費 等

・教科外活動費

遠足・修学旅行費、部活動、文化祭・体育祭・芸術鑑賞会、各  
教科以外の学級活動（ホームルーム活動） 等

・通学関係費

通学費、制服代、通学用品等（かばん等）

・その他

上記のいずれにも属さない経費で、学校の徽章・バッジ、上ば  
き、卒業記念写真・アルバムの代金 等

（出典：京都府提供資料）

これらの項目の中で、一番大きい割合を占めるとと思われる授業料については、現在では前述のいわゆる「高校無償化」により、ほぼ全額が賄うことが可能と考えられる。また、本制度の利用については世帯収入によって限定されており、これらの世帯においては、これも前述の様々な制度を活用することで、貸与ではなく支給（給付）制度の対象となる可能性が高い。このように、高等学校等の修学（就学）に対する状況は、制度発足当時に比べると支援体制が大幅に改善されており、現行の貸与限度額が適正といえるかについて、検討の必要性があると考ええる。

また、府では誓約書による用途の例示を行うのみで、実際の使用内容等について確認は行っておらず、利用者の多さからも調査は困難であると考えられる。

## （2）債権の発生手続と状況

返還は貸与期間終了（卒業）の6か月経過後に開始され、修学金の返還は返還開始時期から起算して20年以内（修学支度金は7年以内）となってい

る。よって、通常の高등학교であれば卒業月は3月であるので、10月から返還が開始となり、債務が発生することになる。

ただし、高等学校等を卒業後に進学する場合等の理由により、返還の猶予を希望する場合においては、返還猶予申請書と猶予事由を証明する書類を貸与期間終了後から5月初旬の定められた期間内に提出し、審査の結果、返還猶予が決定された場合においては、返還猶予期間が設けられることになる。その際の償還開始時期は、返還猶予期間終了の6か月経過後となる。

なお、令和7年3月末における返還猶予決定状況は（図表 高校-7）のとおりである。

（図表 高校-7） 返還猶予決定状況

返還猶予決定状況		修学金		支度金		計	
		人数（人）	金額（千円）	人数（人）	金額（千円）	人数（人）	金額（千円）
1号 在学猶予		208	145,000	61	11,827	269	156,826
2号	疾病等	14	9,716	7	1,176	21	10,892
	失業中	43	29,588	8	1,626	51	31,213
	卒業後未就職	4	2,436	2	500	6	2,936
	生活保護	60	41,728	28	4,020	88	45,747
	低所得等	5	3,322	5	422	10	3,744
	進学準備中	3	1,100	1	49	4	1,149
	その他	13	7,184	5	729	18	7,913
	小計	142	95,073	56	8,521	198	103,594
計		350	240,073	117	20,348	467	260,420

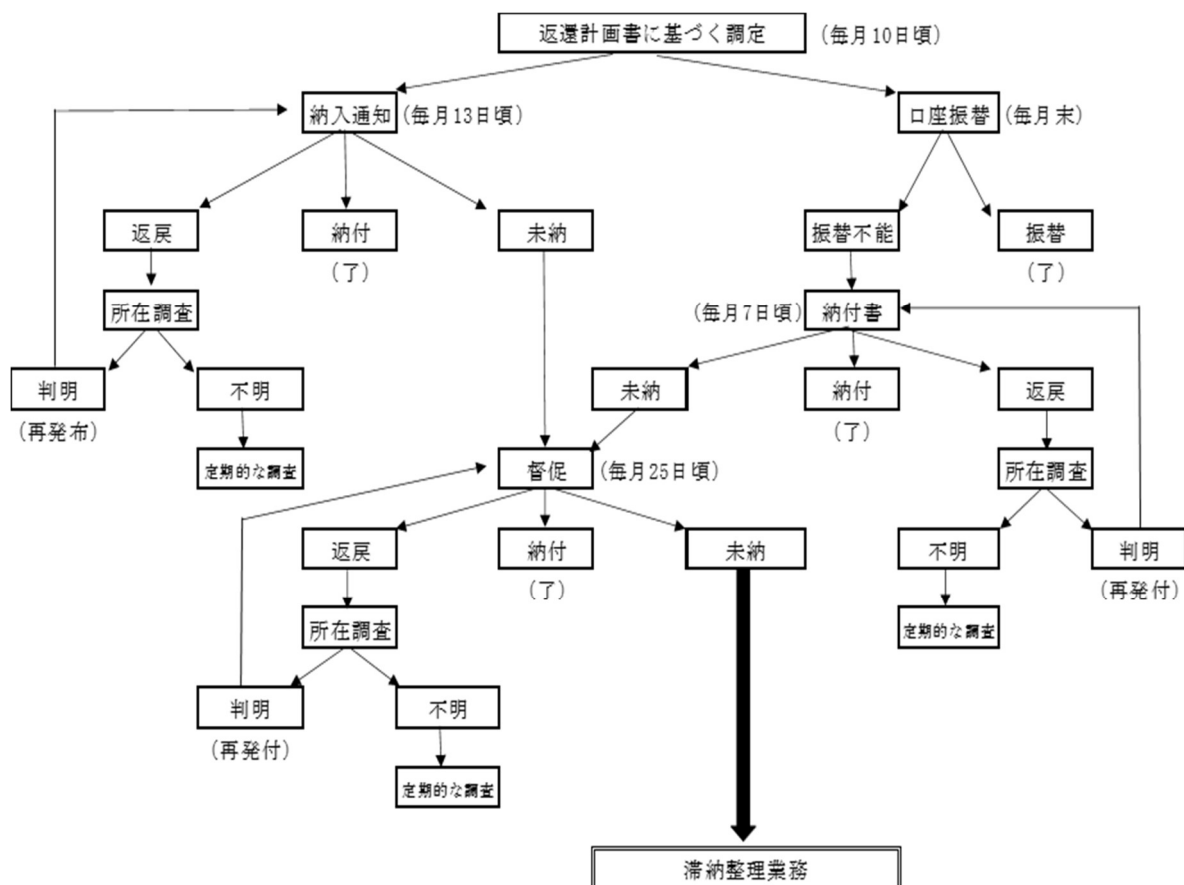
（出典：京都府提供資料）

### （3）債権の回収手続と状況

返還業務事務についてのフローは（図表 高校-8）のとおりである。

(図表 高校-8)

返還業務事務フロー



(出典：京都府提供資料)

返還金は毎月 10 日頃に各自の返還計画書に基づき調定が行われる。調定額の回収については、口座振替と納入通知の 2 種類の方法がある。

また、府では平成 28 年 1 月から、納入通知による納付する手段として、コンビニ決済を追加して、納付の利便性改善に努めている。

＜口座振替による場合＞

毎月末が振替期日であり、振込の有無を確認し、振替不能の場合は毎月 7 日頃に納付書を送付する。納付書でも未納の際は督促業務に廻す。また、納付書が返戻された場合は所在調査を実施し、判明した場合は納付書の再発行、不明の場合は定期的な調査を実施する。

＜納入通知による場合＞

納付期日は毎月末で、それに先立ち毎月 13 日頃に納入通知を送付する。月末までに未納の場合は督促業務へ廻し、納付書が返戻された場合は所在調

査を実施し、判明した場合は納付書の再発行、不明の場合は定期的な調査を実施する。

#### <督促業務>

毎月 25 日頃に文書による督促を実施し、文書が返戻された場合には所在調査を実施し、判明した場合は納付書の再発行、不明の場合は定期的な調査を実施する。また、不明の場合には滞納整理業務に加えられる。

### 3.2.5 債権の管理

#### (1) 収入未済額の推移

返還金の収入未済額の推移は（図表 高校-4）のとおりで、過年度過払返還金の推移は（図表 高校-5）のとおりである。

#### (2) 収入未済額の発生別年度

返還金については、（図表 高校-4）によると、現年度収入未済額は令和 2 年度では 155 百万円であったのに対して、ピークの令和 4 年度では 174 百万円に増加し、直近の令和 6 年度でも 172 百万円と令和 2 年度を大きく上回っている。先述のように、現年度調定額自体は減少傾向にあるため、令和 2 年度では 89.1%であった収入率が、令和 6 年度では 85.7%に落ち込んでいる。また、過年度収入未済額は令和 2 年度では 482 百万円で、それ以降は年度ごとに増加を続け、令和 6 年度では 679 百万円にまで増加している。収入率においても、令和 2 年度では 8.9%であったが、令和 6 年度では 5.7%まで落ち込んでいる。まさに、未収債権が増加し続けている状態にあると言える。

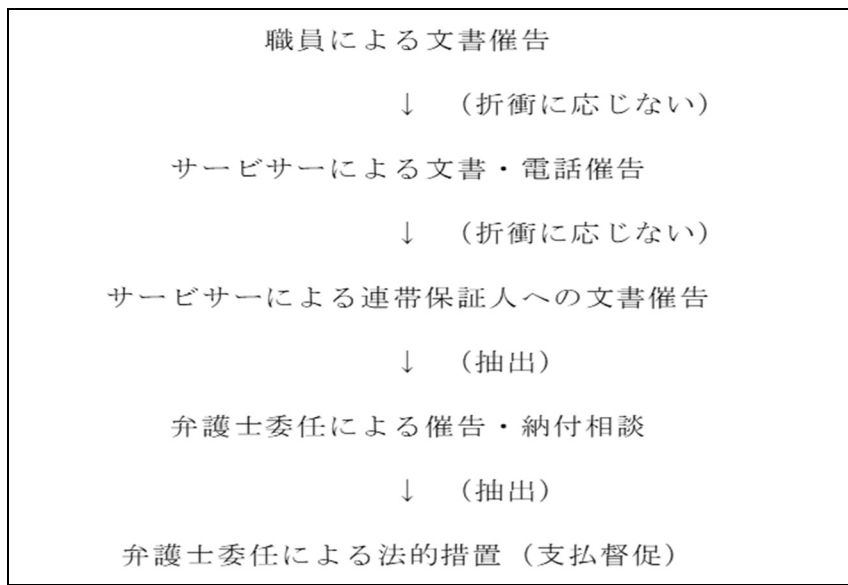
一方、過年度過払返還金については、（図表 高校-5）によると、現年度調定額は年度により増減はあるものの、令和 2 年度と比べると増加傾向にある。また、過年度収入未済額も令和 2 年度では 32 百万円であったが、年度ごとに増加を続け令和 6 年度においては 35 百万円になっている。さらに、収入率が令和 3 年度の 1.0%以外は令和 2 年度が 0.4%、令和 4 年度から令

和6年度においては、いずれも0.1%と極端に低い収入率になっている。

(3) 長期滞留債権に対する府の回収対応状況(委託を含む。)

滞納整理に係る取組状況は(図表 高校-9)のとおりである。

(図表 高校-9) 滞納整理に係る取組状況



(出典：京都府提供資料)

(図表 高校-9)の取組について、詳細は以下のとおりである。

① 府の職員による回収対応状況

府の職員による文書催告は年1回実施されており、滞納者の全員を対象に、返還整理帳を同封して送付している。対象者数の推移は(図表 高校-10)のとおりである。

(図表 高校-10) 職員による文書催告対象者の推移 (単位：人)

年度	対象者数
令和2年度	3,157
令和3年度	3,141
令和4年度	2,857
令和5年度	2,866
令和6年度	3,294

(出典：京都府提供資料)

(図表 高校-10)によると、令和6年には3,294人に対して文書催告を実施しているが、その内訳と実施内容は次のとおりである。

<p>&lt;令和6年度における文書催告の実施内容&gt;</p> <p>①未納額8万円以上の滞納者 2,047人          ・催告書の色 ピンク</p> <p>②未納額8万円未満の滞納者 1,247人          ・催告書の色 ブルー</p> <p>※①、②とも、催告書と返還整理帳を同封して6月27日に滞納者に送付し、指定連絡期限は7月8日。</p> <p>その後、7月24日にサービサー催告のデータ切り出しを行い、7月26日にサービサー業務委託予告書(圧着ハガキ)を送付。</p>	
--	--

② サービサーによる回収対応状況

サービサーによる文書・電話催告は年4回、滞納者の全員を対象に実施されており、対象者、催告書発送件数、受架電件数は(図表 高校-11)のとおりであり、一部に若干の減少は生じているが、総じて全ての項目で増加傾向にあることが把握できる。

(図表 高校-11) サービサーによる文書・電話催告の状況

年度	対象者人数 (人)	催告書発送件数(件)			受架電件数(件)		
		うち不着件数	不着率	対象者接触数	接触率		
令和2年度	15,901	19,494	1,330	6.8%	35,461	3,962	11.2%
令和3年度	16,019	19,146	1,810	9.5%	36,299	4,022	11.1%
令和4年度	16,311	19,771	1,871	9.5%	36,860	3,652	9.9%
令和5年度	16,272	20,029	2,060	10.3%	37,794	3,677	9.7%
令和6年度	17,013	20,442	2,301	11.3%	38,573	3,231	8.4%

(注) 件数は延べ数

(出典: 京都府提供資料)

また、サービサーに対する委託契約金額は(図表 高校-12)のとおりで、

人件費の増加などにより、年々増加傾向にある。

(図表 高校-12) サービサーに対する委託契約金額の推移 (単位：千円)

年度	委託契約金額
令和2年度	7,594
令和3年度	8,721
令和4年度	9,073
令和5年度	10,863
令和6年度	11,457

(出典：京都府提供資料)

### ③ 弁護士委任による回収対応状況

弁護士委任による催告・納付相談は滞納金額が20万円以上（返還期間が終了しているものは10万円以上）の債権を対象に100件を抽出して実施されている。そのうち、一括償還又は分納誓約した件数の推移は（図表 高校-13）のとおりである。

(図表 高校-13) 弁護士委任による催告の状況 (単位：件)

年度	修学生数	一括返還又は分納誓約	
		申立対象者数	割合
令和2年度	100	58	58.0%
令和3年度	100	61	61.0%
令和4年度	100	59	59.0%
令和5年度	100	57	57.0%
令和6年度	100	53	53.0%

(出典：京都府提供資料)

(図表 高校-13) によると、いずれの年度においても半数以上が一括償還又は分納誓約に応じたことが伺える。

また、弁護士委任は上記の催告・納付相談以外にも、法的措置（支払督促）についても実施しており、令和2年度から令和6年度までの申立数は、いず

れの年度も 200 件である。

これら本制度では、高等学校等への修学（就学）を目的とすることから、滞納が発生した際にも、教育的配慮が必要であり、各自の事情に応じた、きめ細やかな対応が必要なことから、教育を担当する所管課が一時的には対応すべきということは十分に理解できる。

しかしながら、催告や督促を行っても拒絶する案件、分割納付を確約しても履行しない案件等の悪質案件については、もはや教育的配慮は必要なく、むしろ所管課の業務に多大な負荷を負わせていることになる。悪質案件については、他の部署における未収金の悪質案件と一括することで、組織的・効率的に対応できるような、専門部署の設置も一案と考える。

以上のとおり、本制度の申請業務から回収業務においては、本人確認のみならず、親権者や連帯保証人の確認、所得の確認、他の制度との重複確認といった、様々な確認作業を行っており、その業務にかなりの工数を要している。さらには、申請の時だけではなく、回収においても、住所変更に伴う所在調査が必要であり、未収金が増加の一途を辿る中、業務負担は増すばかりである。このように、業務量が増加する中、マイナンバーを活用すればかなりの業務量の軽減が期待できるにも関わらず、現状ではマイナンバーを利用していない。

#### (4) 遅延利息の計上について

京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例施行規則第 17 条（遅延利息）には、下記の規則が設けられている。

第 17 条 修学生は、正当な理由なく修学金又は修学支度金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返済すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき法定利率による遅延利息を支払わなければならない。
--

上記の規定は、いわゆる「できる。」規定ではなく、「支払わなければならない

ない。」と規定されているため、基本的には余程の事情が無い限り、当然に適用すべきである。しかしながら、府の運用では、これまで修学金又は修学支度金に対して、遅延利息の算出及び請求は行われていない。

この点につき、そもそも奨学金という趣旨から、教育的配慮を勘案して慎重に対応しているとの見解である。確かに、制度の趣旨から機械的に遅延利息を算出して、請求しないという姿勢は理解できる。

しかしながら、滞納案件の中には催告や督促に対して全く応答しない案件や全額納付や、分納誓約を合意しても不履行となる案件等の悪質な案件も想定されることから、遅延利息の請求を行わなければ、回収業務に影響を及ぼす恐れがある。

よって、配慮事項がある場合の減免基準を明確にして適用するなど、条例に基づいた適切な対応を行うとともに、配慮すべき事情がない限りは、遅延利息を適用すべきである。

(5) 在籍していた高校別の未収状況

収入未済額について、制度の利用者が在籍していた高校別にみると、一部の高校に集中している状況がみられる。過去5年間における高校別の未収額上位10位を集計したものが（図表 高校-14）である。

（図表 高校-14） 過去5年間における高校別の未収額上位10位

令和2年度						令和3年度					
順位	高校名	公私	合計未収額 (千円)	滞納者数 (人)	備考	順位	高校名	公私	合計未収額 (千円)	滞納者数 (人)	備考
1	A	私立	48,363	285		1	A	私立	52,120	295	
2	B	私立	38,846	204		2	B	私立	41,779	213	
3	C	私立	35,864	196		3	C	私立	39,969	197	
4	D	私立	30,660	209		4	D	私立	36,310	231	
5	E	私立	27,863	128	府外	5	E	私立	30,201	125	府外
6	F	私立	27,733	152		6	F	私立	27,899	144	
7	G	私立	24,022	144		7	G	私立	26,002	137	
8	H	私立	17,177	84	府外	8	H	私立	17,960	81	府外
9	I	私立	13,891	87		9	I	私立	12,902	93	
10	J	公立	11,125	96		10	J	公立	12,594	100	
①	計	—	275,543	1,585		①	計	—	297,736	1,616	
②	京都府全体計	—	637,034	4,215		②	京都府全体計	—	637,034	4,235	
①/②	—	—	43%	38%		①/②	—	—	47%	38%	

令和4年度

順位	高校名	公私	合計未収額 (千円)	滞納者数 (人)	備考
1	A	私立	57,405	337	
2	C	私立	46,178	229	
3	B	私立	44,257	239	
4	D	私立	42,322	250	
5	E	私立	34,083	128	府外
6	G	私立	30,870	166	
7	F	私立	27,648	134	
8	H	私立	17,661	84	府外
9	J	公立	13,811	105	
10	K	私立	13,517	96	
①	計	—	327,752	1,768	
②	京都府全体計	—	740,744	4,419	
①/②	—	—	44%	40%	

令和5年度

順位	高校名	公私	合計未収額 (千円)	滞納者数 (人)	備考
1	A	私立	63,816	344	
2	B	私立	50,136	233	
3	C	私立	49,593	256	
4	D	私立	51,471	257	
5	E	私立	35,936	127	府外
6	F	私立	32,285	170	
7	L	私立	20,876	81	
8	I	私立	15,185	93	
9	J	公立	15,477	112	
10	H	私立	15,109	67	府外
①	計	—	349,885	1,740	
②	京都府全体計	—	681,812	3,952	
①/②	—	—	51%	44%	

令和6年度

順位	高校名	公私	合計未収額 (千円)	滞納者数 (人)	備考
1	A	私立	69,573	354	
2	B	私立	60,721	255	
3	C	私立	56,071	273	
4	D	私立	55,734	268	
5	G	私立	34,366	183	
6	E	私立	33,813	119	府外
7	L	私立	18,008	74	
8	J	公立	17,556	122	
9	H	私立	16,616	84	府外
10	I	私立	15,619	105	
①	計	—	378,079	1,837	
②	京都府全体計	—	852,133	4,849	
①/②	—	—	44%	38%	

(出典：京都府提供資料)

(図表 高校-14)によると、過去5年間に於いて上位10校は多少の変動や入れ替わりはあるものの、大きな変化がないことが分かる。また、A校においては5年間継続して1位であり、平成26年度の監査資料を確認したところ、10年以上前においても1位であった。また、直近の令和6年度では、上位10校が合計未収額の44%を占め、滞納者数でも38%を占めていることになる。なお、令和6年度における貸与校は府全体で164校(公立58校、私立106校)であり、10/164校のわずか6%の高校においてこのような状況が生じていることについては、検討の余地があると考えられる。なぜなら、貸

与しているとは言え、長期滞留債権となった末に不納欠損処分を行えば、そもそもの原資である税金を十分に活用できずに損なうことに繋がるからである。確かに、やむを得ない事情により不納欠損となる場合も想定されるが、（図表 高校-14）のような状況は、その想定を超えるものであり、改善が必要と考える。

### 3.2.6 不納欠損処分

#### (1) 不納欠損処分の推移

過去5年間における不納欠損額とその内訳の推移は（図表 高校-15）のとおりである。

（図表 高校-15） 不納欠損額とその内訳の推移 （単位：千円）

年度	資金種別	自己破産による免責決定	時効援用	条例による返還免除	不納欠損額
令和2年度	修学金	2,866	—	—	2,866
	修学支度金	149	—	—	149
	計	3,015	—	—	3,015
令和3年度	修学金	1,976	—	22	1,997
	修学支度金	—	—	—	—
	計	1,976	—	22	1,997
令和4年度	修学金	5,764	—	70	5,834
	修学支度金	604	—	—	604
	計	6,368	—	70	6,438
令和5年度	修学金	7,121	—	108	7,229
	修学支度金	497	—	—	497
	過払金	30	60	—	90
	計	7,648	60	108	7,816
令和6年度	修学金	3,394	—	1,284	4,678
	修学支度金	129	—	250	379
	過払金	90	60	—	150
	計	3,613	60	1,534	5,207

（出典：京都府提供資料 監査人一部編集）

（図表 高校-15）によると、不納欠損額については令和5年度では約8百万円の処理が行われたのに対して、令和3年度では約2百万円の処理と、多少のバラツキがあるが、これは一つの案件が多額であった場合に生じる事象である。

一方、その内訳に注目すると、「自己破産による免責決定」が大多数を占めている。次に多いのが、「条例による返還免除」であるが、これが適用されるのは、在学中に死亡した場合や心身の障害となった場合である。「時効援用」については、令和5年度と令和6年度にそれぞれ60千円が処理されたのみであるが、これは時効の完成のみならず、本人に時効の援用の意思確認ができた場合に処理を行っている。しかしながら、本制度の発足以降において時効が完成した者の数は年々増加しており、その調定ごとに集計した推移は（図表 高校-16）のとおりである。

（図表 高校-16） 時効完成の状況

年度	人数（人）	金額（千円）
平成28年度	2	1,800
平成29年度	2	117
平成30年度	4	162
令和元年度	8	361
令和2年度	18	866
令和3年度	28	1,416
令和4年度	57	5,120
令和5年度	86	6,963
令和6年度	88	6,505
計	136	23,310

（出典：京都府提供資料）

（図表 高校-16）によると、年度ごとに人数、金額とも増加傾向にあることが把握できる。なお、各年度の人数（人）は修学金と修学支度金は返済期間がそれぞれ20年と7年と長期間となるため、例えば、修学金を一度も返済しなかった場合、20年の複数年度にまたがって時効が完成していくこととなる。なお、（図表 高校-16）平成28年度から令和6年度の人数を合計すると293人であるが、実人数は136人であり、大多数の者が修学金と修学支度金のどちらも滞納していることになる。

そもそも、時効が完成するという事は、本人が所在不明や音信不通となっている場合などの理由が想定され、その者に対して時効援用の意思確認を

行った場合のみで不納欠損処分を実施するというのは、かなり困難な作業である。よって、時効完成となっている債権については、潜在的な不納欠損すべき債権であると考ええる。

この点、京都府では、不納欠損処分を行う債権について、京都府会計規則に基づき、時効が完成している債権のうち、次のいずれかに該当する債権を対象としている。

- (1) 債務者が時効援用した債権
- (2) 京都府債権の管理に関する条例第 5 条第 1 項の規定により放棄した債権
  - ア債務者所在不明により放棄する債権
  - イ債務者音信不通により放棄する債権
- (3) 前 2 号に掲げるものを除くほか、法令等により納入義務が消滅したとき

修学金については、「高等学校等修学金返還金等の不納欠損取扱基準」において、時効援用の意思確認の際に所在不明等となった場合には、時効援用の申立てがあった場合に準じて不納欠損処分をすることとしている。しかし、当貸付金の返還期間は修学金 20 年、支度金 7 年と長期間であり、返還期間中に一旦所在不明等となったとしても、時効の完成を迎えるまでは不納欠損が困難であるため、不納欠損処分まで時間を要している。

なお、不納欠損処分を行った債権については、会計課でとりまとめられて、例年 9 月の府議会定例会において報告がなされている。

## (2) 不納欠損処分の対応及びその状況

(図表 高校-15) によると、不納欠損処分は令和 2 年度から令和 6 年度の間において、最少額が令和 3 年度の約 2 百万円、最大額が令和 5 年度の約 8 百万円である。しかしながら、収入未済額は増加の一途であり、(図表 高校-4) によると、令和 6 年度における返還金の収入未済額は 852 百万円であ

り、令和2年からの間で215百万円、令和5年度からの1年間でも約63百万円増加している。このような状況では、不納欠損処分が収入未済額の増加に対して十分に対応できていないと言える。確かに、大切な税金が充当されている債権を安易に不納欠損処分すべきではないが、あまりに実態と乖離した状況が継続すれば、府の財政状態について府民に誤った情報を与えかねないと考える。

### 3.2.7 平成26年度包括外部監査報告書フォロー

平成26年度の包括外部監査においては、以下の8項目が「指摘事項」として記載されている。

＜平成26年度包括外部監査の指摘事項＞

- (1) 学力要件や学校推薦（勉学意欲）等の貸付要件の設定
- (2) 貸付金の使途について誓約書の入手、報告義務の設定
- (3) 貸付時における借用証書の入手
- (4) 更新時における修学生への債務額及び返済方法の認識を図る
- (5) 滞納整理方法の明示
- (6) 口座振替が利用可能な金融機関の拡大、コンビニ収納の推進
- (7) 滞納状況に応じた債務者分類による回収業務の効率化
- (8) 貸付業務・債権回収業務の効率化

上記のうち、(3)、(4)、(5)、(6)については、概ね提言とおりの改善が図られているとの印象を得た。

しかしながら、その他については、一部改善は図られているものの、抜本的な改善には至っていないと考える。以下、理由を述べる。

まず、(1)については、学校長による推薦書は入手されているが、客観的な推薦基準がないため、単に提出書類の一部となってしまう恐れがあるとの印象を得た。よって、引き続き【指摘事項2】に記載する。

次に、(2)であるが、誓約書は入手されているが、報告義務については事

務手続の煩雑さから実施されていない。上記で述べたとおり、修学金ができる限り本来の用途に利用されるよう探求する必要があると考えるため、引き続き【意見 21】に記載する。

最後に、(7)、(8)であるが、制度開始から滞納債権は増加する一方であり、依然として回収業務において効率化が図られているとは言えない状況である。また、現状において手続上、適時・適切な不納欠損処分は実施されているが「時効の援用」の把握が事務的に煩雑であるため、所在不明等の把握が遅延しているものがあると推察される。引き続き【指摘事項 3】に記載する。

### 3.2.8 監査の結果・課題等

本制度は、平成 26 年度の京都府包括外部監査においても取り上げられている。当時においては、本制度は社会的にはあくまでも奨学金として認知されていたが、報告書においては、本質はあくまでも借入金であるとの要素を捉えて、多くの問題が取り上げられていた。

あれから、10 年以上が経過して、ようやく社会的にも本質は借入金であるとの認識が強くなり、正確な数字は分からないが、一定数程度の大学卒業生が数百万円単位の奨学金を抱えているとのことであり、大きな社会問題にもなっている。

この制度のお陰で助けられたという生徒がたくさん存在することは理解できるが、志半ばで学校を中退した生徒が、他方面で再起を図ろうとしても、奨学金の返済が足かせになっていないか、用途は修学（就学）に限るとされながらも、確認が行われておらず、未成年である生徒が、将来の返済のことを十分理解できて契約書に自署したのであるかといった懸念が生じる。

このような中で、解決策を模索するとすれば、できる限り貸与額を少なくするとともに、その用途を流用できないように限定することが有効ではないかと考える。今日においては、給付型の制度も多く創設されるようになってきており、その代表的なものが、いわゆる高校無償化であり、令和 8 年度からは収入要件も撤廃される。

しかしながら、本制度は平成 14 年度の発足以来、借入限度額の見直しが行われず、約 90%以上の生徒が限度額の上限まで利用しているのが現状である。少なくとも、現状において授業料については制度発足当初より、負担が軽減されているのは間違いなく、さらには他の制度も充実していることから、制度全般についての見直しが図られることを期待する。

**【指摘事項 2】 校長推薦の見直しや学力要件の追加について**

修学資金については、制度の目的に「勉強意欲がありながら」という条件が付されていることから、これを担保するために、制度を利用する各生徒に対して、学校長名の推薦書が提出されている。

しかしながら、校長が推薦書を提出するに当たっての明確な基準等が存在しない状態では、単に提出書類の一部になっているにすぎないと考えられる。そこで、そもそもの制度の目的を担保するためにも、客観的な基準が必要であると考え、校長推薦の見直しや学力要件の追加について検討すべきと考える。

この点については、平成 17 年度の制度移管前における「日本育英奨学金」では成績要件が設定されていたとともに、他の自治体では平成 26 年度の段階で、約 7 割程度が何らかの学力要件を設定している。

**【指摘事項 3】 不納欠損処分の適時処理について**

不納欠損処分については、毎年度実施されているが、その実施内容は「自己破産による免責決定」、「時効援用」、「免責による返還免除」の 3 項目に限定されている。この中の、「時効援用」においては、自ら援用の申出があった場合に限られている。

しかしながら、時効が完成しているが、債務者が所在不明や音信不通である場合の債権においては、京都府会計規則で不納欠損処分の対象としており、規則に基づいて不納欠損処分すべきところ、少額かつ多人数であるがため、事務処理上債務者の所在不明や音信不通の把握が遅延しているよ

うな心証を得ることから、より迅速に処理することが必要である。

確かに、税金を原資に貸与した債権を安易に不納欠損処分すべきではないとの考えもあるが、修学資金の滞納額は増加の一途を辿っており、回収が困難な債権については、適時・適切に処理しないと、催告や督促等の回収業務が膨大になるのみならず、府の財務状況が適正に開示できない恐れがある。

**【意見 21】 修学資金等の使途について**

修学資金の使途については、修学のために要する経費に限定されており、申請者及び親権者又は未成年後見人から誓約書が入手されている。

しかしながら、府では誓約書による使途の制約は行っているものの、実際の使用内容等の確認は行っておらず、実際の使途についての判断は生徒自身又は親権者に委ねられている。

そこで、使途の多くを占めると考えられる、私立の高等学校における施設費（設備費）に修学資金を充てる場合には、授業料と同様に直接学校に支給するなど、できる限り本来の使途に使用されるように、検討及び探求すべきである。

**【意見 22】 貸与限度額の見直しについて**

本制度の貸与限度額は、平成 14 年度制度発足以降において、制度創設時の水準が現在まで維持されたままである。また、本制度利用者の約 90%以上が、貸与限度額の上限まで利用しているのが実情である。

しかしながら、貸与額の使途として大きな比重を占めてきた高等学校の授業料については、少なくとも本制度における府からの直接貸与になる対象者については、国や府（私立高等学校あんしん修学支援事業）の施策により、授業料の負担は軽減された状態にある。また、平成 14 年度以降には前述したように、様々な給付型の修学（就学）を支援する制度が創設さ

れており、生徒の負担はかなり軽減されていると考えられ、本制度創設以降に大きく社会環境は変化している。

貸与型の奨学金においては、いずれは返済の必要があり、その返済開始時期もかなり若年の時から開始されるため、返済時に過度な負担が生じないようにする配慮も必要であり、貸与限度額が適正か否か検討が必要と考える。

#### 【意見 23】 他の制度との集約化について

府では、高等学校等の修学（就学）を支援するための制度が数多く用意されている。確かに、支援の充実は望ましいことではあるが、支援内容の詳細を確認すると、重複する制度が多々散見される。

生徒等を広く支援する制度を取りそろえ、制度説明資料の作成やきめ細かな個別指導を実施されていると推察されるが、利用者側から見ると学校の指導などにより積極的な自らの選択は困難かと思われる。利用する立場から選択が容易になるように、支援内容が重複している制度においては、国の制度を踏まえ整理する時期ではないかと考える。

#### 【意見 24】 滞納上位校との連携強化について

未収額については、上位 10 校に在籍していた者で合計未収額の半数近くを占める状態にある。この点につき、平成 26 年度の包括外部監査においても、府から滞納上位校に対して指導・勧告の実施が求められていたが、十分な改善に至っていない状況にある。このような状況は、税金を原資としている制度上、問題と考える。

これらの学校とは、これまで以上に緊密に連携を図り、状況把握や生徒への制度周知を強化するなど、改善に向けた具体的な取組を進めていく必要がある。

【意見 25】 遅延利息の計上について

府の運用では、これまで修学金又は修学支度金に対して、遅延利息の算出及び請求は行われていない。

府では、奨学金という趣旨を鑑み、教育的配慮を勘案して慎重に対応しているとの見解であるが、滞納案件の中には悪質な案件も想定されることから遅延利息の請求を行わなければ、回収業務に影響を及ぼす恐れがある。

よって、配慮事項がある場合の減免基準を明確にして適用するなど、適切な対応を行うとともに、配慮すべき事情がない限りは、遅延利息を適用すべきと考える。

### 3.3 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金（特別会計）

#### 3.3.1 制度の概要

債権の名称	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還金
対象部局	家庭・青少年支援課
制度の目的	母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の方の経済的自立と扶養している児童の福祉の増進を目的とする貸付制度
根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号） 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和 57 年京都府規則第 14 号）
制度開始年月日	昭和 28 年 4 月 1 日（母子福祉資金の貸付等に関する法律の施行日）
債権の種類	私債権（貸付金）
貸付先（債務者）	ひとり親家庭の父母・児童、寡婦 等
貸付期間	資金貸付の種類により異なる（後述「3.3.3 参照」）

延滞金等の有無	有
備考	—

### 3.3.2 制度の経緯

母子・父子・寡婦福祉資金は、母子家庭等及び寡婦に対し、母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的として、その生活の安定と向上のために必要な措置として行われる貸付けである。

現行法は、昭和 27 年度に制定された母子福祉資金の貸付等に関する法律が前身となる。当該制度が設けられた背景として、第二次世界大戦後の戦争未亡人とその児童に対する福祉制度として母子福祉対策要綱が作成され、その後、法定化されたものである。当該制度に基づく貸付対象は、配偶者と死別した女子で現に婚姻をしていない者及びこれに準ずる事情にある女子であって、現に 20 歳未満の児童を扶養している者とされていた。

その後、母子福祉政策の総合的体系化する観点から、母子福祉法が昭和 39 年度に成立し、制度となった。その後、社会の要望に応じて対象を広げるべく制度改正が実施された。

寡婦への貸付けについては、昭和 44 年度に寡婦福祉資金貸付制度が新設された。昭和 56 年度には、母子福祉法が母子寡婦福祉法に改正され、寡婦に対する貸付けも追加された。

平成 26 年度からは、法律名が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正され、支援対象が父子家庭にも拡大された。

### 3.3.3 制度の仕組みと債権の内容等

貸付資金の対象は、1. 修学資金、2. 就学支度資金、3. 修業資金、4. 技能習得資金、5. 住宅資金、6. 転宅資金、7. 結婚資金、8. 生活資金、9. 就職支度資金、10. 医療介護資金、11. 事業開始資金、12. 事業継続資金となっている。1.～10. に係る貸付資金の種類ごとの借受者、貸付内容及び貸付限度額、償還期間及び利率は以下のとおりである。

(図表 母子-1) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業の概要(令和7年7月)

貸付資金の種類	借受者	貸付内容及び貸付限度額(単位:千円)						償還期間	利率	
修学資金及び就学支度資金	ひとり親家庭の父母・寡婦等	R7.4～改定後		国公立		私立		20年	無利子	
		高等学校	修学資金(/月)	1～3年	27	34.5	45			52.5
			就学支度資金	—	150	160	410			420
		高等専門学校	修学資金(/月)	1～3年	31.5	33.75	48			52.5
			就学支度資金	4・5年	67.5	76.5	98.5			115
		専修学校(専門課程)	修学資金(/月)	1・2年	67.5	78	89			126.5
			就学支度資金	—	410	430	580			590
		短期大学	修学資金(/月)	1・2年	67.5	96.5	93.5			131
			就学支度資金	—	410	430	580			590
		大学	修学資金(/月)	1～4年	71	108.5	108.5			146
			就学支度資金	—	410	430	580			590
		大学院(修士課程)	修学資金(/月)	1・2年	132					
			就学支度資金	—	380		590			
		大学院(博士課程)	修学資金(/月)	1～5年	183					
			就学支度資金	—	380		590			
		専修学校(一般課程)	修学資金(/月)	1・2年	54					
			就学支度資金	1・2年	150	160	150			160
小学校	就学支度資金	64.3								
中学校		81								
修業資金	①知識・技能を習得する期間中(5年限度)						68/月	20年	無利子又は年利1.0%	
	②自動車運転免許取得の場合(高校3年時に限る)						460/回			
技能習得資金	①看護師などの知識技能の習得期間中(5年限度)						68/月	20年		
	②自動車運転免許取得の場合						460/回			
住宅資金							1,500/回	6年		
転宅資金							260/回	3年		
結婚資金	結婚する子1人につき						330/人	5年		
生活資金				生計中心者	生計中心者でない者					
	①技能習得の期間中			141/月				20年		
	②医療介護資金を受けている期間中			114/月	76/月			5年		
(生活安定資金)	①母子(父子)家庭となって7年以内の者が、7年を経過するまでの間			114/月	76/月			8年		
	②養育費取得のための裁判費用						1,368			
就職支度資金	①就職準備資金						110/回	6年		
	②通勤のための自動車購入が必要な場合						340/回			
医療介護資金	①医療分及び一般分						340/回	5年		
	②介護分						500/回			

(出典:京都府提供資料)

修学資金は、ひとり親家庭の父母、寡婦等に対して、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金を貸し付けるものである。貸付期間は就学期間中であり、当該学校卒業後に6か月間の据置期間をおいた後、専修学校（一般過程）については5年が、それ以外の学校については20年が償還期間となる。利率は無利子である。月額貸付限度額は、入学する学校の種類、国公立学校への進学か私立学校への進学か、また自宅からの通学か自宅外からの通学かで異なる。一番金額の大きな私立大学へ自宅外から通学した場合の限度額は、146,000円を48か月貸し付けるので、7,008,000円となる。

就学支度資金は、ひとり親家庭の父母、寡婦等に対して、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院又は専修学校へ就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金を貸し付けるものである。当該学校卒業後に6か月間の据置期間をおいた後、専修学校（一般過程）については5年が、それ以外の学校については20年が償還期間となる。利率は無利子である。貸付金額は、入学する学校の種類、国公立学校への進学か私立学校への進学か、また自宅からの通学か自宅外からの通学かで異なる。一番金額の大きな私立高等専門学校・専修学校（専門課程）・短期大学・大学・大学院へ自宅外から通学した場合の限度額は、590,000円となっている。また修学資金と就学支度資金を同時に借り入れることは可能である。

修業資金は、ひとり親家庭の児童等に対して、事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金を貸し付けるものである。貸付限度額は、自動車運転免許取得の場合（高校3年時に限る。）は460,000円、その他の場合は月額68,000円が限度額で、5年を超えない範囲内で知識技能を習得する期間が貸付期間となる。利率は無利子である。据置期間は、知識技能習得後1年であり、20年が償還期間となる。

技能習得資金は、ひとり親家庭の父母、寡婦に対して、自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金を貸し付けるものである。貸付限度額は、自動車運転免許取得の場合は

460,000円、その他の場合は月額68,000円が限度額で、5年を超えない範囲内で知識技能を習得する期間が貸付期間となる。利率は保証人がある場合は無利子で、保証人がない場合は、年1.0%である。据置期間は、知識技能習得後1年であり、20年が償還期間となる。

住宅資金は、ひとり親家庭の父母、寡婦に対して、住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金を貸し付けるものである。貸付限度額は、1,500,000円である。利率は保証人がある場合は無利子で、保証人がない場合は、年1.0%である。据置期間は6か月であり、6年が償還期間である。

転宅資金は、ひとり親家庭の父母、寡婦に対して、住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金を貸し付けるものである。貸付限度額は、260,000円である。利率は保証人がある場合は無利子で、保証人がない場合は、年1.0%である。据置期間は6か月であり、3年が償還期間である。

結婚資金は、ひとり親家庭の父母、寡婦に対して、母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金を貸し付けるものである。貸付限度額は、310,000円である。利率は保証人がある場合は無利子で、保証人がない場合は、年1.0%である。据置期間は6か月であり、5年が償還期間である。

生活資金は、ひとり親家庭の父母、寡婦に対して、知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になってもない(7年未満)者の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金を貸し付けるものである。なお、生活安定資金については、寡婦は対象外である。月額の貸付限度額は、技能習得については、生計中心者なら141,000円、生計中心者でないなら76,000円である。医療介護資金、失業及び生活安定資金については、生計中心者なら114,000円、生計中心者でないなら76,000円である。利率は保証人がある場合は無利子で、保証人がない場合は、年1.0%である。据置期間は6か月であり、技能習得の場合は20年、医療介護資金、失業及び生活資

金については5年が償還期間である。なお、生活安定資金については、養育費取得のための裁判費用として1,368,000円を限度とする貸付けもある。

就職支度資金は、ひとり親家庭の父母、寡婦等に対して、就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金を貸し付けるものである。貸付限度額は一般の場合は110,000円で、通勤のための自動車購入の場合は340,000円である。利率は保証人がある場合は無利子で、保証人がない場合は、年1.0%である。据置期間は1年であり、6年が償還期間である。

医療介護資金は、ひとり親家庭の父母、寡婦等に対して、医療又は介護（当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る。）を受けるために必要な資金を貸し付けるものである。貸付限度額は医療分及び一般分については340,000円、介護分は500,000円である。利率は保証人がある場合は無利子で、保証人がない場合は、年1.0%である。据置期間は6か月であり、5年が償還期間である。

なお、上表に記載のもの以外として、事業開始資金と事業継続資金がある。事業開始資金は、ひとり親家庭の父母、寡婦等に対して、事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金を貸し付けるものである。事業継続資金は、ひとり親家庭の父母、寡婦等に対して、現在営んでいる事業（母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金を貸し付けるものである。

### 3.3.4 債権の発生と回収手続

#### (1) 債権の発生・回収推移

債権の発生状況（貸付実績）は、次のとおりである。

(図表 母子-2)

## 債権の発生推移

(単位：件、千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度 までの累計
		母子	件数	672	621	535	457	458	451
	金額	454,572	441,540	378,847	331,209	322,875	343,558	352,723	13,913,161
寡婦	件数	13	9	13	16	19	17	11	3,353
	金額	9,150	8,268	9,887	12,070	16,333	14,845	10,482	2,033,043
父子	件数	19	16	16	16	23	25	25	213
	金額	13,910	10,437	9,991	11,496	15,495	17,766	19,645	134,573
計	件数	704	646	564	489	500	493	501	53,975
	金額	477,632	460,245	398,725	354,775	354,703	376,169	382,850	16,080,777

(出典：京都府提供資料)

件数、金額とも、いずれの年度も母子福祉に関するものが圧倒的に多い。貸付合計金額は平成30年度の477,632千円からは減少傾向にあるが、令和4年度に354,703千円と減少した後、増加に転じ、令和6年度は382,850千円となっている。資金種別では修学資金と就学支度資金が大きいことから、コロナ禍からの回復過程で就学への資金需要が増大したことが要因と推察される。

次に、債権の償還状況は、次のとおりである。

(図表 母子-3)

## 調定額等の年度別推移

(単位：千円、%)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	現年度分	過年度分
		母子	調定額	511,840	532,379	545,439	517,801	524,754	506,489
収入額	330,151		358,357	377,834	355,195	357,167	344,086	328,945	15,141
不納欠損	2,227		2,380	3,521	788	7,013	666	0	666
収入未済	179,462		171,642	164,084	161,818	160,574	161,737	18,238	143,499
償還率	64.5%		67.3%	69.3%	68.6%	68.1%	67.9%	94.7%	9.5%
寡婦	調定額	24,255	23,204	23,604	20,639	18,390	19,365	11,317	8,048
	収入額	11,420	11,492	11,748	10,203	10,100	11,231	10,873	358
	不納欠損	0	0	1,826	1,611	242	0	0	0
	収入未済	12,835	11,712	10,030	8,825	8,048	8,134	444	7,690
	償還率	47.1%	49.5%	49.8%	49.4%	54.9%	58.0%	96.1%	4.4%
父子	調定額	2,397	4,099	3,969	4,617	5,277	6,349	5,654	695
	収入額	2,008	3,528	3,722	4,160	4,582	5,421	5,342	79
	不納欠損	0	0	0	0	0	0	0	0
	収入未済	389	571	247	457	695	928	312	616
	償還率	83.8%	86.1%	93.8%	90.1%	86.8%	85.4%	94.5%	11.4%

(出典：京都府提供資料)

金額が最大である母子への貸付けの償還率は、64.5%から 69.3%の間で推移しており、安定的に推移している。令和6年度の数値を見てみると現年度分が94.7%であるのに対して、過年度分は9.5%にとどまっており、償還率を引き上げるためにはまずは、現年度分の償還率を高めることが重要であることがわかる。過年度分については、幅広い手段を利用して、粘り強く回収業務を進めるとともに、不納欠損事由に該当するなどにより、回収が不可能なものについては、適時処理を進めていくことも重要である。

次に、令和6年度の資金種類別の調定額、収入済額及び不納欠損額等（母子・父子・寡婦の合計）の状況を記載したものが次のとおりである。

（図表 母子-4） 福祉資金貸付金の資金別収納状況 （単位：千円、%）

区分	合計					過年度・現年度別内訳									
						過年度分					現年度分				
	調定額	構成比	償還免除及び不納欠損額	収入済額	償還率	調定額	構成比	償還免除及び不納欠損額	収入済額	償還率	調定額	構成比	償還免除及び不納欠損額	収入済額	償還率
事業開始資金	8,577	1.6	0	510	5.9	8,184	4.9	0	143	1.7	393	0.1	0	366	93.1
事業継続資金	2,518	0.5	0	191	7.6	2,488	1.5	0	161	6.5	30	0.0	0	30	100.0
修学資金	389,434	73.2	0	274,982	70.6	112,558	67.0	0	10,991	9.8	276,876	76.0	0	263,991	95.3
技能習得資金	7,639	1.4	0	4,114	53.9	3,505	2.1	0	158	4.5	4,134	1.1	0	3,956	95.7
修業資金	4,231	0.8	0	1,900	44.9	2,378	1.4	0	109	4.6	1,852	0.5	0	1,791	96.7
就職支度資金	742	0.1	0	208	28.0	547	0.3	0	75	13.7	195	0.1	0	133	68.2
医療介護資金	156	0.0	129	12	7.7	144	0.1	129	0	0.0	12	0.0	0	12	100.0
生活資金	11,087	2.1	222	4,990	45.0	5,699	3.4	222	302	5.3	5,388	1.5	0	4,687	87.0
住宅資金	4,453	0.8	0	1,350	30.3	3,209	1.9	0	166	5.2	1,244	0.3	0	1,184	95.2
転宅資金	2,821	0.5	261	626	22.2	2,240	1.3	261	95	4.2	581	0.2	0	531	91.4
就学支度資金	100,450	18.9	55	71,825	71.5	27,002	16.1	55	3,346	12.4	73,448	20.2	0	68,479	93.2
結婚資金	95	0.0	0	34	35.8	95	0.1	0	34	35.8	0	0.0	0	0	0.0
合計	532,203	100.0	666	360,739	67.8	168,049	100.0	666	15,579	9.3	364,154	100.0	0	345,160	94.8
未収入金額	170,798					151,804					18,993				

（出典：京都府提供資料 監査人一部編集）

調定額の構成比は、現年度、過年度、合計とも修学資金が一番大きく、次に就学支度資金である。過年度分については、事業開始資金が4.9%、生活資金が3.4%を占めているなど、進学資金以外も一定の割合を占めていた。ただ、現年度は修学資金と就学支度資金の合計で96.2%を占めることから、

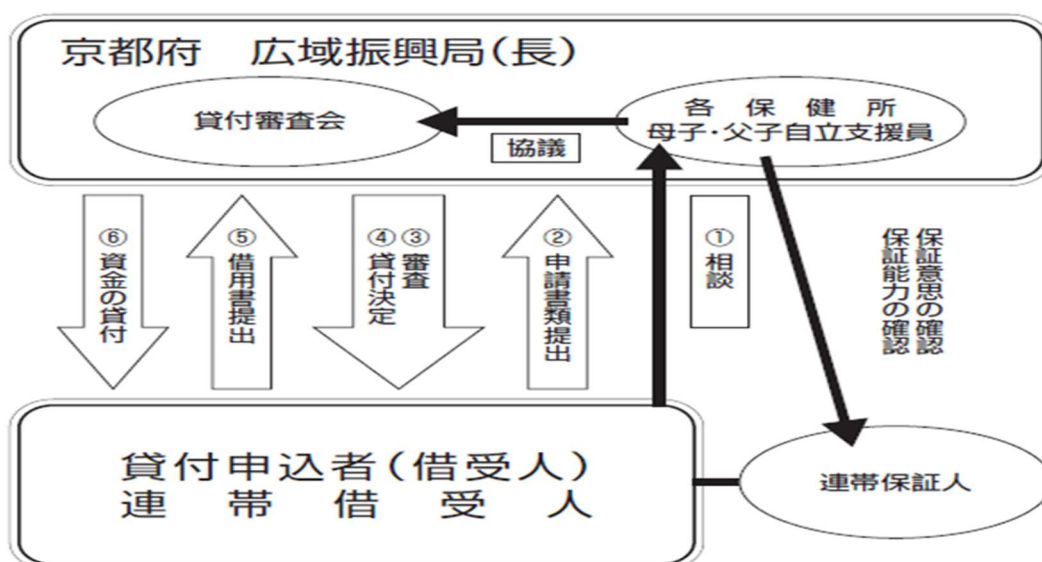
現在では、進学資金の貸付けが主になっていることがわかる。

## (2) 債権の発生手続と状況

貸付けまでのプロセスは、貸付相談、申請書類提出、貸付審査会による審査、貸付の決定、借用書の提出、貸付の実行、貸付金の使途の確認となっている。

貸付けの相談は、借受人が京都府各保健所に来所の上、母子・父子自立支援員に対して行う。借受対象者は、資金の種類により異なるが、現に20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父、寡婦（配偶者のない女性で、かつて母子家庭の母であった方）、40歳以上の配偶者のない女子（母子家庭の母及び寡婦以外の者）、父母のない児童、法人格を持つ「母子・父子福祉団体」で、一定の基準を満たす者である。また、当該貸付制度は、ひとり親家庭の自立の助成を目的としており、返済可能な状況であるかどうかの確認がされる。また、限られた資金であり、真に必要な方が借受人となるべく、所得が一定額を超える方は、貸付けの対象にならない。

(図表 母子-5) 資金貸付けのフロー



(出典：京都府提供資料)

資金の種類によっては、原則として連帯保証人が必要なものがある、申請

書類及び必要な添付書類を提出後、貸付審査会が審査をし、貸付決定される。

貸付決定された場合には、貸付決定通知書が送付され、借受人は、借用書を提出する。借用書が提出された後、広域振興局から借受人名義の口座に振り込まれる。

貸付金の使途の確認については、資金の目的、内容に応じて、貸付期間の途中で必要な証明書、報告書の提出を求められ、提出がない場合は、その後の貸付けは停止される。

以上のとおり、本制度の申請業務においては、本人確認のみならず、親権者や連帯保証人の確認、所得の確認、他の制度との重複確認といった、様々な確認作業を行っており、その業務にかなりの工数を要している。さらには、申請時のみならず、貸付金の回収時においても、住所変更に伴う所在調査が必要であり、件数も多いため、業務負担は相当なものである。このように、細かな業務量が多い中、マイナンバーを活用すればかなりの業務量の軽減が期待できるにも関わらず、現状ではマイナンバーを利用していない。

### (3) 債権の回収手続と状況

資金の種類ごとの据置期間が終わると、返済が始まる。償還開始月の3か月前に償還通知が発出される。口座振替（月賦）による償還が原則となっている。また、毎年度当初頃に償還金残高が文書で通知される。資金の種類ごとの償還期間が終了し、償還完了となれば、借用書が返還される。

滞納が発生した場合は、督促状が發送される。納付がなければ、借受人、連帯借受人及び連帯保証人に対して呼出、訪問、電話などにより面談に応じるように要求する。面談に応じない場合は、法的措置に移行する。面談に応じた場合には、分納などの方法について提案する。分納に合意したが納付がない場合は、法的措置に移行する。

令和7年3月時点の未収金管理体制は、保健所職員である母子・父子自立支援員が12名（乙訓1名、山城北2名、綴喜分室1名、山城南1名、南丹2名、中丹西1名、中丹東2名、丹後2名）、会計年度任用職員である償還

指導員が4名となっている。

償還指導員による訪問督促の実績は、次のとおりである。

(図表 母子-6) 償還指導員による訪問督促の実績(単位：人、千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問督促延人数	949	738	794	903	850
償還再開滞納者数	479	444	500	454	371
償還金合計	13,587	9,633	8,770	8,318	9,460

(出典：京都府提供資料)

未収金対策として、弁護士委任も実施している。弁護士委任は、①困難案件の債権整理・回収業務の実施、②悪質事案に係る法的措置の活用(支払督促の簡易裁判所への申立)を目的として行われている。委任件数の推移は次のとおりである。

(図表 母子-7) 委任件数の推移(債権整理・回収業務)

年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数
対象	6,648千円	30件19人	2,169千円	10件7人	3,450千円	19件13人	2,218千円	14件8人	2,520千円	8件3人
納付実績	1,289千円	4人	736千円	3人	66千円	3人	50千円	2人	60千円	2人
委託費用	836千円		308千円		572千円		352千円		132千円	

(出典：京都府提供資料)

(図表 母子-8) 委任件数の推移(支払督促)

年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数
対象	1,965千円	13件19名	3,469千円	10件7名	3,652千円	8件10名	2,317千円	5件7名	742千円	3件5名
訴訟移行	956千円	3名	1,896千円	4名	1,998千円	3名	1,496千円	1名	742千円	3名
分納合意	866千円	2名	1,701千円	3名	1,998千円	3名	135千円	1名	179千円	2名
委託費用	866千円		652千円		579千円		360千円		244千円	

(出典：京都府提供資料)

母子父子寡婦福祉資金償還金に関する弁護士委任は、手続に係る費用対効

果及び債権回収の観点から実施することとされている。本制度では、母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とすることから、滞納が発生した際にも、福祉的配慮が必要であり、各自の事情に応じた、きめ細やかな対応が必要なことから、福祉関係を担当する家庭・青少年支援課が一時的には対応すべきということは十分に理解できる。

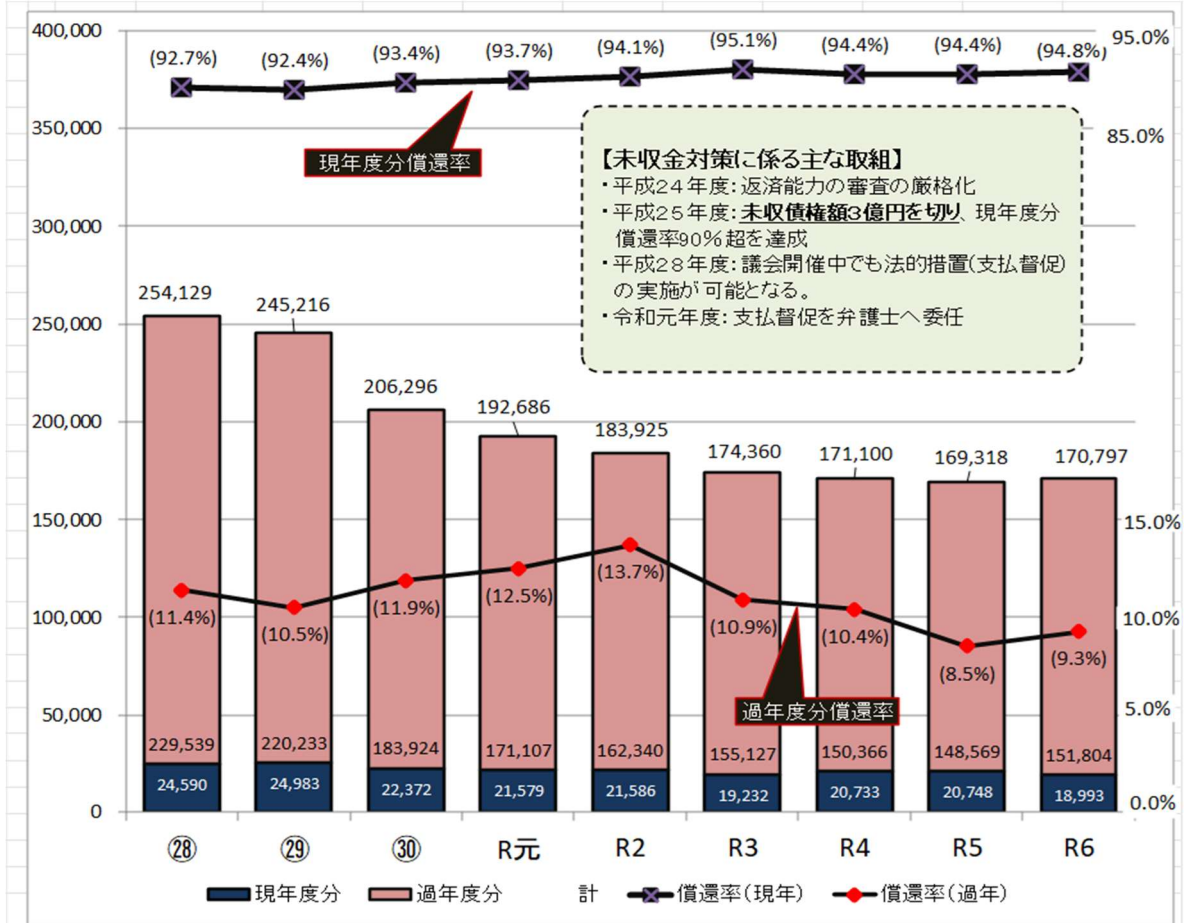
しかしながら、催告や督促を行っても拒絶する案件、分割納付を確約しても履行しない案件等の悪質案件については、所管課の業務に多大な負荷を負わせていることになる。

### 3.3.5 債権の管理

#### (1) 収入未済額の推移

母子父子寡婦福祉資金の未収金の状況については、次のとおりである。

(図表 母子-9) 母子父子寡婦福祉資金の未収金の状況



母子寡婦福祉資金収納状況 (H28～R6)

(単位: 千円, %)

		28	29	30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
現年度分	調定額	337,596	329,084	340,327	340,394	368,973	392,871	372,547	378,585	364,153
	収入済額	312,972	304,100	317,936	318,815	347,238	373,639	351,814	357,365	345,160
	不納欠損額	34	0	19	0	150	0	0	472	0
	収入未済額	24,590	24,983	22,372	21,579	21,586	19,232	20,733	20,748	18,993
	(償還率)	(92.7%)	(92.4%)	(93.4%)	(93.7%)	(94.1%)	(95.1%)	(94.4%)	(94.4%)	(94.8%)
過年度分	調定額	265,117	246,370	215,215	198,098	190,709	180,139	170,508	169,835	168,049
	収入済額	29,771	25,877	25,589	24,765	26,139	19,664	17,743	14,484	15,578
	不納欠損額	5,807	259	5,702	2,227	2,230	5,347	2,398	6,782	666
	収入未済額	229,539	220,233	183,924	171,107	162,340	155,127	150,366	148,569	151,804
	(償還率)	(11.4%)	(10.5%)	(11.9%)	(12.5%)	(13.7%)	(10.9%)	(10.4%)	(8.5%)	(9.3%)
計	調定額	602,713	575,454	555,542	538,492	559,682	573,011	543,056	548,421	532,203
	収入済額	342,743	329,977	343,525	343,580	373,377	393,304	369,557	371,849	360,739
	不納欠損額	5,841	259	5,721	2,227	2,379	5,347	2,398	7,254	666
	収入未済額	254,129	245,216	206,296	192,686	183,925	174,360	171,100	169,318	170,797
	(償還率)	(57.2%)	(57.3%)	(61.8%)	(63.8%)	(66.7%)	(68.6%)	(68.1%)	(67.8%)	(67.8%)

※千円未満切捨てで表記しているため、合計が一致しない場合がある。

(出典: 京都府提供資料)

令和6年度の収入未済額は、現年度分が18,993千円(償還率94.8%)、過年度分が151,804千円(償還率9.3%)で合計170,797千円(償還率67.8%)となっている。令和元年度に2億円を割込んだ後、近年は1.7億円前後の水準で推移している。

(2) 収入未済額の発生別年度

収入未済額の発生年度別一覧については、次表のとおりである。なお、高等教育の修学支援新制度との併給調整等により決算値と一部一致しない。

(図表 母子-10) 収入未済額の発生年度別一覧 (単位:千円)

種類/年度	過年度分					現年度分	合計	構成比
	平成16年度以前	平成17年度から21年度	平成22年度から26年度	平成27年度から令和元年度	令和2年度から令和5年度			
母子	14,627	13,751	27,517	33,021	54,592	18,178	161,685	94.7%
寡婦	3,180	1,047	357	1,217	1,888	443	8,133	4.8%
父子	0	0	0	23	593	312	928	0.5%
合計	17,807	14,797	27,874	34,261	57,074	18,933	170,747	100.0%
構成比	10.4%	8.7%	16.3%	20.1%	33.4%	11.1%	100.0%	-

(出典:京都府提供資料)

種類は、母子福祉分が94.7%と圧倒的に大きい。また、収入未済額の総額は約171百万円と大きく、財源確保の観点からは、滞納を発生させないように適切な管理が求められる。滞納期間の観点からは、令和2年度から令和5年度に発生したものが33.4%と大きく、平成27年度から令和元年度に発生したものが20.1%、平成22年度から平成26年度に発生したものが16.3%、平成17年度から平成21年度に発生したものが8.7%、平成16年度以前のものが10.4%となっている。滞納期間の長い未収金のほうが少ない金額となっていることから、債権回収の取組がなされていることは傾向として確認できる。しかし、滞納期間がおよそ10年以上となる平成26年度以前の債権が35.4%を占め、さらに、平成16年度以前の債権残高が17,807千円存在している。これには回収が極めて困難な未収金が相当含まれている可能性があることが推察される。

このような傾向を踏まえると、当該未収金については、滞納事案が生じた場合、早期に着手するべきであり、そのためにはシステム活用も重要な視点である。また、経済性の観点からは不納欠損事由に該当するなど回収が見込めない案件については、適宜対応していくことが必要になる。

### (3) 長期滞留債権に対する府の回収対応状況(委託を含む。)

監査検証日(令和7年9月又は10月)時点で100万円以上の滞納額のある22件36,755,588円を対象に、貸付手続及び滞納整理事務について、申請時に提出された資料及び償還指導記録をもとに検討した。

貸付けの種類別の滞納額は、修学資金(併せて貸し付けられた就学支度資金を含む。)が29,918,927円(18件)、事業開始資金が5,662,188円(3件)、技能習得資金が1,174,473円(1件)となっており、修学資金の占める割合が大きい。事業開始資金も一定の割合がある。所管別では、山城北保健所が20,916,049円(12件)、南丹保健所が5,939,828円(4件)、山城南保健所が4,174,097円(2件)、綴喜分室が3,979,814円(3件)、中丹東保健所が1,745,800円(1件)となっており、山城北保健所所管のものが大きい。

### (4) 債権管理システムについて

府の現行の母子父子寡婦福祉資金貸付システムは、ベンダーの製品パッケージを府の業務内容に合わせてカスタマイズして利用している(現行のシステムについては、平成30年度から利用)。

現行システムは、CSVデータで抽出できるデータの範囲が制限されており、各種帳票は原則的にPDF又は紙面で印刷する形式である。例えば、CSVデータを加工して債権の年齢調べ表は作成できない。当該未収金は金額・件数とも相当多く、各保健所で管理している。分散管理システムを採用している場合には、本庁で債権全体の未収金管理をすることが必要となる。そのような管理には、データベースを利用して、債権の状況を把握しつつ、管理方針を決めるなど、システムを利用した分析・検討は不可欠だと思われるが、現行

システムは、成果物は基本的に紙面か PDF でしかアウトプットできない。

現行システムは、令和 8 年 12 月までしか利用できないことから、新たなシステム導入が予定されているが、データ分析が十分にできる仕様になっているか確認する必要がある。

### 3.3.6 不納欠損処分

#### (1) 不納欠損処分の推移

(図表 母子-11) 不納欠損額の推移 (単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年度分	34	0	19	0	150	0	0	472	0
過年度分	5,807	259	5,702	2,227	2,230	5,347	2,398	6,782	666
合計	5,841	259	5,721	2,227	2,379	5,347	2,398	7,254	666

(出典：京都府提供資料)

不納欠損額は、その性質上、年度ごとに水準は上下するが、平成 28 年度以降 259 千円から 7,254 千円の間で推移している。令和 6 年度は過年度分の収入未済額が 151,804 千円のうち、666 千円が不納欠損となっている。

不納欠損理由別の推移は以下のとおりである。

(図表 母子-12) 不納欠損理由別の推移 (単位：円)

年度	借受人の不納欠損要因	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年度分	破産	172,400	0	0	469,279	0
	小計	172,400	0	0	469,279	0
過年度分	時効援用	491,112	434,768	245,845	577,736	260,854
	接触困難	257,880	0	0	0	405,604
	死亡	1,458,080	2,996,732	156,200	5,425,917	0
	破産	0	1,915,913	1,996,731	781,360	0
	小計	2,207,072	5,347,413	2,398,776	6,785,013	666,458
合計		2,379,472	5,347,413	2,398,776	7,254,292	666,458

(出典：京都府提供資料)

令和 6 年度は、時効援用によるものが 260,854 円、接触困難によるものが

405,604円となっている。

## (2) 不納欠損処分の対応及びその状況

当該貸付金に関する不納欠損処分については、随時行われており、収入未済金額が一定水準に留まっている。不納欠損理由については、時効援用、接触困難、死亡、破産など様々な要因がある。

当該未収金については、時効完成から不納欠損処分までに時間を要するケースがある。例えば令和6年度の不納欠損処分をされたもののうち、生活資金の221,528円は時効完成日が平成17年5月9日、医療介護資金の128,780円は時効完成日が平成18年12月3日、就学支度資金は時効完成日が令和5年10月28日となっているが、これは、貸付先は、同一であり、接触困難を理由に不納欠損処分をしている。

## (3) 不納欠損処分に関するサンプルテスト

令和4年度から令和6年度までの不納欠損額10,319,526円から、任意に抽出した10件5,765,477円について、破産に関する官報、時効援用申出書、相続放棄申述受理証明書、除籍謄本などを確認したが、監査上の検出事項はなかった。

### 3.3.7 平成26年度包括外部監査報告書フォロー

監査対象であったが、該当事項なし。

### 3.3.8 監査の結果・課題等

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度は、上記「3.2 高等学校等修学資金（貸付・過年度過払）返還金」で記載した制度と一部重複していると考えられる面が認められる。そこで、監査の結果、上記と同じような心証を得、同視点で指摘事項・意見を記載する。

**【指摘事項 4】 不納欠損処分 of 適時処理について**

不納欠損処分については、毎年度実施されているが、その実施内容は「自己破産による免責決定」、「時効援用」、「本人死亡」、「接触困難」等となっている。(図表 母子-10)にある過年度の収入未済額の発生年度別にある10年以上前となる平成26年度以前の収入未済額が約6千万円となっている。少しでも回収すべきという姿勢は必要であるが、実質的に回収不可能という未収金を抱え続けることによる経済的損失は計り知れない。

そこで、時効が完成しているが、債務者が所在不明や音信不通である場合の債権においては、京都府会計規則で不納欠損処分の対象としており、規則に基づいて不納欠損処分すべきと考える。

確かに、税金を原資に貸与した債権を安易に不納欠損処分すべきではないとの考えもあるが、回収が困難な債権については、適時・適切に処理しないと、催告や督促等の回収業務が膨大になるのみならず、府の財務状況が適正に開示できない恐れがある。

不納欠損については議会の報告事項であるため、適時・適切に不納欠損処分を実施した結果を議会で明確にすることで、本制度の問題点を明らかにするとともに、制度の見直し・検討についての一助となることを期待するものである。

**【意見 26】 修学資金等の使途について**

修学資金や就業支度資金の使途については、当然修学のために要する授業料、書籍代、交通費、被服費等の経費に限定されている。ところが、府は、実際の使用内容等の確認は行っておらず、実際の使途についての判断はひとり親家庭の父母、寡婦等に委ねられている。

そこで、修学資金に確実に使用されているか確認を行っていないのであれば、直接学校に支給することを検討するよう国に要望すべきであり、できる限り本来の使途に使用されるように、探求すべきである。

**【意見 27】 貸与限度額の見直しについて**

本制度の貸与限度額は、(図表 母子-1)にあるとおり、一定の金額が貸与される。

しかしながら、貸与額の使途として高等学校等の授業料については、いわゆる高校無償化の施策により、少なくとも本制度における府からの直接貸与になる対象者については、国や府（私立高等学校あんしん修学支援事業）の施策により、授業料の無償化は完結できている状態にある。また、就学生を支援する制度が創設されており、生徒の負担はかなり軽減されていると考える。

以上のように、本制度創設以降に大きく環境は変化しているにも関わらず、一定の貸与額を維持することに疑問がある。

貸与型の修学資金及び就学支度資金においては、いずれは返済の必要があり、その返済開始時期もかなり若年の時から開始されるため、返済時に過度な負担が生じないようにする配慮も必要であり、貸与限度額の検討実施を国に要望すべきである。

**【意見 28】 他の制度との集約化について**

府では、(図表 母子-1)で記載のとおり、母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業における修学資金及び就学支度資金等、子供に対する高等学校等の修学（就学）を支援するための制度が数多く用意されている。確かに、支援の充実は望ましいことではあるが、支援内容の詳細を確認すると、重複する制度が他にも多々散見される。

このような状況では、利用者が制度を利用する際に選択が困難となり、せっかくの制度が利用しづらくなる恐れがある。

よって、利用する立場から選択が容易になるように、支援内容が重複している制度においては、集約を図ることにより、利便性を改善することが望まれる。

次に、当該未収金は、件数・金額ともに多く、各保健所による分散管理体制がとられていることから、現時点の未収金残高をさらに減少させるには、システムを利用し、回収が見込まれる相手先に重点的な働きかけをする必要がある。しかし、現行システムでは、CSV ファイルで抽出できるデータが限定的であり、主要な帳票は紙又は PDF で出力するしかない。

令和 3 年度以降当該未収金の収入未済額の水準の減少幅は鈍化傾向にある。現行のベンダーが撤退することから、令和 8 年 12 月までに新システムに移行する必要があるとのことであるが、新たなシステムにおいて電子的に抽出できるデータがどういったものがあるのか、債権管理の観点から新しいシステムを導入したときに、現行の未収金残高を減少させるためにどのような事務改善ができるか、検討しておくべきである。

**【意見 29】 新システムを利用した未収金残高管理の深化について**

当該未収金は、件数・金額ともに多く、各保健所による分散管理体制がとられていることから、現時点の未収金残高をさらに減少させるには、システムを利用し、回収が見込まれる相手先に重点的な働きかけをする必要があるが、現行システムでは、CSV ファイルで抽出できるデータが限定的である。

令和 3 年度以降当該未収金の収入未済額の水準の減少幅は鈍化傾向にある。現行のベンダーが撤退することから、令和 8 年 12 月までに新システムに移行する必要があるとのことであるが、新たなシステムにおいて電子的に抽出できるデータがどういったものがあるのか、債権管理の観点から新しいシステムを導入したときに、現行の未収金残高を減少させるためどのような事務改善ができるか、検討しておくべきである。

### 3.4 府営住宅使用料、府営住宅等損害賠償金

#### 3.4.1 制度の概要

債権の名称	府営住宅使用料、府営住宅等損害賠償金
対象部局	住宅政策課
制度の目的	<p>(1) 府営住宅使用料 国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 府営住宅等損害賠償金 府営住宅の賃貸契約解除後も住宅を明け渡さない場合、民法第 709 条に基づき、不法行為による賃料相当額の賠償金を請求している。</p>
根拠法令等	<p>(1) 府営住宅使用料 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 1 条</p> <p>(2) 府営住宅等損害賠償金 民法第 709 条</p>
制度開始年月日	昭和 42 年度（京都府府営住宅条例（昭和 42 年京都府条例第 10 号））
債権の種類	私債権（未収金）
貸付先（債務者）	<p>(1) 府営住宅使用料 府営住宅入居者</p> <p>(2) 府営住宅等損害賠償金 明け渡し期日以降も府営住宅を明け渡さない府営住宅入居者</p>
貸付期間	—

滞納金等の有無	(1) 府営住宅使用料：有 (2) 府営住宅等損害賠償金：有
備考	—

### 3.4.2 制度の経緯

この制度は、公営住宅法に基づき、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするものである。

また、京都府が作成している「京都府住生活基本計画」（令和4年3月改訂）において、公営住宅の役割は住宅セーフティネットの中核となる制度であるとしている。

さらに、この中で、人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化等に対応した地域の住宅事情に応じたきめ細かで柔軟な取組による需給ミスマッチの解消策として、次の項目を挙げている。

- ・低額所得者である高齢者等については、引き続き公営住宅で担いつつも、居住支援協議会等を通じた低廉で質の高い民間賃貸住宅の活用等に係る新たな取組を推進
- ・低額所得者である子育て世帯（特に多子世帯やひとり親世帯）等については、居住支援協議会等を通じた取組を進めつつ、公営住宅における一層の取組を推進
- ・被災者等の一時的かつ緊急に住宅を要する世帯については、災害の規模等に応じて目的外使用で適時受入れ

府は、以上のような項目等により、府及び市町村が連携して公営住宅の適切な供給を図ることとしている。

また、府では空室の利用促進のため、目的外使用の施策として居住支援法人や中小企業等に転貸（サブリース）し、民間事業者が実施する子育て支援や高齢者等の生活支援居住支援サービス、中小企業の従業員向け住宅等への

活用を推進している。

次に、府営団地の一覧と入居状況は、(図表 住宅-1) のとおりである。

(図表 住宅-1) 府営住宅の一覧と入居状況 (令和7年3月31日現在)

地域	団地名	公営		準公営		特賃		特公賃		総合計		空家率 10% 以上	備考
		管理 戸数	入居 戸数	管理 戸数	入居 戸数	管理 戸数	入居 戸数	管理 戸数	入居 戸数	管理 戸数	入居 戸数		
京都	吉田近衛	50	46	0	0	0	0	0	0	50	46	8.0%	
	田中関田	59	56	0	0	0	0	0	0	59	56	5.1%	
	西天王町	30	23	0	0	0	0	0	0	30	23	23.3%	○
	岩倉	350	185	0	0	0	0	0	0	350	185	47.1%	○ 一部集約予定
	岩倉長谷	0	0	0	0	350	247	0	0	350	247	29.4%	○
	山科東野	61	50	0	0	0	0	0	0	61	50	18.0%	○
	山科大宅	121	103	0	0	0	0	0	0	121	103	14.9%	○
	西七条	31	28	0	0	0	0	0	0	31	28	9.7%	
	久世	36	31	0	0	0	0	0	0	36	31	13.9%	○
	嵯峨天竜寺	56	51	0	0	0	0	0	0	56	51	8.9%	
	常盤	50	47	0	0	0	0	0	0	50	47	6.0%	
	天授が岡	4	3	0	0	0	0	0	0	4	3	25.0%	○ 集約予定
	周山	18	9	0	0	0	0	0	0	18	9	50.0%	○
	墨染	41	32	0	0	0	0	0	0	41	32	22.0%	○
	深草鎌屋	70	63	0	0	0	0	0	0	70	63	10.0%	○
	淀蔭目	200	158	0	0	0	0	0	0	200	158	21.0%	○
	深草	90	85	6	4	0	0	0	0	96	89	7.3%	
	桃山日向	180	170	0	0	0	0	0	0	180	170	5.6%	
	桃山伊賀	0	0	0	0	50	3	0	0	50	3	94.0%	○ 集約予定
	小栗栖西	1,330	1,006	0	0	300	223	0	0	1,630	1,229	24.6%	○
北後藤	440	333	0	0	100	79	0	0	540	412	23.7%	○	
羽東師	225	188	0	0	0	0	0	0	225	188	16.4%	○	
乙訓	洛西西境谷	360	274	0	0	0	0	0	0	360	274	23.9%	○
	洛西竹の里	339	255	0	0	100	78	0	0	439	333	24.1%	○
	洛西沓掛	70	55	0	0	0	0	0	0	70	55	21.4%	○
	向日台	420	339	0	0	0	0	0	0	420	339	19.3%	○
	上植野	206	173	0	0	0	0	0	0	206	173	16.0%	○
	円明寺	48	43	0	0	0	0	0	0	48	43	10.4%	○
山城	五か庄	32	29	0	0	0	0	0	0	32	29	9.4%	
	野添	24	20	0	0	0	0	0	0	24	20	16.7%	○
	砂田	50	48	45	41	0	0	5	5	100	94	6.0%	
	西大久保	1,570	1,227	0	0	500	415	0	0	2,070	1,642	20.7%	○
	三室戸	160	147	0	0	0	0	0	0	160	147	8.1%	
	槇島大川原	150	135	0	0	0	0	0	0	150	135	10.0%	○

地域	団地名	公営		準公営		特賃		特公賃		総合計		空家率 10% 以上	備考	
		管理 戸数	入居 戸数	管理 戸数	入居 戸数	管理 戸数	入居 戸数	管理 戸数	入居 戸数	管理 戸数	入居 戸数			
山城	城南	95	70	0	0	0	0	0	0	95	70	26.3%	○	
	水主	245	217	0	0	0	0	0	0	245	217	11.4%	○	
	八幡	6	2	0	0	0	0	0	0	6	2	66.7%	○	集約予定
	上津屋	18	16	0	0	0	0	0	0	18	16	11.1%	○	
	岩田	12	9	0	0	0	0	0	0	12	9	25.0%	○	集約予定
	八幡男山	93	83	0	0	0	0	0	0	93	83	10.8%	○	
	男山美桜	70	65	0	0	0	0	0	0	70	65	7.1%		
	八幡小松	34	32	0	0	0	0	0	0	34	32	5.9%		
	八幡軸	30	28	0	0	0	0	0	0	30	28	6.7%		
	八幡吉原	60	59	0	0	0	0	0	0	60	59	1.7%		
	一休が丘	24	20	6	6	0	0	0	0	30	26	13.3%	○	
	興戸	21	20	0	0	0	0	0	0	21	20	4.8%		
	田辺	1,130	916	0	0	0	0	0	0	1,130	916	18.9%	○	
	木津	39	35	0	0	0	0	0	0	39	35	10.3%	○	
	山の上	8	4	0	0	0	0	0	0	8	4	50.0%	○	集約予定
	北代	50	44	0	0	0	0	0	0	50	44	12.0%	○	
	御牧	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0.0%		集約予定
	東佐山	115	110	0	0	100	94	0	0	215	204	5.1%		
	下津屋	146	129	0	0	100	87	0	0	246	216	12.2%	○	
	井手	42	39	0	0	0	0	0	0	42	39	7.1%		
大河原	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	100.0%	○	集約予定	
南丹	下矢田	33	28	0	0	0	0	0	0	33	28	15.2%	○	
	城山	8	2	0	0	0	0	0	0	8	2	75.0%	○	集約予定
	古世	8	3	0	0	0	0	0	0	8	3	62.5%	○	集約予定
	穴川	178	113	0	0	0	0	0	0	178	113	36.5%	○	
	琴敷	12	10	0	0	0	0	0	0	12	10	16.7%	○	
	馬路	20	14	0	0	0	0	0	0	20	14	30.0%	○	
	向河原	69	58	0	0	0	0	0	0	69	58	15.9%	○	
	屋賀上	24	17	0	0	0	0	0	0	24	17	29.2%	○	
	須知	10	6	0	0	0	0	0	0	10	6	40.0%	○	
	角	15	2	0	0	0	0	0	0	15	2	86.7%	○	集約予定
中丹東	広峯	35	32	20	18	0	0	10	6	65	56	13.8%	○	
	矢見所	48	39	0	0	0	0	0	0	48	39	18.8%	○	
	笹尾	35	23	0	0	0	0	0	0	35	23	34.3%	○	一部集約予定
	小松が丘	176	127	0	0	0	0	0	0	176	127	27.8%	○	
	中山口	40	31	0	0	0	0	0	0	40	31	22.5%	○	
	西佳屋野	48	39	0	0	0	0	0	0	48	39	18.8%	○	
	小谷が丘	16	13	0	0	0	0	0	0	16	13	18.8%	○	
	日吉が丘	117	42	0	0	0	0	0	0	117	42	64.1%	○	
	中村	75	67	0	0	0	0	0	0	75	67	10.7%	○	
	宮前	30	8	0	0	0	0	0	0	30	8	73.3%	○	集約予定
	朝来西	182	68	0	0	0	0	0	0	182	68	62.6%	○	一部集約予定
	泉源寺	48	31	0	0	0	0	0	0	48	31	35.4%	○	
	市場	36	26	0	0	0	0	0	0	36	26	27.8%	○	
	行永	30	25	0	0	0	0	0	0	30	25	16.7%	○	
	芥子谷	110	103	0	0	0	0	0	0	110	103	6.4%		
	常	145	137	0	0	0	0	0	0	145	137	5.5%		
	白鳥	164	106	0	0	0	0	0	0	164	106	35.4%	○	
	清美が丘	213	103	0	0	0	0	0	0	213	103	51.6%	○	
	上安	89	37	0	0	0	0	0	0	89	37	58.4%	○	集約予定
	福来	82	26	0	0	0	0	0	0	82	26	68.3%	○	集約予定
	高迫	80	59	0	0	0	0	0	0	80	59	26.3%	○	
	伊佐津	71	62	20	16	0	0	4	2	95	80	15.8%	○	
	松蔭	27	21	0	0	0	0	0	0	27	21	22.2%	○	
	京田	83	53	0	0	0	0	0	0	83	53	36.1%	○	
	寺	69	33	0	0	0	0	0	0	69	33	52.2%	○	集約予定
	植松	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0.0%		集約予定
	山根	46	9	0	0	0	0	0	0	46	9	80.4%	○	集約予定
	大谷	67	14	0	0	0	0	0	0	67	14	79.1%	○	集約予定
	上野	75	52	0	0	0	0	0	0	75	52	30.7%	○	一部集約予定
	小倉	60	37	0	0	0	0	0	0	60	37	38.3%	○	
上池田	13	7	0	0	0	0	0	0	13	7	46.2%	○		
花の木	24	20	0	0	0	0	0	0	24	20	16.7%	○		
綾部西町	114	93	0	0	0	0	0	0	114	93	18.4%	○		
神宮寺	6	4	0	0	0	0	0	0	6	4	33.3%	○	集約予定	
明知	5	1	0	0	0	0	0	0	5	1	80.0%	○	集約予定	
吉美	8	1	0	0	0	0	0	0	8	1	87.5%	○	集約予定	
東八田	25	12	0	0	0	0	0	0	25	12	52.0%	○	集約予定	
井倉新町	76	64	0	0	0	0	0	0	76	64	15.8%	○		

地域	団地名	公営		準公営		特賃		特公賃		総合計		空家率 10% 以上	備考
		管理 戸数	入居 戸数	管理 戸数	入居 戸数	管理 戸数	入居 戸数	管理 戸数	入居 戸数	管理 戸数	入居 戸数		
丹 後	百合が丘	80	71	0	0	0	0	0	0	80	71	11.3%	○
	東波路	32	25	0	0	0	0	0	0	32	25	21.9%	○
	湯田	30	27	0	0	0	0	0	0	30	27	10.0%	○
	長岡	50	37	0	0	0	0	0	0	50	37	26.0%	○
	口大野	54	43	0	0	0	0	0	0	54	43	20.4%	○
	網野	60	45	5	2	0	0	0	0	65	47	27.7%	○
	間人南	10	4	0	0	0	0	0	0	10	4	60.0%	○ 集約予定
	家の谷	25	3	0	0	0	0	0	0	25	3	88.0%	○ 集約予定
	角田	54	36	0	0	0	0	0	0	54	36	33.3%	○
	殿町	18	8	0	0	0	0	0	0	18	8	55.6%	○ 集約予定
	十楽	20	8	0	0	0	0	0	0	20	8	60.0%	○ 集約予定
	明石	50	39	0	0	0	0	0	0	50	39	22.0%	○
	加悦奥	18	11	0	0	0	0	0	0	18	11	38.9%	○
	後野	24	15	0	0	0	0	0	0	24	15	37.5%	○
	野田	4	1	0	0	0	0	0	0	4	1	75.0%	○ 集約予定
	石田	60	29	0	0	0	0	0	0	60	29	51.7%	○
	弓木	24	15	0	0	0	0	0	0	24	15	37.5%	○
	天神山	56	43	2	2	0	0	2	2	60	47	21.7%	○
立町	52	35	0	0	0	0	0	0	52	35	32.7%	○	
幾地	36	17	0	0	0	0	0	0	36	17	52.8%	○	
四辻	36	18	0	0	0	0	0	0	36	18	50.0%	○	
合計		12,851	9,720	104	89	1,600	1,226	21	15	14,576	11,050	24.2%	

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

(図表 住宅-1)によると、「備考」に「集約予定」「一部集約予定」との記載があるが、これは府では「京都府府営住宅等長寿命化計画」を作成し、府営住宅等の建て替えや集約等を計画しており、これに基づき用途廃止等が予定されている団地である。府の団地の多くが老朽化や耐震問題、地域間の需給バランスの相違、需給のミスマッチの発生、入居者の高齢化・小規模化・低収入化等の様々な問題を抱えており、建て替えや集約による用途廃止等が推進されている。

また、府営住宅の大多数の団地は、指定管理者に業務委託しているが、一部の府営住宅団地については、地元の市町が管理代行を行っているものも存在する。

なお、府では令和元年度より、府内の地域を分割して各地域に指定管理者制度を導入しており、現在の府営住宅の業務管理の状況は、(図表 住宅-2)のとおりである。

(図表 住宅-2)

## 府営住宅の指定管理の状況

地域	団地数	所在市町	指定管理者
京都	5	左京区	(株) 東急コミュニティー (京都府営住宅管理センター)
	2	山科区	
	1	下京区	
	1	南区	
	4	右京区	
	9	伏見区	
乙訓	3	西京区	(株) 東急コミュニティー (乙訓・南丹府営住宅管理センター)
	2	向日市	
	1	大山崎町	
山城	6	宇治市	京都府住宅供給公社 (山城府営住宅管理センター)
	2	城陽市	
	4	八幡市	
	3	京田辺市	
	3	木津川市	
	3	久御山町	
南丹	4	亀岡市	(株) 東急コミュニティー (乙訓・南丹府営住宅管理センター)
	1	南丹市	
	2	京丹波町	
中丹	10	福知山市	京都府住宅供給公社 (中丹・丹後府営住宅管理センター)
	14	舞鶴市	
	14	綾部市	
丹後	2	宮津市	京都府住宅供給公社 (中丹・丹後府営住宅管理センター)
	9	京丹後市	
	10	与謝野町	

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

### 3.4.3 制度の仕組みと債権の内容等

府営住宅に入居するには「申込資格」があり、入居までに次に挙げる条件が一つでも欠けた場合には、入居することができない場合があるとしている。

＜申込資格＞

- ①申込者に現在同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻と同様の関係にある配偶者又は婚約者を含む。以下「同居親族」という。）があること。
- ②現在住宅に困窮していることが明らかなものであること。
- ③現在京都府内に住所又は勤務場所があること。
- ④申込者及び同居親族の収入（所得）の合計が、公営住宅法及び京都府府営住宅条例で定められた収入（所得）の範囲内であること。
- ⑤申込者又は同居親族が暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員）でないこと。
- ⑥自家所有者でないこと。ただし、一定の条件を満たした場合を除く。
- ⑦単身で申し込む方は、前記①～⑥の資格のほか、単身での入居申込資格を備えなければならない。

以上のような、申込資格が設けられており、⑦に記載のように、単身の場合には、別途条件が設けられており、60歳以上の高齢者や、身体や精神に関する障害者、生活保護者、DVやストーカーの被害者等に限定されている。

また、募集方法については、府や指定管理者のHP等で一般募集されているが、高齢者世帯、母子・父子世帯、障害者世帯などを対象に、特定目的優先入居が行われている。

さらに、府営住宅の家賃については、制度目的が住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することがあることから、応能応益家賃が採用され、入居者の収入（所得）に応じて、年1回家賃が算定されている。そのため、入居者は毎年7月に入居者全員の収入を証明する書類等

を添付し、収入申告書を提出する必要がある、申告書の提出がない場合には近傍同種の住宅の家賃を支払うことになる。なお、家賃の算定は、入居者の収入（所得）のみならず、住宅の広さや竣工時からの経過年数、立地条件等に応じて算定されており、具体的な算定方法は、次のとおりである。

（図表 住宅-3） 本来入居者の家賃の算定方法

$$\begin{aligned} \text{（家賃）} &= \text{（家賃算定基礎額）} \times \text{（市町村立地係数）} \times \text{（規模係数）} \\ &\quad \times \text{（経過年数係数）} \times \text{（利便性係数）} \end{aligned}$$

近傍同種の住宅の家賃を上回る場合には、近傍同種の住宅の家賃を当該公営住宅の家賃を当該公営住宅の家賃とする。

（公営住宅法第 16 条、公営住宅法施行令第 2 条、条例第 18 条）

このように算定された府営住宅の家賃は、毎年 11 月に決定され、翌年の 4 月から決定家賃で徴収されるため、収入に対する家賃の反映には 1 年以上のタイムラグが生じている。また、令和 6 年度に決定された府営住宅の家賃（月額）は最大 134,400 円、最小 800 円であり、かなり大きな格差が生じている。

なお、収入申告の結果、「収入超過者」や「高額所得者」となった場合、低額所得者のための住宅であるため、以下のように一定の義務が課される。

#### ①収入超過者

府営住宅（特別賃貸府営住宅を除く。）に引き続き 3 年以上居住で、収入月額が 158,000 円（特別事由の該当者は、月額 214,000 円）を超える収入の場合、近傍同種の住宅の家賃を限度として、収入を勘案した家賃を支払い、住居の明け渡しの努力義務が課される。

#### ②高額所得者

府営住宅（特別賃貸府営住宅を除く。）に引き続き 5 年以上居住で、最近 2 年間継続して収入月額が 313,000 円を超える収入の場合、府営住宅の明け渡し請求がされる。なお、希望するときは特定公共賃貸府営住宅等のあっせん等の措置が行われる。また、高額所得者は、近傍同種の住宅の家賃を支払う。

なお、府営住宅が、現在住宅に困窮されている低額所得者の方が入居できる住宅であるのに対して、特別賃貸府営住宅は、低額所得者から中堅所得者まで幅広く入居することができる住宅であり、収入月額が 313,000 円を超える場合、近傍同種の住宅の家賃を支払うことになる。

このようにして算定された府の決定家賃を全国平均と比較したのが（図表住宅-4）である。

（図表 住宅-4） 決定家賃の比較 （単位：円）

	新規供給決定家賃		ストック家賃	
	対象戸数（戸）	決定家賃（円）	対象戸数（戸）	決定家賃（円）
全国平均	9,302	20,065	1,667,855	22,038
京都府全体	10	19,920	28,948	22,395

（出典：京都府提供資料）

（図表 住宅-4）によると、新規供給決定家賃では全国平均を若干下回っているが、ストック家賃では逆に全国平均を若干上回っている。よって、全体的に勘案すれば、府の決定家賃は全国平均の水準にあると言える。

次に、家賃の支払方法については、入居した翌月から次のいずれかの方法により、毎月末日の支払いとなる。

①口座振替による方法

指定の預金口座から、毎月月末の自動引落とし

②納入通知書による方法

府営住宅管理センターから配布される納入通知書により、毎月月末までに金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）又はコンビニエンスストアで支払う。

なお、公営住宅法第 32 条によると、入居者が家賃を 3 か月以上滞納したときは、公営住宅の明け渡しを請求できるとされている。

ただし、入居者又は入居後に以下のような事情が生じて、長期にわたり家賃を支払うことが著しく困難な場合には、家賃の減免等の措置がある。

- ①収入が著しく低額であるとき
- ②疾病にかかったとき
- ③災害により著しい損害を受けたとき

### 3.4.4 債権の発生と回収手続

#### (1) 債権の発生・回収推移

債権発生的前提として、過去5年間における府営住宅の全体的な状況は、(図表 住宅-5) のとおりである。

(図表 住宅-5) 府営住宅の管理戸数・入居戸数・入居者数の推移表

年度	管理戸数(戸)	入居戸数(戸)	入居者数(人)
令和2年度	14,932	11,789	24,367
令和3年度	14,740	11,802	23,194
令和4年度	14,843	11,489	22,365
令和5年度	14,825	11,355	21,928
令和6年度	14,576	11,050	20,997

(出典：京都府提供資料)

(図表 住宅-5) によると、管理戸数は令和4年度に約100戸増加しているが、全般的には減少傾向にあり、令和2年度と比較して令和6年度では356戸減少している。これは府が推進している「京都府府営住宅等長寿命化計画」に基づく府営住宅等の建替えや集約等によるものである。

次に、入居戸数と入居者数は、いずれも減少傾向である。しかしながら、令和2年度と令和6年度を比較すると、入居戸数は739戸の減少であるのに対して、入居者数では3,370人と約4.6倍になっている。よって、1戸当たりの入居人数が減少しているのが把握できるが、これは高齢者世帯の独居化や少子化等が大きな要因と考えられる。

このような結果、府営住宅使用料の過去5年間の発生と回収の推移は、(図表 住宅-6) のとおりとなっている。

(図表 住宅-6)

## 府営住宅使用料の推移表

(単位：千円)

年度	年度区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
令和2年度	現年度分	3,114,549	3,083,072	—	31,477	99.0%
	過年度分	184,893	32,161	1,157	151,575	17.4%
	計	3,299,442	3,115,233	1,157	183,052	94.4%
令和3年度	現年度分	3,029,747	2,995,942	—	33,805	98.9%
	過年度分	182,957	28,985	4,496	149,476	15.8%
	計	3,212,704	3,024,927	4,496	183,281	94.2%
令和4年度	現年度分	2,939,533	2,896,567	—	42,966	98.5%
	過年度分	182,664	27,402	7,719	147,543	15.0%
	計	3,122,197	2,923,969	7,719	190,509	93.7%
令和5年度	現年度分	2,882,623	2,839,190	—	43,432	98.5%
	過年度分	190,123	29,556	510	160,057	15.5%
	計	3,072,746	2,868,746	510	203,489	93.4%
令和6年度	現年度分	2,849,704	2,805,091	—	44,613	98.4%
	過年度分	201,151	31,764	8,619	160,768	15.8%
	計	3,050,855	2,836,855	8,619	205,381	93.0%

(出典：京都府提供資料)

(図表 住宅-6)によると、まず、「調定額」において、「現年度分」は、調定額が各年度において、前年度を下回るペースである。これは、入居者の高齢化に伴う収入額の減少により、入居家賃の算定基礎となる「家賃算定基礎額」が減少していることによるものや、府営住宅の老朽化に伴い、団地内の一部住棟の除却・用途廃止が実施されていること等に起因するものである。

しかしながら、「過年度分」においては、令和3年度及び令和4年度は、「現年度分」と同様に各前年度を下回るペースであったが、令和5年度及び令和6年度では一転して増加するペースになっている。これは、コロナ禍において対面での納付指導が困難となったことに要因があると考えられる。

(図表 住宅-7)

損害賠償金の推移表

(単位：千円)

年度	年度区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率
令和2年度	現年度分	12,716	53	—	12,663	0.4%
	過年度分	—	—	—	—	—
	計	12,716	53	—	12,663	0.4%
令和3年度	現年度分	3	3	—	—	100.0%
	過年度分	12,663	—	—	12,663	—
	計	12,666	3	—	12,663	0.0%
令和4年度	現年度分	4,291	71	—	4,221	1.6%
	過年度分	12,663	—	—	12,663	—
	計	16,955	71	—	16,884	0.4%
令和5年度	現年度分	5,650	722	—	4,928	12.8%
	過年度分	15,828	—	—	15,828	—
	計	21,478	722	—	20,756	3.4%
令和6年度	現年度分	2,082	805	—	1,277	38.7%
	過年度分	20,756	—	—	20,756	—
	計	22,838	805	—	22,033	3.5%

(出典：京都府提供資料)

(図表 住宅-7)によると、現年度調定額であっても、少額の案件を除き、回収がほぼ見込めず、かなりの金額が収入未済額になっていることが把握できる。また、その結果、過年度調定額においては、全く回収できていない状況にある。

## (2) 債権の発生手続と状況

府営住宅使用料(家賃)は前述のように、入居者の収入に応じて決定された家賃(応能応益家賃)であり、入居者は口座振替若しくは納入通知書により支払い、毎月末に口座引落としが出来なかった場合や、納入通知書により金融機関(ゆうちょ銀行を含む。)又はコンビニエンスストアで支払いがされなかった場合に滞納家賃となり、未収金として認識される。

一方、府営住宅等損害賠償金は、府営住宅の賃貸借契約解除後も明け渡さない場合に、不法行為による賃料相当額の損害賠償金が未収金として認識される。

### 3.4.5 債権の管理

#### (1) 収入未済額の推移

収入未済額の過去 5 年間の発生と回収の推移は、コロナ禍の影響もあり、対面での納付指導が十分に実施できなかったため、現年度家賃の未収が増加の一途である。

(図表 住宅-6) によると、まず、府営住宅使用料の「現年度分」では、「収入未済額」が各年度において、前年度を上回るペースである。これは、前述したように、入居者が高齢化しており、収入が減少傾向にあると考えられ、府営住宅使用料の支払いに窮することに要因があると考えられる。

一方、「過年度分」においては、前述した「調定額」と同様に、令和 3 年度及び令和 4 年度は「現年度分」と同様に各年度を下回るペースであったが、令和 5 年度及び令和 6 年度では一転して増加するペースになっている。特に、令和 5 年度においては、令和 4 年度の 147,543 千円から 160,057 千円に増加している。この点につき、府の住宅政策課に質問したところ、以下の回答であった。

#### <京都府住宅政策課の回答>

令和 4 年度はコロナ禍の影響もあり、対面での納付指導が十分に実施できなかったため、現年度家賃の未収が増加した。

それに伴い、令和 5 年度の過年度調定額が多額になったことが、未収金額増加の一因と考えられる。

確かに、コロナ禍による影響は、様々な方面に影響を与えており、致し方無いことも理解できる。しかしながら、債権回収について、対面での納付指導の重要性が改めて浮き彫りになったとも考えられるため、今後の教訓にする必要がある。

次に、収入未済額について、過去 4 年間の入居者分と退去者分に区分した資料が(図表 住宅-8)である。

(図表 住宅-8) 入退去者別収入未済額の推移 (単位：千円)

年度	調定区分	収入未済額	内訳	
			入居者分	退去者分
令和3年度	現年度分	33,887	30,860	3,027
	過年度分	148,910	68,703	80,207
	計	182,797	99,563	83,234
令和4年度	現年度分	42,979	39,803	3,176
	過年度分	146,938	73,393	73,545
	計	189,917	113,196	76,721
令和5年度	現年度分	43,816	40,333	3,483
	過年度分	157,106	82,447	74,659
	計	200,922	122,780	78,142
令和6年度	現年度分	44,766	41,959	2,807
	過年度分	160,516	86,917	73,599
	計	205,282	128,876	76,406

(出典：京都府提供資料)

(図表 住宅-8)によると、収入未済額の全体では令和4年度から現年度分の収入未済額が増加し、それに伴って令和5年度以降は過年度分も増加している。しかしながら、内訳に注目すると、「退去者分」の現年度分で若干令和4年度及び令和5年度において増加がみられるものの、令和6年度においては現年度分、過年度分のいずれもが令和3年度に比べて減少している。

よって、収入未済額が令和4年度以降増加しているという傾向は、入居者分が生じさせていることが把握できる。そのような状況においては、今後も収入未済額は増加する可能性が高く、長期滞留債権の管理をより徹底する必要があると考える。

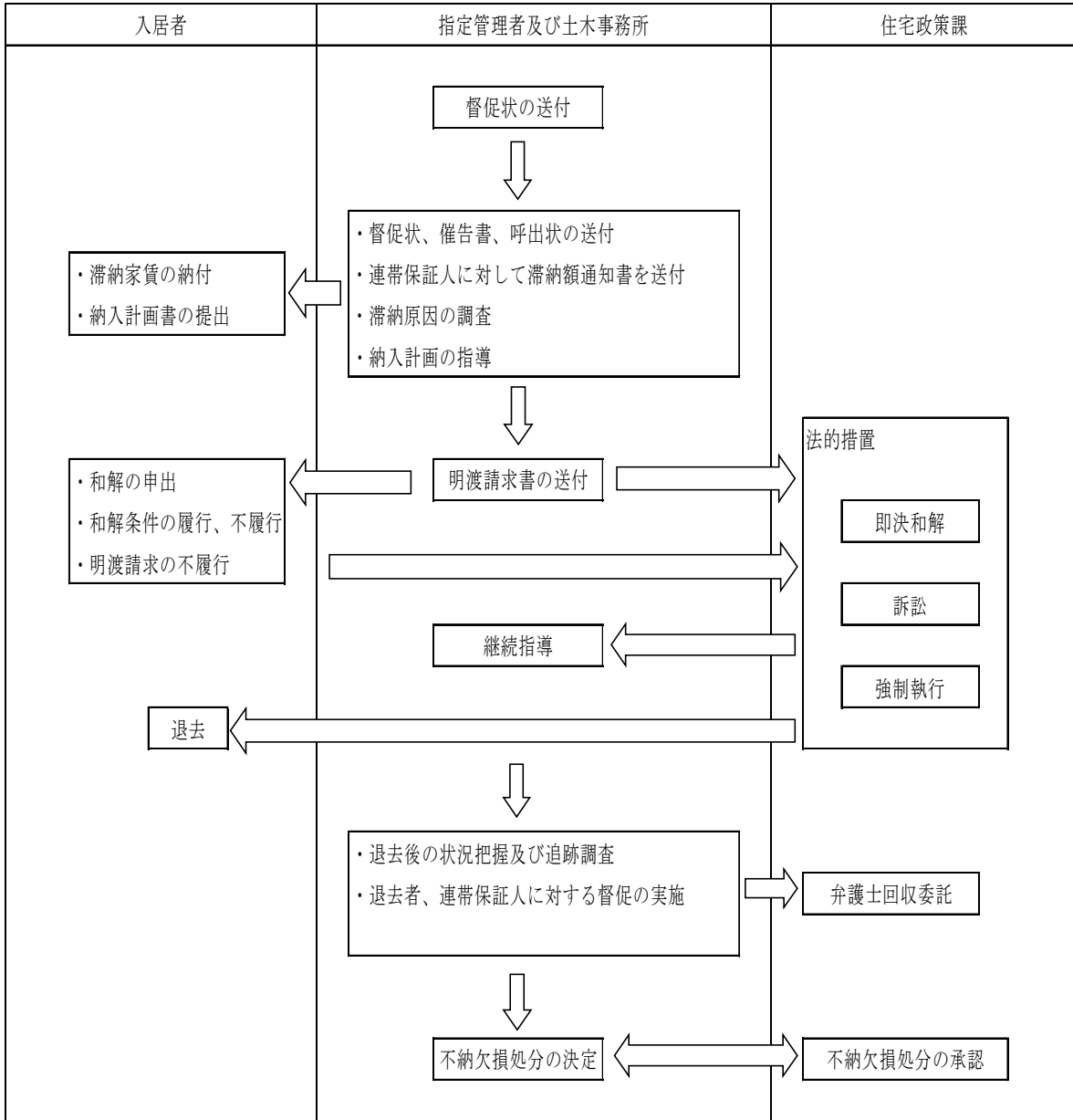
## (2) 長期滞留債権に対する府の回収対応状況(委託を含む。)

### ①長期滞留債権の回収手続に関するフロー

府営住宅使用料に未納等による未収金が生じた際には、確認後直ちに督促状を作成して送付することにより、入居者に対して早期の入金を促すが、それでも督促に応じない場合の対応は、(図表 住宅-9)のようなフローとな

っている。

(図表 住宅-9) 府営住宅使用料の回収事務手続

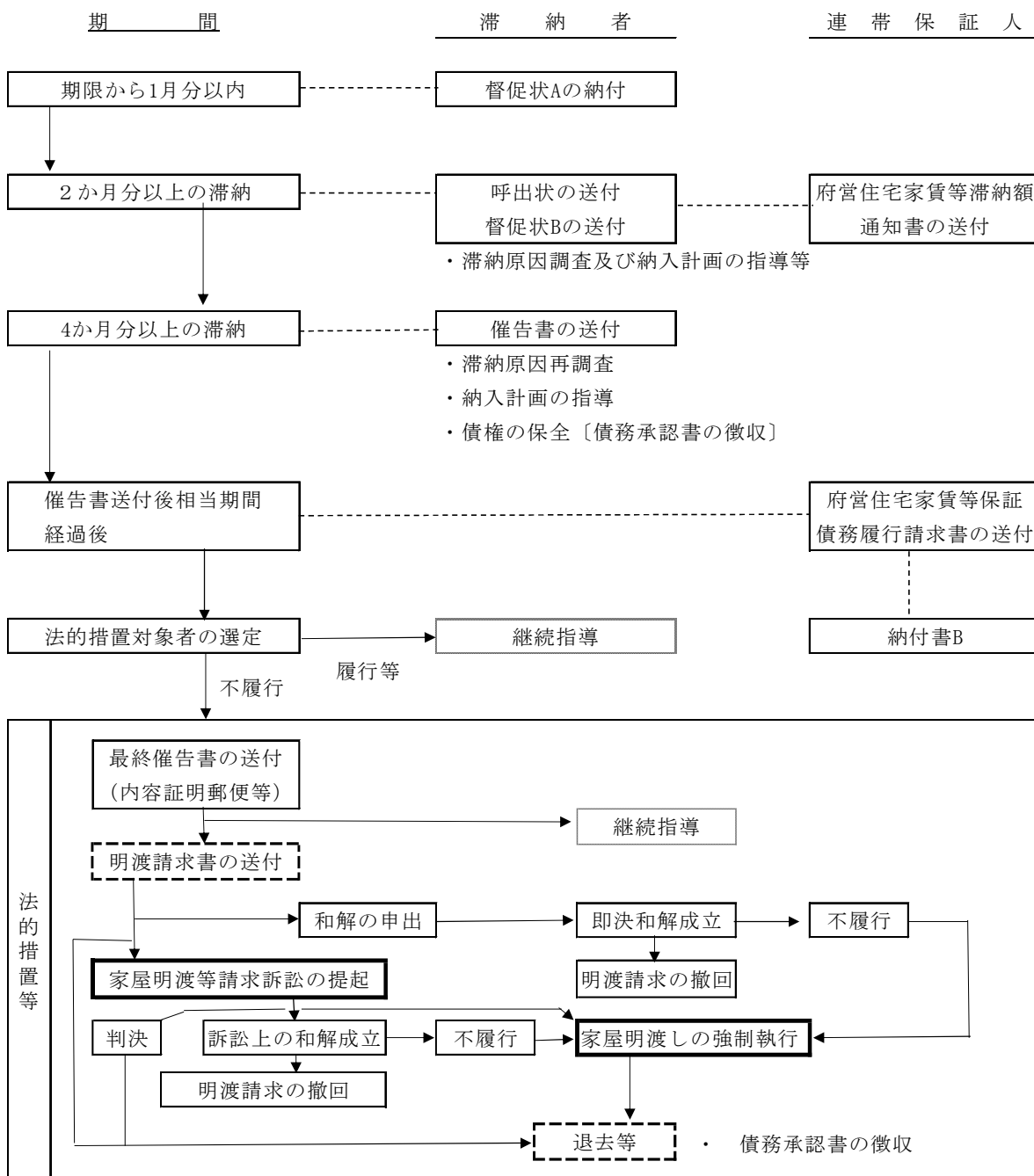


(出典：京都府提供資料)

また、回収事務手続の詳細なフローが(図表 住宅-10)である。

(図表 住宅-10)

回収事務手続詳細フロー



(出典：京都府提供資料)

(図表 住宅-9) と (図表 住宅-10) によると、まずは督促状を発送し、それでも入金がない場合には催告書を送付している。一方、連帯保証人に対しても、2か月以上の滞納があれば通知書を送付することになっている。また、書面だけではなく、呼出状の送付による呼出や電話催告に直接訪問を実施して、対象者本人への接触による入金の促しを行っている。さらに、この

ような督促や面談の事実を滞納整理記録とすることで、時効の管理業務を行っている。このような行為を実施しても入金に応じない滞納者で、やむを得ない理由が無い場合には、法的措置に移行することになる。

なお、催告書と最終催告書の過去5年間の送付実績は（図表 住宅-11）のとおりである

（図表 住宅-11） 催告書、最終催告書の送付実績 （単位：件）

年 度	催告書（滞納4か月以上）	最終催告書（滞納6か月以上）
令和2年度	998	37
令和3年度	967	51
令和4年度	1,345	28
令和5年度	1,387	136
令和6年度	1,603	34

（出典：京都府提供資料）

（図表 住宅-11）によると、催告書の送付が令和4年度以降に急増しているのが把握できる。また、最終催告書においても、令和5年度に急増している。これは、収入未済額の増加について前述したように、コロナ禍の影響で対面での納付指導が十分に実施できなかったことが、主な要因と考察できる。

本事業において、本人確認、収入確認、連帯保証人の身元確認、転居先確認等の様々な事務作業があり、これら作業の多くは、マイナンバーを利用することで、かなりの効率化・省力化が図られると考えられる。

しかしながら、現状において府ではマイナンバーの活用は行われていない。なお、この点につき、収入申告業務について活用予定があるとの回答であったが、事務作業の効率化の観点から、収入申告業務に限らず、活用範囲を広げる努力を期待する。

なお、マイナンバーについては、マイナンバーカード不所持者の存在から反対の意見も存在するが、マイナンバーカードを所持しなくとも、個人番号

は付与されていることから、これを活用すれば可能であることを申し添えておく。

## ②法的措置等について

(図表 住宅-10)によると、法的措置に移行する場合には、まず内容証明郵便等により最終催告書を滞納者に対して送付する。その後、依然として入居している者に対しては、家屋の明け渡し請求書を送付して明け渡しの請求を行うが、明け渡し請求により入居者から和解の申出があれば即決和解となる。

一方で、明け渡し請求に対して入居者から反応がなかった場合には、家屋明け渡し等請求訴訟を提起することになる。

なお、過去5年間の即決和解と訴訟になった件数は、(図表 住宅 12)のとおりである。

(図表 住宅-12) 過去5年間の即決和解と訴訟の件数 (単位: 件)

年度	即決和解	訴訟
令和2年度	8	3
令和3年度	1	2
令和4年度	—	2
令和5年度	3	7
令和6年度	—	3

(出典: 京都府提供資料)

(図表 住宅-12)によると、令和2年度において即決和解は8件成立しており、内容証明郵便等による最終催告書の送付も一定の効果がある一方で、令和4年度と6年度においては実績が無く、やはり最終的には訴訟の提起が必要であることが伺える。

そして、訴訟に踏み切った結果、府が勝訴しても入居者が退去しなければ、強制執行による退去が行われる。しかしながら、実施された強制執行はあく

まで家屋の明け渡しに対してであり、未収金の回収が行われるわけではない。また、滞納者が家屋から退去すると、かえって所在地の把握等が困難になり、過去の未収金の督促も難しくなるが、その場合には弁護士収入委託による回収を行うことになる。

### ③ 弁護士委任について

府では平成 25 年度から、主に退去者に対する府営住宅家賃の回収業務を弁護士に委任している。

令和 6 年度における、弁護士による収入委任の実績は、(図表 住宅-13) のとおりである。

(図表 住宅-13) 弁護士による収入委任実績

	回収委託債権		徴収額		うち連帯保証人より	
	人数 (人)	金額 (千円)	人数 (人)	金額 (千円)	人数 (人)	金額 (千円)
令和6年度	83	20,506	14	948	1	22
	徴収率 (%)		16.9	4.6		

(出典：京都府提供資料)

(図表 住宅-13) によると、徴収額の実績は、人数ベースでは 16.9% であるが、金額ベースでは 4.6% と極めて低い実績となっている。確かに、長期にわたる家賃未払いについては、全額を一括で回収できる案件ではなく、分割での弁済が大多数を占めるため、徴収率は低くならざるを得ないのは理解できるが、徴収率向上に努めるべきである。

これらのことから、債権の回収については、遅くなればなるほど徴収率は下がり、回収が困難になることが把握できる。

### ④ 家賃区分別の滞納状況について

令和 6 年度末時点における、家賃区分別に滞納状況をまとめた資料が(住宅-14) である。

(図表 住宅-14) 家賃区分別の滞納状況

家賃額	入居戸数 (戸)	未申告戸数 (戸)	滞納3月以上			
			戸数 (戸)	滞納割合		滞納割合
				うち未申告	未申告割合	
1万円未満	722	1	14	0	0.0%	1.9%
2万円未満	4,257	0	207	0	0.0%	4.9%
3万円未満	3,937	2	231	0	0.0%	5.9%
4万円未満	1,405	5	82	3	0.2%	5.8%
5万円未満	420	2	26	0	0.0%	6.2%
6万円未満	182	0	16	0	0.0%	8.8%
7万円未満	81	3	8	0	0.0%	9.9%
8万円未満	22	2	5	1	4.5%	22.7%
9万円未満	18	11	2	2	11.1%	11.1%
10万円未満	4	0	2	0	0.0%	50.0%
10万円以上	2	0	1	0	0.0%	50.0%
計	11,050	26	594	6	0.1%	5.4%
滞納割合	未申告者		23.1%			
	申告者		5.4%			

(出典：京都府提供資料)

(図表 住宅-14)によると、決定家賃は3万円未満が多くを占めるため、滞納割合もほぼその家賃帯が占めているのが把握できる。しかしながら、年に1度、府に収入を申告すべきところを申告していない未申告者に注目すると、未申告者26名中で家賃額3万円未満(家賃額1万円、2万円未満を含む。)での滞納者が3名に対して、それを上回る家賃額では23名と大きく占めていることに疑問を抱く。

次に、滞納割合に着目すると、家賃額が上昇するほど滞納割合が高くなる傾向にある。確かに、一般的には家賃が高額になるほど滞納が発生しやすいように思えるが、そもそも府営住宅の家賃は入居者の収入に応じて算定されており、一概にその考えは当てはまらないはずである。

そこで考えられるのが、入居者に病気や失職等の何らかの事情が生じて、収入が著しく低下した場合である。しかしながら、この場合には前述したよ

うに、家賃の減免等の措置があり、多少にタイムラグはあるだろうが、解消に至ることができると考えられる。

次に考えられるのは、未申告の入居者による影響である。これも前述したように、入居者は年1回収入を申告して、1年間の家賃が決定されるが、この申告に応じないと未申告となり、収入に関わらず近傍同種家賃が課されることになる。よって、通常であれば本来よりも高額の家賃となることを回避するために、収入を申告するのが正常な行動であると考えられる。しかしながら、未申告者については、先述のように大多数を占める家賃額3万円未満（家賃額1万円、2万円未満を含む。）での滞納者よりも、高額の家賃額の戸数が26件中23件を占めている。確かに、未申告者の中には、名義承継手続の遅延や書類の不備といった関係も含まれているであろうが、申告義務を履行せず高額な家賃を課されたとしても、放置して家賃滞納を継続している者もいると推察できる。

#### ⑤管轄別の滞納状況について

令和6年度末時点における、管轄別に滞納状況をまとめた資料が（図表住宅-15）である。

（図表 住宅-15） 管轄別の滞納状況

管 轄	4か月以上の滞納者		13か月以上の滞納者		61か月以上の滞納者		計	
	人数（人）	金額（千円）	人数（人）	金額（千円）	人数（人）	金額（千円）	人数（人）	金額（千円）
住宅政策課	64	13,262	25	16,122	0	0	89	29,384
乙訓土木事務所	1	113	0	0	0	0	1	113
山城北土木事務所	69	10,508	17	12,401	16	33,874	102	56,783
南丹土木事務所	2	424	6	4,512	7	17,408	15	22,344
中丹東土木事務所	31	3,582	0	0	0	0	31	3,582
丹後土木事務所	5	417	0	0	0	0	5	417
計	172	28,305	48	33,035	23	51,282	243	112,621

（出典：京都府提供資料）

(図表 住宅-15)によると、管轄別によって、大きな差が生じているのが把握できる。例えば、乙訓土木事務所や丹後土木事務所の管轄における滞納金額に比べて、住宅政策課や山城北土木事務所、南丹土木事務所の管轄における滞納金額には2桁の違いが生じている。

住宅政策課の管轄においては、京都市内が含まれるため、他と異なり戸数が多いことによるものであるが、山城北土木事務所と南丹土木事務所の管轄における、長期滞留債権が多い団地は、地元の市町に管理を委ねている市町管理代行団地であり、十分な把握ができていないとの説明があった。しかしながら、市町に団地の管理を委託していても、団地自体は府の財産である以上、管理状況については府において詳細に把握すべきであると考えます。

#### ⑥61 か月以上の滞納者について

令和7年9月末時点で、退去済みの者も含めた61か月以上の長期滞納者の一覧は、(図表 住宅-16)のとおりである。

(図表 住宅-16) 61か月以上の長期滞留者一覧

No.	滞納月数(月)	滞納額(千円)	入居状況	収入申告	備考
1	169	506	平成10年退去済み	—	
2	114	346	平成11年退去済み	—	
3	124	2,002	入居中	有	
4	157	393	平成13年退去済み	—	
5	157	486	平成16年退去済み	—	
6	219	885	平成10年退去済み	—	月数1位
7	88	606	平成30年退去済み	—	
8	79	902	入居中	有	
9	81	596	入居中	有	
10	67	1,724	入居中	有	
11	219	3,172	令和3年退去済み	—	月数1位
12	141	2,165	入居中	有	
13	135	1,916	入居中	有	
14	149	1,398	平成16年退去済み	—	
15	76	1,117	令和2年退去済み	—	

No.	滞納月数（月）	滞納額（千円）	入居状況	収入申告	備考
16	135	1,526	入居中	有	
17	100	1,599	入居中	有	
18	112	1,686	入居中	有	
19	116	4,957	入居中	有	残高3位
20	80	789	平成17年退去済み	—	
21	112	1,659	入居中	有	
22	116	6,709	入居中	有	残高2位
23	66	891	入居中	有	
24	70	634	入居中	有	
25	119	1,732	平成30年退去済み	—	
26	67	827	入居中	有	
27	73	3,864	入居中	有	
28	74	1,444	入居中	有	
29	61	850	入居中	有	
30	173	7,624	入居中	有	月数3位, 残高1位
31	190	4,249	平成29年退去済み	—	
32	135	2,331	令和4年退去済み	—	
33	92	348	令和2年退去済み	—	
34	77	431	平成30年退去済み	—	
35	112	1,677	入居中	有	
36	108	1,493	入居中	有	
37	109	3,593	入居中	有	
38	83	4,992	平成27年退去済み	—	
39	94	728	入居中	有	
40	66	1,479	平成19年退去済み	—	
41	64	1,003	平成19年退去済み	—	
42	70	808	平成19年退去済み	—	
計		78,135			

（出典：京都府提供資料）

（図表 住宅-16）によると、長期滞留者は上記のとおりとなる。この点につき、公営住宅法第32条及び京都府府営住宅条例第41条では、入居者が家賃を3か月以上滞納したときには明け渡しを請求できると規定されている。このように、確かに「できる」規定ではあるが、61か月以上もの長期滞納を行っている事案については、明け渡しを行わないことについて、やむを得ない理由がない限り、正当性は無いと考える。

次に、滞納月数と滞納額から比較的高額な月額家賃の入居者の滞納が目につく。収入申告とも関係するが、果たして正当に申告しているのか疑問を持つとともに、もし正当に申告された結果の月額家賃であれば、何故これほどの長期に亘り滞納されているか疑問が残る。

さらに、平成 26 年度の包括外部監査報告書において同様の一覧が掲載されているので突合したところ、No.1、4、5、6、20 の 5 者については、「滞納月数」「滞納額」「入居状況」の全てが一致したため、同一と考えられる。

よって、平成 26 年度から換算すると、約 10 年以上もの間、入金もなく処理もされずに滞っていることになり、問題があると考ええる。

そこで、所管課である住宅政策課に 5 者が同一の者であるかと、もし同一の者であれば、10 年以上の経緯となぜ処理がなされないのかについて質問したところ、下記の回答があった。

< 府の回答 >

お見込みのとおり、同一の滞納者です。No.5、20 については、現在滞納家賃回収を弁護士に委託しております。他の債務者についても、今後適宜弁護士委任又は不納欠損を実施してまいります。

よって、平成 26 年度から換算すると、約 10 年以上もの時間が経過しているのに依然としてこのような状態であり、No.5、20 以外の 3 者についても具体的な対応がなされずに滞っていることになり、問題があると考ええる。

本制度において、長期滞留債権の多くは、催告に応答しない案件、分割支払いを履行しない案件等の悪質案件であり、これらの対応については、高度のノウハウや経験といった専門性が必要であり、通常 3 年から 5 年程度で人事ローテーションが実施される職場環境においては、このような専門性の蓄積は難しいと考える。

### 3.4.6 不納欠損処分

#### (1) 不納欠損処分の推移

不納欠損額の過去5年間の推移は（図表 住宅-17）のとおりである。

（図表 住宅-17） 過去5年間の不納欠損額の状況 （単位：千円）

年度	件数（件）	不納欠損額	うち債権管理 条例適用分	不納欠損事由
令和2年度	13	1,562	69	時効援用、所在不明
令和3年度	17	4,496	881	時効援用、破産免責、死亡、 所在不明
令和4年度	26	7,738	3,272	時効援用、死亡、音信不通、 所在不明
令和5年度	4	510	406	時効援用、死亡、相続放棄、 音信不通
令和6年度	11	8,619	36	時効援用、破産免責、死亡、 相続放棄、音信不通

（出典：京都府提供資料）

（図表 住宅-17）によると、各年度によって件数及び不納欠損額の両方において大きな変動が生じている。特に、令和5年度は件数及び不納欠損額の両方において極端に僅少となっている。しかしながら、令和6年度においては、件数も増加しているが、それ以上に不納欠損額が急増している。

#### (2) 不納欠損処分の対応及びその状況

府では、不納欠損処分を行う債権について、京都府会計規則に基づき、時効が完成している債権のうち、次のいずれかに該当する債権を対象としている。

- |   |
|---|
| <p>(1) 債務者が時効援用した債権</p> <p>(2) 京都府債権の管理に関する条例第5条第1項の規定により放棄した債権</p> <p>ア 債務者所在不明により放棄する債権</p> <p>イ 債務者音信不通により放棄する債権</p> <p>(3) 前2号に掲げるものを除くほか、法令等により納入義務が消滅したとき</p> |
|---|

なお、放棄した債権については、会計課でとりまとめられて、例年9月の議会において報告がなされている。

次に、上記に該当する債権として、令和6年度に不納欠損処分されたものを分別したのが（図表 住宅-18）である。上記債権の（1）から（3）が（図表 住宅-18）の「内訳」に記載されている（1）から（3）に対応している。

また、（図表 住宅-17）における、「うち債権管理条例適用分」は（2）に対応している。

（図表 住宅-18） 令和6年度の不納欠損額の内訳

内 訳		人数（人）	月数（月）	金額（千円）
(1)時効援用		8	451	4,007
(2)債権放棄	所在不明	—	—	—
	音信不通	1	13	36
(3)その他法令		2	247	4,576
計		11	711	8,619

（出典：京都府提供資料）

（図表 住宅-18）によると、人数的には（1）の時効援用が8人で最多であるが、金額的には（3）のその他法令によるものが2件であるにもかかわらず、4,576千円で最多となっている。

### （3）不納欠損額の個別的検証

令和6年度の不納欠損処分は各管理区分で申請されており、令和6年度で大多数を占めるのが山城北土木事務所の管轄であり、（図表 住宅-19）は当該事務所管轄の不納欠損処分申請一覧表である。

(図表 住宅-19) 不納欠損処分申請一覧表 (単位：千円)

No.	団地名	退去日	不納欠損額	欠損事由	最終時効完成月
1	A	平成24年6月	690	時効援用	平成29年6月
2	B	入居中	4,424	破産免責	—
3	B	平成31年2月	152	時効援用	令和6年2月
4	C	平成16年3月	7	時効援用	平成14年9月
5	D	平成23年11月	1,163	時効援用	平成28年11月
6	E	平成16年3月	1,066	時効援用	平成22年3月
7	B	令和2年2月	34	時効援用	令和6年3月
8	A	平成24年3月	495	時効援用	平成29年3月
計	—	—	8,031	—	—

(出典：京都府提供資料)

(図表 住宅-19) によると、人数は8人分で令和6年度全体の11人に対して約72%、金額は8,030千円で令和6年度全体の8,619千円に対して約93%を占めている。

また、(図表 住宅-19) の中で約55%の金額を占めるのがNo.2の案件であり、欠損事由は破産免責となっているが、これは前の(図表 住宅-18)の「(3) その他法令」に該当する債権である。この案件については、平成12年6月から滞納が始まっており、令和6年2月まで途中何度か支払いはあったようであるが、ほぼ継続して滞納しており、月額家賃は最低5,400円、最高45,500円であった履歴が残されている。さらには、現在の状況について所管課である住宅政策課に質問したところ、現在も入居中であるとの回答であったことを申し添える。

一方、欠損事由が「時効援用」の案件については、最終時効完成月が最も古いもので平成14年9月、最も新しいもので令和6年3月と大きな乖離があり、果たして適時に不納欠損処分が実施されているのか疑問が残る。この点についても、所管課である住宅政策課に対して、どのような基準で不納欠損処分されているかと質問したところ、前述の府の基準が回答された。

なお、(図表 住宅-19) のNo.1~8の全ての案件が、市町管理代行団地にお

けるものであり、市町に管理を委ねているので、府では詳細を把握できていないとのことである。

そこで、市町から府への報告手段である「家賃収納活動状況報告書」を閲覧したが、債権の概要、2年間の実績や人員体制基本方針等の記載といった大まかな報告と活動状況が報告されているが、閲覧のために提出された令和6年3月分の活動状況について抜粋すると（図表 住宅-20）のとおりである。

（図表 住宅-20） 家賃収納活動状況報告書の記載事項（活動状況）

活動状況	マニュアル作成	有	所属内での研修の有無	有
	督促催告の発送件数	882	訪問督促の件数	5
	分納成約件数(継続中)	15	保証人からの収納件数	0
	督促状、催告書の発送、徴収員による訪問徴収。面談による納付相談。口座振替、コンビニ収納、電子決済の推進。			

（出典：京都府提供資料）

（図表 住宅-20）の記載内容をご覧いただくと分かるように、何ら個別具体的な報告はされておらず、これでは府の所管課が詳細を把握していないということに納得はできる。

しかしながら、市町に団地の管理を委託していても、団地自体は府の財産である以上、管理状況については府において詳細に把握すべきであると考えらる。

### 3.4.7 平成26年度包括外部監査報告書フォロー

平成26年度における包括外部監査の指摘事項について、現状の対応状況について質問したところ、下記の回答を得た。

<p>&lt;府の回答&gt;</p> <p>(1) 市町管理代行団地の管理運営について</p> <p>①滞納整理記録について</p> <p>納付指導については、市町村にその事務を委託しており、市町村によっ</p>
---

て程度差はありますが、督促状・催告書の送付状況や架電、訪問等の納付指導の状況を詳細に記録いただいております。

② 定期的報告について

年に一度、家賃収納活動方針報告書を提出いただいております。

③ 入居時請書の紛失

現在入居者の請書については適切に管理しております。

④ 入居時請書等の様式・内容相違

市営住宅と同じ様式を使用しておりますが、今後、府と統一の様式を使用するよう、市町に要請してまいります。

⑤ 不納欠損（時効援用）の不適用

現在、市町管理代行団地についても不納欠損処分を実施しております。

⑥ 市町管理委託の不徹底

長期滞納者について、特段配慮すべき事情がなければ、法的措置に移行するよう、市町に提案しております。

⑦ 連帯保証人への不請求

2、3か月以上の滞納が生じた場合には、入居者に督促状を送付すると同時に、連帯保証人にも滞納額通知書を送付いただくよう要請しております。また、4か月以上の滞納が生じた場合には、入居者に催告書を送付し、催告書送付後相当期間滞納が解消されなかった場合には、連帯保証人に保証債務履行請求書を送付するよう要請しております。なお、現在は入居に際して連帯保証人は不要としております。

(2) 弁護士委任後の状況把握不足

弁護士委任を実施している債権については、督促の実施状況について毎月報告をいただいております。

以上のうち、回答とおり改善されている事項も見受けられるが、市町管理代行団地の管理運営については、いまだ多くの問題を抱えており、次の「指摘事項」において問題点を記載する。

### 3.4.8 監査の結果・課題等

府営住宅においては、昭和40年代から50年代初頭のいわゆる高度成長期に建築された団地が多く、当時のファミリー世帯向け仕様の4階から5階建て（エレベーター無し）の団地が多くを占めている。少子高齢化が深刻な問題となる今般では、建物においても耐震化・老朽化が深刻な問題となり、居住者に占める高齢者夫婦や一人暮らしの高齢者の割合が多くなるとともに、それらの層にとっては使い勝手が悪く、エレベーターの無い団地の上階は、空室が多くを占めるような状態で、もはや現在のニーズに見合った住宅の提供ができていない状況にある。

このような中、府では団地の集約を図るとともに、ニーズに合った仕様変更や建替を模索するものの、用途廃止を決定した団地においても、一部住民の居住継続により、計画したスケジュールの進行は困難な状況にある。このような中、目的外使用で団地の一部の空室について、民間への転貸等を実施することで、活用を図っている。

一方、住宅管理においては、指定管理制度を活用して、民間事業者へ委託するなど、効率的・効果的な運営を模索している。

しかしながら、民間事業者へ委託せず、地元の市町に住宅管理を委ねている市町管理代行団地においては、平成26年度の包括外部監査の指摘事項に基づいて、委託先の市町から家賃収納活動報告書の提出を求めるとともに、令和4年度より定期的な会合を開催することで、積極的に連携を図る努力は始められているが、未だ数多くの問題を抱えている状況にあると言わざるを得ない。

府においては、居住者における公平性の観点から、一刻も早く民間委託団地と市町管理代行団地の住宅管理について同質性が保たれるよう、改善を図られたい。

#### 【指摘事項5】市町管理代行団地のモニタリングについて

市町管理代行団地については、委託先の市町から府に対して年に一度、家賃収納活動状況報告書が提出されている。

しかしながら、市町管理代行団地の家賃滞納状況について、府の住宅政策課において詳細を把握しておらず、明確な回答が無い状態である。この点、たとえ市町に団地の管理を委託していても、団地自体は府の財産である以上、管理状況については府において詳細に把握すべきであり、たとえ報告書が提出されていても、詳細が把握できていなければ不十分であり、モニタリングの観点から大きな問題があると考ええる。

よって、府においては、市町管理代行団地の管理状況について、詳細な内容が把握できるような報告書の提出を委託先の市町に対して求めるべきと考ええる。

#### 【指摘事項 6】 長期滞納者に対する明け渡し請求について

長期滞納者に対しては、催告に応じず、やむを得ない理由がない場合においては、居住者に対して住居の明け渡し請求を行うことになる。この点、公営住宅法第 32 条及び京都府府営住宅条例第 41 条では、入居者が家賃を 3 か月以上滞納したときには明け渡しを請求できると規定されている。

しかしながら、長期滞留リストを閲覧すると、61 か月以上滞納している者が多数存在している。

そもそも、府営住宅については、入居者の所得に応じた家賃が設定されており、たとえ失業や病気等の不測の事態が生じた場合でも、長期的には家賃の減額が行われ、解消できるはずである。

よって、他の居住者との公平性の観点から、府においては、長期滞留リストに記載されている入居者の事情の把握等に努め、明け渡し請求の実施に繋げていただきたい。

#### 【指摘事項 7】 不納欠損処分の適時処理について

不納欠損処分については、以下の場合に実施される。

- (1) 時効援用、(2) 債権放棄（所在不明、音信不通）、(3) その他法令

この点、令和 6 年度に山城北土木事務所で実施した不納欠損処分申請一覧表（8 件中全部が市町管理代行団地）を閲覧したところ、(1) 時効援用が理由の大多数を占めていたが、最終時効完成月に大きな乖離があり、最も古いものでは平成 14 年 9 月との記載のため、適時性について問題があると考えます。

なお、時効については、(1) 時効援用に該当しない場合であっても、(2) 債権放棄（所在不明、音信不通）も適用できることから、報告書に記載の中で、古い年次の最終時効完成月の案件については、(2) 債権放棄（所在不明、音信不通）を適用することで、もっと早期に不納欠損処分が可能であったと考えます。

よって、今後においては、適時適切に弁護士委託を行い、回収不能の債権については不納欠損処分を実施するよう市町に指導されたい。

### 3.5 府立病院未収金（病院事業会計）

#### 3.5.1 制度の概要

債権の名称	府立病院未収金（病院事業会計）
対象部局	医療課
制度の目的	府は、府民の健康保持に必要な医療を提供するため、京都府病院事業を設置する。病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営するものとされ、府内で唯一の公立精神科病院として、京都府立洛南病院が運営されている。
根拠法令等	京都府病院事業の設置等に関する条例（昭和 42 年京都府条例第 8 号） 京都府病院事業会計規則（昭和 54 年京都府規則第 19 号）
制度開始年月日	昭和 20 年 6 月（京都府立精神病院として開院）

債権の種類	私債権（未収金）
貸付先（債務者）	患者
貸付期間	—
延滞金等の有無	無
備考	—

### 3.5.2 制度の経緯

府の病院事業は、府民の健康保持に必要な医療を提供するため、設置されており、病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営するものとされており、監査対象時点では府立洛南病院のみが運営されている。なお、未収金のうち、一部平成17年3月に閉院した洛東病院分が含まれているが、金額は僅少である。

洛南病院は、昭和20年6月に府が設置した府内で唯一の公立精神科病院であり、早くから先進的な医療看護を発展させてきた。特に、昭和30年代以降、リハビリテーション活動を推進し、昭和50年代からは重症患者への対応、地域内自立を支えるための活動、職員研修などの充実に力を注いできた。

平成8年度から中長期計画に基づいて急性期治療病棟を発足させ、時代の変化に即応できる病院運営を目指し、患者の人権擁護、社会復帰及び社会参加の促進、地域精神保健福祉の発展のために努力を続けている。平成14年7月からは、府南部圏域における精神科救急医療システムの基幹病院としての役割を果たしている。

平成15年10月には、改正医師法に基づく協力型臨床研修病院として国の指定を受け、他の病院と共同して臨床研修を行っている。平成18年5月からは、思春期専門外来を開始し、思春期特有のこころの問題や発達障害などの診断と治療に取り組んでいる。平成19年1月には、医療観察法に基づく指定通院医療機関として国の選定を受け、通院医療による精神症状の安定を図るとともに、関係機関と連携しながら訪問看護やデイケアによる生活支援

等を行っている。平成 23 年 10 月には、認知症疾患医療センターの指定を受け、認知症に関する地域連携の中核となる医療機関の役割を担っている。

平成 25 年度には、若年性認知症専門外来を開設し、光トポグラフィー検査やうつ病の磁気刺激治療を導入するなど、より専門的な医療にも取り組んでいる。

未収金は、医療行為の対価として獲得するものであるが、滞納債権が生じるのは、以下「3.5.3」の理由により、患者の自己負担分となっている。

### 3.5.3 制度の仕組みと債権の内容等

病院における主な債権は診療報酬債権である。日本では全国民に加入が義務付けられている公的医療保険制度があるため、保険の資格証を提示すれば、誰でも必要な診療行為（診察、治療、処方など）を自分が選んだ医療機関で受けることができる。日本では、診療行為の 1 つ 1 つに厚生労働大臣が定めた点数（診療報酬）が決められ、それらの点数を足し合わせて算出した金額が、診療にかかる医療費となる。そのうち、自己負担分（年齢や所得に応じて異なり、原則 3 割）については、患者の自己負担であり、残りは加入している医療保険者から、医療機関等に支払われる。また、生活保護受給者に対しては、生活保護制度により、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助として医療が提供されることになり、原則として自己負担分は生じない。

未収金のうち、医療保険者からの収入に関しては全額回収を前提にすれば、自己負担分について収入未済額にならないようにすることが重要である。自己負担分については、入院分と外来分到大別される。入院分は主に月次請求であり、外来分は随時請求となる。洛南病院では、支払方法として現金又は振込に限られているが、近隣に金融機関・ATM がないことから、患者が診療時に現金の持ち合わせがない場合に収入未済額になるリスクがあることは否めない。

### 3.5.4 債権の発生と回収手続

#### (1) 債権の発生・回収推移

債権の発生・回収の推移は以下のとおりである。

(図表 病院-1) 府立病院医業収益未収金の推移 (単位：円)

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現年度分	調定額	72,407,661	85,348,618	53,476,341	65,470,443	67,856,826
	収入済額	60,340,850	53,851,320	50,726,270	57,044,243	60,401,016
	不能欠損額	0	0	0	0	0
	未収額	12,066,811	31,497,298	2,750,071	8,426,200	7,455,810
過年度分	調定額	20,744,210	22,160,461	44,320,849	37,517,210	31,680,072
	収入済額	10,628,890	9,058,250	9,274,570	14,157,148	21,400,552
	不能欠損額	21,670	296,010	279,140	106,190	0
	未収額	10,093,650	12,806,201	34,767,139	23,253,872	10,279,520
未収額合計		22,160,461	44,303,499	37,517,210	31,680,072	17,735,330

(出典：京都府提供資料)

現年度分の調定額は、令和2年度から令和6年度まで概ね50百万円から80百万円まで推移し、未収額は令和3年度を除いては概ね2百万円から12百万円を推移している。外来患者と比べて、入院患者のほうが、一人当たり債権額が大きい傾向にあり、各年度末において金額の多い入院患者の債権が決算期末近くに未収になると、未収金残高は大きくなる傾向にある。

総未収金残高は令和3年度を除くと、概ね17百万円から37百万円を推移しており、令和4年度以降は減少傾向にある。

不納欠損額については、過年度分に限られ、金額は最大の年度で30万円弱であり、比較的 low 水準にとどまっている。

#### (2) 債権の発生手続と状況

府立病院医業収益未収金は、医療行為の対価として生じる私債権である。病院は医師法第19条（応召義務）により、正当な理由がなければ診療を拒否できず、緊急性、専門性、時間外かどうかなどが「正当な理由」となるかどうかの判断基準で、医療費未払いだけでは拒否できないとされている。診

療債権は、医療保険や市町村などの自治体などに請求する分と患者の自己負担分があるが、回収の可否を検討すべき債権は、患者の自己負担分である。

医業収益未収金は、入院分と外来分に分類できる。外来分は診療ごとに随時に支払うものである。入院は各月ごと、又は退院時に支払われることになるが、入院分の方が金額的に大きくなる傾向にある。

また、洛南病院は府内で唯一の公立精神科病院であることから、同じ患者が継続して利用することが多く、応召義務もあることから、過去の未収金を理由に新規の診療を拒絶することができない。よって、同一患者からの債権額が膨らむリスクを抱えている。

### (3) 債権の回収手続と状況

府立病院医業収益未収金は、医療行為の対価であることから、随時、退院時、各月ごとの請求額が決定次第、請求行為が実施され、回収手続に入ることとなる。上記「3.5.4」で検討したとおり、未収金残高が傾向的に増大している状況ではないので、その観点では大きな問題がある状況ではない。

債権の回収方法としては、窓口で現金で支払うか、銀行振込のいずれかである。病院周辺に銀行やATMがない環境を考えると、クレジットカード納付などの納付手段の拡大が求められる。

## 3.5.5 債権の管理

### (1) 収入未済額の推移

上記「3.5.4(1)」に、記載のとおりである。

### (2) 収入未済額の発生別年度

次表は、医事会計システムによる令和7年3月末時点の医業収益未収金のデータ抽出時点（令和7年9月26日時点の残高）における残高を発生年度別に集計したものである。

(図表 病院-2) 令和6年度末までの未収金の発生年度別一覧(単位:円)

	令和元年度 以前	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合計
外来	4,440	103,340	82,160	125,650	227,030	184,450	727,070
入院	2,691,660	282,300	1,874,210	4,500,930	2,465,960	3,067,330	14,882,390
合計	2,696,100	385,640	1,956,370	4,626,580	2,692,990	3,251,780	15,609,460

(出典:京都府提供資料)

外来、入院を比較した場合は、入院から生じた債権残高の方が圧倒的に大きい。令和4年度に発生したものが比較的多いことを除いて、年度ごとの偏りは少なく、令和元年度以前の債権が非常に大きい状況ではないので、基本的に回収手続は適正に行われているものと推察される。

### (3) 長期滞留債権に対する府の回収対応状況(委託を含む。)

医事会計システムによる令和7年3月末時点の医業収益未収金のデータ抽出時点(令和7年9月26日)における20万円以上の残高のある20件、11,013,774円について回収状況を調査した。

監査時のヒアリングでは、分納誓約書の提出や来院時の声掛けなどにより随時返還手続が進んでいるものが10件、2月や8月における督促状の送付や電話による交渉中のものが7件、本人死亡や資力の状況で不納欠損の可能性のあるものが3件となっている。

原課での対応では、弁護士への委託や随時の戸別訪問などは実施されていない。回収能力を向上させるためには、回収強化に向けた体制強化が必要となる。

## 3.5.6 不納欠損処分

### (1) 不納欠損処分の推移

上記「3.5.4(1)」に、記載のとおりである。

## (2) 不納欠損処分の対応及びその状況

令和2年度、3年度、4年度、5年度の不納欠損処分について、全件の不納欠損処分協議調書を確認した。不納欠損の理由は、破産等による免責と時効援用であり、検出事項はない。

### 3.5.7 平成26年度包括外部監査報告書フォロー

監査対象であったが、該当事項なし。

### 3.5.8 監査の結果・課題等

医療課担当者やレジを担当する業務受託業者などの声掛けなどもあり、未収金の残高水準は安定している。調査対象とした20万円以上の残高のある未収金についても、20件と件数自体は多くない。しかし、長期滞留債権になった場合で、外来などで定期的な通院がない患者に対しては、債務者が呼びかけに応じて来庁しない限りは、2月又は8月の督促状の送付及び電話による対応が中心であり、交渉が進まないケースも生じている。弁護士委任や随時の戸別訪問なども可能となるような体制づくりが求められる。

また、未収金を生み出さないためには、幅広い納付手段を確保することが重要であるが、近隣にATMなどが無い状況でありながら、窓口での現金での納付か銀行振込しか認められていない。現在では、同規模の医療機関では、クレジットカード納付などの納付手段も広く認められているところであり、速やかに対策を講じるべきであると考えます。

#### 【指摘事項8】納付方法の拡大化

未収金を生み出さないためには、幅広い納付手段を確保することが重要であるが、近隣にATMなどが無い状況でありながら、窓口での現金での納付か銀行振込しか認められておらず、来院時に現金を持ち合わせていないなどの理由で納付の機会を失っている可能性もある。また、現在では、同規模の医療機関では、クレジットカード納付などの納付手段も広く認められているところであり、患者の利便性の観点からも速やかに新たな納付方

法の拡大化を図るべきである。

【指摘事項 9】 長期滞留債権の回収手段の拡大の検討

当該未収金の残高水準は安定しており、20 万円以上の残高のある未収金についても、件数自体は多くないが、滞納者に対するアプローチは、2 月又は 8 月の督促状の送付及び電話による対応が中心であり、債務者が反応して来庁しない限りは、交渉が進まないケースも生じている。弁護士委任や随時の戸別訪問なども可能となるような、長期滞留債権の回収ルールの策定などの体制づくりが求められる。

3.6 国家賠償法に係る求償金

3.6.1 制度の概要

債権の名称	国家賠償法に係る求償金
対象部局	警察会計室
制度の目的	国又は地方公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は地方公共団体が、これを賠償する責に任ずる。この場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は地方公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。
根拠法令等	国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条
制度開始年月日	昭和 22 年（1947 年）10 月 27 日
債権の種類	私債権（求償金）
貸付先（債務者）	元府警察職員
貸付期間	—
延滞金等の有無	年 3% の遅延損害金が生じる。
備考	—

### 3.6.2 制度の経緯

国家賠償法によると、国又は地方公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うことについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は地方公共団体が、これを賠償する責任がある。この場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は地方公共団体は、その公務員に対して求償権を有することとされる。

### 3.6.3 制度の仕組みと債権の内容等

当該未収金は、当時の府警察職員がその職務を行うことについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたことにより、府の賠償責任があるとして支払った金員について、元職員に故意又は重大な過失があるものとして、府が当該元職員に対して、求償権を行使したものである。

### 3.6.4 債権の発生と回収手続

#### (1) 債権の発生・回収推移

(図表 国賠-1) 債権の発生推移 (単位：円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0	12,284,930	0	0	0

(図表 国賠-2) 債権の回収推移 (単位：円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0	0	0	0	20,000

(出典：京都府提供資料)

#### (2) 債権の発生手続と状況

当該未収金は、令和3年3月に元職員に対して賠償金請求事件を提訴し、令和3年5月に勝訴したことにより、賠償金及び遅延損害金の債務名義を獲得した。令和3年8月に賠償金12,140,245円及び遅延損害金144,685円の合計12,284,930円の納入通知書を発行、送付した。その後、令和3年10月に督促状を送付した。

### (3) 債権の回収手続と状況

債務者は申し出により、令和7年1月より一定金額を分割返済中である。府では、他の自治体の状況の確認、債務者との定期的な面談、顧問弁護士への相談を実施しながら債権回収に向けた取組を実施中である。

### 3.6.5 債権の管理

#### (1) 収入未済額の推移

(図表 国賠-3) 収入未済額の推移 (単位:円)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0	12,284,930	12,284,930	12,284,930	12,264,930

(出典:京都府提供資料)

#### (2) 収入未済額の発生別年度

上記「3.6.4(1)」に記載があるとおりの収入未済額は、全額令和3年度に生じている。

#### (3) 長期滞留債権に対する府の回収対応状況(委託を含む。)

上記「3.6.4(1)」に記載があるとおりの分割納付の申し出により、令和7年1月より一定金額を分割返済中である。

### 3.6.6 不納欠損処分

未収金発生以後、不納欠損処分はない。

### 3.6.7 平成26年度包括外部監査報告書フォロー

監査対象外であったため、該当事項なし。

### 3.6.8 監査の結果・課題等

特筆すべき、指摘事項及び意見はない。

### 3.7 地域改善対策修学奨励事業等過払返還金

#### 3.7.1 制度の概要

債権の名称	地域改善対策修学奨励事業等過払返還金
対象部局	人権啓発推進室
制度の目的	高校・大学に進学する意欲がありながら、経済的理由により修学することが困難な者で、地域改善対策修学奨励事業に関する要綱の規定に基づく経過措置の対象者に修学奨励金を交付するもの。
根拠法令等	地対財特法経過措置事業経費実施要綱 京都府地域改善対策修学奨励事業に関する要綱 京都府同和対策技能修得資金等支給要綱
制度開始年月日	国の制度（高校）昭和 41 年度、（大学）昭和 49 年度 府の制度（高校）昭和 36 年度、（大学）昭和 42 年度、 （専修学校）昭和 59 年度
債権の種類	私債権（未収金）
貸付先（債務者）	地域改善対策修学奨励事業に関する要綱の規定に基づく経過措置の対象者で、高校・大学に進学する意欲がありながら、経済的理由により修学することが困難な者
貸付期間	—
延滞金等の有無	無
備考	平成 13 年度で制度は終了している。

#### 3.7.2 制度の経緯

当該制度は、地域改善対策修学奨励事業に関する要綱の規定に基づく経過措置の対象者で、高校・大学に進学する意欲がありながら、経済的理由により修学することが困難な者に対して修学奨励金を交付するものである。

国において、昭和 40 年度の同和対策審議会答申において、教育問題に関する具体策として、経済的事由により、就学が困難な児童生徒にかかる就学奨励費の配分に当たっては特別の配慮をすることが提示され、昭和 41 年度から高校生に対する国庫補助制度が開始された。府においては、国に先行して昭和 36 年度から高校生に対する支援制度が開始された。

当該答申をうけて、昭和 44 年度から同和対策特別措置法が施行された。その後、昭和 57 年度から地域改善対策特別措置法、昭和 62 年度から地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）と法律が制定される中、制度は維持されたが、平成 13 年度末に地対財特法が失効することにより当該制度は失効した。

### 3.7.3 制度の仕組みと債権の内容等

制度終了時における仕組みは以下のとおりである。対象者要件は、以下のいずれかの者である。

- ①平成 14 年 3 月 31 日において高校・大学に在学し、現在も地域改善対策修学奨励金の貸与を受けている者で、当該高校・大学を卒業又は退学するまでの者
- ②経済的理由により修学することが困難な者（日本育英会採択基準に準じ、世帯の家族人数毎に府の基準を設定）
- ③日本育英会奨学金、母子福祉資金貸付金、交通遺児奨学金、母子家庭奨学金、高等学校奨学金、高等学校定時制通信制課程修学奨励金を受けていない者

貸与額は、奨学金として高校は、国公立（全日制）の場合は月額 23,000 円、私立（全日制）の場合は月額 43,000 円である。大学は、国公立（全日制）の場合は月額 48,000 円、私立（全日制）の場合は月額 82,000 円である。専修学校は、国公立の場合は月額 17,000 円、私立の場合は月額 30,000 円である。当該貸与制度は、平成 13 年度をもって廃止されており、令和 7 年 3 月末時点の未収金は、既に給付を受けたが、途中で退学等した者に対して過払

額の返還を求めたが、一部が回収不能となったものである。

### 3.7.4 債権の発生と回収手続

#### (1) 債権の発生・回収推移

当該未収金は既に給付を受けたが、途中で退学等した者に対して過払額の返還を求めたが、回収不能となったものである。制度が平成 13 年度に終了したことから、未収金が新規に発生することはない。令和 2 年度以降の回収実績もない。地域改善対策修学奨励金等過払返還金の推移は、以下の（図表 地域-1）のとおりである。

（図表 地域-1） 未収金額等の推移 （単位：千円、件）

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
調定額	6,083	6,083	6,083	6,083	6,083
未収金額	6,083	6,083	6,083	6,083	6,083
不納欠損額	0	0	0	0	0
件数	64	64	64	64	64

（出典：京都府提供資料）

#### (2) 債権の発生手続と状況

当該未収金は既に給付を受けた後、途中で退学等した者に対して過払額の返還を求めたが、一部が回収不能となったものである。制度が平成 13 年度に終了したことから、監査対象期間に未収金が新規に発生することはない。

#### (3) 債権の回収手続と状況

当該未収金は全て平成 14 年度までに発生し、回収手続を実施したものの全てを回収することができず、時効を迎えたものである。上記（図表 地域-1）にあるとおり、令和 2 年度以降回収実績はない。

### 3.7.5 債権の管理

#### (1) 収入未済額の推移

収入未済額の推移は（図表 地域-1）のとおりである。

#### (2) 収入未済額の発生別年度

未収金は全て平成 14 年度以前に発生したものである。

#### (3) 長期滞留債権に対する府の回収対応状況（委託を含む。）

残存している未収金については、令和 7 年度時点では、居所不明などの要因により、令和 2 年度以降回収はできていない。

### 3.7.6 不納欠損処分

#### (1) 不納欠損処分の推移

（図表 地域-1）に記載のとおり、不納欠損処分はない。

#### (2) 不納欠損処分の対応及びその状況

当該未収金については、全て平成 14 年度までに発生したものであり、令和 7 年 3 月末時点では、全て時効援用が可能なものである。時効援用は不納欠損処分の要件の一つとなっている（京都府会計規則 58 条 1 号イ（イ））。また、滞納となった債務者は生活困窮者であることが多く、時間の経過により連絡することも困難となっており、既に回収見込みがない未収金ともいえる。

### 3.7.7 平成 26 年度包括外部監査報告書フォロー

監査対象外であったため、該当事項なし。

### 3.7.8 監査の結果・課題等

上記「3.7.6」での検討のとおり、全ての債権が回収困難であり、時効援用が可能な状態である。回収の見込みのない債権を管理することには、経済合

理性がなく、早期に不納欠損処分を行うことが検討されるべきである。

**【指摘事項 10】 早急な不納欠損処分の実行**

当該未収金については、全て平成 14 年度までに発生したものであり、令和 7 年 3 月末時点では、全て時効援用が可能なものである。時効援用は不納欠損処分の要件の一つとなっている。

また、滞納となった債務者は生活困窮者であることが多く、時間の経過により連絡することも困難となっており、既に回収見込みがない未収金ともいえる。全ての未収金が回収困難であり、時効援用が可能な状態であることから、回収の見込みのない未収金を管理することには、経済合理性がなく、慎重な対応とともに、早期に不納欠損処分を行うべきである。

3.8 在日外国人無年金者緊急支援給付金返還金

3.8.1 制度の概要

債権の名称	在日外国人無年金者緊急支援事業給付金
対象部局	高齢者支援課
制度の目的	国民年金制度改正時に制度の対象とならなかった在日外国人無年金者（高齢者、障害者）に対して給付金を支給する目的で設けられた。
根拠法令等	京都府在日外国人高齢者・重度障害者特別給付金支給要綱
制度開始年月日	昭和 57 年度
債権の種類	私債権（未収金）
貸付先（債務者）	府内の住民基本台帳に記録されている外国人又は外国人であった者のうち、以下のいずれかに該当する者 (1) 大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた者で、公的年金等の受給資格を得ることができない者 (2) 次に掲げる要件のすべてを満たす者

貸付先（債務者）	<p>①昭和 57 年 1 月 1 日前に満 20 歳に達し、同日において日本国内に外国人登録をしていたこと</p> <p>②昭和 57 年 1 月 1 日前に重度障害者であった者又は同日以降に重度障害者となった者で、その障害発生原因となった傷病に係る初診日が昭和 57 年 1 月 1 日前に属すること</p> <p>③障害基礎年金等を受けていないこと</p>
貸付期間	—
延滞金等の有無	無
備考	—

### 3.8.2 制度の経緯

昭和 61 年 4 月 1 日時点で国民年金制度改正時に制度の対象とならなかった 60 歳以上の国民年金法の給付を受けることができない外国人（外国人高齢者）及び国民年金制度改正が行われた昭和 57 年 1 月 1 日以前に 20 歳に達していた等の理由により、障害基礎年金等を受けることができない重度の障害がある外国人（外国人重度障害者）に対し、その福祉の向上を図るため支給する特別給付金である。

令和 7 年 12 月時点で、府では外国人高齢者 5 名に対して支給を行っている。

### 3.8.3 制度の仕組みと債権の内容等

受給資格者は、上記「3.8.1 制度の概要」「貸付先（債務者）」に記載のとおりである。

また、支給金額については、以下のとおりである。

- ①昭和 61 年 4 月 1 日時点で国民年金制度改正時に制度の対象とならなかった在日外国人無年金者で 60 歳以上の高齢者には毎月 7,500 円
- ②昭和 57 年 1 月 1 日時点で 20 歳以上の障害者等には毎月 20,000 円

なお、受給者の死亡等により受給資格が喪失する。給付金を支給した後に、受給資格の喪失が分かった場合、知事は受給者に対して既に支給した給付金の返還を求めることができる。

未収金が発生したのは、受給資格がなくなったにも関わらず受給者及びその親族から申出がなかったため府が支給を継続し、発覚後に相続人等に返還の督促等を行ったが、相続人等の資力がなく、死亡後においても、外国籍のため相続人の調査が不可能となり、返還されないものである。

### 3.8.4 債権の発生と回収手続

#### (1) 債権の発生・回収推移

令和2年度以降、新規の債権の発生はない。債権の回収推移は、次のとおりである。

(図表 外国-1) 債権の回収推移 (単位：円)

区分	未収先	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在日外国人無年金者緊急支援給付金	個人A	-	0	0	0	0
在日外国人無年金者緊急支援給付金	個人B	12,000	12,000	2,000	0	0
過年度未収金回収合計		-	12,000	2,000	0	0

(出典：京都府提供資料)

#### (2) 債権の発生手続と状況

令和2年度以降、新規の債権の発生はない。

#### (3) 債権の回収手続と状況

個人Aについては、債務者が死亡し、遺族に対して返還請求を行ってきたが、遺族が死亡し、相続人の有無を確認するも外国籍のため相続人の調査が不可と判断し、回収が滞っている。

個人Bについては、債務者が死亡し、相続人の有無を確認するが、外国籍のため相続人の調査が不可と判断し、回収が滞っている。

### 3.8.5 債権の管理

#### (1) 収入未済額の推移

(図表 外国-2) 収入未済額の推移 (単位:円)

区分	未収先	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在日外国人無年金者緊急支援給付金	個人A	425,000	425,000	425,000	425,000	425,000
在日外国人無年金者緊急支援給付金	個人B	403,500	391,500	389,500	389,500	389,500
過年度未収金合計		828,500	816,500	814,500	814,500	814,500

(出典：京都府提供資料)

#### (2) 収入未済額の発生別年度

令和2年度以降、新規の収入未済額は発生していない。

#### (3) 長期滞留債権に対する府の回収対応状況(委託を含む。)

##### ①在日外国人無年金者緊急支援給付金(個人A) 425,000円

平成15年に個人Aが死亡していたが、遺族からの申し出がなかったため、府は支給を継続し、450,000円の過払金が発生した。

平成22年11月に府は返還を請求し、Aの配偶者が分割納付していたが、平成29年11月を最後に納付されなくなり、令和2年1月にAの配偶者が死亡した。相続人調査のため住所地の市町村に戸籍謄本等を請求したが、戸籍なしとの回答があった。

令和6年度に弁護士に法律相談し、対応を協議した。

##### ②在日外国人無年金者緊急支援給付金(個人B) 389,500円

個人Bに遺族厚生年金を支給するに至り、在日外国人無年金者緊急支援給付金の受給資格を喪失したにもかかわらず、府に申告がなく、427,500円の過払金が発生した。

平成31年2月に府は返還を請求し、令和4年5月まで毎月1,000円ずつ返済していたが、同年5月に個人Bが死亡した。相続人調査のため住所地の市町村に戸籍謄本等を請求したが、戸籍なしとの回答があった。

令和 6 年度に弁護士に法律相談し、対応を協議した。

### 3.8.6 不納欠損処分

#### (1) 不納欠損処分の推移

令和 2 年度以降、不納欠損処分は実施していない。

#### (2) 不納欠損処分の対応及びその状況

##### ① 在日外国人無年金者緊急支援給付金（個人 A） 425,000 円

令和 6 年 7 月の弁護士に法律相談した結果を受けて、今後の方針としては、現時点では不納欠損処分を行うことはできず、令和 9 年 11 月の消滅時効の完成後（最後の返済から 10 年間）においてなお相続人が確知できない場合に、債権を放棄して不納欠損処分を行うことにした。

##### ② 在日外国人無年金者緊急支援給付金（個人 B） 389,500 円

令和 6 年 7 月の弁護士に法律相談した結果を受けて、今後の方針としては、現時点では不納欠損処分を行うことはできず、令和 14 年 5 月の消滅時効の完成後（最後の返済から 10 年間）においてなお相続人が確知できない場合に、債権を放棄して不納欠損処分を行うことにした。

### 3.8.7 平成 26 年度包括外部監査報告書フォロー

監査対象外であったため、該当事項はない。

### 3.8.8 監査の結果・課題等

#### 【指摘事項 11】 現況把握の届出の見直し

現状、年に一度、支給対象者宛てに現況届を提出してもらい、生活保護・公的年金等の受給の有無を確認しているため、1 年以内に未収金の有無を確認することができるが、受給資格がないにも関わらず現況届が虚偽であったり、給付金受給資格変更・喪失届の提出がない限りは、新規の未収金

発生リスクがある。

当該未収金は受給資格がなくなった後でも、受給者の家族が給付金の支給を受けていることに気づいていない、又は気づいていても資格喪失の手続の方法が分からないなどの理由で放置された可能性が高い。今後は個人 A や個人 B のような状況を起こさないためにも、府として現況届の記載の充実を図ることや、家族の氏名や受給者の家族関係などの記載を求めるなど、新たな取組を行う必要があると考える。

また、個人 A 及び個人 B に関して、今後回収が見込める可能性は極めて低いと考えられるため、個人 A は令和 9 年度、個人 B は令和 14 年度に必ず不納欠損処分を行う必要がある。

### 3.9 心身障害者扶養共済制度掛金・保険金

#### 3.9.1 制度の概要

債権の名称	心身障害者扶養共済制度掛金・保険金
対象部局	障害者支援課
制度の目的	親なき後の障害者の生活不安を軽減するための給付金支給制度
根拠法令等	京都府心身障害者扶養共済条例（昭和 46 年京都府条例第 8 号） 京都府心身障害者扶養共済条例施行規則（昭和 54 年京都府規則第 46 号）
制度開始年月日	昭和 45 年度
債権の種類	私債権（未収金）
貸付先（債務者）	(1) 契約通りの掛金の支払いができない保護者である加入者（心身障害者扶養共済制度掛金） (2) 給付金を受けていた受給権者が死亡した後も、引き続き過支給を受けていた親族等（心身障害者扶

	養共済制度保険金)
貸付期間	—
延滞金等の有無	無
備考	—

### 3.9.2 制度の経緯

心身障害者の将来に対し保護者のいなく不安の軽減を図り、あわせて心身障害者の福祉の増進に資するために設けられ、昭和45年度に全国規模で創設された、親なき後の障害者の生活不安を軽減するための給付金支給制度である。

加入できるのは、次の障害者（児）の保護者で65歳未満の者である。

①身体障害者（児）【1～3級】

②知的障害者（児）【療育A,B】

③身体・精神に永続的な障害を有する者で①、②と同程度の者

### 3.9.3 制度の仕組みと債権の内容等

心身障害者の保護者である加入者は生存中に、保険料（掛金）を府に納付していくことになる。

月額保険料は、以下のとおりである。（1口当たり金額。2口まで加入可）

（図表 心身-1） 加入時保険料一覧 （単位：円）

加入時年齢（歳）	～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64
平成20年3月31日以前加入者	5,600	6,900	8,700	10,600	11,600	12,800	14,500
平成20年4月1日以降加入者	9,300	11,400	14,300	17,300	18,800	20,700	23,300

（出典：京都府提供資料）

府独自の施策としては、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、災害時には、全額免除となる制度を設けている。

加入後に心身障害者の保護者である加入者が死亡又は障害者が死亡した

場合に、給付が生じることになる。給付内容は以下のとおりである。

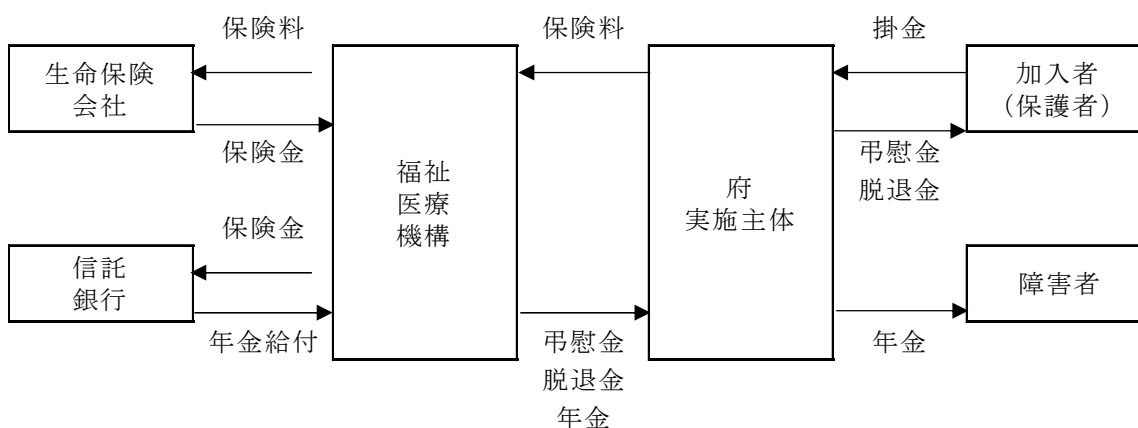
(図表 心身-2) 給付内容

	年金	弔慰金	脱退一時金
給付事由	加入者が死亡 (又は重度障害)	加入者生存中に障害者 死亡(又は同時死亡)	加入者が生存中に 制度を脱退
支給額	1口当たり 月額2万円	加入期間に応じ、 3万円～25万円	加入期間に応じ、 4.5万円～25万円

(出典：京都府提供資料)

また、この制度のおおまかな流れは以下のとおりである。

(図表 心身-3) 業務フロー



(出典：京都府提供資料)

- ①心身障害者の保護者である加入者は生存中に、保険料（掛金）を府に納付する。
- ②府が預かった保険料を独立行政法人福祉医療機構に支払う。
- ③独立行政法人福祉医療機構が預かった保険料を生命保険会社及び信託銀行に支払う。
- ④給付原因が発生した際に、生命保険会社及び信託銀行を経由して、心身障害者の保護者である加入者及び障害者に弔慰金や脱退金、年金が支払われる。

なお、当該制度に関して未収金は発生する余地はない。しかし経済的な理由等で、加入者が保険料の納付をできなくなった場合に、未納額が発生する。

さらに、受給権者が死亡したにも関わらず、親族等から申出がなく府が支給を継続している場合に、過支給返還金が発生することとなる。

今回、未収金として認識している心身障害者扶養共済制度掛金・保険金はこれらのケースである。

### 3.9.4 債権の発生と回収手続

#### (1) 債権の発生・回収推移

##### ①心身障害者扶養共済制度掛金

(図表 心身-4) 債権の回収推移 (単位：円)

未収先	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人A	—	0	0	0	0
個人B	—	0	0	0	0
個人C	—	8,000	3,400	3,000	6,000
個人D	—	128,670	0	43,230	0
個人E	—	0	0	0	20,000
個人F	—	0	0	0	0
個人G	—	0	0	0	0
個人H	—	15,750	0	5,250	0
個人I	—	0	0	0	0
個人J	—	0	0	0	0
個人K	—	67,200	0	0	30,000
個人L	—	5,000	2,000	2,000	0
個人M	—	0	0	0	0
個人N	—	0	0	0	0
個人O	—	40,000	12,500	0	0
個人P	—	98,980	1,020	0	0
個人Q	—	114,530	15,000	35,000	30,000
個人R	—	0	0	0	0
個人S	—	100,000	66,280	16,920	5,880
個人T	—	0	0	0	0
個人U	—	▲ 162,400	0	0	12,000
個人V	—	13,440	3,000	6,000	0
個人W	—	0	0	0	0
個人X	—	0	0	0	0
個人Y	—	0	0	0	0
未収金回収合計	—	429,170	103,200	111,400	103,880

※個人Uに関しては、令和3年度新たに未収金が発生している。

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

②心身障害者扶養共済制度保険金

(図表 心身-5)

債権の回収推移

(単位:円)

未収先	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人A	—	0	0	0	0
個人B	—	0	0	0	0
個人C	—	0	0	0	0
個人D	—	0	0	0	0
個人E	—	0	0	0	0
未収金回収合計	—	0	0	0	0

※心身障害者扶養共済制度掛金と心身障害者扶養共済制度保険金のそれぞれ個人 A～E は別人物である。  
(出典:京都府提供資料 監査人一部編集)

(2) 債権の発生手続と状況

①心身障害者扶養共済制度掛金

上記の(図表 心身-4)に記載のとおり、個人 U に関して新たに発生している。

②心身障害者扶養共済制度保険金

上記の(図表 心身-5)に記載のとおり、令和 2 年度以降、新規の債権の発生はない。

(3) 債権の回収手続と状況

①心身障害者扶養共済制度掛金

平成 20 年度以降の加入に対する掛金未納額はほぼないが、それ以前の加入分に関する掛金未納額が存在し、未収金として認識されている。

未収金の現状は以下のとおりのパターンが見受けられる。

- i) 分納中
- ii) 任意脱退、強制脱退後分納されていない
- iii) 加入者死亡のため、分納されていない
- iv) 他の自治体へ転出脱退のため、分納されていない

v) 支払拒否

分納されている未収先もあれば、過去5年間で全く回収されていない未収先もある。府としては、加入者死亡時に給付金請求で未納分を充当したり、強制脱退を行い、これ以上の未収金が増えないよう施策を実施している。

②心身障害者扶養共済制度保険金

個人A～Eに関して、相当な期間が経過し、相手方の納付の意思が見られず膠着状態となっており、長期間放置される状況が続いている。

3.9.5 債権の管理

(1) 収入未済額の推移

① 心身障害者扶養共済制度掛金

(図表 心身-6)

収入未済額推移

(単位：円)

未収先	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	加入日	状況	備考
個人A	32,000	32,000	32,000	32,000	32,000	昭和47年 3月1日	昭和48年度1期～ 昭和50年度2期	任意脱退(本人死亡平成6年12月14日) 障害者本人支払拒否
個人B	145,600	145,600	145,600	145,600	145,600	昭和50年 11月1日	平成18年度2期～ 平成26年度2期	掛金終了で加入中 加入者死亡時の給付 金請求で未納分を充当処理(充当願提出 済)
個人C	1,068,560	1,060,560	1,057,160	1,054,160	1,048,160	昭和54年 1月1日	平成8年度1期～ 平成19年度3期	分納中
個人D	171,900	43,230	43,230	0	0	昭和55年 5月1日	-	完納
個人E	362,320	362,320	362,320	362,320	342,320	昭和60年 10月1日	平成13年度1期～ 平成16年度2期	分納中
個人F	128,600	128,600	128,600	128,600	128,600	昭和61年 1月1日	平成19年度2期～ 平成21年度4期	分納中
個人G	594,300	594,300	594,300	594,300	594,300	昭和62年 8月1日	平成17年度2期～ 平成27年度2期	加入者死亡給付金請求なし(調査中)
個人H	71,400	55,650	55,650	50,400	50,400	昭和63年 10月1日	平成15年度2期 平成22年度2期	分納中
個人I	364,560	364,560	364,560	364,560	364,560	平成元年 2月1日	平成13年度4期～ 平成23年度2期	強制脱退(平成28年12月)
個人J	113,000	113,000	113,000	113,000	113,000	平成元年 9月1日	平成13年度2期～ 平成19年度2期	加入者死亡(調査中)
個人K	643,780	576,580	576,580	576,580	546,580	平成元年 12月1日	平成8年度2期～ 平成30年度3期	大阪府へ転出脱退(平成30年11月)
個人L	9,000	4,000	2,000	0	0	平成3年 6月1日	-	完納
個人M	46,400	46,400	46,400	46,400	46,400	平成7年 5月1日	平成25年度 1期、2期	平成24年5月転出(奈良)

未収先	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	加入日	状況	備考
個人N	1,113,000	1,113,000	1,113,000	1,113,000	1,113,000	平成7年 12月1日	平成13年度1期～ 平成27年度4期	強制脱退（平成28年1月）
個人O	825,000	785,000	772,500	772,500	772,500	平成8年 10月1日	平成12年度2期～ 平成20年度2期	分納中
個人P	631,820	532,840	531,820	531,820	531,820	平成10年 1月1日	平成21年度2期～ 平成27年度2期	施設入所
個人Q	1,016,090	901,560	886,560	851,560	821,560	平成11年 5月1日	平成21年度2期～ 平成27年度3期	分納中
個人R	273,700	273,700	273,700	273,700	273,700	平成12年 10月1日	平成14年度1期～ 平成19年度1期	分納誓約書の返送なし
個人S	255,880	155,880	89,600	72,680	66,800	平成14年 9月1日	-	令和7年4月以降完納
個人T	457,960	457,960	457,960	457,960	457,960	平成15年 1月1日	平成24年度4期～ 平成27年度3期	分納中
個人U	67,200	229,600	229,600	229,600	217,600	平成15年 10月1日	令和3年度2期～ 令和5年度2期	分納中
個人V	557,700	544,260	541,260	535,260	535,260	平成16年 11月1日	平成17年度1期～ 平成21年度1期	分納中
個人W	46,400	46,400	46,400	46,400	46,400	平成17年 4月1日	平成25年度1期	支払拒否
個人X	28,280	28,280	28,280	28,280	28,280	平成17年 6月1日	平成20年度 1期、2期	支払拒否
個人Y	135,600	135,600	135,600	135,600	135,600	平成23年 10月1日	平成26年度3期～ 平成28年度3期	強制脱退平成28年12月（掛金が増加する のを防ぐため）脱退一時金充当
未収金合計	9,160,050	8,730,880	8,627,680	8,516,280	8,412,400			

（出典：京都府提供資料 監査人一部編集）

## ② 心身障害者扶養共済制度保険金

（図表 心身-7）

収入未済額推移

（単位：円）

未収先	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人A	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
個人B	260,000	260,000	260,000	260,000	260,000
個人C	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
個人D	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
個人E	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
未収金合計	585,000	585,000	585,000	585,000	585,000

（出典：京都府提供資料 監査人一部編集）

### （2）収入未済額の発生別年度

#### ①心身障害者扶養共済制度掛金

個人Uに関しては、令和3年度に新たに収入未済額が発生している。

②心身障害者扶養共済制度保険金

令和2年度以降、新規に収入未済額は発生していない。

(3) 長期滞留債権に対する府の回収対応状況(委託を含む。)

①心身障害者扶養共済制度掛金

未収先に電話連絡等を行い、分納で回収できている先もあるが、支払いを拒否されたり、他の自治体に転出して連絡が取れない未収先もある。また、これ以上の未収金を増やさないために任意・強制脱退させ、給付金請求の際に、充当処理などを行っている。

②心身障害者扶養共済制度保険金

当時は電話等で回収するように努めていたが、それぞれ納付意欲もなく、回収が困難になっている。

3.9.6 不納欠損処分

(1) 不納欠損処分の推移

①心身障害者扶養共済制度掛金

令和2年度以降、不納欠損処分は実施していない。

②心身障害者扶養共済制度保険金

令和2年度以降、不納欠損処分は実施していない。

(2) 不納欠損処分の対応及びその状況

①心身障害者扶養共済制度掛金

長期に渡って回収できていない未収先もあり、時効についても不明であるため、不納欠損処分することを検討している。

②心身障害者扶養共済制度保険金

長年膠着状態にあり、時効についても不明であるため、不納欠損処分することを検討している。

### 3.9.7 平成 26 年度包括外部監査報告書フォロー

#### (1) 心身障害者扶養共済制度掛金

監査対象外であったため、該当事項なし。

#### (2) 心身障害者扶養共済制度保険金

監査対象外であったため、該当事項なし。

### 3.9.8 監査の結果・課題等

#### 【指摘事項 12】 早急な不納欠損処分の実行

##### (1) 心身障害者扶養共済制度掛金

上記（図表 心身-6）に記載のとおり、過去に未納となった掛金が未収金として計上されている。

それぞれ分納中・脱退済み・加入者死亡・他の自治体へ転出脱退・支払拒否など様々な理由があるが、いずれも加入日が昭和～平成 20 年前後であるため、当時の膨大な資料を確認する必要がある、また確認したところで正確な時効が判明しないことも考えられる。

府の債権管理としては、債権管理条例及び京都府債権の管理に関する条例施行規則がある。債権管理条例に、知事の責務として、消滅に係る時効が完成し、債務者の住所及び居所が不明な場合や特定相続人の全部又は一部を確知することができなかつた場合に、権利を放棄することができる旨の記載がある。さらに、京都府債権の管理に関する条例施行規則に、債務者が時効の援用の意思を示すことが困難であると認められる場合や、面会・文書の送付その他の方法により債務者に接触することができない場合に、消滅時効の完成時に私債権を放棄することができる旨の記載がある。

これらの条例等はあくまで、時効が把握できている場合の記載であるため、そもそも時効が把握できない場合は、債権管理条例及び京都府債権の管理に関する条例施行規則に基づき、不納欠損処分を行うことができず、今後も未収金として管理・把握する必要性があると考えられる。しかし、回収業務に経済合理性が明らかでない長期滞留債権の不納欠損処分を実

施しない合理的な理由はないと考える。

心身障害者扶養共済制度掛金に関しては、前述のとおり分納中である未収金もあるが、ここ数年全く回収できていない未収金も存在する。時効の調査に相当な時間がかかり、不納欠損処分が実施できない場合、将来に渡って未収金として管理・把握した上で、調査を継続しなければならず、人手や時間を費やすことが想定される。そのため、早急な不納欠損処分を実施する必要があると考える。

#### (2) 心身障害者扶養共済制度保険金

個人 A～個人 E に関して、正確な時効を把握できないとのことである。しかし、時効が把握できないと将来のいつの時点で不納欠損処分をすればよいか分からず、継続して未収金として管理・把握しなければならない。

上記(1)でも述べたように、心身障害者扶養共済制度保険金についても、早急な不納欠損処分を実施する必要があると考える。

### 3.10 桃山東合同宿舎使用料相当徴収金

#### 3.10.1 制度の概要

債権の名称	桃山東合同宿舎使用料相当徴収金
対象部局	原子力防災課
制度の目的	府が桃山東合同宿舎を国から借り上げ、東日本大震災の被災者受入住宅として、無償で一時使用を許可した制度
根拠法令等	国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）に基づく、国有財産使用許可書
制度開始年月日	平成 23 年 4 月～平成 31 年 3 月末
債権の種類	私債権（未収金）
貸付先（債務者）	宿舎利用者
貸付期間	—

延滞金等の有無	有
備考	—

### 3.10.2 制度の経緯

平成 23 年 3 月 11 日に生じた東日本大震災の影響により、住まいを失った人々が多く発生した状況を鑑み、府が国から居住物件を借り上げ、東日本大震災の被災者受入住宅として、無償で一時使用を許可した制度である。

府では、114 世帯 350 人を受け入れた。

### 3.10.3 制度の仕組みと債権の内容等

府は平成 23 年 6 月、国に対して桃山東合同宿舎の使用許可を申請し、許可を受けた。それを東日本大震災による一時避難住宅として被災者家族に無償で提供した。個人 A は福島県から避難してくる弟夫婦と同居すると説明し、平成 23 年 7 月に単身入居した。しかし、平成 29 年 6 月に入居理由が偽りであることが判明（弟夫婦とは一度も同居せず。）し、再三退去を求めるも退去せず、平成 31 年 3 月に国からの同宿舎使用許可期間満了後も退去しなかった。

その際に、府が国に支払った損害賠償金 196,411 円についての、個人 A への損害賠償請求債権である。

### 3.10.4 債権の発生と回収手続

#### (1) 債権の発生・回収推移

国への損害賠償金支払日は、令和 2 年 1 月 24 日である。

(図表 桃山東-1)

## 債権の発生推移

(単位：円)

債権発生月	損害賠償金	納付期限	延滞金起算日	延滞金計算日	延滞日数	延滞金
平成31年4月	20,000	令和1年5月7日	令和1年5月8日	令和2年1月24日	262	717
令和元年5月	20,000	令和1年5月31日	令和1年6月1日	令和2年1月24日	238	652
令和元年6月	20,000	令和1年7月1日	令和1年7月2日	令和2年1月24日	207	567
令和元年7月	20,000	令和1年7月31日	令和1年8月1日	令和2年1月24日	177	484
令和元年8月	20,000	令和1年9月2日	令和1年9月3日	令和2年1月24日	144	394
令和元年9月	20,000	令和1年9月30日	令和1年10月1日	令和2年1月24日	116	317
令和元年10月	20,000	令和1年10月31日	令和1年11月1日	令和2年1月24日	85	232
令和元年11月	20,000	令和1年12月2日	令和1年12月3日	令和2年1月24日	53	145
令和元年12月	20,000	令和2年1月6日	令和2年1月7日	令和2年1月24日	18	
令和2年1月	12,903	令和2年1月31日	令和2年2月1日	令和2年2月1日	1	
合計	192,903					3,508

※令和元年12月、令和2年1月分は延滞金無し。

(出典：京都府提供資料 監査人一部編集)

## (2) 債権の発生手続と状況

上記(1)のとおり、損賠賠償金は月額使用料10,000円の2倍である20,000円であり、各月の損害賠償金に係る年5%の延滞金が発生している。

国への損害賠償金の支払いを令和2年1月24日に行っているため、それ以降は新たな債権は発生していない。

## (3) 債権の回収手続と状況

債権の回収はない。

## 3.10.5 債権の管理

## (1) 収入未済額の推移

上記(図表 桃山東-1)に記載のとおりである。

## (2) 収入未済額の発生別年度

上記(図表 桃山東-1)に記載のとおり、平成31年4月～令和2年1月ま

で発生した債権であり、これ以外に新たな収入未済額は発生していない。

(3) 長期滞留債権に対する府の回収対応状況(委託を含む。)

平成 31 年 3 月に国からの同宿舎使用許可期間が満了後も退去しなかったため、令和元年 7 月に京都地裁へ提訴(家屋明け渡し、損害賠償)し、同 11 月に一審判決において全面勝訴した。同 12 月に控訴期限を経過したため、全面勝訴判決が確定した。同 12 月に動産差押を執行するものの財産がなく、執行不能で終了している。

令和 2 年 1 月に執行官による明け渡し強制執行を断行して同日国に当該宿舎を返還し、国に対して損害賠償金 192,903 円及び延滞金 3,508 円の合計 196,411 円を支払った。

その後、個人 A は所在不明となっていたが、本籍地への照会により、令和 3 年 2 月に戸籍の附票の住所が判明したことから、同 3 月に現地調査を行ったが、居住している形跡はなく、居住実態は確認できなかった。

令和元年 12 月に動産執行しており、その際に全ての家財道具を失っていることから、差し押さえることができる財産はないと認められる。

以上より、回収は難しいものと考えられる。

### 3.10.6 不納欠損処分

(1) 不納欠損処分の推移

令和 2 年度以降、不納欠損処分は実施していない。

(2) 不納欠損処分の対応及びその状況

今後回収見込みがないことから、不納欠損処分することを検討している。

### 3.10.7 平成 26 年度包括外部監査報告書フォロー

監査対象外であったため、該当事項なし。

### 3.10.8 監査の結果・課題等

当該未収金は、国の財産である桃山東合同宿舎（住宅）を府が借り受け、東日本大震災による一時避難住宅として、避難者に無償提供したところ同宿舎使用期間満了経過後も不法滞在されたことによる国に支払った損害賠償金の請求となっている。一方、本監査時に複数の府営住宅を視察したところ、多くの空室が点在している。このような緊急の一時利用である場合、府営住宅の目的外使用や空いた宿舎等の利活用により国との手続のない簡易なスキームの検討があったのか気になる点である。本報告書にある府有資産の有効活用のための情報共有及び各所管課の柔軟な対応が求められる。

#### 【意見 30】 適時の不納欠損処分

個人 A に対しては、府の全面勝訴が確定した上で、動産差押を執行しているが、差し押さえる財産はなかった。また本籍地を照会し、現地調査を行っているが、居住実態が確認できていない。

以上より、今後の回収可能性は極めて低いと考えられることから、時効完成まで適切な債権保全措置（所在調査等）を継続するが、時効完成となった後は不納欠損処分の対象となる見込みである。今後、時効完成となった場合には、適時に不納欠損処分を実施する必要がある。

### 3.11 通学費補助金過年度過払戻入金

#### 3.11.1 制度の概要

債権の名称	京都府公立高等学校生徒通学費補助金過年過払戻入金
対象部局	高校教育課（私学は文教課）
制度の目的	教育の機会均等
根拠法令等	京都府公立高等学校生徒通学費補助金要綱
制度開始年月日	昭和 49 年度
債権の種類	私債権（未収金）

貸付先（債務者）	生徒が府内の公立学校に通学し、府内に居住している保護者
貸付期間	—
延滞金等の有無	無
備考	—

### 3.11.2 制度の経緯

この制度は、遠距離通学により高額の通学費を負担している公立高校の生徒を支援するものであり、公立高等学校生徒の通学経費の保護者負担を軽減し、もって教育の機会均等を図るため、昭和49年度に創設された。

### 3.11.3 制度の仕組みと債権の内容等

この制度の対象となるのは、生徒が府内の公立高等学校に通学し、府内に居住している保護者であり、要件は以下のとおりである。

- ①世帯の前年所得金額が老齢福祉年金の所得制限以下（年収目安900万円）で、1か月の通学費を22,100円以上負担
- ②世帯の前年所得が生活保護基準の1.5倍以下（年収目安472万円）で、1か月の通学費を17,000円以上負担
- ③世帯の住民税所得割非課税で、1か月の通学費を10,000円以上負担

上記①～③のいずれも、超える額の1/2を補助している。なお、通学費は1か月通学定期の金額を上限とし、購入実績が証明できる回数券等を含む、公共交通機関の利用に要する経費である。

なお、本制度の申請者数と補助額は（図表 通学-1）のとおりである。

(図表 通学-1) 通学費補助金の申請者数と補助額の推移

年度	申請者数 (人)	補助額 (千円)
令和 2 年	116	3,089
令和 3 年	114	3,128
令和 4 年	99	2,722
令和 5 年	138 (うち農芸高校 38)	2,780 (うち農芸高校 1,299)
令和 6 年	91	2,305

(注)令和 5 年度は、農芸高校で寄宿舎給食調理業者の営業停止に伴い、一時帰宅となったため、通学費用の全額を補助した。(出典：京都府提供資料)

### 3.11.4 債権の発生と回収手続

#### (1) 債権の発生・回収推移

補助金の支給期は、通常 4 月から 9 月分及び 10 月から 3 月分の 2 期に分けて支給している。なお、この制度は補助金であるため、本来は回収の必要はない。令和 3 年度以降、新規発生の未収金はない。

#### (2) 債権の発生手続と状況

この制度において、債権が発生するのは、退学、休学、転学、購入計画変更等の理由により購入実績減になった場合、この要綱の趣旨に違反した場合、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合等である。

#### (3) 債権の回収手続と状況

債権が発生した際は、定期的に催告状の送付などにより、督促を実施している。なお、消滅時効は 5 年であり、延滞金については算出、請求とも行っていない。

### 3.11.5 債権の管理

#### (1) 収入未済額の推移

現在、未収金となっている債権は1件のみである。

#### (2) 収入未済額の発生別年度

未収金となっている債権1件は、令和2年度に発生し、収入未済額は12,000円である。

#### (3) 長期滞留債権に対する府の回収対応状況(委託を含む。)

長期滞留債権となっているのは、4月から9月の支給期の途中で退学した生徒に対するものである。このような場合、通常は学校から所管課や生徒に対して連絡が行われ、返還処理が行われている。しかしながら、このケースにおいては、学校と債務者との調整不足があり、府は保護者に対して督促を実施しているが、返還について保護者の理解が得られずに現在に至っている。

### 3.11.6 不納欠損処分

この制度において、不納欠損処分は行われていない。

### 3.11.7 平成26年度包括外部監査報告書フォロー

監査対象外であったため、該当事項なし。

### 3.11.8 監査の結果・課題等

この制度において、長期滞留債権が1件発生しているが、学校と債務者との調整不足という特別な事情があることを勘案すると、強制的な徴収ができないことも理解できる。

この件においては、学校側に今後は早期に対応するように喚起する必要があると考えるが、それ以外において未収金は発生しておらず、制度自体に特段の問題は無いと思料する。

## 第5 総括と提言

### 1 収入確保策

府の令和6年度一般会計における歳入決算額1,087,634百万円の内、自治体自らの権限と判断で収入にできる自主財源は、658,593百万円となっている。自主財源の内訳は以下のとおりである。

- (1)府税： 307,855 百万円
- (2)地方消費税清算金：128,222 百万円
- (3)分担金及び負担金： 1,552 百万円
- (4)使用料及び手数料： 10,735 百万円
- (5)財産収入： 2,056 百万円
- (6)寄附金： 1,545 百万円
- (7)繰入金： 18,239 百万円
- (8)繰越金： 17,309 百万円
- (9)諸収入： 171,080 百万円

上記のとおり、自主財源が歳入決算額の60.6%を占めている。府は、高齢化社会による社会保障関係経費等の義務的経費の増加や複雑・多様化する行政課題に対応するため、歳出増加による慢性的な収支不足を少しでも解消することを目指している。そのため「京都府行財政運営方針(令和6年度～令和10年度)」において、「あたたかい京都づくり」の実現に向けた取組のために「財政規律～持続可能な財政構造の確立～」を目指し、「自主財源の確保」や「多角的な財源の獲得」を課題として挙げている。

自主財源のなかで大きく占める府税等については、地域経済の活性化や企業誘致及び人口増加のための移住促進等が重要な施策となる。本報告書では府の財産の活用による増収の取組、つまり府の創意と工夫により独自にできる収入確保策である使用料及び手数料、財産収入、寄附金及び諸収入に含まれる「第3収入確保策」及び「第4未収金管理」の取組や結果・効果並びに今後の取組や目標・姿勢にフォーカスして課題等を取り上げ、総括する。

## 1.1 府有資産(不動産)による収入確保策

### 1.1.1 固定資産台帳の整備と情報の一元化

部局ごとに府有資産(不動産)のデータが、場所別、面積、取得金額、償却累計額、利用状況等に分類され、固定資産台帳が整備されている。利用状況について、各部局による利用中、未利用、利活用検討中という判断によりデータが集約されている。この固定資産台帳にさらに詳細な利用状況(倉庫、事務所、ガレージ、更地、窓口サービス、会議室、相談室、研修室、学校等)のデータ入力や利活用検討中の進捗状況等、府有資産の個別事情や処分等に至らない要因を府有資産活用課のみならず全庁的に共有できるタイムリーな情報の一元管理が必要である。収入確保のため、府有資産の処分や貸付けの観点から、府有資産(不動産)の暫定利用の現状における情報のみならず、各部局の方向性、対策の検討時期や期限等詳細情報も共有が必要である。利活用検討中の府有資産(不動産)についても、活用が進められない要因や原因の情報共有を踏まえ、全庁的な対策検討が必要である。勿論、府有資産(不動産)のみならず隣接する不動産を視野に入れた検討ができればなお理想的である。また、未利用であるにもかかわらず処分・貸付けが進まない物件についても、個別事情を踏まえて全庁的な対策・検討ができるタイムリーな情報の一元化と原因・要因の洗い出し、関係部局との協議・協力体制の構築が必要である。

(関連指摘事項・意見)

意見 1	所管課の定期的な情報チェックの実施
------	-------------------

### 1.1.2 府有財産戦略活用推進本部の更なる推進

府は、府有資産全般に係る全庁横断的な組織である「府有財産戦略活用推進本部」を主体として、未利用資産の利活用検討スキームに従い、未利用資産を「処分予定」、「暫定利用」、「更に方向性を検討」に区分している。未利用資産一覧にある処分予定物件は、売却・貸付けが進められ、収入確保策の観点からも過年度から一定の成果を挙げていることが窺える。一方、暫定利

用物件については、現場サイド判断による取り敢えずの利用といった積極的に利活用されているとまでは言えない物件も含まれている心証を受ける。社会情勢の変化や技術進歩が目覚ましい中で、府内他部局の知見も取り入れ解決できることもあると推察される。また、更に方向性の検討が必要な物件については、現実問題として方向性を即時に決定できないため、長期に検討継続となる物件も存在する。未利用資産の利活用検討スキームにあるボトムアップ方式だけでなく、府有財産戦略活用推進本部が多くの情報収集と知見をもとに、トップダウンで各部局の現場と意見交換できる機会を確保し、府有財産戦略活用推進本部の更なる推進を期待する。

(関連指摘事項・意見)

意見 3	府営住宅（集約予定含む。）の有効活用の更なる検討
意見 4	府営住宅の利活用に対しての弾力的な運用

## 1.2 行政財産による収入確保策

行政財産の目的外使用許可が認められ、府は、原則使用可能期間 1 年以内（京都府財産取扱規則第 35 条）で使用者から適正な額による使用料を徴収することを基本とし、公益上の必要があると認められる場合は、減額又は免除ができることとしている（使用料条例第 3 条、依命通達 7）。そのため、府の職員、府立学校の生徒等の食堂、売店その他厚生施設や他の公共団体における公用又は公共用に使用される府の事務、事業と表裏一体の業務などのために使用させる施設については、一定の手続を経て使用料の減額、免除がされている。使用許可を継続する場合は申請内容を確認の上、減額・免除の必要があるかどうかを判断しているが、多くの施設では減額・免除も継続されている。最初に減額・免除手続を経た施設の使用料の増額見直しは合理的な理由がなければ実施困難であることは理解できる。しかし、府の収入確保策の観点から「減額・免除しなければならない」ではなく、「減額・免除できる」という条例等を鑑み、常にゼロベースで減額・免除等の見直しの判断・交渉に当たっていただきたい。

(関連指摘事項・意見)

意見 2	契約継続時の減免判断の厳格性の担保
------	-------------------

1.3 ネーミングライツ等の広告による収入確保策

現在、府は3施設（京都府立体育館、京都府立京都スタジアム、京都府立府民の森ひよし）でネーミングライツを導入しており、「京都アリーナ(仮称)」において新たに導入が予定されている一方、ネーミングライツの導入に当たり、指定管理者制度が導入されている、施設自体の在り方が検討されている、府民公募の愛称が設定されているなどの課題がある施設も多数存在する。また、道路・橋梁・陸橋・公園等については、平成26年度の検討時は今後検討予定となっていたが、府のネーミングライツ導入について、他の自治体に比べ消極的に見てとれる。できない理由より、できることを最優先に考え、推進することが必要である。

(関連指摘事項・意見)

指摘事項 1	ネーミングライツ対象施設の拡大
--------	-----------------

1.4 施設の使用料及び各種申請に係る手数料による収入確保策

自治体を取り巻く社会経済環境は人口減少及び高齢化の波により、大きく変化している。施設等建設当時の利用状況と比較して、施設維持にかかるコスト上昇や各種申請に係る人件費その他コストアップによる府の負担は、明らかに増えている。そこで、使用料及び手数料等の案件ごとに物価や人件費上昇・下降のみならず、受益者負担割合を踏まえた継続的な見直しを一定期間ごとに全庁的に実施すべきと考える。各部局において案件ごとの在り方を見直し、収支のみならず、利用しない者の負担割合とのバランスを考慮し、簡易な説明をHP等で府民に広く広報するなど、使用料・手数料の負担を示すべきと考える。府民への負担増加については、一定の批判があったとしても、丁寧な説明と過去にとらわれない府独自の検討を実施すべきである。

(関連指摘事項・意見)

意見 5	使用料及び手数料の定期的な見直しやルールの方策
------	-------------------------

1.5 納付・収納方法の多様化

1.5.1 現状

社会全体のデジタル化の推進に伴い、キャッシュレス決済やコンビニ収納、eLTAXの活用等、公金収納を取り巻く状況大きく変化しており、「指定納付受託者制度」や「指定公金事務取扱者制度」によるクレジットカード、スマホアプリ等での決済など、公金の納付方法が拡充されている。

京都府においても、府民利用施設でのキャッシュレス決済の導入や手数料の納付に用いていた京都府収入証紙の廃止等により、様々な納付・収納方法が導入されている。従来の金融機関や庁舎窓口での現金納付、自動口座振替、府の預金口座への振込に加え、各歳入所管課においては、歳入の性質に応じ、コンビニ収納やキャッシュレス決済（クレジットカード決済、インターネットバンキング等）の導入を行っている。さらに、一部申請手続では、スマートフォンやパソコンにより、オンライン上で申請から手数料等の納付までを完結することができる電子申請が可能であるなど府民の生活様式に合わせたサービスの多様化が図られている。上記サービスは、現在府の限定的な事務手数料等への対応であるため、今後の対応拡大に期待する。

関連指摘事項・意見)

意見 6	収納方法の検討
------	---------

1.5.2 今後

今後 eLTAX の活用等が進めば、納入義務者はパソコンやスマートフォンからインターネット経由で納付でき、利便性が大幅に向上する。納入義務者は時間や場所を問わずに納付可能となり、納付の方法も、自由に選択可能となる。また、収納窓口となっている金融機関及び自治体の収納事務についても効率化が図られると考えられる。

一方、コンビニ収納やクレジット決済の導入には、一定のコストが必要となる。そのため、収納金額が少額なものや利用件数の少ない収入科目全てに対応する必要もなく、費用対効果の面から個別に検討する必要がある。また、今後の国の DX 推進状況を見据え、個々の事業や部局など現場サイドにこれらの対応及びシステム構築等を任せるのではなく、先進自治体を参考に府全体として収入の種類、納付・利用金額や件数の多寡等指標を検討し、府民等の利便性向上及び収納・行政事務の効率性等を総合的に考慮したうえで、スピード感をもって検討・推進すべきである。

さらに新しいポイント制度や暗号資産への対応など、社会情勢に応じた検討も今後必要になると思慮される。

(関連指摘事項・意見)

意見 7	納付・収納方法の多様化に向けての取組
------	--------------------

#### 1.6 ふるさと納税やクラウドファンディングの寄附収入確保策

平成 20 年度から制度化された個人版ふるさと納税制度及び平成 28 年度から制度化された企業版ふるさと納税については、府への寄附実績も順調に増加している。また、「ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都」の開設を目指し、令和 5 年度よりクラウドファンディング型ふるさと納税の募集を開始し、目標額を達成している。さらに、受け入れた寄附を複数年度に渡って活用するとともに、時期に左右されずに受け入れるため、条例の制定により基金が創設されている。今後、基金については、効率的な資金運用と、一定の役割を終えた基金については、無駄な資金が放置されないよう廃止するといった点検を行うなど、基金の有効活用・適正管理を徹底していただきたい。

##### 1.6.1 現況と募集体制

自主財源確保の取組として府は、個人・企業のふるさと納税や特定の目的・目標金額を掲げたクラウドファンディングに取り組んでいる。企業版ふるさと納税の寄附受入額は令和 6 年度 755 百万円で、全国の都道府県中で 6 位と

比較的多く受け入れている一方、個人版ふるさと納税は令和5年度及び令和6年度とそれぞれ262百万円（全国の都道府県中15位）及び562百万円（全国の都道府県中11位）にとどまっている。さらに、ドナルド・マクドナルド・ハウス 京都開設資金寄附金としてのクラウドファンディング型ふるさと納税は、令和7年12月末現在、493百万円（令和5年度から令和7年度）の寄附があり、目標金額を達成している。以上のとおり、企業版ふるさと納税は全国でも一定の成果を上げているが、個人版ふるさと納税は全国的に中位にあり、寄附の獲得に「京都」ブランドを活かし切れていないと思慮する。また、人材派遣型の企業版ふるさと納税の実績はない状況である。企業版・個人版ふるさと納税やクラウドファンディング等は、府全体というより各事業所管課の事業に応じた寄附金募集を部局ごとに進めている心証を受ける。企業版・個人版ふるさと納税及びクラウドファンディング等の寄附募集事業について、府全体でより積極的かつ戦略的に取り組み、今後の制度改正を順守し、各部局の事業にあった施策を計画・実行できる機運醸成による自主財源の拡大を進めていただきたい。

（関連指摘事項・意見）

意見 8	人材派遣型企業版ふるさと納税の活用
意見 9	京都府全体の所管部署の創設

### 1.6.2 京都版市町村連携型ふるさと納税

府は、府域の均衡ある発展を目指し、制度の活用や取組にばらつきがある市町村への支援強化、地域の魅力の磨き上げや、地域の担い手と寄附者との交流促進等を目的とした市町村連携型ふるさと納税を進めている。京都府及び京都市は観光都市として、世界でも一定のブランド力があると考えられる。しかし、京都市を除く市町村の中には寄附の受入額から判断して、その「京都」のブランド力を活かすことで、更なる拡大の余地があると考えられる。そこで、府は、「京都」のブランド力を活かしたプロモーションの実施、府の開発した返礼品の提供、市町村域を超えた地場産品を組み合わせた返礼品の開

発、市町村職員等のスキル向上を目指した交流会・研修会の開催に取り組んでいる。「京都」ブランド力を府の全域に還元できる取組をさらに活性化することにより、府全域の魅力発信、ブランド力向上に努めていただきたい。

(関連指摘事項・意見)

意見 10	府市連携の強化
意見 11	市町村支援の検討
意見 12	交付基準の見直し
意見 13	PR 活動の充実
意見 14	魅力ある返礼品アイテムの開発と見直し
意見 15	組み合わせ返礼品の開発の推進
意見 16	交流会の活性化

### 1.6.3 自主財源確保の機運醸成

行政は主に税を財源に住民の福祉の増進のために教育・福祉・医療等公益・公共の利益向上を目的とした事務事業が進められている。しかし、府においても税に頼らない自主財源の最大化を図る一面もあってもよいと感じる。その一つに地域の課題解決のため、税に頼らない寄附募集事業が挙げられる。財政に少しでも寄与するために、特定の職員だけでなく、寄附募集の目的や方策等府職員全員が意識の片隅に置き、具体的な発案があれば、担当部署に相談できる体制並びに機運醸成が必要である。府から府民への積極的 PR による寄附拡大を期待する。

(関連指摘事項・意見)

意見 17	遺贈等の活用に向けた協定と広報の推進
-------	--------------------

### 1.7 収入確保に向けた取組姿勢（意識改革）

収入確保策として普通財産の貸付け・処分、行政財産の使用許可、ネーミングライツ及び各種媒体への広告掲載、手数料・使用料等の見直し、企業版・個人版ふるさと納税やクラウドファンディングによる外部資金の調達、寄附

金関係の基金創設、動産その他資産の販売等府全体で取り組む体制が必要である。つまり、職員全員が府の財政状況を理解し、税収入だけに頼ることなく自主財源を高める意識の向上を図る必要がある。以下の意識の醸成と取組ができればと期待する。

- ・ 外部資金の調達から府民へのサービス向上へ繋げる。
- ・ 特定の事業で収益を挙げて府民に還元する資金の循環をつくる。
- ・ 府の自主財源（貸付収入、寄附収入や使用料・手数料等）と府有資産の府民サービス（福祉、医療）等への活用など明確な目的を持つ。
- ・ 地域にあるヒト・モノ・カネを活用し地域内の循環をつくる。
- ・ 自主財源確保のアイデアを職員全体から募る。
- ・ 府のみならず市町村の地域に応じた収入確保策の検討を全体で勉強・検討を実施する。
- ・ 各部局の自主財源確保のアイデアで確保した収入を各部局へのインセンティブとして事業予算に還元する。
- ・ 府民の理解が深まるように PR や広報活動を積極的に進める。

最後に、本報告書の収入確保策（府有資産《不動産》による収入確保、行政財産による収入確保、ネーミングライツ等の広告による収入確保、使用料・手数料による収入確保、ふるさと納税（個人・企業）やクラウドファンディング等の寄附収入確保及びその他）やその他自主財源について拡大化する研究・検討を続け、行動することが必要と考える。リスク回避のためにできない理由を考えず、できることを推し進め、府民サービス向上のための収入確保策について、職員全員の共通認識として府民を巻き込んで取り組んでいただきたい。

## 2 未収金管理

自力執行権がある強制徴収債権は、財産調査権があり、未収金回収に対する法的手続が整理されている。また、時効の経過で債権が消滅するため長期滞留債権の管理も比較的容易と思われる。一方、本報告書に取り上げた自力執行権がない私債権は、財産調査権がなく、差押え等裁判所を通じた手続が必要となり、未収金回収には専門的知識や経験を必要とするなど、個々の対応が煩雑となる。また、時効の援用がない限り債権が存続し、実質的に回収が不能な場合にも債権放棄等の手続が長期に及び、長期滞留債権となる場合が散見される。そのため、非強制徴収債権は民間の債権回収会社の取組も参考になる。本報告書作成に当たり気付いた点を以下のとおりまとめた。

### 2.1 未収金の発生原因（性善説と性悪説）

未収金は過払金返還金、貸付金返還金、使用料、賠償金、遅延利息、違約金等多様な債権がある。そのため未収金発生原因も多種多様である。例えば、高等学校等修学資金貸付返還金や地域改善対策修学奨励事業等過払返還金などは、比較的少額な貸付けが多く、債務者の債務に対する認識や債務を返済する認識が甘いために発生する未収金も多く存在すると思慮する。当初貸付時に、債務者や連帯債務者の資金返済に対する認識を確認することや、時が経過しても自治体が債務者等を特定できることが重要である。

また、高等学校等修学資金貸与制度と同種の資金貸付けや給付(母子父子寡婦福祉資金貸付金、高校生給付型奨学金、自治体・公共的団体が貸与又は給付する奨学金等)の重複適用はできないとし、当初の申請書作成において「他の奨学金との併用状況」の有無をパンフレットや説明書に記載して広報しているとされているが、申請者本人の制度自体の理解不足や悪意がある場合に、牽制の働く仕組みになっていないように思われる。本人申告のみならず、マイナンバーの活用や IT の利用による情報の一元化により自治体で容易に牽制できる仕組みづくりを期待する。

つまり、貸付けを申込む債務者がやむなく返済できなくなる未収金(払え

ない人)が多くを占めると思われるが、悪意のある債務者による未収金(払わない人)も想定した貸付け・給付手を徹底していただければと思う。

(関連指摘事項・意見)

指摘事項 2	校長推薦の見直しや学力要件の追加について
指摘事項 11	現況把握の届出の見直し
意見 21・26	修学資金等の使途について
意見 22・27	貸与限度額の見直しについて
意見 23・28	他の制度との集約化について
意見 24	滞納上位校との連携強化について
意見 25	遅延利息の計上について

## 2.2 未収金の網羅的把握

公認会計士の財務諸表における監査では、資産や負債が網羅的に把握できているかという視点で監査を実施する。つまり、計算書類上に記載された資産や負債は全て計上され、簿外に存在する未記載のものがないかに注意を注ぐ。府の未収金は事業ごとに多様、かつ、未収金対象者が不特定多数存在するため、未収金対象者と個別に深く接点を持つことは物理的に困難であると理解している。未収金の中でも、貸付金の返還金は当初の契約があるため把握は簡単であるが、給付金等途中で給付要件を満たせず返還すべき未収金が発生していることを機械的に把握することは困難と考える。給付金等の要件を途中で満たすことがなくなった対象者の発生を網羅的に把握できているという担保策の検討を期待する。

**【意見 31】** マイナンバー（個人番号）を利用した事務処理の効率化について

本外部監査の対象となった高等学校等修学資金（貸付・過年度過払）返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金や府営住宅使用料等の制度の申請業務においては、本人確認のみならず、親権者や連帯保証人の確認、所

得の確認、他の制度との重複確認といった、様々な確認作業を行っており、その業務にかなりの工数を要している。さらには、申請の時だけではなく、回収においても、住所変更に伴う所在調査が必要であり、未収金が増加の一途を辿る中、業務負担は増すばかりである。

このように、業務量が増加する中、マイナンバーを活用すればかなりの業務量の軽減が期待できるにも関わらず、現状ではマイナンバーを利用していない。この点、利用していない理由としては、全ての人がマイナンバーカードを保有していないためである。しかしながら、マイナンバーカードを保有していなくとも、すでに各自に対して個人番号は付与されており、国税における個人の確定申告においては、マイナンバーカード不保持者についても、この個人番号を利用して対応している。

昨今においては、少子化に伴う人手不足は深刻であり、マンパワーに頼った業務を放置していると、いずれ業務破綻するのは明白である。よって、一刻も早くマイナンバーを利用した、業務の効率化を図ることを期待する。

(関連指摘事項・意見)

意見 18	履行期限が延期された未収金の管理方法
-------	--------------------

### 2.3 早期回収

府の徴収率は高く、未収金残高は減少傾向であると考えられる。しかし、現年度の収入未済額は少なく徴収率も高いが、過年度の収入未済額は多く徴収率も極端に悪くなるため、未収金が長期に滞留しないことを心掛ける必要がある。滞納案件について、早期に面談・相談し、一括返済を原則としつつ分割返済等の計画対応や個々の状況に応じた延納・分納処分をする必要があると考える。催告強化期間である2月、8月はもとより、タイムリーに電話・訪問等コミュニケーションをとることが必要である。また、滞納の早期回収に成功した事例を経験する担当者らと担当部局を超えた情報交換も有益と考える。早期回収が原則とはいえ、時間が経過した少額案件全てを早期回収

することは非現実的で、回収効果と人件費を含む諸経費の効果がいかほどか判断を迫られる。一方、納期内に返済している債務者に公平性の観点で説明責任が果たせるかを考慮して、バランスを保ちながらの回収や不納欠損処分に努める必要がある。

(関連指摘事項・意見)

指摘事項 6	長期滞納者に対する明け渡し請求について
指摘事項 8	納付方法の拡大化
意見 19	長期滞留債権の回収率の向上

#### 2.4 債権回収のための滞納整理票作成

自治体の長は、債権について、履行期限までに履行しない者がいるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。文書催告、電話催告及び訪問催告があり、最初に証拠を残すためにも文書催告が重要と考える。特定記録郵便や簡易書留、配達証明等を活用した郵便による送達、交付送達、公示送達を利用する。債権に応じた対象者の財産調査を実施する。住民票による住所確認、所得状況、不動産・自動車保有状況、銀行口座情報、水道口座情報等の情報入手により差押債権・物件の確認を実施する。最後に、債権の多寡により支払督促や裁判所の利用についても、費用対効果を踏まえて検討する必要がある。また、法的手段を検討する場合に加えて、不納欠損処分を行う場合の説明責任を担保するためにも、滞納者との事前のやり取りなどを詳細に整理した滞納整理票の作成に努力を惜しまないことが必要である。

(関連指摘事項・意見)

指摘事項 5	市町管理代行団地のモニタリングについて
意見 20	約定返済の履行確認

#### 2.5 回収と不納欠損処分の判断

長期滞留債権は、何もアクションを起こさない限り、完納に至ることもなく不納欠損処分も実施することはできない。

長期滞留債権は事業の種類や個別の事情により異なり、一様に不納欠損処分を実施できないものも含まれる。様々な理由により消滅時効が完成しているが、時効の援用の意思確認ができず、長期滞留債権となっているものも存在する。そのような債権は、公平性・公正性を保ちつつ、債権管理条例第5条の債権の放棄に至る手続や、専門の弁護士に意見を仰ぐなどして不納欠損処分を早期に決断すべきと考える。

(関連指摘事項・意見)

指摘事項 3・4・7	不納欠損処分の適時処理について
指摘事項 10・12	早急な不納欠損処分の実行
意見 30	適時の不納欠損処分

## 2.6 長期滞留債権の一元管理と専門職の配置

府は未収金について、事業ごとの長期滞留債権の管理と回収を各所管課の職員に任せているが、債権回収に関する専門知識を持たない職員に管理させることは、非効率と考える。また、府の私債権は、債権金額が比較的少額で件数が多くなり、費用対効果の面から人員を割けず、滞納整理のノウハウが蓄積できず、催告は実施するものの、結果的に時効を待つことになるケースが認められる。

地方税徴収の取組として、府と各市町村は、滞納整理事務を効果的、効率的に行い、税込確保と徴収率の向上を図ることを目的の一つとして、京都地方税機構に集約させる税務執行体制が図られている。私債権についても長期滞留債権を回収する専門職の配置で一元管理することにより、ノウハウや経験を集積させ、各事業所管課へのコンサルティングやフィードバックも期待できる。

また、長期滞留債権は各事業所管課で滞納整理票による管理となっているが、府全体の長期滞留債権の整理システムの整備が望まれる。個人情報取り扱いが重要となるが、一元管理の組織であれば、事務分掌の範囲内の情報共

有であり、複数の事業所管課による情報共有や名寄せシステム等により重複給付の防止や滞納者情報の共有から解決する業務が増すと考えられる。

税債権を参考に私債権についても IT 技術による長期滞留債権情報の一元化と専門職員の配置による履行延期の特約の積極活用、時効の更新及び適切な不納欠損処分の一元的体制により、早期回収・早期不納欠損処分が必要と考える。

勿論、洛南病院の窓口のように長期滞留債権となっている未収金を抱えた患者と日々直接接する職員がいる場合、お互いの人間関係が構築され現場サイドで入金管理にあたることは、時間がかかっても回収につながるケースも多々認められる。一方、人間関係構築が困難な長期滞留債権は不納欠損処分の判断が遅れるケースも認められる。一義的には現場サイドに回収を任せ、人間関係の構築が困難な長期滞留債権については現場から切り離した一元的管理体制において、法的な視点だけでなく経済的視点に立った対応を進める必要がある。府の公債権のみならず私債権の回収管理に当たる体制について以下のとおり記載する。

**【意見 32】 滞納債権の回収・管理に当たる体制の検討**

未収金管理について、滞留債権の管理と回収を各事業所管課の職員に当たらせることは、業務の効率性から見て疑問があり、非効率かつ積極的に取り組む機運に欠けるものである。

各事業未収金の現年度収入は一定の高徴収率が認められるが、過年度収入になると徴収率が極端に減少し、管理と回収の不経済性が目につき、迅速な専門的判断が遅れるほか、早期回収を図るべき滞納債権に対するアプローチが弱くなると推察される。今後、人口減少や社会情勢に伴う職員減少を見据え、IT 技術による滞納債権情報の一元化と専門職員の配置による一元的管理体制の検討が必要である。

(関連指摘事項・意見)

指摘事項 9	長期滞留債権の回収手段の拡大の検討
意見 29	新システムを利用した未収金残高管理の深化について

最後に、公債権や私債権の区別なく名寄せ可能なシステムによる情報一元化、長期滞留債権の一元的管理と専門職の配置により、早期回収のための経験値を積み、徴収率 100%を目指し、挑戦されることを期待する。